

## 国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について

〔 令和 2 年 8 月 3 日 2 林国経第 38 号 〕  
〔 林野庁長官より各森林管理局長あて 〕

〔最終改正〕 令和 6 年 3 月 28 日 5 林国業第 302 号

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）に基づく樹木採取権の設定、樹木採取権に係る事業の実施等の運用については、関係法令等によるほか、樹木採取権制度ガイドラインについて（令和 2 年 4 月 1 日付け元林国経第 177 号林野庁長官通知）に示された考え方及び以下のとおり実施することとしたので、特段の御配慮をお願いします。

（担当：国有林野部業務課連携事業推進担当）

## 目次

### 第1 公募等の準備

- 1 基礎額算定林分の調査及び基礎額の算定
  - (1) 基礎額算定林分の選定
  - (2) 森林管理署長への基礎額算定林分の収穫調査の指示
  - (3) 基礎額算定林分の収穫調査の報告
  - (4) 基礎額の算定
- 2 国が通知する伐区の調査の指示等
- 3 法令等手続の主体の確認
- 4 審査を行うための準備
- 5 その他の準備

### 第2 公募

- 1 公募時に公表する事項
  - (1) 樹木採取区の所在地及び面積
  - (2) 樹木採取権の存続期間
  - (3) 権利設定料の額
  - (4) 基礎額及び樹木料の算定方法
  - (5) 行使の指針
  - (6) 採取の基準
  - (7) 森林資源の状況
  - (8) 樹木の伐採制限がある旨及びその内容
  - (9) 公募を開始する日及び公募の期間
  - (10) 権利設定料の算定方法
  - (11) 評価において勘案する事項
  - (12) 樹木採取権実施契約に定めようとする事項等
  - (13) その他必要な事項
- 2 公募の手続
  - (1) 公募要項の案の作成
  - (2) 公募の方法
  - (3) 関係都道府県知事への通知
- 3 再公募

### 第3 申請

### 第4 審査・評価・選定

- 1 審査等
  - (1) 申請書の形式上の要件への適合の確認
  - (2) 追加の書類の請求
  - (3) 欠格事由該当性の判断
  - (4) 審査

- 2 評価
- 3 選定委員会の設置及び樹木採取権設定候補者の選定
- 第5 樹木採取権の設定等
  - 1 関係都道府県知事に対する協議等
    - (1) 関係都道府県知事に対する協議の実施
    - (2) 協議の方法
    - (3) 林野庁長官への照会
    - (4) 協議結果の反映
    - (5) 選定結果の連絡等
  - 2 樹木採取権の設定
    - (1) 樹木採取権の設定の通知
    - (2) 林野庁長官への報告
    - (3) 関係都道府県知事への通知
    - (4) 樹木採取権の設定に係る国有財産法上の取扱い
  - 3 選定結果の公表
  - 4 樹木採取区管理簿の作成・公表
    - (1) 樹木採取区管理簿等の整備
    - (2) 管理簿等の変更又は廃止
    - (3) 管理簿の公表時等の林野庁長官への報告及び森林管理署長への通知
    - (4) 管理簿原簿変更の森林管理署長への通知
    - (5) 管理簿の公表の方法
    - (6) 管理簿原簿の情報の交付
    - (7) 管理簿原簿の情報の樹木採取権者への提供等
- 第6 樹木採取権運用協定
  - 1 運用協定に定める事項等
    - (1) 運用協定に定める事項
    - (2) 有効期間
  - 2 運用協定の締結手続
    - (1) 運用協定の締結手続
    - (2) 運用協定締結の森林管理署長への通知
  - 3 運用協定の会計法及び印紙税法上の取扱い
    - (1) 会計法上の取扱い
    - (2) 印紙税法上の取扱い
- 第7 樹木採取権実施契約
  - 1 実施契約に定める事項等
    - (1) 実施契約に定める事項
    - (2) 施業計画
    - (3) 実行計画

- (4) 木材取引計画
- (5) 安定取引協定書
- (6) 有効期間

2 実施契約の締結手続

- (1) 実施契約の締結
- (2) 実施契約の締結の森林管理署長への通知

3 採取未了樹木の取扱い

4 実施契約の会計法及び印紙税法上の取扱い

第8 実行計画

1 実行計画に定める事項

2 実行計画案の承認

- (1) 森林管理署長による事前の確認
- (2) 実行計画案の承認
- (3) 実行計画案の承認の森林管理署長への通知
- (4) 跡地検査職員の任命

3 森林管理局長が行う収穫調査

- (1) 指示
- (2) 報告

4 樹木採取権者が行う収穫調査

- (1) 指導監督等を行う職員の任命
- (2) 契約書の写しの確認
- (3) 調査結果等の報告
- (4) 森林管理署長等への通知

5 運用協定第23条に係る手続

- (1) 指示
- (2) 報告

第9 樹木料の額の提示等

1 樹木料の額の提示

2 樹木料の確定通知に係る森林管理署長への通知

第10 事業の実施等

1 事業の開始の義務

2 法第8条の13第2項又は第3項の規定に基づく事業開始期間延長の認可又は事業休止の認可等

- (1) 申請及び審査
- (2) 認可の通知等
- (3) 法第8条の13第4項の事業の開始の届出

3 事業の実施等に係る手続

- (1) 樹木料納付済届の受理

- (2) 着手届の受理
- (3) 採取済届の受理
- (4) 採取跡地の検査の実施
- (5) 搬出済届の受理及び搬出跡地の検査の実施
- (6) 搬出期間又は採取期間の延長承認を行った場合の手続
- (7) 労働安全衛生確保対策の実施
- (8) 事業実施状況の確認、報告の徴求、調査及び指示等

#### 第11 採取跡地における造林

##### 1 造林事業請負契約

- (1) 随意契約について
- (2) 契約約款等
- (3) 予定価格の積算

##### 2 造林事業請負契約の締結手続

- (1) 予定簿への計上
- (2) 造林事業請負契約締結についての最終の確認及び調整等
- (3) 樹木採取権者と造林事業請負契約を締結できない場合
- (4) 契約情報等の報告

##### 3 分収造林契約の締結手続

#### 第12 国有林野の使用等

- 1 国有林野の使用の承認
- 2 林道等の利用の円滑化
- 3 路網等新設協定等の締結

#### 第13 その他の運用協定等に係る手続

##### 1 定期報告

- (1) 森林管理署長による確認
- (2) 定期報告の受理等

##### 2 定期報告以外の運用協定等に係る手続

- (1) 支障木の採取の承認の手続
- (2) 公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務に関する手続
- (3) 木材の安定取引の目標に関する報告があった場合の手続
- (4) 主要取引先の変更があった場合の手続
- (5) 支配権の異動があった場合の手続
- (6) その他の届出等の森林管理署長への通知
- (7) 森林管理署長への意見聴取
- (8) 被害発生の届出があった場合の手続

#### 第14 登録

#### 第15 樹木採取権の取消し

- 1 樹木採取権の取消し

- (1) 聴聞
- (2) 取消しの通知
- (3) 樹木採取区の変更又は指定の解除の公示
- (4) その他

2 法第8条の22第1項第2号による取消しの手続

- (1) 権利設定料の返還
- (2) 樹木採取権者に対する補償

第16 樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合の樹木採取権の消滅

1 手続

- (1) 樹木採取権者からの意見聴取
- (2) 樹木採取区の変更又は指定の解除の公示

2 権利設定料の返還及び樹木採取権者に対する補償

- (1) 権利設定料の返還
- (2) 樹木採取権者に対する補償

3 その他

第17 樹木採取権の移転

1 一般承継等を除く樹木採取権の移転

- (1) 移転の許可
- (2) 運用協定の締結等

2 抵当権の実行、強制執行又は滞納処分による樹木採取権の移転

- (1) 買受適格証明書の発行
- (2) 法第8条の17第2項の許可
- (3) 運用協定の締結等
- (4) 樹木採取権の取得

3 法人の合併その他の一般承継による樹木採取権の移転

- (1) 法第8条の18第1項による届出
- (2) 届出に係る林野庁長官への報告及び森林管理署長への通知
- (3) 関係都道府県知事への通知
- (4) 法第8条の18第2項の通知
- (5) 不適合通知に係る林野庁長官への報告及び森林管理署長への通知
- (6) その他

第18 樹木採取権の放棄

1 当該放棄が権利濫用に当たらず、運用協定に従ったものと認めた場合

2 1に該当しない場合

第19 その他

- 1 局審査基準等通知の制定
- 2 国以外の者が作成することを予定している書類に関する措置
- 3 国税庁による確認

#### 4 その他

- 別紙1 (第1の1 (1)、(3)、(4)、第2の1 (4)、第9の1) 基礎額算定林分の選定及び樹木料の算定方法等について
- 別紙2 (第2の1 (3)、(10)、(13)、第15の2 (1)、第16の2 (1)、第18の1) 権利設定料の額及び権利設定料の返還額の算定方法
- 別紙3 (第2の1 (5)) 行使の指針作成要領
- 別紙4 (第2の1 (6)) 採取の基準作成要領
- 別紙5 (第2の1 (11)) 評価一覧表及び評価基準表作成要領
- 別紙6 (第2の1 (12)、第7の1 (1)) 樹木採取権実施契約書
- 別紙7 (第2の1 (13)、第6の1 (1)) 樹木採取権運用協定書
- 別紙8 (第3) 樹木採取権設定申請書作成要領 (標準例)
- 別紙9 (第4の3) 樹木採取権設定候補者等選定委員会設置要領例
- 別紙様式第1号 (第1の1 (2)、2) 森林管理署長への基礎額算定林分の調査等の指示
- 別紙様式第2号 (第1の1 (3)、2) 基礎額算定林分の収穫調査結果等の報告
- 別紙様式第3号 (第2の2 (1)) 公募要項の承認申請
- 別紙様式第3号の2 (第2の2 (2)) 同時公募を行う樹木採取区の一覧
- 別紙様式第4号 (第2の2 (3)) 関係都道府県知事への公募開始の通知
- 別紙様式第5号 (第4の1 (1)) 形式不備による設定の拒否
- 別紙様式第6号 (第4の1 (2)、第17の1 (1)、3 (4)) 追加の書類の求め
- 別紙様式第7号 (第5の1 (2)) 関係都道府県知事に対する協議 (樹木採取権の設定)
- 別紙様式第8号 (第5の1 (5)) 樹木採取権設定候補者への通知
- 別紙様式第9号 (第5の1 (5)) 運用協定書の送付
- 別紙様式第10号 (第5の2 (1)) 樹木採取権の設定の通知
- 別紙様式第11号 (第5の2 (1)) 樹木採取権者以外への通知
- 別紙様式第12号 (第5の2 (2)) 樹木採取権の設定の林野庁長官への報告
- 別紙様式第13号 (第5の2 (3)、第17の1 (1)) 樹木採取権の設定又は移転の許可の関係都道府県知事への通知
- 別紙様式第14号 (第5の3) 選定結果の公表
- 別紙様式第15号 (第5の4 (1)) 樹木採取区管理簿様式例
- 別紙様式第16号 (第5の4 (1)) 樹木採取区管理簿原簿様式例
- 別紙様式第17号 (第5の4 (3)) 樹木採取区管理簿の変更時の林野庁長官への報告
- 別紙様式第18号 (第5の4 (3)) 樹木採取区管理簿の変更時の森林管理署長への通知
- 別紙様式第19号 (第5の4 (6)) 樹木採取区管理簿原簿の情報の交付申請
- 別紙様式第20号 (第5の4 (6)) 樹木採取区管理簿原簿の情報の交付
- 別紙様式第21号 (第6の2 (2)) 樹木採取権の設定及び運用協定締結の森林管理署長への通知
- 別紙様式第22号 (第7の2 (2)) 実施契約締結又は変更の森林管理署長への通知

- 別紙様式第23号 (第8の2 (3)、3 (1)、5 (1)) 実行計画案の承認の森林管理署長への通知
- 別紙様式第24号 (第8の2 (4)) 跡地検査職員任命書
- 別紙様式第25号 (第8の3 (2)、4 (3)、5 (2)) 伐区の収穫調査結果又は樹木料評定額の算定に必要な事項の報告
- 別紙様式第26号 (第9の2) 樹木料の確定通知の森林管理署長への通知
- 別紙様式第27号 (第10の2 (1)) 事業開始期間延長又は事業休止の申請
- 別紙様式第28号 (第10の2 (2)) 事業開始期間延長又は事業休止の認可
- 別紙様式第29号 (第10の2 (2)) 事業開始期間延長又は事業休止の不認可
- 別紙様式第30号 (第10の2 (2)) 事業開始期間延長又は事業休止の認可の森林管理署長への通知
- 別紙様式第31号 (第10の2 (3)) 事業の開始の樹木採取権者からの届出
- 別紙様式第32号 (第10の2 (3)) 事業の開始の森林管理署長への通知
- 別紙様式第33号 (第10の3 (1)、(2)、(3)) 樹木料納付済届等の森林管理局長への進達
- 別紙様式第34号 (第10の3 (5)) 跡地検査の復命に係る進達
- 別紙様式第35号 (第10の3 (6)) 搬出期間延長の森林管理署長への通知
- 別紙様式第36号 (第10の3 (6)) 採取期間延長の森林管理署長への通知
- 別紙様式第37号 (第10の3 (8)、第17の3 (4)) 弁明の機会の付与に係る通知
- 別紙様式第38号 (第11の2 (2)) 造林事業請負契約の調整結果
- 別紙様式第39号 (第12の1) 国有林野の使用の承認の森林管理署長への通知
- 別紙様式第40号 (第12の3) 路網等新設協定等の締結の森林管理署長への通知
- 別紙様式第41号 (第13の1 (2)) 定期報告の森林管理署長への通知
- 別紙様式第42号 (第15の1 (1)) 聴聞通知書
- 別紙様式第43号 (第15の1 (1)) 聴聞手続参加要請書
- 別紙様式第44号 (第15の1 (1)) 聴聞調書及び聴聞報告書
- 別紙様式第45号 (第15の1 (2)、2 (1)) 樹木採取権の取消しの通知
- 別紙様式第46号 (第15の2 (2)) 補償の対象となる損失及び補償金額の算定方法の提示
- 別紙様式第47号 (第15の2 (2)) 補償金額の協議
- 別紙様式第48号 (第16の2 (1)) 樹木採取権の消滅に伴う権利設定料の返還額の通知
- 別紙様式第49号 (第17の1 (1)) 樹木採取権の移転(一般承継以外)の申請
- 別紙様式第50号 (第17の1 (1)) 関係都道府県知事に対する協議(樹木採取権の移転)
- 別紙様式第51号 (第17の1 (1)) 樹木採取権の移転の許可
- 別紙様式第52号 (第17の1 (1)) 樹木採取権の移転の不許可
- 別紙様式第53号 (第17の1 (1)) 樹木採取権の移転の許可の林野庁長官への報告
- 別紙様式第54号 (第17の1 (2)) 樹木採取権の移転後の運用協定締結の森林管理署長への通知
- 別紙様式第55号 (第17の2 (1)) 買受適格証明願



別紙様式第56号（第17の2（1））買受適格証明を行う際の関係都道府県知事への意見聴取

別紙様式第57号（第17の2（1））買受適格証明書

別紙様式第58号（第17の2（1））買受適格証明書を交付しないことについての通知

別紙様式第59号（第17の3（1））一般承継の届出

別紙様式第60号（第17の3（2））一般承継の届出に係る林野庁長官への報告

別紙様式第61号（第17の3（2））一般承継の届出に係る森林管理署長への通知

別紙様式第62号（第17の3（3））一般承継の届出に係る関係都道府県知事への通知

別紙様式第63号（第17の3（4））一般承継の適合通知

別紙様式第64号（第17の3（4））一般承継の不適合通知

別紙様式第65号（第17の3（5））一般承継の不適合通知に係る林野庁長官への報告

別紙様式第66号（第17の3（5））一般承継の不適合通知に係る森林管理署長への通知

## 第1 公募等の準備

### 1 基礎額算定林分の調査及び基礎額の算定

#### (1) 基礎額算定林分の選定

森林管理局長は、法第8条の7の公募（以下単に「公募」という。）に先立ち、別紙1「基礎額算定林分の選定及び樹木料の算定方法等について」の1（1）の定めるところにより、樹木料の算定の基礎となるべき額（以下「基礎額」という。）を算定する林分（以下「基礎額算定林分」という。）を選定すること。

#### (2) 森林管理署長への基礎額算定林分の収穫調査の指示

森林管理局長は、別紙様式第1号により、当該樹木採取区に係る森林管理署長、森林管理署支署長及び森林管理事務所長（以下単に「森林管理署長」という。）に（1）の選定結果を示すとともに、基礎額算定林分の収穫調査の実施並びに収穫調査結果及び基礎額の算定に必要な事項の報告について指示すること。具体的な区画内での基礎額算定林分の位置は、森林管理署長が決定すること。

#### (3) 基礎額算定林分の収穫調査の報告

森林管理署長は、（2）の指示があったときは、基礎額算定林分ごとの収穫調査を行うとともに、その結果及び基礎額の算定に必要な事項について別紙様式第2号により森林管理局長に報告すること。

基礎額算定林分の収穫調査の具体的な方法については、別紙1の1（2）及び森林管理局長が定める国有林野産物収穫調査規程によること。

#### (4) 基礎額の算定

森林管理局長は、（3）の森林管理署長からの報告結果を踏まえ、別紙1の1（3）の定めるところにより基礎額を算定すること。

### 2 国が通知する伐区の調査の指示等

森林管理局長は、運用協定（森林管理局長が別紙7のとおり樹木採取権者と樹木採取権を締結した場合における当該協定をいう。以下「運用協定第〇条」とされている箇所において同じ。）第15条に基づき樹木採取権運用協定（以下直前の括弧書に係る例外を除き「運用協定」という。）締結時点において国において収穫調査を実施済みである伐区を通知しようとするときは、森林管理署長に対象小班を示し、伐区及び採取箇所の位置の決定、収穫調査及び区域標示の実施並びに収穫調査結果及び樹木料の算定に必要な事項の報告を指示すること。当該指示及び報告については、別紙様式第1号及び別紙様式第2号により行うこと。

### 3 法令等手続の主体の確認

森林管理局長は、樹木採取区に森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林その他の法令に基づく区域指定等がある場合、法令等に基づき必要な許認可等の手続の実施の主体について、当該許認可等を所管する機関に確認を行い、その結果を、公募要項（第2の1（8）、（13）才及びク（別紙

7の別紙2)に該当する部分)に反映すること。

#### 4 審査を行うための準備

森林管理局長は、第3の樹木採取権設定申請書作成要領（以下「申請書作成要領」という。）の作成等に先立ち、樹木採取区の所在する都道府県が森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）第13の3に基づき定めた公募要領等における申請書類及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準の内容について、当該都道府県に照会すること等により確認すること。

#### 5 その他の準備

森林管理局長は、その他公募要項の作成に必要な事項について、森林管理署長に調査等を求め、報告させること。

## 第2 公募

### 1 公募時に公表する事項

法第8条の7及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）第28条の5に規定された公募時に公表する事項の詳細は（1）から（13）までのとおりとするほか、国有林野部長が定めるところによる。

#### (1) 樹木採取区の所在地及び面積

法第8条の7第1号の「樹木採取区の所在地及び面積」は、国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について（令和2年4月1日付け元林国経第174号林野庁長官通知。以下「指定通知」という。）第1の4（2）により公示した樹木採取区の所在地（図面一覧表及び図面を含む。）及び面積を示すこと。

#### (2) 樹木採取権の存続期間

法第8条の7第2号の「樹木採取権の存続期間」は、樹木採取権の設定の日からの存続期間を示すこと。存続期間は月単位とし、月当たりの日数が異なることにより、樹木採取権の設定日によっては存続期間の日数に数日の変動が生じることがある旨及び具体的な樹木採取権の設定の日については樹木採取権の設定の通知により確定する旨を明記すること。

#### (3) 権利設定料の額

法第8条の7第3号の「権利設定料の額」は、別紙2「権利設定料の額及び権利設定料の返還額の算定方法」の1及び2の定めるところにより森林管理局長が算定した額を示すこと。

#### (4) 基礎額及び樹木料の算定方法

法第8条の7第4号の「基礎額及び樹木料の算定方法」のうち「基礎額」につい

ては、第1の1(4)の定めるところにより算定した額について、総額及び基礎額算定林分ごとの額を示すこと。また、参考として総額及び基礎額算定林分ごとの額をそれぞれの立木材積当たりの単価としたものも示すこと。

「樹木料の算定方法」については、別紙1の3と同様の内容を(13)のクの樹木採取権運用協定書(以下「運用協定書」という。)(別紙7の別紙5)及び(12)の樹木採取権実施契約書(以下「実施契約書」という。)の案として示すこと。

(5) 行使の指針

法第8条の7第5号の「樹木採取権を行使する際の指針」(以下「行使の指針」という。)は、別紙3「行使の指針作成要領」の定めるところにより、森林管理局長が定めて示すこと。

(6) 採取の基準

法第8条の7第6号の「法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」(以下「採取の基準」という。)は、別紙4「採取の基準作成要領」の定めるところにより、森林管理局長が定めて示すこと。

(7) 森林資源の状況

規則第28条の5第1号の「樹木採取区における森林の林齢その他の森林資源の状況」は、指定通知第1の4(2)により公示した森林資源の状況を可能な限り最新の状況に更新した上で、作成又は取得した情報の時点とともに示すこと。

(8) 樹木の伐採制限がある旨及びその内容

規則第28条の5第2号の「樹木採取区の全部又は一部が法令によりその樹木の伐採につき制限がある森林の区域内にあるときは、その旨及びその制限の内容」は、森林法に定める保安林、自然公園法(昭和32年法律第161号)に定める特別地域など、法令等に基づき樹木の伐採につき制限のある区域について、その箇所、制限の内容、必要な許認可等及びその実施主体並びに図面等の情報を、これらの情報の時点とともに示すこと。また、制限のある区域ごとの樹木採取区の面積の合計も示すこと。

(9) 公募を開始する日及び公募の期間

規則第28条の5第3号の「公募を開始する日及び公募の期間」のうち「公募の期間」については、3月以上を確保して示すこと。また、申請書作成要領に定める申請書類(申請に必要な添付書類を含む。以下同じ。)を公募の期間中に当該要領に定める提出先に到達するように提出しなければならない旨を示すこと。

(10) 権利設定料の算定方法

規則第28条の5第4号の「権利設定料の算定方法」は、別紙2の1及び2と同様の内容並びに樹木採取区的面積のうち樹木を採取することができると見込まれる面積(以下「採取可能面積」という。)その他の権利設定料の算定に用いた数値及びその根拠を示すこと。採取可能面積は、指定通知第1の2(4)の定めるところにより算定した面積について示し、採取可能面積の算定方法は指定通知第1の2(4)と同様の内容を示すこと。

(11) 評価において勘案する事項

規則第 28 条の 5 第 5 号の「法第 8 条の 10 第 2 項の規定による評価において勘案する事項」は、別紙 5「評価一覧表及び評価基準表作成要領」の定めるところにより評価一覧表及び評価基準表を森林管理局長が定めて示すこと。

(12) 樹木採取権実施契約に定めようとする事項等

規則第 28 条の 5 第 6 号の「樹木採取権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項」は、実施契約書の案により示すこと。

実施契約書の案は、別紙 6「樹木採取権実施契約書」の定めるところによるものとし、森林管理局長が定めて示すこと。

(13) その他必要な事項

規則第 28 条の 5 第 7 号の「その他必要な事項」は、以下のアからセまでのとおりとする。

ア 樹木採取区の名称

樹木採取区の名称は、指定通知第 1 の 4 (2) により公示した樹木採取区の名称を示すこと。

イ 権利設定料の納付期限、権利設定料の再算定の方法及び権利設定料の返還額の算定方法

権利設定料の納付期限は、樹木採取権の設定の日から 30 日以内であることを示すこと。

権利設定料の再算定の方法及び権利設定料の返還額の算定方法は、別紙 2 の 3 及び 4 と同様の内容を示すこと。

ウ 基礎額の算定方法、基礎額算定林分の選定過程及び収穫調査結果等

基礎額の算定方法、基礎額算定林分の選定方法、当該林分の収穫調査結果のほか、基礎額算定時に想定した既設作業道、生産固定経費を共通とみなす伐区等について示すこと。また、基礎額算定林分の位置及び基礎額算定時に想定した既設作業道を図面に示すこと。加えて、収穫調査時の林況写真を示すことが望ましい。

エ 樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画

法第 8 条の 14 第 2 項第 2 号の「地域管理経営計画」として、具体的な森林計画区（森林法第 7 条第 1 項の規定による森林計画区をいう。）の名称を示すこと。

オ 法令等に基づく手続

1 (8) のほか、法令等に基づく区域指定等について、その箇所、制限の内容、必要な許認可等及びその実施主体並びに図面等を示すこと。

カ 参加資格要件

参加資格要件は、法第 8 条の 10 第 1 項第 4 号「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと」の規定に鑑み、当該樹木採取区において樹木採取権の設定を受ける者として必要な要件を森

林管理局長が定めて示すこと。

具体的には、以下の（ア）から（ケ）までの事項を定めるほか、当該樹木採取区の特性等を踏まえて、森林管理局長が適切な要件を設定すること。

- （ア） 単独の個人又は法人であること。
- （イ） 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、公募において示された樹木採取権運用協定書の案の内容で樹木採取権運用協定を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- （ウ） 樹木採取権が設定された際には、公募において示された樹木採取権実施契約書の案の内容で樹木採取権実施契約を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- （エ） 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しない旨の誓約書を提出する者であること。
- （オ） 法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、法第8条の7第5項の樹木採取権を行使する際の指針の内容に適合すること。また、申請書の内容に則して事業を行う旨の誓約書を提出する者であること。
- （カ） 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意する旨の誓約書を提出すること。
- （キ） 森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している要件に適合する旨の誓約書を提出すること。  
要件を具体的に定めること。なお、この要件の設定は、樹木の採取跡地において造林を行う必要のない間伐のみの樹木採取区の場合は不要とする。
- （ク） 公募期間の末日が、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売又は製品販売に関して、公募を行う樹木採取区を管轄する森林管理局長から受けた指名停止の期間に当たらないこと。
- （ケ） 暴力団排除に関する誓約書を提出する者であること。

#### キ 樹木採取権実施契約の終了の日

樹木採取権実施契約の終了の日は、エの地域管理経営計画の計画期間と整合させ、エの地域管理経営計画の計画期間終了日又は樹木採取権の存続期間の末日とすることを示すこと。

#### ク 国有林野管理規程第47条の2に基づく樹木採取権運用協定書の案

運用協定書の案は、別紙7「樹木採取権運用協定書」の定めるところによるものとし、森林管理局長が定めて示すこと。

#### ケ 法第8条の13第1項に基づき森林管理局長が指定する「事業を開始しなければならない期間」

法第8条の13第1項に基づき森林管理局長が指定する「事業を開始しなければならない期間」は、樹木採取権の設定の際には樹木採取権の設定の日から1年

間、樹木採取権の移転がなされた際には移転の許可の日から1年間、実施契約の契約期間が満了した際には実施契約の契約期間の満了の日から1年間（ただし、法第8条の18第2項に基づき基準に適合しないと認めるときは除く。）とし、当該期間は樹木採取権の設定又は移転時に森林管理局長が指定して通知することを示すこと。

コ 造林事業請負契約書の案等

造林事業請負契約書の案等については、運用協定及び樹木採取権実施契約（以下第9の2の括弧書に係る例外を除き「実施契約」という。）に基づき締結する造林事業請負契約の案、仕様書の案、標準的な作業条件等（地拵・植栽に係る刈払・筋置、苗の種類、植栽本数等の条件）の案（クの運用協定書の案（別紙7の別紙11に該当する部分））等を示すこと。また、林野庁長官が定める造林事業請負予定価格積算要領が公表されている旨を示すとともに、同種事業の入札実績について貸与資料として提供する旨を示すこと。

サ 林道等の状況

林道等の状況は、指定通知第1の4（2）により公示した林道等の状況を可能な限り最新の状況に更新した上で作成又は取得した情報の時点とともに示すこと。

シ 申請書の作成、申請方法その他申請に当たって必要な事項

申請書の作成、申請方法その他申請に当たって必要な事項は、申請書作成要領により示すこと。

ス 樹木採取権設定までに要する期間の見込みその他の公募に当たって必要な事項

樹木採取権設定までに要する期間の見込みは、公募の期間の末日から樹木採取権の設定までに要する期間の見込みを示すこと。また、当該見込みは、都道府県知事協議の結果等により変わりうることを補足すること。

その他、公募に係る説明会の開催、必要な資料の貸与その他の公募に当たって示すべき事項を示すこと。

セ その他特記事項

その他特記事項として、以下に示すもののほか、樹木採取区内外の第三者の権利及び利用の状況、樹木の採取を開始するまでに一定の期間を要する場合等、樹木採取権の設定を受けることを希望する者に事前に知らせるべき事項について示すこと。

(ア) 樹木採取区の近接地に私有地や分収造林地など国以外に権利を有する者が存在する林地や立木がある場合は、当該事項

(イ) 樹木採取区に登山道、山菜採取を対象とした普通共用林野、簡易上水道水源など樹木の採取に当たって調整、配慮、第三者が行う事業を受忍することが必要となる権利等がある場合は、当該事項

(ウ) 樹木採取区内外に恒常的な国有林野の利用等がある場合は、当該事項。なお、事業を実施するに当たっての調整や第三者が行う事業の受忍の必要性が生

じるものについては、当該事項が国有林野外に係るものであっても示すこと。  
(エ) 積雪地等において、権利設定直後に収穫調査の実施が困難であること等により、樹木を採取するまでに一定期間を要する場合は、その旨。また、基礎額算定林分など既に収穫調査を完了し、速やかに樹木の採取が可能な箇所についても示すこと。

## 2 公募の手続

### (1) 公募要項の案の作成

森林管理局長は、公募に先立ち、別に国有林野部長が定めるところにより 1 の内容を含めた公募要項の案を作成し、別紙様式第 3 号により林野庁長官に提出し、その承認を得なければならない。

### (2) 公募の方法

公募は、公募要項を公募期間中インターネット及び森林管理局、森林管理署（森林管理署の支署及び森林管理事務所を含む。以下同じ。）等の事務所の掲示板に公示することなどにより広く周知することにより行うこと。

なお、複数の樹木採取区について同時に公募を行う場合は、別紙様式第 3 号の 2 により、同時公募を行う樹木採取区の一覧を併せて公示することができる。

### (3) 関係都道府県知事への通知

森林管理局長は、第 5 の 1 の定めるところにより関係都道府県知事に対する協議を行うことに鑑み、公募の開始の際に、樹木採取区の所在する都道府県の知事に対し、公募要項を添付して、公募を開始したことを別紙様式第 4 号により通知すること。

## 3 再公募

森林管理局長は、公募の結果、樹木採取権の設定を受けることを希望する者（以下第 2、第 3 及び第 4 において「申請者」という。）がないときは、原則として再公募を行うこと。また、森林管理局長は、申請者の誰にも樹木採取権を設定しなかった場合は、原則として再公募を行うこと。

## 第 3 申請

森林管理局長は、法第 8 条の 8 第 2 項に定める申請書（以下単に「申請書」という。）の作成、申請方法その他同条第 1 項の申請（以下第 3 において単に「申請」という。）に当たって必要な事項を記載した申請書作成要領を、別紙 8 「樹木採取権設定申請書作成要領（標準例）」の定めるところにより作成し、具体的な申請様式、記載要領、添付書類等を明らかにすること。

なお、申請書には法第 8 条の 9 及び規則第 28 条の 7 から第 28 条の 9 までに規定された記載事項を含めなければならない。

また、申請書のうち法第 8 条の 9 第 1 項第 6 号及び規則第 28 条の 8 に係る事項につい



ては、申請者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条第1項の認定（木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画に係るものに限る。）を受けた者である場合であって、当該認定に係る事業計画（森林の区域に申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。）を提出したときは、記載を省略することができるが、当該事業計画の期間と設定申請に係る樹木採取権の存続期間が異なる場合、当該事業計画を共同して作成した者と当該申請に当たり安定取引協定を締結した者が同一でない場合等、当該事業計画の写しだけでは選定ができないと森林管理局長が判断したときは、追加の書類を求めることとなることから、その旨をあらかじめ公募時に示すこと。

## 第4 審査・評価・選定

### 1 審査等

#### (1) 申請書の形式上の要件への適合の確認

森林管理局長は、申請者から申請書の提出があった場合、直ちに行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に基づき、当該申請が法令に定められた申請の形式上の要件に適合しているか否かの確認を行うこと。確認の結果、形式上の要件に適合していない申請については、申請者に対し、公募要項に定める公募の期間の末日までに書類の更正、追加提出等の申請の補正を求めること。なお、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、森林管理局長において職権で補正できる。当該公募の期間の末日までに申請の補正が行われなかった場合又は当該申請に補正することのできない不備がある場合は、行政手続法第7条に基づき、別紙様式第5号により、当該申請により求められた樹木採取権の設定を拒否すること。

#### (2) 追加の書類の請求

森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみで法第8条の10第2項の選定ができないと認めるときは、規則第28条の10第2項に基づき10日程度の提出期限を定めた上で、別紙様式第6号により追加の書類を求めることができる。追加の書類を求める場合、申請者への提出書類の要求等は速やかに行うこと。

また、法第8条の9第2項に基づき木安法第4条第1項の規定に係る事業計画の写しの提出があったときは、当該事業計画の写しの内容を確認し、国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分に関する審査基準等の標準例について（令和2年3月30日付け元林国経第165号林野庁長官通知。以下「審査基準等通知」という。）第1の1（1）ウの審査基準への適合について提出された書類のみでは判断ができないと認めるときは、上記により追加の書類を求めること。

#### (3) 欠格事由該当性の判断

森林管理局長は、審査を行う前に、申請者の法第8条の11の欠格事由該当性の判断を行うこと。欠格事由該当性の具体的な判断基準は、審査基準等通知を参考に森

林管理局長が定める審査基準等に係る通知（以下「局審査基準等通知」という。）によること。

#### (4) 審査

森林管理局長は、申請者が欠格事由に該当していなければ、速やかに、申請者が法第8条の10第1項に定める基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。それぞれの基準への適合の具体的な判断基準は、局審査基準等通知によること。

### 2 評価

森林管理局長は、法第8条の10第2項及び局審査基準等通知の定めるところにより、同項の評価を行い、樹木採取権の設定を受ける者を選定すること。

### 3 選定委員会の設置及び樹木採取権設定候補者の選定

森林管理局長は、樹木採取権の設定を受ける者の選定に当たっては、その公平・公正を期するため、森林管理局内に森林整備部長を委員長とし、関係部課長等により構成される選定委員会を設けること。選定委員会の設置に当たっては、別紙9「樹木採取権設定候補者等選定委員会設置要領例」を標準として、選定委員会の運営等に関する要領を定めること。

選定委員会は、1（3）、（4）及び2の事務を行い、その結果を森林管理局長に報告すること。

なお、選定委員会は、樹木採取権の設定を受ける者の選定又は第17の1（1）ウ、2（1）ウ若しくは3（4）アの審査の事務ごとに設置すること。

森林管理局長は、選定委員会の審査等及び評価の結果について、適正であるかを確認し、適正と認めるときは、当該審査等及び評価の結果を森林管理局長が行う審査等及び評価の結果とし、局審査基準等通知の定めるところにより樹木採取権の設定を受ける者を選定する（選定した者を「樹木採取権設定候補者」という。以下同じ。）こと。

## 第5 樹木採取権の設定等

### 1 関係都道府県知事に対する協議等

#### (1) 関係都道府県知事に対する協議の実施

森林管理局長は、樹木採取権設定候補者に樹木採取権を設定する前に、法第8条の12第2項に基づき、当該樹木採取区の所在する都道府県の知事に対して協議すること。

#### (2) 協議の方法

森林管理局長は、樹木採取権設定候補者の選定後、速やかに別紙様式第7号により、樹木採取区の所在する都道府県の知事に対して協議すること。

なお、森林管理局長は、協議において都道府県知事から求められた情報を提供す

るなど、協議の円滑な実施に努めること。

### (3) 林野庁長官への照会

木安法第 24 条に基づくみなし認定については、同法第 4 条に基づき、樹木採取権者に係る申請書に記載された同法第 4 条第 3 項第 2 号ハの事業所、同号ニの木材生産流通改善施設又は同号へ（2）の事業所若しくは区域が樹木採取区の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣が行う。このため、樹木採取権設定候補者に係る申請書が上記に該当する場合は、都道府県知事協議に併せて当該申請書を林野庁長官に照会し、木安法担当部局の確認を受けること。なお、樹木採取区が複数の都道府県にわたる場合も同様に取り扱うこと。

また、これらの場合において、木材産業等高度化推進資金の活用が見込まれるときは、同資金の担当部局の確認を受けること。

### (4) 協議結果の反映

協議に対する回答において、都道府県知事から樹木採取権の設定に対する要望事項等が示されていた場合、森林管理局長は、樹木採取権の設定後に当該要望事項等に留意した運用を行うこと。

### (5) 選定結果の連絡等

森林管理局長は、都道府県知事との協議結果を踏まえ、樹木採取権設定候補者に樹木採取権を設定することについて判断すること。設定することとした場合は、樹木採取権設定候補者に対し、樹木採取権設定候補者として選定されたこと及び一定期間後（おおむね 1 か月以内）に樹木採取権を設定する予定であることを内容とする通知を別紙様式第 8 号により速やかに行うこと。

また、運用協定の樹木採取権設定後の速やかな締結に向けて、当該運用協定の締結時期等について調整を行い、当該運用協定の案に必要な事項を記入した上で、樹木採取権設定候補者に別紙様式第 9 号により運用協定書を送付すること。この場合において、運用協定書の内容は、公募時に示した運用協定書の案の内容とし、やむを得ない事由により運用協定の内容を見直す場合は、林野庁長官の承認を得ること。

## 2 樹木採取権の設定

### (1) 樹木採取権の設定の通知

森林管理局長は、1 の（5）の一定期間後に、法第 8 条の 12 第 3 項に基づき樹木採取権設定候補者に対して、別紙様式第 10 号により、樹木採取権の設定の通知を行うとともに権利設定料の納入告知書を送付すること。それ以外の者に対しては、別紙様式第 11 号により、樹木採取権の設定をしないことの決定をした旨の通知を樹木採取権の設定の通知と同日付けで行うこと。

### (2) 林野庁長官への報告

森林管理局長は、樹木採取権の設定を行ったときは、速やかに別紙様式第 12 号により、林野庁長官に選定結果とともに樹木採取権の設定を行ったことを報告すること。

(3) 関係都道府県知事への通知

森林管理局長は、樹木採取権の設定を行ったときは、速やかに別紙様式第 13 号により、1 (1) 及び (2) において協議した都道府県知事に樹木採取権者の氏名又は名称等について通知すること。

(4) 樹木採取権の設定に係る国有財産法上の取扱い

樹木採取権は、森林管理局長の行政処分により創設的に設定される公権であることから、樹木採取権の設定は、私権の設定を禁じる国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 1 項の特例的な措置ではない。また、同法第 14 条第 7 号の財務大臣協議は、国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 11 条第 8 号の規定により不要である。

3 選定結果の公表

森林管理局長は、樹木採取権の設定を行ったときは、2 (1) の通知の発出と同時に、別紙様式第 14 号により選定結果の公表を森林管理局ホームページで行うこと。樹木採取権者にあつてはその氏名又は名称、第 4 の 1 の審査等の結果及び評価（第 4 の 2 の評価結果における評価項目ごとの点数及びその合計をいう。以下第 5 の 3 において同じ。）を、それ以外の者にあつては匿名で、第 4 の 1 の審査等の結果及び評価を明らかにすること。なお、ホームページでの掲載は、公表した日から少なくとも 1 年が経過する日まで行うこと。

4 樹木採取区管理簿の作成・公表

(1) 樹木採取区管理簿等の整備

森林管理局長は、樹木採取権の設定を行ったときは、樹木採取区ごとに別紙様式第 15 号により、樹木採取区管理簿（以下「管理簿」という。）を作成し、速やかに公表すること。管理簿には、公表している情報の時点を示すこと。

また、森林管理局長は、管理簿の記載事項に加え、樹木採取権者の氏名又は名称、樹木採取区変更の履歴等の樹木採取区の現況を整理した樹木採取区管理簿原簿（以下「管理簿原簿」という。）を別紙様式第 16 号により整備すること。管理簿原簿に記載されており、管理簿に記載されていない情報については、(6)、(7) 及び法令に基づく場合を除き、管理簿に記載するなどして公表してはならない。

(2) 管理簿等の変更又は廃止

ア 樹木の採取状況の反映

森林管理局長は、管理簿原簿について、樹木採取権者から提出される採取済届により、採取箇所面積等の項目について、随時変更を行うこと。また、管理簿原簿の変更に合わせて管理簿を変更し、毎年 7 月末までに公表すること。

イ 事業開始期間延長の認可、事業休止の認可、樹木採取権の消滅又は移転の管理簿等への反映

事業開始期間延長の認可、事業休止の認可又は休止した事業の開始の届出があ

った場合は、管理簿原簿の当該箇所を変更すること。

樹木採取権の一部の取消し若しくは放棄又は樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合の一部の消滅があった場合は、指定通知第2の2（1）の公示に併せて公表している管理簿の当該箇所（樹木採取区の所在地及び面積）を変更すること。

樹木採取権の移転があった場合は、管理簿原簿の樹木採取権者の氏名又は名称等の当該箇所を変更すること。

樹木採取権の存続期間の満了、全部の取消し若しくは放棄又は樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合の全部の消滅があった場合は、指定通知第2の2（2）の公示に併せて当該管理簿を廃止すること。

なお、管理簿の変更又は廃止に併せて管理簿原簿も変更することとなるが、管理簿原簿においては、樹木採取権が消滅し、樹木採取区でなくなった箇所についても、当該事実を記録し、管理簿原簿からは削除しないこと。

管理簿原簿については、樹木採取区に係る事業の全てが終了した後、少なくとも5年は保存すること。

#### (3) 管理簿の公表時等の林野庁長官への報告及び森林管理署長への通知

森林管理局長は、管理簿の公表又は公表した管理簿の変更若しくは廃止をした場合は、直ちに林野庁長官に報告し、森林管理署長に通知すること。管理簿の公表の場合は、2（2）の林野庁長官への報告、第6の2（2）の森林管理署長への通知とともにいき、樹木採取区の変更に伴う管理簿の変更又は廃止の場合は、指定通知第2の2の林野庁長官への報告、森林管理署長への通知とともに行うこと。その他の管理簿の変更の報告又は通知は、林野庁長官に別紙様式第17号により、森林管理署長に別紙様式第18号により行うこと。

本項に定める森林管理署長への通知を行うときは、森林管理局長は、管理簿の縦覧を依頼するとともに、管理簿原簿も併せて送付すること。

#### (4) 管理簿原簿変更の森林管理署長への通知

森林管理局長は、実施契約を締結した場合にあっては第7の2（2）の森林管理署長への通知、法第8条の13第2項又は第3項の認可をした場合にあっては第10の2（2）の森林管理署長への通知、樹木採取権の移転があった場合にあっては第17の1（2）又は3（2）の森林管理署長への通知において、森林管理署長に管理簿原簿を変更した旨を通知すること。

#### (5) 管理簿の公表の方法

管理簿の公表は、森林管理局及び関係森林管理署において縦覧に供すること（森林管理局ホームページで公表すること及び森林管理局及び関係森林管理署の庁舎において縦覧に供することをいう。）により行うこと。

#### (6) 管理簿原簿の情報の交付

森林管理局長は、管理簿原簿のうち公表が禁じられたもの以外の情報については、何人に対しても別紙様式第19号により申請させ、別紙様式第20号により交付

することができる。

(7) 管理簿原簿の情報の樹木採取権者への提供等

森林管理局長は、(6)の管理簿原簿の情報のほか、樹木採取権者による実行計画案の作成等、樹木採取権に係る事業の円滑な実施のため必要があると認めるときは、必要な情報を可能な範囲で樹木採取権者に提供することができる。また、運用協定第85条第3項及び同条第4項に基づき、可能な範囲で資料の提供、貸与等を行うことができる。

## 第6 樹木採取権運用協定

### 1 運用協定に定める事項等

#### (1) 運用協定に定める事項

運用協定に定める事項は、国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号。以下「管理規程」という。）第47条の2の各号に定めるとおりである。詳細は別紙7のとおりであり、その構成は以下のとおりとなっている。

第1章 総則

第2章 樹木採取権の設定

第3章 実施契約の締結

第4章 搬出期間

第5章 次期実施契約での対応事項

第6章 保護義務

第7章 国有林野の使用

第8章 誓約事項、報告、調査及び指示並びに違約時等における対応

第9章 採取跡地における造林

第10章 樹木採取権の消滅

第11章 樹木採取権の取消し

第12章 リスク分担

第13章 樹木採取権等の処分の制限及び処分に係る手続

第14章 知的財産権

第15章 その他

別紙1 定義集

別紙2 許認可等の実施の主体

別紙3 実施契約（案）

別紙4 実施契約を締結する期間

別紙5 収穫調査の実施及び樹木料の算定方法

別紙6 国有林野の使用に係る遵守事項

別紙7 路網等新設協定書

別紙8 林道等改良協定書

別紙9 違約時の措置等

別紙 10 定期報告等に関する国の対応

別紙 11 造林事業請負契約に関する条件及び手続について

別紙 12 国が提供又は貸与する資料

## (2) 有効期間

運用協定の有効期間については、運用協定に次のとおり定めること。

運用協定は、当該協定中に別段の定めがある場合を除き、協定締結日を始期とし、樹木採取権の存続期間の満了日まで効力を有する。樹木採取権の存続期間において、樹木採取権の全部が取消し、放棄その他の消滅事由により消滅したとき及び樹木採取権が移転（一般承継によるものを除く。）したときは、運用協定も当然に終了する。これらの定めにかかわらず、運用協定の終了後もなお運用協定の条項が規定する事項が存在するときは、当該事項が存在する限りにおいて、当該条項は存続する。

## 2 運用協定の締結手続

### (1) 運用協定の締結手続

森林管理局長は、管理規程第 47 条の 2 に基づき、樹木採取権の設定又は移転（一般承継によるものを除く。）後直ちに運用協定を締結しなければならない。

### (2) 運用協定締結の森林管理署長への通知

森林管理局長は、樹木採取権の設定後の運用協定の締結後速やかに、当該運用協定に係る森林管理署長に、運用協定の締結を行ったことを別紙様式第 21 号により通知すること。

## 3 運用協定の会計法及び印紙税法上の取扱い

### (1) 会計法上の取扱い

運用協定の締結は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合における随意契約により行われる。この場合において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 102 条の 4 の財務大臣協議は、同条第 3 号により不要である。

### (2) 印紙税法上の取扱い

運用協定書は、印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）の課税文書には該当しない。

## 第 7 樹木採取権実施契約

### 1 実施契約に定める事項等

#### (1) 実施契約に定める事項

実施契約の契約事項の詳細は別紙 6 のとおりであり、その構成は以下のとおりとなっている。

第 1 章 総則

第 2 章 本事業の基本的事項

- 第 3 章 上限採取面積及び最低採取面積
- 第 4 章 各年度の実行計画
- 第 5 章 樹木料の算定及び納付
- 第 6 章 変更契約の締結を要しない実行計画の変更
- 第 7 章 樹木の採取及び搬出
- 第 8 章 リスク分担
- 第 9 章 本事業における制限等
- 第 10 章 木材の安定的な取引関係の確立
- 第 11 章 実施契約の変更
- 第 12 章 採取跡地における造林
- 第 13 章 事業の休止等
- 第 14 章 実施契約の有効期間及び事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 第 15 章 本契約上の権利及び地位の処分の制限
- 第 16 章 その他
- 別紙 1 本実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針
- 別紙 2 施業計画
- 別紙 3 木材取引計画
- 別紙 4 安定取引協定書
- 別紙 5 前期実施契約において未採取の樹木に係る事項

(2) 施業計画

施業計画は、法第 8 条の 14 第 1 項第 1 号の施業の計画であり、施業計画台帳及び施業計画図からなる。施業計画台帳の主な記載事項は以下のとおりである。施業計画の詳細は別紙 7 の別紙様式第 6 号のとおりである。

- ア 予定伐区
- イ 林班、小班
- ウ 樹種
- エ 計画時点林齢
- オ 伐採率
- カ 採取方法
- キ 伐区面積
- ク 採取箇所面積
- ケ 生産固定経費共通伐区
- コ 採取方法ごとの各年度の伐区面積及び採取箇所面積

(3) 実行計画

第 8 のとおり。

(4) 木材取引計画

木材取引計画は、法第 8 条の 14 第 1 項第 3 号に係る計画であり、主な記載事項は



以下のとおりである。その詳細は別紙7の別紙様式第8号のとおりである。

ア 樹木採取権者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量及び木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標

イ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績

ウ 木材及び木材製品の取引関係に関する事項

エ 実施契約の契約期間における樹木採取権者の素材生産量及び樹木採取区からの素材生産量の計画量

オ 安定取引協定に基づく樹木採取権者、木材利用事業者等及びその他の事業者の木材の取引量の計画量

カ 安定取引協定に基づく木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の木材製品の取引量の計画量

キ 木材の新規需要開拓の内容

#### (5) 安定取引協定書

安定取引協定は、審査基準等通知第1の1(1)ウ(エ)の安定取引協定であり、安定取引協定書は、樹木採取権者が木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と安定取引協定が締結されたこと及び安定取引協定の内容を証する書面である。

#### (6) 有効期間

実施契約の有効期間については、実施契約に次のとおり定めること。

実施契約は、当該契約中に別段の定めがある場合を除き、実施契約の契約期間に限り効力を有する。樹木採取権の全部が取消し、放棄その他の消滅事由により消滅したとき及び樹木採取権者が樹木採取権を移転（一般承継によるものを除く。）したときは、実施契約も当然に終了する。これらの定めにかかわらず、本契約の終了後もなお本契約の条項が規定する事項が存在する場合、当該事項が存在する限りにおいて、当該条項は存続する。

## 2 実施契約の締結手続

### (1) 実施契約の締結

実施契約の締結は運用協定の定めるところにより行うが、第1期の実施契約の締結を円滑に行うため、第5の1(5)の樹木採取権設定候補者の選定の通知に併せて、実施契約締結に向けた施業計画案の作成等について依頼すること。

### (2) 実施契約の締結の森林管理署長への通知

森林管理局長は、実施契約の締結後速やかに、当該実施契約に係る森林管理署長に、実施契約の締結を行ったことを別紙様式第22号により通知すること。実施契約の変更（実行計画の変更を除き、施業計画の差し替えを含む。）後も同様とする。

## 3 採取未了樹木の取扱い

運用協定に定める採取未了樹木であって、運用協定第31条第5項により次期実施契約の施業計画に計上されたもののうち、国有林野施業実施計画に計上できなかった

ものについては、国有林野管理経営規程の運用について（平成 11 年 1 月 29 日付け 11 林野経第 3 号林野庁長官通知）32（4）コ（ア）又はツに該当するものとして取り扱う。

- 4 実施契約の会計法及び印紙税法上の取扱い  
第 6 の 3 と同様である。

## 第 8 実行計画

### 1 実行計画に定める事項

実行計画とは、運用協定又は実施契約の規定により国の承認を受けた実施契約の契約期間中の各年度の具体的な樹木の採取及び搬出、国有林野の使用（国有林野の使用又は無料利用をいう。以下同じ。）並びに採取跡地における造林に係る計画であり、実施契約の一部を構成する。実行計画は、実行計画台帳、実行計画図等からなり、実行計画台帳には、採取する伐区ごとに以下のアからセまでの事項等が記載される。実行計画図は、5 千分の 1 の縮尺の図面であり、実行計画台帳に対応し、伐区、土場、作業道の作設等により生じる樹木採取区内外の支障木の位置等について示される。これらの詳細は別紙 7 の別紙様式第 7 号のとおりである。

- ア 伐区
- イ 林班、小班
- ウ 樹種
- エ 計画時点林齢
- オ 伐採率
- カ 採取方法
- キ 伐区面積
- ク 採取箇所面積
- ケ 作業道の規格
- コ 採取開始予定時期
- サ 搬出完了予定時期
- シ 造林事業請負契約締結希望時期
- ス 造林事業請負契約完了予定時期
- セ 生産固定経費共通伐区

### 2 実行計画案の承認

#### (1) 森林管理署長による事前の確認

運用協定第 17 条第 1 項ただし書及び同条第 10 項に基づく森林管理署長の確認は、採取の基準（上限採取面積及び最低採取面積に係るものを除く。）に適合していること、当該実行計画案に係る伐区の周辺において行われる国有林野事業の実行との関係上問題がないこと並びに造林事業請負契約締結希望時期及び造林事業請負契

約完了予定時期等に係る問題がないことについて確認すること。適合しない場合又は問題がある場合、森林管理署長は、樹木採取権者に実行計画案の内容の修正を求めること。

森林管理署長は、運用協定第 35 条第 6 項に基づき、可能な限り当該確認に先立ち、樹木採取区及び近隣の国有林野における国有林野事業の予定に係る情報を提供すること。

実行計画案に計上された伐区の所在地が複数の森林管理署に係る国有林野である場合は、原則として各森林管理署長が確認できる事項についてのみ確認を行うこととし、国有林野事業の実行との関係上の問題について必要がある場合は、関係する森林管理署長が相互に確認を行うこと。

#### (2) 実行計画案の承認

実行計画案の承認は、樹木採取権者と締結した運用協定又は実施契約の定めるところにより行うこと。

#### (3) 実行計画案の承認の森林管理署長への通知

森林管理局長は、実行計画案の承認を行ったときは、別紙様式第 23 号により当該実行計画に記載された伐区に係る森林管理署長に通知すること。実行計画の変更（実行計画の差し替えを含む。）後も同様とする。

森林管理署長は、この通知を受けたときは、当該実行計画に記載された伐区に係る情報の当該年度の予定簿への計上等に必要な事務を行うこと。

#### (4) 跡地検査職員の任命

国有林野の産物処分等に伴う跡地検査について（昭和 34 年 11 月 17 日付け 34 林野業第 5219 号林野庁長官通知。以下「跡地検査要領」という。）第 9 の 2 の跡地検査を行う職員（以下「跡地検査職員」という。）の任命は、（3）の通知の際に別紙様式第 24 号により行うこと。

### 3 森林管理局長が行う収穫調査

#### (1) 指示

森林管理局長は、運用協定第 21 条の森林管理局長が収穫調査を行う伐区を含む実行計画案を承認した場合、2（3）の通知に併せて、別紙様式第 23 号により当該伐区に係る収穫調査の実施並びに収穫調査結果及び樹木料評定額の算定に必要な事項の報告について森林管理署長に指示すること。

#### (2) 報告

森林管理署長は、（1）の指示があったときは、運用協定及び実施契約の定めるところにより収穫調査を行うとともに、その結果及び樹木料評定額の算定に必要な事項について別紙様式第 25 号により森林管理局長に報告すること。

#### 4 樹木採取権者が行う収穫調査

##### (1) 指導監督等を行う職員の任命

森林管理局長は、運用協定第 22 条の樹木採取権者が収穫調査を行う伐区を含む実行計画案を承認した場合、国有林野産物収穫調査規程準則の運用について（昭和 61 年 10 月 4 日付け 61 林野業一第 78 号林野庁長官通知）別紙第 3 及び森林管理局長が定める関連規程に基づき、樹木採取権者の行う収穫調査の指導監督及び審査並びに極印の押印の事務を行う職員（以下「審査等職員」という。）を命じ、これらを行わせること。この任命は、森林管理署長を通じて行うこと。

森林管理局長は、審査等職員を任命したときは、樹木採取権者にその旨通知すること。

##### (2) 契約書の写しの確認

森林管理局長は、樹木採取権者から運用協定第 22 条第 1 項に規定する契約書の写しが提出された場合は、当該契約書に同条第 6 項に規定された事項が含まれているか確認すること。

##### (3) 調査結果等の報告

審査等職員は、樹木採取権者から運用協定第 22 条第 1 項に基づく報告があった場合は、審査を行うとともに、当該報告及び樹木料評定額の算定に必要な事項を取りまとめ、森林管理局長に、森林管理署長を通じて別紙様式第 25 号により報告すること。

##### (4) 森林管理署長等への通知

森林管理局長は、(3) の報告を確認し、適正であると認めた場合は、その旨樹木採取権者及び森林管理署長を通じて審査等職員に通知すること。適正であると認めない場合も同様とする。

#### 5 運用協定第 23 条に係る手続

##### (1) 指示

森林管理局長は、運用協定第 23 条に規定する伐区を含む実行計画案を承認した場合、2 (3) の通知に併せて、別紙様式第 23 号により当該伐区に係る樹木料評定額の算定に必要な事項の報告について森林管理署長に指示すること。

##### (2) 報告

森林管理署長は、(1) の指示があったときは、樹木料評定額の算定に必要な事項について別紙様式第 25 号により森林管理局長に報告すること。

#### 第 9 樹木料の額の提示等

##### 1 樹木料の額の提示

森林管理局長は、運用協定第 21 条から第 23 条までの定めるところにより樹木採取権者に対し樹木料の額を提示すること。この場合の樹木料の算定方法は、別紙 1 の 3 と同様の内容を運用協定に定めること。

樹木料の額の提示の際に示す収穫調査の日は、森林管理署長又は審査等職員が森林管理局長に当該提示に係る収穫調査結果等の報告をした日とする。

## 2 樹木料の確定通知に係る森林管理署長への通知

森林管理局長は、樹木採取権者に実施契約（森林管理局長が別紙6のとおり樹木採取権実施契約を締結した場合における当該契約をいう。以下「実施契約第〇条」とされている箇所において同じ。）第12条第3項に基づき樹木料の確定通知を行ったときには、森林管理署長に別紙様式第26号によりその写しを送付することによりその旨を通知すること。

## 第10 事業の実施等

### 1 事業の開始の義務

森林管理局長は、樹木採取権者が法第8条の13第1項に基づき定める期間内に事業を開始しなければならないことに鑑み、適切な時期に事業の開始状況について、樹木採取権者に報告を求めること。

### 2 法第8条の13第2項又は第3項の規定に基づく事業開始期間延長の認可又は事業休止の認可等

#### (1) 申請及び審査

法第8条の13第2項又は第3項の認可に係る申請は、別紙様式第27号によるものとする。審査における具体的な判断基準は、局審査基準等通知によること。

#### (2) 認可の通知等

法第8条の13第2項又は第3項の認可の通知は、別紙様式第28号によるものとする。また、不認可の通知は、別紙様式第29号によるものとする。

森林管理局長は、別紙様式第28号による通知を行ったときは、速やかに森林管理署長に別紙様式第30号により通知すること。

#### (3) 法第8条の13第4項の事業の開始の届出

法第8条の13第4項の届出は、別紙様式第31号によるものとする。また、森林管理局長は、樹木採取権者から同項の届出があった場合、速やかに森林管理署長に別紙様式第32号により通知すること。

### 3 事業の実施等に係る手続

#### (1) 樹木料納付済届の受理

森林管理署長は、樹木採取権者から実施契約第12条第5項に基づき樹木料納付済届が提出されたときは、内容を確認し、問題がなければ森林管理局長に別紙様式第33号により進達し、自らはその写しを保管すること。

#### (2) 着手届の受理

森林管理署長は、樹木採取権者から実施契約第17条第4項に基づき着手届が提出

されたときは、内容を確認し、問題がなければ森林管理局長に別紙様式第 33 号により進達し、自らはその写しを保管すること。

(3) 採取済届の受理

森林管理署長は、樹木採取権者から実施契約第 17 条第 6 項に基づき採取済届が提出されたときは、内容を確認し、問題がなければ森林管理局長に別紙様式第 33 号により進達し、自らはその写しを保管すること。

(4) 採取跡地の検査の実施

森林管理局長は、樹木採取権者から (3) の採取済届が提出されたとき又は実施契約に定める採取期間が満了したときは、必要に応じて第 8 の 2 (4) により任命した跡地検査職員に実施契約第 17 条第 6 項に基づき当該伐区及び支障木の検査を行わせることができる。

(5) 搬出済届の受理及び搬出跡地の検査の実施

森林管理署長は、樹木採取権者から運用協定第 28 条第 7 項 (実施契約第 21 条) に基づき搬出済届が提出されたときは、第 8 の 2 (4) により任命した跡地検査職員にその旨通知すること。

跡地検査職員は、搬出済届が提出されたとき又は運用協定及び実施契約に定める搬出期間が満了したときは、運用協定第 28 条第 9 項に基づき、直ちに当該伐区及び搬出に利用した伐区外の搬出路等の検査を行わなければならない。

森林管理署長が跡地検査要領第 10 の 2 に基づき行う復命に係る進達は、別紙様式第 34 号によること。

(6) 搬出期間又は採取期間の延長承認を行った場合の手続

森林管理局長は、運用協定第 29 条第 1 項により搬出期間の延長の承認を行ったとき、同条第 6 項により承認を行ったとき又は同条第 7 項に基づき搬出期間の延長を行ったときは、森林管理署長に別紙様式第 35 号により通知すること。また、実施契約第 18 条第 1 項により採取期間の延長の承認を行ったとき、同条第 6 項により承認を行ったとき又は同条第 7 項に基づき採取期間の延長を行ったときは、森林管理署長に別紙様式第 36 号により通知すること。

(7) 労働安全衛生確保対策の実施

樹木採取権者に係る労働安全衛生確保対策については、国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について (平成 4 年 3 月 30 日付け 4 林野業一第 38 号業務部長通知) 等によること。

(8) 事業実施状況の確認、報告の徴求、調査及び指示等

樹木採取権に係る事業の適正を期するため、森林管理局長及び森林管理署長は、巡視等の際に適宜、樹木採取権者の事業の実施状況を確認すること。また、森林管理局長は、運用協定等の履行義務が十分に果たされていると認められないときは、運用協定等の定めるところにより対応を行うほか、必要に応じて、法第 8 条の 21 に基づき、業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うこと。

指示のうち不利益処分にあたるものを行う場合の処分基準は、局審査基準等通知によること。また、当該処分は行政手続法第13条第1項第2号に該当することから、森林管理局長は、当該処分に当たっては、同法第3章第3節の定めるところにより弁明の機会の付与を行う必要がある。この場合における同法第30条の通知は、別紙様式第37号によるものとする。

## 第11 採取跡地における造林

### 1 造林事業請負契約

#### (1) 随意契約について

運用協定第55条第1項の造林事業請負契約については、予算決算及び会計令の規定に基づく随意契約について（昭和38年5月13日付け38林野経第1316号林野庁長官通知）のとおり包括協議が整った随意契約と取り扱う。

#### (2) 契約約款等

造林事業請負契約締結時点において有効な、国有林野事業における造林事業請負契約約款について（平成20年3月31日付け19林国業第240号林野庁長官通知）に定める造林事業請負契約書及び国有林野事業造林事業請負契約約款並びに国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について（平成20年3月31日付け19林国業第241号林野庁長官通知）に定める標準仕様書等を適用する。なお、造林事業請負契約書には、見積書徴取時に樹木採取権者に提示する設計図書（事業内容、作業条件等の関係書類）を添付すること。

#### (3) 予定価格の積算

予定価格の積算は、造林事業請負予定価格積算要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第242号林野庁長官通知）等によること。

### 2 造林事業請負契約の締結手続

#### (1) 予定簿への計上

森林管理署長は、第8の2（3）の実行計画案の承認の通知があったときは、実行計画における造林事業請負契約締結予定時期を確認し、次年度の予定簿への計上など必要な事務を行うこと。

#### (2) 造林事業請負契約締結についての最終の確認及び調整等

森林管理局長は、造林事業請負契約締結について、運用協定別紙11の2（3）の最終の確認及び調整を行った結果を、別紙様式第38号により森林管理署長に通知すること。森林管理署長は、当該通知の内容に沿って、造林事業請負契約を締結するよう必要な準備を行うこと。

#### (3) 樹木採取権者と造林事業請負契約を締結できない場合

運用協定第57条の一般競争入札の公告に当たっては、素材生産及び造林事業に係る一般競争入札方式の実施について（平成20年3月31日付け19林国管第105号林野庁長官通知）第3の7に定める「その他契約担当官等が必要と認める事項」とし

て、「〇〇樹木採取区に係る樹木採取権運用協定に基づき本入札に参加してはならないとされた者でないこと」と記載すること（〇〇には樹木採取区の名称を入れること）。

#### (4) 契約情報等の報告

森林管理署長は、必要に応じ、造林事業請負契約の締結手続の状況、造林事業の進捗状況等について、森林管理局長に報告すること。

### 3 分収造林契約の締結手続

森林管理局長は、樹木採取権者から運用協定第 58 条第 2 項に基づき樹木採取権者から採取跡地に係る分収造林契約の締結を希望する旨の通知があったときは、森林管理署長の意見を聴くとともに、その内容が、分収造林に係る関係法令、管理規程及び分収造林に係る関係通知に適合すること、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすものでないこと等を確認し、適切に対応すること。

## 第 12 国有林野の使用等

### 1 国有林野の使用の承認

森林管理局長は、運用協定第 34 条第 1 項に基づき樹木採取権者に対して国有林野の使用の承認を行ったときは、当該承認に係る国有林野に係る森林管理署長に別紙様式第 39 号により通知すること。ただし、運用協定第 34 条第 1 項ただし書に係る国有林野の使用の承認については、第 9 の 2 の通知により通知されることから、この限りでない。

### 2 林道等の利用の円滑化

森林管理局長又は森林管理署長は、林道等の利用が円滑に行われるよう、適切な林道の管理、樹木採取権者及び国有林野事業に係る他の事業者等へのそれぞれの事業に係る情報提供等を行うこと。

### 3 路網等新設協定等の締結

森林管理局長は、運用協定第 37 条又は第 38 条の承認をしようとするときは、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障がないか森林管理署長の意見を聴くこと。また、同条に基づき樹木採取権者と路網等新設協定又は林道改良協定を締結したときは、森林管理署長に別紙様式第 40 号により通知すること。

## 第 13 その他の運用協定等に係る手続

### 1 定期報告

#### (1) 森林管理署長による確認

森林管理署長は、樹木採取権者から運用協定第 48 条第 2 項に基づき実行報告の確認依頼があったときは、採取箇所面積等の事項について実行計画との差異、採取の



基準（上限伐採面積及び最低採取面積に係るものを除く。）への適合等を確認し、必要に応じて現地の状況を確認すること。

(2) 定期報告の受理等

森林管理局長は、樹木採取権者から運用協定第 48 条に基づく定期報告があった場合には、運用協定第 52 条第 2 項のとおり運用協定別紙 10 に定めるところにより対応するほか、別紙様式第 41 号により森林管理署長に通知すること。

森林管理署長は、当該通知があった場合は、実行報告に基づき、当該年度に採取された樹木について、当該年度の収穫実行簿への計上を行うこと。

2 定期報告以外の運用協定等に係る手続

(1) 支障木の採取の承認の手続

森林管理局長は、樹木採取権者から運用協定第 30 条第 2 項の支障木の採取希望を受けた場合、森林管理署長に当該支障木の調査を指示すること。

森林管理署長は、樹木採取権者との現地確認及び支障木の収穫調査を行い、その結果及び樹木料評定額の算定に必要な事項を森林管理局長に報告すること。

森林管理局長は、運用協定第 30 条第 2 項に基づき樹木採取区内の支障木の伐採を承認する場合は、当該収穫調査結果に基づき樹木料を算定し、樹木採取権者に樹木料の確定通知及び納入告知書を送付するとともに、森林管理署長にその旨通知すること。

(2) 公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務に関する手続

森林管理局長は、運用協定第 39 条第 1 項ただし書に基づき樹木採取権者に通知した場合又は同条第 2 項に基づき樹木採取権者に作業の中止を命じた場合は、その旨森林管理署長に通知すること。

(3) 木材の安定取引の目標に関する報告があった場合の手続

森林管理局長は、運用協定第 50 条第 1 項に基づく報告があった場合は、報告事項を森林管理署長に通知すること。

(4) 主要取引先の変更があった場合の手続

森林管理局長は、樹木採取権者から運用協定第 50 条第 2 項又は実施契約第 30 条第 1 項に基づく主要取引先の変更の届出を確認した場合は、森林管理署長に変更後の安定取引協定書及び変更した申請書類等を添付しその旨通知すること。

(5) 支配権の異動があった場合の手続

森林管理局長は、運用協定第 51 条に基づき樹木採取権者から支配権の異動について報告を受けたときは、樹木採取権者が従前の申請内容に従い、引き続き樹木採取権に係る事業を実施する能力等を維持し、申請書類等、運用協定、実施契約その他の契約に従い樹木採取権に係る事業を継続することについて、確認すること。

(6) その他の届出等の森林管理署長への通知

森林管理局長は、本通知に森林管理署長への通知の定めがない樹木採取権者からの届出の受理、申請の承認、樹木採取権者との協議の結果等について、必要がある

と認める場合は、森林管理署長に通知すること。

(7) 森林管理署長への意見聴取

森林管理局長は、樹木採取権者への各種承認等に先立って、必要に応じて、森林管理署長の意見を聴くこと。

(8) 被害発生届出があった場合の手続

森林管理署長は、規則第 28 条の 17 において準用される同令第 17 条の届出があり、必要があると認められる場合は、森林管理局長に通知すること。

## 第 14 登録

法第 8 条の 20 に基づく登録については、林野庁本庁においてその手続を行う。

## 第 15 樹木採取権の取消し

### 1 樹木採取権の取消し

#### (1) 聴聞

樹木採取権の取消し（以下第 15 において単に「取消し」という。）は、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号イに該当することから、森林管理局長は、取消しに当たっては、同法第 3 章第 2 節及び農林水産省聴聞手続規則（平成 6 年農林水産省令第 62 号。以下「聴聞規則」という。）の定めるところにより聴聞を行う必要がある。

森林管理局長は、聴聞に当たっては、関係法令及び行政手続法の施行に当たって（平成 6 年 9 月 13 日付け総管第 211 号総務事務次官通知。以下「行手法施行通知」という。）の定めるところによるほか、特に以下の点に留意すること。

ア 行政手続法第 15 条に基づき、樹木採取権者に別紙様式第 42 号により通知すること。また、樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者（樹木採取権に抵当権が設定されている場合に限る。以下第 15 及び第 16 において同じ。）その他行政手続法第 17 条第 2 項の参加人となるべき者に対して別紙様式第 43 号により通知すること。この場合において、当該抵当権が登録されているときは、別紙様式第 43 号による通知は、法第 8 条の 22 第 2 項の通知を兼ねる。

これらの通知は、聴聞を行うべき期日までに 3 か月以上の期間をおいてするよう努めなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合には、この限りではない。

なお、当該樹木採取権を目的とする抵当権の有無及び抵当権者が不明な場合は、林野庁本庁の登録担当部局及び樹木採取権者に照会することにより把握すること。

イ 聴聞の期日における審理を公開するときは、聴聞規則第 9 条の定めるところにより別紙様式第 42 号及び別紙様式第 43 号にその旨を付記するとともに、聴聞の期日及び場所を公示すること。

ウ 聴聞の主宰者となる職員を、聴聞の通知の時までに行政手続法第 19 条に基づき指名すること。主宰者は行政手続法第 24 条に基づき別紙様式第 44 号により聴

聞調書及び聴聞報告書を作成しなければならない。

(2) 取消しの通知

森林管理局長は、樹木採取権を取り消したときは、樹木採取権者及び当該樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者に別紙様式第 45 号により通知すること。

(3) 樹木採取区の変更又は指定の解除の公示

森林管理局長は、樹木採取権を取り消したときは、直ちに指定通知第 2 の定めるところにより樹木採取区の変更又は指定の解除の公示を行うとともに、当該取消しに係る管理簿の廃止又は管理簿若しくは管理簿原簿の該当箇所の変更を行うこと。また、公示とともに、樹木採取権を取り消した旨を指定通知第 2 の 2 (1) 又は (2) の報告又は通知に併せて林野庁長官に報告し、森林管理署長に通知すること。

(4) その他

取消し後の樹木料の取扱い、施設及び器具等の収去等については、運用協定第 10 章の定めるところによる。

2 法第 8 条の 22 第 1 項第 2 号による取消しの手続

法第 8 条の 22 第 1 項第 2 号により、樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたことによる取消しを行う場合は、1 の手続を行うほか、以下の手続を行うこと。

(1) 権利設定料の返還

国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 121 号。以下「令」という。）第 8 条第 1 号に該当することから、同条に基づき権利設定料を返還しなければならない。この場合において、森林管理局長は、返還額を、第 2 の 1 (13) イの定めるところにより公示された別紙 2 の 4 の定めるところにより算定し、別紙様式第 45 号により、樹木採取権者に通知すること。

(2) 樹木採取権者に対する補償

法第 8 条の 23 の定めるところにより、樹木採取権者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。この補償（以下第 15 において単に「補償」という。）については、同条の定めるところによるほか、特に以下の点に留意すること。

ア 樹木採取権者との協議

森林管理局長は、補償すべき損失の範囲について調査を行い、別紙様式第 46 号により樹木採取権者に補償の対象となる損失及び補償金額の算定方法を提示し、樹木採取権者の確認を求めると。当該確認がなされたときは、森林管理局長は、当該算定方法による算定に必要な補償金額算定要素について調査を行い、当該調査結果を基に当該算定方法により補償金額を算定し、別紙様式第 47 号により樹木採取権者に補償金額を提示し法第 8 条の 23 第 2 項の協議を行うこと。

イ 支払うべき補償金額

森林管理局長は、アの協議が成立した場合にあっては当該協議に係る補償金額

をウのとおり支払い、アの協議が成立しなかった場合にあってはアで提示した補償金額をウのとおり支払うこと。

#### ウ 補償金額の支払方法

森林管理局長は、当該樹木採取権の上に抵当権がある場合にあっては当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、その補償金を供託しなければならない。その他の場合にあっては樹木採取権者に補償金を支払わなければならない。この場合において、供託に係る手続等については、別に国有林野部長が定めるところによる。

### 第 16 樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合の樹木採取権の消滅

#### 1 手続

樹木採取区として指定した国有林野に慣行利用がある者に対して当該区域の国有林野を売り払うこと、治山事業のために都道府県に当該国有林野を売り払うこと等により、樹木採取区の全部又は一部が国の所有に属しなくなったときは、当該区域について法第 8 条の 22 第 3 項の定めるところにより、樹木採取権は消滅する。この樹木採取権の消滅（以下第 16 において単に「消滅」という。）に当たっては、以下の手続を行うこと。

##### (1) 樹木採取権者からの意見聴取

森林管理局長は、消滅の原因となる売払い等を行う前に、樹木採取権者及び樹木採取権を目的とする抵当権者その他行政手続法第 17 条第 2 項の参加人となるべき者から、会議の開催又は書面により意見を聴かななければならない。

なお、当該樹木採取権を目的とする抵当権の有無及び抵当権者が不明な場合は、林野庁本庁の登録担当部局及び樹木採取権者に照会することにより把握すること。

##### (2) 樹木採取区の変更又は指定の解除の公示

消滅があったときは、直ちに指定通知第 2 の定めるところにより樹木採取区の変更又は指定の解除の公示を行うとともに、当該消滅に係る管理簿の廃止又は管理簿若しくは管理簿原簿の該当箇所の変更を行うこと。また、公示とともに、樹木採取権が消滅した旨を指定通知第 2 の 2 (1) 又は (2) の報告又は通知に併せて林野庁長官に報告し、森林管理署長に通知すること。

#### 2 権利設定料の返還及び樹木採取権者に対する補償

##### (1) 権利設定料の返還

森林管理局長は、消滅があったとき（国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）は、令第 8 条第 2 号に該当することから、同条に基づき権利設定料を返還しなければならない。この場合において、森林管理局長は、返還額を第 2 の 1 (13) イの定めるところにより公示された別紙 2 の 4 の定めるところにより算定し、別紙様式第 48 号により、樹木採取権者に通知すること。

## (2) 樹木採取権者に対する補償

森林管理局長は、消滅があったとき（国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）は、法第8条の23の定めるところにより、樹木採取権者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。この補償については、第15の2（2）に準じて行うこと。

## 3 その他

消滅後の樹木料の取扱い、施設及び器具等の収去等については、運用協定第10章の定めるところによる。

## 第17 樹木採取権の移転

### 1 一般承継等を除く樹木採取権の移転

本項においては、一般承継、抵当権の実行、強制執行又は滞納処分に係るものを除く樹木採取権の移転（以下第17の1において「移転」という。）について記載する。

#### (1) 移転の許可

##### ア 申請

法第8条の17第2項の申請に係る様式は、別紙様式第49号によるものとする。

##### イ 申請の形式上の要件への適合に係る確認

森林管理局長は、アの申請があったときは、遅延なく、当該申請が法令に定められた申請の形式上の要件に適合しているか否かの確認を行うこと。

確認の結果、形式上の要件に適合していない申請については、申請者に対し、提出期限を定めた上で、書類の更正、追加提出等の申請の補正を求めること。なお、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、森林管理局長において職権で補正できる。当該期限までに申請の補正が行われなかった場合又は当該申請に補正することのできない不備がある場合は、移転を許可せず、当該申請者に別紙様式第52号により通知すること。

##### ウ 審査

森林管理局長は、イにおいて適合していると認めたときは、速やかに、当該申請について法第8条の17第5項の基準への適合に係る審査を行うこと。この審査は、樹木採取権の設定の際と同様に、選定委員会を開催して行うこと。それぞれの基準への適合の具体的な判断基準は、局審査基準等通知によること。書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみで当該基準に適合しているかの判断ができないと認めるときは、規則第28条の14第2項に基づき10日程度の提出期限を定めた上で、別紙様式第6号により追加の書類を求めることができる。追加の書類を求める場合、申請者への提出書類の要求等は速やかに行うこと。

また、法第8条の9第2項に基づき木安法第4条第1項の規定に係る事業計画の写しの提出があったときは、当該事業計画の写しの内容を確認し、審査基準等

通知第1の3（1（1）ウに係るものに限る。）の審査基準への適合について提出された書類のみでは判断ができないと認めるときは、上記により追加の書類を求めること。

#### エ 関係都道府県知事への協議

森林管理局長は、法第8条の17第2項の許可をしようとするときは、ウの審査後、速やかに別紙様式第50号により同条第4項の関係都道府県知事への協議を行うこと。当該協議の方法は、第5の1（2）に準ずるものとする。

#### オ 許可

森林管理局長は、エの協議結果を踏まえ法第8条の17第2項の許可をするときは、当該申請者に別紙様式第51号により通知すること。この通知を行ったときは、管理簿原簿の樹木採取権者の氏名又は名称等の該当箇所を変更すること。また、許可しないときは、当該申請者に別紙様式第52号により通知すること。

#### カ 林野庁長官への報告及び森林管理署長への通知

森林管理局長は、別紙様式第51号による通知を行ったときは、速やかに林野庁長官に別紙様式第53号により報告すること。森林管理署長への通知は、（2）アの運用協定締結の通知により行うこと。ただし、運用協定の締結日が移転の許可と同日とならない場合は、森林管理署長に許可を行った日に移転の許可を行ったことを通知すること。

#### キ 関係都道府県知事への通知

森林管理局長は、別紙様式第51号による通知を行ったときは、エの協議を行った都道府県知事に第5の2（3）に準じた内容を通知すること。

### (2) 運用協定の締結等

#### ア 運用協定等の締結手続

移転があったときは、森林管理局長は、直ちに、樹木採取権者となった者（以下第17において「新樹木採取権者」という。）と運用協定を締結すること。新樹木採取権者と締結する運用協定は、移転前の樹木採取権者（以下第17において「旧樹木採取権者」という。）と締結していた運用協定の内容（ただし、樹木料の算定に用いる割増率に係る箇所及び別紙12については所要の修正を行うこと。）とし、これと異なる取扱いをしようとするときは、林野庁長官の承認を得ること。森林管理局長は、運用協定の締結後速やかに、当該樹木採取区に係る森林管理署長に、運用協定の締結を行ったことを別紙様式第54号により通知すること。

#### イ 旧樹木採取権者の運用協定等の履行義務の取扱い

1（1）アの申請において、新樹木採取権者及び旧樹木採取権者の間で運用協定、実施契約等に係る権利義務の引継ぎに関する約定がなされている場合その他旧樹木採取権者に係る運用協定等の履行義務の取扱いについて疑義があるときは、速やかに林野庁長官に報告し、その指示を仰ぐこと。

## 2 抵当権の実行、強制執行又は滞納処分による樹木採取権の移転

### (1) 買受適格証明書の発行

#### ア 買受適格証明書の発行に係る周知

森林管理局長は、樹木採取権を目的とする抵当権の実行又は樹木採取権に対する強制執行若しくは滞納処分による競売又は公売に際し当該競売又は公売に参加しようとする者に買受適格証明書を発行する旨及び買受適格証明願の様式等を、森林管理局ホームページ等で周知すること。

#### イ 買受適格証明願

買受適格証明願の様式は、別紙様式第 55 号によるものとする。

#### ウ 審査等

森林管理局長は、競売又は公売に参加しようとする者から買受適格証明願の提出があったときは、1（1）イからエまでに準じて審査等を行うこと。この場合において、1（1）エの「協議」は「意見聴取」とし、意見聴取に係る様式は別紙様式第 56 号によるものとする。

#### エ 買受適格証明書の発行

森林管理局長は、ウの審査等の結果、買受適格を有すると認めた者に対して、別紙様式第 57 号の買受適格証明書を発行すること。また、その他の者に対して別紙様式第 58 号により通知すること。

### (2) 法第 8 条の 17 第 2 項の許可

森林管理局長は、競売又は公売の最高価買受申出人等から法第 8 条の 17 第 2 項の申請があった場合は、1（1）の手続を速やかに行うこと。原則として、買受適格証明書を発行した上で法第 8 条の 17 第 2 項の許可を行わないことは想定されない。

### (3) 運用協定の締結等

1（2）による。

### (4) 樹木採取権の取得

民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に定める強制執行又は担保不動産競売により樹木採取権が移転する場合にあっては、同法第 79 条又は同法第 188 条において準用する同法第 79 条の規定により買受人が代金を納付したときに樹木採取権を取得することとなる。

## 3 法人の合併その他の一般承継による樹木採取権の移転

### (1) 法第 8 条の 18 第 1 項による届出

法第 8 条の 18 第 1 項による届出の様式は、別紙様式第 59 号によるものとする。この届出があった場合、森林管理局長は、管理簿原簿の樹木採取権者の氏名又は名称等の該当箇所を変更すること。

### (2) 届出に係る林野庁長官への報告及び森林管理署長への通知

森林管理局長は、（1）の届出があったときは、速やかに林野庁長官に別紙様式第 60 号により報告するとともに、別紙様式第 61 号により森林管理署長に通知するこ

と。

(3) 関係都道府県知事への通知

森林管理局長は、(1)の届出があったときは、速やかに、別紙様式第62号により関係都道府県知事に通知すること。

(4) 法第8条の18第2項の通知

ア 審査

森林管理局長は、(1)の届出があったときは、速やかに、当該届出について法第8条の18第2項各号に掲げる基準の適合に係る審査を行うこと。この審査は、樹木採取権の設定の際と同様に、選定委員会を開催して行うこと。それぞれの基準への適合の具体的な判断基準は、局審査基準等通知によること。書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみで当該基準に適合しているかの判断ができないと認めるとき場合は、規則第28条の15第2項に基づき10日程度の提出期限を定めた上で、別紙様式第6号により追加の書類を求めることができる。追加の書類を求める場合、申請者への提出書類の要求等は速やかに行うこと。

また、法第8条の9第2項に基づき木安法第4条第1項の規定に係る事業計画の写しの届出があったときは、当該事業計画の写しの内容を確認し、審査基準等通知第2の1(第1の1(1)ウに係るものに限る。)の処分基準への適合について提出された書類のみでは判断ができないと認めるときは、上記により追加の書類を求めること。

イ 適合通知

森林管理局長は、(1)の届出が法第8条の18第2項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、(1)の届出をした者に、別紙様式第63号により通知すること。

ウ 不適合通知

森林管理局長は、(1)の届出が法第8条の18第2項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その旨及び樹木採取権を譲渡すべき旨を別紙様式第64号により通知すること。また、当該処分は、行政手続法第13条第1項第2号に該当することから、森林管理局長は、当該処分に当たっては、同法第3章第3節の定めるところにより弁明の機会の付与を行う必要がある。この場合における同法第30条の通知は、別紙様式第37号によるものとする。

(5) 不適合通知に係る林野庁長官への報告及び森林管理署長への通知

森林管理局長は、別紙様式第64号による通知を行ったときは、速やかに林野庁長官に別紙様式第65号により報告し、速やかに森林管理署長に別紙様式第66号により通知すること。

(6) その他

運用協定及び実施契約に係る契約上の地位等については、原則として一般承継によって樹木採取権を取得した者に移転する。なお、別紙様式第64号による通知をしたときは、実施契約第38条の対応を検討すること。



## 第 18 樹木採取権の放棄

森林管理局長は、樹木採取権者から運用協定第 79 条第 1 項の樹木採取権放棄届出書の提出があったときは、その内容を確認し、以下の場合に応じて当該場合の定めるところにより対応すること。

### 1 当該放棄が権利濫用に当たらず、運用協定に従ったものと認めた場合

運用協定第 79 条第 2 項の定めるところにより樹木採取権放棄確認通知書を樹木採取権者に送付するほか、直ちに、指定通知第 2 の 2 の定めるところにより当該放棄に係る樹木採取区の変更又は指定の解除の公示を行うとともに、当該放棄に係る管理簿の廃止又は管理簿若しくは管理簿原簿の該当箇所の変更を行うこと。また、公示とともに、樹木採取権の放棄があった旨を指定通知第 2 の 2 (1) 又は (2) の報告又は通知に併せて林野庁長官に報告し、森林管理署長に通知すること。

当該放棄が令第 8 条第 3 号に該当するときは、樹木採取権放棄確認通知書に第 2 の 1 (13) イの定めるところにより公示された別紙 2 の 4 の定めるところにより算定した権利設定料の返還額を記載するほか、同条に基づき権利設定料の返還を行うこと。同号の「災害その他やむを得ない事由」には、災害のほか、国の責めに帰すべき事由、戦争、テロ、暴動、事故、現時点では予想しがたい不可抗力等が該当する。

### 2 1 に該当しない場合

運用協定第 79 条第 3 項の定めるところにより、樹木採取権放棄確認通知書を送付しない旨を樹木採取権者に通知すること。

## 第 19 その他

### 1 局審査基準等通知の制定

森林管理局長は、審査基準等通知と異なる内容の局審査基準等通知を定める場合は、事前に林野庁長官の承認を得た上で、行政手続法第 39 条の意見公募手続を行わなければならない。

### 2 国以外の者が作成することを予定している書類に関する措置

この通知に定める様式等であって、国以外の者が作成することを予定している書類に係るものについては、編集可能なファイルを森林管理局のホームページに掲載する等、当該作成を行う者の利便に資する措置を行うこと。

### 3 国税庁による確認

第 6 の 3 (2) 及び第 7 の 4 については国税庁課税部、第 17 の 2 については国税庁徴収部に確認済みである。

#### 4 電子情報処理組織の利用及びその他の情報通信の技術の利用

本通知において書面により行わなければならないこととされている行為は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は別紙様式に記載されるべき情報が記載された電子ファイルを添付した電子メールの送信及びその他書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### 5 その他

このほか、樹木採取権の設定、樹木採取権に係る事業の実施等の運用に関し必要な事項については、国有林野部長が定める。

## 別紙1（第1の1（1）、（3）、（4）、第2の1（4）、第9の1） 基礎額算定林分の選定及び樹木料の算定方法等について

### 基礎額算定林分の選定及び樹木料の算定方法等について

#### 1 基礎額算定林分の選定

##### (1) 選定方法

区画（指定通知第1の2（2）の区画をいう。以下同じ。）を林分内容及び搬出条件の2つの因子でグループ分けし、その中で伐採方法ごとに偏りがないう基礎額算定林分を選定する。具体的な選定方法は、以下のア及びイのとおり。

##### ア 一つの区画に一つの伐区を設定する場合

公募時点で樹木の採取が可能な林齢となっている区画の中から、既存の森林調査簿データ等を活用して偏りのないような方法で選定する。

以下の（ア）から（オ）までに標準例を示すが、各項目（林分内容及び搬出条件のそれぞれで3項目以上を設定すること。）及び評価に関する数値については、地域の状況を踏まえ、森林管理局長が定めることとする。

##### （ア）林分内容の項目設定

森林調査簿データ等を活用して数値化すること。なお、樹種が混在する場合は、必ず項目として樹種構成を含むこと。

##### （イ）搬出条件の項目設定

森林調査簿データ（林道からの距離、傾斜等）、図面その他のデータ（基本図による地形の複雑さ、道と作業地との間の河川等障害の有無等）を活用して数値化すること。

##### （ウ）各区画の分類

伐採方法ごとに、林分内容をX軸、搬出条件をY軸とする平面に樹木採取区となる各区画をプロットし、それぞれの平均以上及び平均以下で4分類すること。

##### （エ）基礎額算定林分の選定

それぞれの分類の中庸な箇所を1箇所以上、基礎額算定林分として選定すること。したがって、基礎額算定林分は最低でも4×伐採方法別の数（一つの伐採方法で区画が4に満たない場合はその数）だけ選定すること。

##### （オ）基礎額算定林分の追加

伐採方法ごとの、基礎額算定林分の面積の合計が、樹木採取区の採取可能面積の5%に満たない場合は、5%以上となるまで、中位の分類（林分状況が平均以上で搬出条件が平均未満又は林分状況が平均未満で搬出条件が平均以上）から区画を追加すること。

なお、基礎額算定林分の選定は上記のように行うが、その結果、明らかな偏りが生じている場合は、森林管理局長の判断により、新たな区画を基礎額算定林分として追加すること。

## イ 一つの区画に複数の伐区を設定する場合

### (ア) 基礎額算定林分の選定

公募に当たって、森林管理局長は伐区を想定し（以下森林管理局長が想定した伐区を「想定伐区」という。）、当該伐区のうち公募時点で樹木の採取が可能な林齢となっているものの中から基礎額算定林分を選ぶことができることとする。想定伐区は、当該地域で通常行われている伐採搬出方法で、採取の基準等に適合するよう樹木を採取する場合に想定される伐区として、図面上に明示すること。

この場合、採取可能面積の算定に当たっては、想定伐区的面積を一つの区画面積とみなすこととする。なお、面積の計測はGIS等により行うこと。

一つの区画の中に複数の想定伐区を設定した場合、個々の想定伐区の林分内容については、森林調査簿データに加えて衛星画像等により想定伐区ごとの樹種構成等を判定し、これにより数値化して、アの（ウ）及び（エ）と同様に、基礎額算定林分を選定することとする。なお、この場合においても、基礎額算定林分の合計面積は、当該樹木採取区の採取可能面積の5%以上とすること。

### (イ) 採取時の伐区の設定

樹木採取権者は、樹木の採取に当たって、森林管理局長の示した想定伐区に縛られず、樹木を採取する際の伐区の設定については、採取の基準等に適合するよう伐区を設定することができる。

## (2) 基礎額算定林分の収穫調査

基礎額算定林分の収穫調査については、2により行うこと。現地の表示に当たっては、事後的に基礎額算定林分であることが分かり、通常の収穫調査での区域標示と区別できるよう、スプレー塗料又はテープの色を変える等の方法により表示を行うこと（基礎額算定林分をそのまま伐区とすることもあり得ることに留意すること。）。

また、公募時に公表する視覚的な情報として、収穫調査の際に林況写真等を準備することが望ましい。

## (3) 基礎額の算定

基礎額の算定は、基礎額算定林分について、3の樹木料評定額の算出方法により行うこと。

この場合、基礎額算定林分を、その時点で単独で採取することを前提にせず、通常想定される各区画並びに想定伐区を採取する順番及び組合せを考慮し、基礎額算定林分の採取に当たって作設されていると想定される作業道、同時に採取される区画等を前提に算定すること。

また、樹木の採取、搬出及び運搬に係る林業機械の回送費、共通して利用する搬出路に係る経費などの固定経費（本通知において「生産固定経費」という。）については、当該基礎額算定林分と近接する区画を伐区とし、基礎額算定林分と当該伐区について、樹木の採取、搬出及び運搬における生産固定経費が共通するものとみなし、3（3）に

準じて按分して算定すること。

#### (4) 基礎額算定林分の選定過程等の公表

基礎額算定林分の選定過程及び基礎額算定時に想定した既設作業道、生産固定経費を共通とみなす伐区等について公募時に公表すること。

## 2 収穫調査の実施方法

### (1) 総則

森林管理局長は、実行計画及び森林管理局長が定めた国有林野産物収穫調査規程（以下「収穫調査規程」という。）に基づき、伐区ごとに以下の事項を行う。

ア 伐区の周囲及び面積の実測

イ 伐区内において採取することとしている樹木の種類及び品質の調査

ウ 樹木の数量の調査

エ 樹木の搬出に関する事項の調査

オ 跡地更新に関する事項の調査

カ その他必要な事項の調査

### (2) 収穫調査の方法

収穫調査の方法については、毎木調査による。この場合、樹高については収穫調査規程による樹高曲線法によることができる。また、間伐、採取箇所が群状又は帯状でない択伐及び複層伐並びに価値の低位な立木が生育する林分の収穫調査については、収穫調査規程による標準地調査によることができる。

## 3 樹木料の算定方法

### (1) 樹木料の算定式

樹木料は、以下の式により森林管理局長が算定する。なお、樹木料評定額を算出する樹木料評定式は、別添の「樹木料評定式並びにその変数及び係数」による。

$$\text{樹木料} = \text{樹木料評定額} \times \text{割増率}^{(注1)}$$

(注1) 申請額<sup>(注2)</sup>を基礎額<sup>(注3)</sup>で除して得られる割合であり、樹木採取権存続期間中、固定される。

(注2) 民間事業者が、樹木採取権に関する一切の事業について検討した上で、基礎額算定林分について、支払ってもよいと考え、森林管理局長に提示する法第8条の9第1項第5号の額。

(注3) 基礎額算定林分について、森林管理局長が算定し、公募時に公表した法第8条の7第4号の額。

## (2) 樹木料評定式

樹木料評定式は、立木販売実績を基に販売価額を求めるため、統計的な手法を用いて作成された別添の式である。具体的には、樹木採取権制度の創設に当たって、平成 26 年度から平成 30 年度までの国有林野事業での立木販売実績（一般競争入札）を基に、収穫調査の結果、近隣の原木市場等の丸太価格、木材生産に係る経費など様々な変数と係数を用いて樹木料の算定に用いる樹木料評定額を算出する式として、重回帰分析<sup>※</sup>により作成されたものであり、その時々々の丸太価格や経費を反映させることが可能なものである。そのため、原則として、樹木採取権の存続期間中、変更しない。一方で、極めて著しい経済その他の状況変化等が認められた場合は、この限りではない。

森林管理局長は、公募時に樹木採取区ごとに樹木料評定式を公表し、当該式を用いて、樹木料評定額を算出する。算出に当たっては、収穫調査の結果（樹木採取権者に提示）や、近隣の原木市場等における丸太価格（直近 1 年間の価格を平均。対象となる樹木から生産されると見込まれる丸太に適用。非公表。）、木材の生産経費（非公表）等を因子として用いることとする。

〔※ 重回帰分析は、多数のデータから結果を予測する多変量解析の手法の一つで、総合的な評価を個別の項目評価から予測するために用いられる。〕

## (3) 生産に係る固定経費の取扱い

森林管理局長は、樹木料の算定に当たって、実施契約の一部である施業計画における近接する伐区について、生産固定経費が共通するとみなせるものをそれらの伐区間で按分する。

生産固定経費が共通するものとみなす伐区については、施業計画において定めることとする。ただし、生産固定経費が共通とみなすことができるのは、皆伐、群状又は帯状の複層伐及び択伐の場合にあっては各伐区の採取箇所面積の合計が 10ha 以下の場合、間伐にあっては各伐区の採取箇所面積の合計が 10ha 以下の場合に限る。なお、生産固定経費の按分の基礎となる面積及び割合は、施業計画の面積によるものとし、按分する生産固定経費は、実行計画に基づきそれぞれの年度に算定するものとする。

## (4) 上限単価（円/m<sup>3</sup>）の設定

(2) にかかわらず、樹木料評定式で算出した樹木料評定額を樹木の材積の合計で除した単価（円/m<sup>3</sup>）が、森林管理局長が公募で公表する地域における直近 1 年間の一般競争入札による立木販売実績の最高単価を超える場合、立木販売実績の最高単価を対象となる樹木の材積の合計に乗じた額を樹木料評定額とする。

## (5) 端数処理

ア 樹木料評定額は小数点第 1 位を四捨五入する。

イ (2) 及び (4) にかかわらず、樹木料評定額が 1,000 円未満の場合には、その樹

木料評定額を 1,000 円とする。

ウ 樹木料は、樹木料評定額に割増率を乗じたものを、1,000 円未満の端数を切り上げ、消費税率（消費税率及び地方消費税率の和をいう。）を乗じて算出する。

エ 割増率は、小数点第 9 位を四捨五入する。

オ 樹木料評定式の変数、係数に変数を乗じた値及び樹木料評定額が自然対数変換された数値については、小数点第 6 位を四捨五入する。

## 樹木料評定式並びにその変数及び係数

〈樹木料評定式〉

$$\log_e(\text{樹木料評定額}) = a_0 + \sum a_i x_i = a_0 + a_1 x_1 + a_2 x_2 + \dots + a_{n-1} x_{n-1} + a_n x_n$$

北海道以外の局

分類	変数 $X_i$	係数 $a_i$	
量的データ	林分内容	面積 (10ha~) (ha)	-0.00583873
		林齢 (年)	0.00303154
		平均単木材積 (m3/本)	0.14407756
		平均樹高 (m)	-0.00733571
		複層伐材積比率	-0.40512687
		間伐材積比率	-0.66256958
		スギ材積比率	0.31813105
		ヒノキ材積比率	0.50996361
		カラマツ材積比率	0.94299672
		広葉樹材積比率	-0.37119475
	低質材材積比率	-0.20198344	
	丸太	log 丸太価額 (円)	1.71485660
		丸太単価 (円/m3)	-0.00005204
経費	log 生産変動経費額 (円)	-0.63392982	
	log 生産固定経費額 (円)	-0.09665558	
カテゴリーデータ	販売ブロック	ブロック6_青森西部	-0.17983197
		ブロック8_北岩手	0.07803766
		ブロック9_南岩手	-0.28803013
		ブロック10_宮城	0.14671565
		ブロック11_秋田県北	-0.11196794
		ブロック12_秋田県南	-0.07012493
		ブロック13_山形	-0.11603241
		ブロック14_浜通り	0.59941072
		ブロック15_中通り	0.42232668
		ブロック17_栃木	0.14907033
		ブロック18_群馬	-0.08445743
		ブロック19_新潟	-0.17969622
		ブロック20_茨城	0.14824474
		ブロック21_東京	-0.14282769
		ブロック24_東北信	-0.25063248
		ブロック28_愛知	0.19877571
		ブロック29_紀伊	0.12983810
		ブロック31_瀬戸内	0.05674899
		ブロック33_四国	-0.13832024
		ブロック34_北九州	0.04551394
ブロック35_熊本	0.05764722		
ブロック36_大分	0.09307658		
ブロック37_宮崎	0.07449192		
定数	定数	-1.32647267	

北海道局

分類	変数 $X_i$	係数 $a_i$	
量的データ	林分内容	立木材積 (m3)	-0.00009987
		面積 (ha)	-0.02893065
		面積 (10ha~) (ha)	0.02874778
		林齢 (年)	0.00183648
		平均単木材積 (m3/本)	-0.20610697
		本数密度 (本/ha)	-0.00014856
		複層伐材積比率	0.21467396
		カラマツ材積比率	0.48012594
		広葉樹材積比率	-0.70811763
		丸太	低質材材積比率
	原料材材積比率		2.18777780
	経費	log 丸太価額 (円)	3.06664510
		log 生産変動経費額 (円)	-1.60527520
生産変動経費単価 (円)		-0.00004939	
カテゴリーデータ	販売ブロック	log 生産固定経費額 (円)	-0.16556322
		ブロック1_札幌	-0.09686672
	ブロック3_北見	0.15145865	
定数	定数	-6.53129951	

## 【樹木採取区に適用する樹木料評定式について】

当該樹木採取区に適用する樹木料評定式については、以下の①及び②のとおりとすること。

- ① 北海道森林管理局以外の森林管理局においては、「北海道以外の局」の変数及び係数を用い、北海道森林管理局においては、「北海道局」の変数及び係数を使用すること。
- ② 「カテゴリーデータ」の「販売ブロック」について、当該樹木採取区が所在する販売ブロックの係数を記載し、変数  $x_i=1$  とすること。また、係数を記載した販売ブロックの名称及び対象地域を記載すること。



## 【凡例】

1. 立木材積：採取対象となっている樹木の材積の合計
2. 面積：採取対象の伐区的面積
3. 面積(10ha～)：間伐等で伐区的面積が10haを超える場合、面積から10haを減じたもの（面積が10ha以下の場合は $x_i$ =変数は0）
4. 林齢：対象樹木の林齢（複数の林齢の樹木が対象とされている場合は、最も立木材積の多い樹木の林齢）
5. 平均単木材積：採取対象の立木材積の合計を採取対象の樹木の本数の合計で除したもの
6. 本数密度：採取対象の立木の本数の合計を面積で除したもの
7. 平均樹高：採取対象となっている樹木の樹高の平均
8. 複層伐材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する複層伐で採取されるとされている立木材積の割合
9. 間伐材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する間伐で採取されるとされている立木材積の割合
10. スギ材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するスギの立木材積の割合
11. ヒノキ材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するヒノキの立木材積の割合
12. カラマツ材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するカラマツの立木材積の割合
13. 広葉樹材積比率：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する広葉樹の材積の割合
14. 低質材材積比率（北海道以外の局）：採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する低質材の立木材積の割合
15. 低質材材積比率（北海道局）：採取対象とされる樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積の合計に対する低質材の材積の割合（非公表）
16. 原料材材積比率：採取対象とされる樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積の合計に対する原料材の材積の割合（非公表）
17. 丸太価額：採取対象の樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積に、近隣の原木市場等の丸太価格（立木販売の評定の際に用いる丸太単価の直近1年間の平均）を乗じた価額（非公表）
18. 丸太単価：丸太価額の合計を、生産が見込まれる丸太材積の合計で除した価格（非公表）
19. 生産変動経費額：採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる変動経費（非公表）
20. 生産変動経費単価：生産変動経費の合計を、生産が見込まれる丸太材積の合計で除した価格（非公表）
21. 生産固定経費額：採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる固定経費（非公表）
22. 販売ブロック：森林管理局長が国有林材の加工・流通圏域等を勘案して設定した区域（ $X_i=1$ ）

## 別紙2（第2の1（3）、（10）、（13）、第15の2（1）、第16の2（1）、第18の1）権利設定料の額及び権利設定料の返還額の算定方法

### 権利設定料の額及び権利設定料の返還額の算定方法

#### 1 権利設定料の額の算定の基本的な考え方について

権利設定料は、どのような民間事業者であっても共通して低減されると見込まれるコストに見合うものとして、既存の立木の買入れにおいて入札等の都度必要であった現地確認、入札等への参加、契約書等の作成等の事務的な手間、費用等に係る人件費等の低減相当分を勘案するほか、樹木採取区の面積が増加するほど、上記の費用低減の度合いも増加することを踏まえ、2の方法により、機械的に算定する。

#### 2 権利設定料の額の具体的な算定方法について

権利設定料の具体的な算定方法は以下の計算式によるものとし、権利設定料の最低額は1万円とすること。また、計算式の要素は以下の（1）から（4）までによるものとし、それぞれの樹木採取区における権利設定料については、採取可能面積及び森林管理局ごとの立木販売のha当たりの平均収穫量の値（皆伐、間伐別）、複層伐又は択伐にあってはこれに加えて樹木採取区ごとの採取方法別の伐採率を反映したものとすること。ただし、一つの樹木採取区において複数の採取方法を採取の基準により指定する場合、下式において $C_1$ 、 $C_2$ 、及び $D$ は共通の値とした上で、採取方法ごとにそれぞれの採取可能面積及び補正係数を用いて計算して得られた権利設定料を合計し、権利設定料の額を算定すること。なお、樹木採取権の存続期間中に複数回の間伐が実施できる区画については、当該区画の採取可能面積にその回数に乗じること。

$$\begin{aligned} \text{権利設定料} &= (A_2 - A_1) \times f_1 \times f_2 \\ &= \{(B \times C_2 \times D) - (B \times C_1 \times D)\} \times f_1 \times f_2 \end{aligned}$$

$A_1$  :  $S_1$ を1つの事業として実施した場合の従業員給与手当相当額・・・（1）

$A_2$  :  $S_2$ を1つの事業として $S_1$ の面積だけ事業を実施した場合の従業員給与手当相当額・・・（1）

$S_1$  : 当該樹木採取区の採取可能面積・・・（2）

$S_2$  : 立木のシステム販売協定の平均協定面積のうち伐採可能な面積（協定面積に0.9を乗じたもの）・・・（2）

$B$  :  $S_1$ の面積の工事原価・・・（1）

$C_1$  :  $S_1$ の面積の工事原価の一般管理費等率・・・（1）

$C_2$  :  $S_2$ の面積の工事原価の一般管理費等率・・・（1）

$D$  : 規模に応じた一般管理費等に占める従業員給与手当の割合・・・（1）

$f_1$  : 伐採率に応じた補正係数・・・（3）

$f_2$  : 樹木採取区が所在する森林管理局ごとの補正係数・・・（4）

※ 権利設定料に100円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り上げるもの

とする。また、消費税相当額は、権利設定料に消費税率（消費税率及び地方消費税率の和をいう。）を乗じて算出するものとし、その額に円未満の端数を生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。

※（１）から（４）までは、各略字の要素が説明されている箇所として以下の（１）から（４）までに対応する。

(1) 従業員給与手当相当額は、国土交通省の調査<sup>\*1</sup>による一般管理費等に占める従業員給与手当の割合を、表１の森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「積算要領通知」という。）における一般管理費等率により算定された一般管理費等の額に乗じて算定し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ円単位にとどめること。なお、一般管理費等に占める従業員給与手当等の割合は工事原価の額により異なるため、表２の工事原価区分に応じた一般管理費等に占める従業員給与手当の割合を使用すること。

表１：積算要領通知における工事原価と一般管理費等率との関係

工事原価（円）	500万円以下（%）	500万円超～30億円以下（%）	30億円超（%）
一般管理費等率（%）	$22.72 \times 1.05 = 23.86$	（下記算定式により算定した率 $\times 1.05$ ）	$7.47 \times 1.05 = 7.84$

一般管理費等率算定式 =  $-5.48972 \times \log(\text{工事原価}^{*2}) + 59.4977$

※ 一般管理費等率の算定に当たっては、積算要領通知に基づき、前払金支出割合区分に応じた補正係数のうち0%から5%以下の区分に該当する1.05を乗じた上で、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位までの値とすること。

表２：国土交通省の調査<sup>\*1</sup>による一般管理費等に占める従業員給与手当の割合

建築工事完成工事高区分(a)	10億円以下	10億円を超え31.66億円以下	31.66億円を超え100億円以下	100億円を超え316.6億円以下	316.6億円を超え1,000億円以下	1,000億円を超え3,166億円以下
総売上高(b)(%)	100	100	100	100	100	100
売上総原価(c)(%、(b)を100とした割合)	86.81	89.16	89.77	90.24	90.31	90.63
(工事原価区分 = (a) $\times$ (c) $\div$ (b))	8億6,810万円以下	8億6,810万円を超え28億2,280万円以下	28億2,280万円を超え89億7,700万円以下	89億7,700万円を超え285億6,998万円以下	285億6,998万円を超え903億1,000万円以下	903億1,000万円を超え2,869億3,458万円以下
売上総利益(d)(%、(b)を100とした割合)	13.19	10.84	10.23	9.76	9.69	9.37

合) (一般管理費等率に相当)						
従業員給与手当 (e) (%、(b)を100とした割合)	2.24	2.08	2.07	2.27	2.53	2.49
(一般管理費等に占める従業員給与手当の割合 = (e) ÷ (d)) (%)	$2.24 \div 13.19 * 100 = 17.0$	$2.08 \div 10.84 * 100 = 19.2$	$2.07 \div 10.23 * 100 = 20.2$	$2.27 \div 9.76 * 100 = 23.3$	$2.53 \div 9.69 * 100 = 26.1$	$2.49 \div 9.37 * 100 = 26.6$

※ 工事原価区分は、国土交通省の調査<sup>※1</sup>より建築工事完成工事高区分に売上総原価の割合を乗じて算出したもの。売上総原価の割合を乗じるのは、森林環境保全整備事業設計積算要領における工事原価に相当するものは、国土交通省の調査においては売上総原価であると考えられるためである。

※1 国土交通省「平成15年基準 公共建築工事積算基準の解説 建築工事編」P63表Ⅲ-12

※2 工事原価 (単位：円) = ha当たり素材生産費<sup>※3</sup> × 面積<sup>※4</sup>

※3 素材生産費等調査 (林野庁業務資料) の素材生産費 (運材費を含まない。) の皆伐の場合の平成26年度～平成28年度の全国平均1,984千円/haを用いて算定

※4 (2) ①の場合は立木のシステム販売協定の平均協定面積のうち伐採可能な面積 (協定面積に0.9を乗じたもの)、(2) ②の場合は採取可能面積

(2) 権利設定料の額となる人件費等の具体的な低減額は、以下の①と②の従業員給与手当等相当額の差として算定すること。

① 立木のシステム販売協定における平均の協定面積を一つの事業として、樹木採取区の採取可能面積と同面積となるまで、複数回実施する場合

※ 平成27年度～平成29年度の皆伐の協定面積の平均27.0ha

② 樹木採取区の採取可能面積を一つの事業として実施する場合

(3) 複層伐及び択伐指定の林地にあってはそれぞれの伐採率により権利設定料の額を補正すること。

(4) 表3の立木販売実績における皆伐のha当たり平均収穫量についての全国と各森林管理局の比によって権利設定料の額を補正すること。なお、間伐指定の林地にあっては、表3の当該森林管理局における立木販売の間伐のha当たり平均収穫量の実績と全国の立木販売実績の皆伐のha当たり平均収穫量との比で補正すること。

表3：立木販売実績におけるha当たり平均収穫量についての全国と各森林管理局の比

		北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州	全国
皆伐	ha当たり平均収穫量 (m <sup>3</sup> /ha)	144	420	478	410	485	437	530	390
	全国比	0.37	1.08	1.23	1.05	1.25	1.12	1.36	1.00

間 伐	ha当たり平均収穫量 (m3/ha)	55	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	全国比(皆伐比)	0.14	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

※ 本表のha当たり平均収穫量については、局によるha当たり収穫量の違いを反映するために使用するものであるため、立木のシステム販売の実績ではなく、立木販売全体の値を採用している（実行総括表のうち収穫量総括表（国有林）の立木販売及び分収育林における人工林の官民計材積の和を当該総括表に係る立木販売及び分収育林における人工林の面積の和で除した値の平成27年度～平成29年度の平均値。なお、収穫量総括表（国有林）の立木販売には分収造林が含まれている。）。

※ 間伐のha当たり平均収穫量及びその全国比について、北海道森林管理局以外の局にあつては、間伐の立木販売の実績が少ないため、表に数値を記載していない。

### 3 権利設定料の再算定について

公募の時点から樹木採取権の設定の日までの間に、自然災害等やむを得ない事由により、樹木を採取することができなくなった箇所が生じた場合、採取可能面積から当該箇所の面積を減じて、権利設定料の額を再算定すること。

### 4 権利設定料の返還額の算定について

#### (1) 権利設定料の返還額について

権利設定料の返還額については、国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29年政令第121号。以下「令」という。）第8条各号に定める事由の発生により樹木を採取することができなくなった樹木採取区的面積（以下「採取不可面積」という。）

が、当該樹木採取権の設定の時点における樹木採取区的面積に占める割合を、既に納付された権利設定料の額（消費税及び地方消費税額を含む納付額）に乗じて算定すること。

返還額＝既に納付された権利設定料の額

$$\times \frac{\text{採取不可面積}}{\text{樹木採取権の設定の時点における樹木採取区的面積}}$$

#### (2) 採取不可面積の算定について

採取不可面積の算定は、当該事由が生じた区画ごとに、採取の基準に照らして当該樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができないと認められる箇所の面積を除いた、令第8条各号に定める事由が生じた時点以降に樹木を採取することができる見込みであったと認められる面積の合計を算定することにより行うこと。この場合において、採取の基準に照らして当該樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができないと認められる箇所の面積は、主伐により採取した伐区にあつては当該事由の

発生時点において当該採取方法で採取済みの採取箇所面積及び採取の基準で定められた複層伐の後伐、整理伐等までの年数、択伐の回帰年、間伐の繰り返し期間等（以下「間伐の繰り返し期間等」という。）を踏まえて樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができないと認められる面積、間伐により採取した伐区にあっては当該事由の発生時点において採取済みであって採取の基準で定められた間伐の繰り返し期間を踏まえて樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができないと認められる面積、保護樹帯及び採取の基準に基づき保残する箇所にあっては採取の基準で定められた隣接する新生林分の鬱閉までに要する期間及び間伐の繰り返し期間等を踏まえて樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができないと認められる面積をいう。

## 別紙3（第2の1（5））行使の指針作成要領

### 行使の指針作成要領

行使の指針については、樹木採取権設定後に樹木採取権者が行う事業の内容に係る主要な規範となるものであり、樹木の採取に係る森林の公益的機能の維持増進に関する事項、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、地域産業の振興の寄与に関する事項、経営改善に関する事項その他適切かつ効率的な国有林野の管理経営上必要な事項等について定め、別添の標準例の定めるところにより作成すること。

なお、行使の指針の作成に当たっては、樹木採取区の指定の趣旨に鑑み、以下の1から5までを踏まえること。

- 1 管理経営基本計画及び地域管理経営計画のほか関連する計画
- 2 樹木採取区の特性
- 3 事業の基本的な方針その他の申請書の内容が行使の指針に適合することが参加資格要件となること。
- 4 行使の指針に沿って作成された申請書の内容が法第8条の10第2項の評価の対象となること。
- 5 審査基準等通知第1の3（2）ア及び第2の1において、行使の指針の内容を勘案することとされていること。

(別添)

〇〇<sup>(注1)</sup> 樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第8条の7第5号の  
樹木採取権を行使する際の指針(標準例)

- 1 樹木採取権実施契約に定める施業計画及び実行計画の内容を、別紙〇<sup>(注2)</sup>の樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画(〇〇<sup>(注3)</sup>森林計画区)に適合したものとするほか、事業の実施に当たって、伐区の分散、林地の保全、自然環境の保全等により国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ること。
- 2 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎の維持・強化に取り組むこと。
- 3 〇〇<sup>(注1)</sup> 樹木採取区に由来する木材の取引等について、木材の需給動向を十分勘案するとともに、別記のとおり木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者間における安定的な取引関係の確立に取り組むこと。
- 4 事業の実施に当たり関連する法令等を遵守するとともに、適切な経験・資格等を有する技術者の配置、労働災害の発生防止その他の事業の実施体制の確保に努めること。
- 5 事業の実施による雇用の増大、作業員の地元雇用、民有林との連携、地域貢献活動等により樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に努めること。
- 6 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に努めること。
- 7 作業員の雇用形態の改善、ワーク・ライフ・バランスの確保その他の雇用管理の改善に努めること。
- 8 採取跡地における効率的な植栽の実施に取り組むこと。
- 9 事業の実施に当たり、国有林野事業の請負事業者、立木販売の買受者、その他国有林野を利用する第三者、地域住民等の対外的関係に配慮し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に協力すること。

(注1) 樹木採取区の名称を記載すること。

(注2) 当該樹木採取区に係る採取の基準の公募要項での別紙の番号を記載すること。

(注3) 第2の1(13)エに係る森林計画区名を記載すること。



(別記)

木材の取引等について、以下を満たすこと。

ア 申請書及び樹木採取権実施契約に定める木材取引計画の内容について、樹木採取権者の〇〇<sup>(注)</sup> 樹木採取区に由来する素材生産量が〇〇<sup>(注)</sup> 樹木採取区の森林資源の状況に鑑み適切なものとなるようにすること。

イ 申請書及び樹木採取権実施契約に定める木材取引計画の内容を、樹木採取権者、木材利用事業者等とともに国産材の取扱量が〇〇<sup>(注)</sup> 樹木採取区に由来する木材の供給量以上に増加するものとし、かつ、〇〇<sup>(注)</sup> 樹木採取区に由来する木材の供給量に相当する量以上の量が木材製品利用事業者等その他の取引先の新規需要開拓に充てられるものとする。

備考：イの新規需要開拓とは、例えば以下の①から③までのようなものであって既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられるものを指す。

① 従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの

(例) C L T建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等

② 従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの

(例) 2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等

③ その他の取組

(例) 地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等

(注) 樹木採取区の名称を記載すること。

## 別紙4（第2の1（6））採取の基準作成要領

### 採取の基準作成要領

採取の基準については、樹木採取権制度ガイドライン第12章（5）に示された考え方に従い、以下の項目について、第2の1（13）エの地域管理経営計画（国有林野管理経営規程の運用について（平成11年1月29日付け11林野経第3号林野庁長官通知）4に定める管理経営指針を含む。以下単に「地域管理経営計画」という。）、国有林野施業実施計画及び樹木採取区の状況を踏まえるとともに、採取の基準が樹木採取権の存続期間にわたり適用されること等に留意し、別添の標準例の定めるところにより作成すること。

なお、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に定められた施業方法等を踏まえて採取の基準における数値基準を作成する際に、これらの計画において「概ね〇〇」としているものについて、採取の基準においては「概ね」の記述を用いないこと等により、採取の基準に定める数値基準について、一意に定まるようにすること。

また、当該樹木採取区において該当のない項目については、「該当なし」と記載するとともに、それぞれの項目に関連して示すべき具体的な基準がある場合は、当該基準についても記載すること。

1. 採取してはならない樹木
2. 採取方法ごとの採取規整
  - (1) 採取できる林齢
  - (2) 採取方法ごとの伐採率及び一塊の採取箇所面積等
  - (3) 主伐における採取箇所の形状及び配置
  - (4) 保護樹帯の設定等
  - (5) 新生林分が隣接する場合の取扱い
3. 法令の遵守
4. その他の環境保全上配慮すべき事項
5. 収穫調査との関係
6. 上限採取面積及び最低採取面積
  - (1) 原則
  - (2) 樹木採取区に複数の採取方法が設定されている場合の総計上限採取面積等の基準
  - (3) 採取面積の調整
  - (4) 当初の上限採取面積等

〇〇樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律  
第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準（標準例）

樹木採取権者は、樹木の採取のほか事業を実施するに当たっては、以下の基準によらなければならない。なお、国有林野事業の実施のために、当該事業の実施箇所においてあらかじめ樹木採取権者が樹木を採取する必要があると〇〇森林管理局長が認める場合、本基準1、2、5及び6（総計最低採取面積に係るものを除く。）は適用しない。

1. 採取してはならない樹木

(1) 以下に該当する樹木は、採取してはならない。

(2) 以下に該当する樹木は、樹木の採取又は搬出その他の事業の実施の際に支障となると認められる場合を除き採取してはならない。

ア 搬出済届が提出された後又は搬出期間経過後において天然に生じた樹木

イ 森林管理局長が定める「国有林野産物収穫調査規程」に定める胸高直径が10センチメートル未満の樹木

ウ 災害跡地等に植栽された樹木（天然に生じた樹木を含む。）で、本基準2(1)アの間伐その他の樹木の採取が可能になる林齢に満たないもの

(注1)(1)については、(2)以外で、樹木採取区に生育するものの国有林野の有する公益的機能の維持増進又は木材の持続的かつ計画的な供給の観点から採取すべきでない樹木について記載し、当該樹木が単木的に存在するものである場合には、当該樹木が特定できるよう、その樹種、位置等の情報を明らかにして第2の1(1)の現況図面に具体的に明示し、当該現況図面に明示されている旨(1)に記載すること。

(注2)(2)については、アからウまでのほかに当該樹木採取区において該当する樹木があれば、下記の例のように具体的に記載すること。特に、樹木採取区を普通共用林野契約の契約区域と重複して指定した場合には、樹木採取権者、共用林野契約者それぞれの採取対象となる樹木が重複しないよう普通共用林野契約における採取対象樹木を記載すること。なお、樹木採取権は樹木採取区に生育する樹木が対象となるため、コゴミなどの樹木ではない植物は当然ながら樹木採取権の対象外となる。

〈例〉

エ コシアブラ、タラノキその他の山菜として採取される樹木

(注3)(2)イの胸高直径については、森林管理局長が国有林野産物収穫調査規程における調査対象木の基準として別に定めている場合はその直径を記載すること。

2. 採取方法ごとの採取規整

小班（区画）ごとに定められた皆伐、複層伐（複数の小班からなる一団のまとまりに

において面的な複層状態に誘導するものを含む。) 択伐などの採取方法は、別紙□森林資源等状況一覧表のとおり。具体的な樹木の採取は、採取方法ごとに、以下の(1)から(5)までの採取規整に適合しなければならない。なお、小班(区画)ごとに可能な採取方法は、別紙□森林資源等状況一覧表に定められた採取方法に係る(2)の伐採率より伐採率が低い採取方法及び間伐とする。

(注1) 小班(区画)ごとに定める採取方法は、原則として、公募時点の国有林野施業実施計画において、当該小班の伐採方法として定めるものによること。

(注2) 別紙□等は公募要項において対応する別紙番号を記載すること。以下同じ。

(1) 採取できる林齢

ア 伐期齢等

小班(区画)ごとの主伐が可能になる伐期齢、間伐その他の樹木の採取が可能になる林齢及び主伐又は間伐その他の樹木の採取が可能になる年度は、別紙□森林資源等状況一覧表のとおり。なお、別紙□森林資源等状況一覧表に定める主伐が可能になる年度は、(5)の隣接する新生林分の鬱閉までに要する期間を反映したものではない。

(注) 伐期齢等は、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を踏まえ定めること。

イ 間伐の繰り返し期間等

過去に間伐が実施された箇所と同一の箇所で間伐を実施しようとする場合、林冠が閉鎖するまでの期間として、当該過去に間伐が実施された年度の末日から樹種ごとに表1に定める年数が経過する必要がある(樹冠疎密度など間伐の実施可否の基準が法令等に別途定められている場合、それらの基準も満たす必要がある。)。また、過去に間伐が実施された箇所と同一の箇所で主伐を実施しようとする場合についても同じ。なお、公募の時点における前回の間伐実施年度については別紙□森林資源等状況一覧表に記載のとおり。

樹木採取権者が樹木採取区において間伐を実施した場合における間伐が実施された年度は、当該伐区に係る採取済届が提出された又は採取期間が満了した年度とする。

表1：前回間伐から経過すべき年数

	スギ	ヒノキ
前回間伐から経過すべき年数	○年	○年

(注1) 前回間伐から経過すべき年数については、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を踏まえ定めること。別紙□森林資源等状況一覧表に定める間伐その他の樹木の採取が可能になる年度については、公募時点における前回の間伐実施年度を踏まえて定めること。

(注2) 樹木採取権の存続期間及び樹木採取区の状況を考慮するとともに、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を踏まえ、必要に応じて、複層伐の場

合は後伐、整理伐等までの年数、択伐の場合は回帰年についても表1に定めること。併せて小班（区画）ごとに、公募において示す森林資源等状況一覧表の「前回の間伐実施年度」、「主伐が可能になる年度」の欄に、複層伐（初回伐採）実施年度又は前回の択伐実施年度及び複層伐（後伐、整理伐等）が可能になる年度又は択伐が可能になる年度を示し、その旨注書きすること。

(2) 採取方法ごとの伐採率及び一塊の採取箇所面積等

採取方法ごとの伐採率及び一塊の採取箇所は、面積等により規整する。

伐採率及び一塊の採取箇所面積は、具体的には、以下のアからエまでのとおり規整する。なお、それぞれの記号の定義は以下のとおり。

$a_n$ ：小班  $n$  における伐区面積

$b_n$ ：小班  $n$  の小班面積

$c_n$ ：小班  $n$  における明確でない小班内雑地等の面積

$d$ ：規整に用いられる面積、 $d = \sum \left\{ a_n - \left( \frac{a_n}{b_n} \times c_n \right) \right\}$

※ 樹木を採取しようとする伐区が複数の小班にまたがらない場合、 $n=1$  となる。

ア 皆伐

$d =$  一塊の採取箇所面積  $\leq 5\text{ha}$  とする。

イ 複層伐

それぞれの一塊の採取箇所について、以下の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかとした上で、一つの伐区について、採取箇所面積の合計  $\leq d \times 70\%$  とする。

（ア）別紙□森林資源等状況一覧表に定める、面的な複層状態に誘導する小班のまとまりにおいては、伐区が複数の小班にまたがる場合、一塊の採取箇所面積  $\leq 2.5\text{ha}$  とする。

（イ）伐区が一つの小班内に留まる場合、一塊の採取箇所面積  $\leq 1\text{ha}$  とする。

（ウ）一塊の採取箇所の形状が帯状の場合、帯の幅  $\leq$  樹高の2倍とする。

ウ 択伐

それぞれの一塊の採取箇所について、以下の（ア）又は（イ）とした上で、それぞれの一塊の採取箇所の間隔を20m以上とする。また、一つの伐区について、採取箇所面積の合計  $\leq d \times 30\%$  とする。

（ア）一塊の採取箇所の形状が群状の場合、一塊の採取箇所面積  $< 0.05\text{ha}$  とする。

（イ）一塊の採取箇所の形状が帯状の場合、帯の幅  $< 10\text{m}$  とする。

エ 間伐

列状間伐を原則とし、採取箇所面積（採取列長  $\times$  採取列幅）の合計  $\leq d \times 35\%$  とする。

なお、列状間伐の採取列の幅については、○以下とする。

（注1）イからエまでに記載している数値については、最大値を示しているものであり、数値を示していないものも含め、具体的な基準は地域管理経営計画及び国

有林野施業実施計画を踏まえ定めること。

(注2) 単木的な採取方法による複層伐は、樹木採取権の行使対象とならない採取跡地に植栽された樹木と樹木採取権の行使対象となる樹木が混在し、権利関係が複雑になるおそれがあることから、原則として採取方法に含めないよう運用すること。

### (3) 主伐における採取箇所形状及び配置

採取跡地への植栽、保育、将来の収穫など、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないよう、樹木の採取に当たっては、国有林野の有する公益的機能の維持増進等の観点から、特段の理由がない限り、一塊の採取箇所は、(2)ア並びにイ(ア)及び(イ)の採取方法における一塊の採取箇所面積以下かつ1ha以上の外縁のまとまった複雑でない形状とすること。ただし、一塊の採取箇所が一つの区画内に納まる場合であって当該区画の面積が1haに満たない場合及び(4)ア(ウ)から(オ)までの保護樹帯において隣接する新生林分が鬱閉したことにより樹木を採取する場合は除く。

なお、同一区画内又は一塊の隣接した複数の区画内に複数の伐区を設定する際は、樹木の採取をせず保残する箇所においても一定のまとまりが確保され、保育及び将来の収穫が効率的に実施できるよう、伐区の配置に配慮すること。

### (4) 保護樹帯の設定等

#### ア 保護樹帯の設定について

尾根及び溪流における浸食等の防止、生態系保全上重要な林分の保護、伐区の分散及び新生林分の保護のため、皆伐及び群状又は帯状の複層伐を行う場合には、以下の箇所に樹木採取権者が保護樹帯の設定を行うこと。

なお、(ア)から(エ)までにおいて保護樹帯を具体的に配置すべき箇所については、別紙□森林資源等状況一覧表及び別紙△公募時現況図面のとおりに。

(ア) 尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所

(イ) 生態系保全上重要な箇所(樹木採取区外を含む。)に隣接する箇所

(ウ) 隣接する林分(民有林を含む。)であって公募時点において樹木採取権の存続期間中に主伐が予定されているものとの境界に当たる箇所

(エ) 隣接する林分(民有林を含む。)が更新後、公募時点において(5)の新生林分の鬱閉の判断の基準に示される年数を経過していない場合には、当該林分との境界に当たる箇所(樹木採取権の存続期間中に隣接林分が当該年数を経過した場合、それ以降での当該箇所に係る保護樹帯部分の樹木の採取は可能となる。樹木の採取が可能となる具体的な年度は別紙□森林資源等状況一覧表のとおりに。)

(オ) (2)の制限に適合させるため採取しない箇所

(ア)及び(イ)の箇所については、必要最小限の作業道の開設及び針広混交林化を図るための樹木の採取を除き、樹木の採取は行ってはならない。(ウ)から

(オ)までの箇所については、(5)の隣接する新生林分の鬱閉の判断の基準及び(1)の伐期齢の基準又は間伐の繰り返し期間の基準に適合する場合に限り樹木を採取することができる。(2)イの複層伐において、(ウ)及び(エ)の箇所に、樹木を採取せずに保残する箇所を配置する場合、当該保残箇所が以下の保護樹帯の幅員の基準を満たしている場合は、当該保護樹帯の設定を要しない。

また、(ア)から(オ)までの箇所において開設する作業道については、保護樹帯以外で開設する場合と同様に、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に沿って〇〇森林管理局長が定める森林作業道作設標準例に適合しなければならない。

保護樹帯は、原則として50mの幅員を確保しなければならない。ただし、隣接した箇所に保護樹帯が設定されている場合には、当該保護樹帯と合わせて50mの幅員が確保されればよい。このため、樹木採取区に隣接して国が十分な幅員の保護樹帯を設定している場合には、樹木採取権者が保護樹帯の設定を行う必要はない(国が設定している保護樹帯については、別紙△公募時現況図面を参照)。

#### イ 樹木の採取に伴い保残する箇所の面積、形状等の取扱いについて

(注1) 伐区の縮小・分散により小流域単位で伐区をモザイク的配置とすることで、林齢又は林相が異なる多様な林分配置へ誘導する分散伐区施業において保残すべき箇所の面積及び形状等の取扱いについて定める必要があれば、具体的な基準を地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を踏まえ、本項目に定めること。

(注2) (2)イ(ア)の面的な複層状態に誘導する複層伐において保残すべき箇所の面積、形状及び配置、(2)イ(ウ)の帯状複層伐において保残すべき帯の幅及び配置、(2)ウの択伐において保残すべき箇所の面積、形状及び配置、(2)エの列状間伐において保残すべき箇所の幅及び配置など、樹木の採取に伴い保残すべき箇所の面積、形状等の具体的な基準については、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画を踏まえ、本項目に定めること。

#### (5) 新生林分が隣接する場合の取扱い

風害防止等の観点から、国有林野内で皆伐又は一塊の採取箇所が1ha以上若しくは一小班の全てを採取する複層伐を行った林分との間に(4)アの保護樹帯のない箇所において皆伐又は一塊の採取箇所が1ha以上又は一小班の全てを採取する複層伐をしようとする場合で、隣接する当該林分が新生林分として鬱閉していない場合、その面積は隣接する当該新生林分の面積と合計して5haを超えてはならない(5haを超えない場合は、(4)ア(ウ)及び(エ)の保護樹帯の設定は不要)。

新生林分については、植栽が完了した年度から〇年間を経過したときに鬱閉したもものとして取扱うこととする。なお、表2左欄の林分については、新生林分の生育状況が周辺の造林地の実績と比較して著しく劣るため、鬱閉までに要する期間は表2右欄のとおりとする。

鬱閉までに要する期間の起点となる植栽が完了した年度については、当該箇所に係

る植栽が完了した年度とする。

表 2：生育状況が劣る新生林分の鬱閉までに要する期間

該当する新生林分	鬱閉までに要する期間
〇〇林班〇小班	〇年
□□林班〇小班	□年

(注 1) 鬱閉までに要する期間として植栽が完了した年度から経過すべき年数については、地域管理経営計画等を踏まえ定めること。

(注 2) 表 2 については、隣接する新生林分の生育状況が周辺の造林地の実績と比較して著しく劣ると判断した場合、鬱閉までに要する期間として植栽が完了した年度から経過すべき年数を林分の生育状況に応じて新生林分ごとに定めること。

### 3. 法令の遵守

樹木の採取に関する各種法令及び法令に基づく諸通達等を遵守し、必要な手続を事前に確実に行之、法令違反の未然防止を徹底すること。

### 4. その他の環境保全上配慮すべき事項

(注 1) 以下の①から⑧までに例示するものなど、国有林野の有する公益的機能の維持増進又は木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、樹木の採取について樹木採取権者が遵守すべき事項を具体的に記載すること。

(注 2) ⑧は、事業において特段の配慮が必要な箇所が樹木採取区内に存在した場合の配慮事項である。

- ① 土場及び搬出路の箇所の選定の際には、国と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び搬出路を利用すること。また、既設の搬出路がなく新設する場合、二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合等は、〇〇森林管理局長が定める「森林作業道作設標準例」によること。樹木の採取及び集運材に使用した搬出路については、搬出終了時に適切な水切りを施工するなど、林地災害等の未然防止を図ること。
- ② 車両系林業機械による集材に当たっては、ウインチを利用する等、林内での林業機械の走行を極力抑制すること。ただし、緩傾斜地でのハーベスタ等による林内作業についてはこの限りでない。
- ③ 河川及び溪流へ土砂が流入しないよう、樹木の採取に当たっては林地を保全し、溪流内においては機械走行を極力回避すること。下流域に汚濁等が発生した場合は速やかに原因の除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の措置を講じること。
- ④ 樹木の採取に伴い発生した末木、枝条等を沢地又は河川の流路、道路又は道路の排水施設付近等に放置し、又は林内に埋設してはならない。



- ⑤ 希少野生動植物種の生息等を確認した場合、速やかに国に連絡すること。この場合において、〇〇森林管理局長から樹木採取権者に対して行った樹木の採取及び搬出の時期並びに方法等についての指示に従うこと。
- ⑥ 火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、樹木の採取に伴い発生した末木、枝条等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- ⑦ 病虫獣害防除を行うために薬剤を使用する必要があると考える場合等は、〇〇森林管理署と協議を行い調整した上で、諸法令通達等を遵守し、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、風向等の気象条件並びに溪流及び河川の存在を考慮して散布しなければならない。また、薬剤の流出、紛失を防ぐため管理を徹底し、使用後の薬剤の容器等は全て持ち帰り処分すること。
- ⑧ 〇〇の箇所においては、事業を実施するに当たって□□等の配慮を行うこと。

## 5. 収穫調査との関係

1の採取してはならない樹木並びに2(4)アの(ア)及び(イ)の保護樹帯を設置すべき箇所については、収穫調査の段階で初めてその存在が明らかになる場合があるが、これらの箇所についての樹木の採取については、それぞれの基準に従うこと。

## 6. 上限採取面積及び最低採取面積

### (1) 原則

実施契約の契約期間において樹木を採取する又は採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の合計は、当該特定の採取方法に係る総計上限採取面積を超えてはならず、当該特定の採取方法に係る総計最低採取面積を超えなければならない。

実施契約の契約期間の各年度において、当該年度に樹木を採取する又は採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の合計は、当該特定の採取方法に係る単年度上限採取面積を超えてはならない。この場合において、実施契約の規定により指定される採取期間内において初めて当該年度に樹木を採取する伐区（以下「新規伐区」という。）であって特定の採取方法に係るものがあるときは、前段に加えて、実施契約の契約期間の各年度において、当該特定の採取方法に係る新規伐区面積（新規伐区的面積の合計をいう。以下同じ。）が当該特定の採取方法に係る新規伐区面積に係る単年度上限採取面積を超えてはならない。

以下で個別に例外を定める場合を除き、特定の採取方法に係る実施契約の契約期間の総計上限採取面積、単年度上限採取面積及び総計最低採取面積は、以下のとおりとする。

それぞれの記号の定義は以下のとおりとする。

y：実施契約の契約期間  $y = \bigcirc_1$  年

S：特定の採取方法に係る採取可能面積  $S = \bigcirc_2 \text{ha}^*$

T：樹木採取権の存続期間 T=○<sub>3</sub>年

n：年間の平均採取面積 n=S÷T=○<sub>4</sub>ha/年

※ 間伐など樹木採取権の存続期間にわたり同一箇所において繰り返し複数回の樹木の採取が可能な場合には、当該区画に対応する採取可能面積にその回数を乗じるものとする。

#### ア 総計上限採取面積

##### (ア) 原則

y年間の総計上限採取面積=n×y×1.2=○<sub>5</sub>ha

ただし、y≤3の場合、y年間の上限採取面積=n×y×1.5=○<sub>6</sub>ha

なお、上記の式により算定された総計上限採取面積が、樹木の採取を行う際に有効な国有林野施業実施計画に定める施業群ごとの上限伐採面積を超える場合には、他の記述にかかわらず当該施業群ごとの上限伐採面積を総計上限採取面積として適用する。

##### (イ) 総計上限採取面積の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により、樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、以下のn'を総計上限採取面積の算定式のnに置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該期間を含む実施契約の契約期間及び当該期間後の実施契約の契約期間においては、その値を新たな総計上限採取面積として適用する。

n'：再計算後の年間の平均採取面積 n' = S ÷ (T - t) ha/年 = ◆<sub>1</sub>ha/年

t：国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間 t = ●<sub>1</sub>年

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、当該実施契約においては、表3に定めるy'の値を総計上限採取面積の算定式のyに置き換え、総計上限採取面積を算定して適用する。

#### イ 単年度上限採取面積

##### (ア) 原則

単年度上限採取面積=n×3.0=○<sub>7</sub>ha

ただし、災害等のやむを得ない事由により樹木を採取できなかった場合に翌年度以降に繰り越した伐区の面積については、これを超えることができる。

新規伐区面積に係る単年度上限採取面積=n×1.5=○<sub>8</sub>ha

##### (イ) 単年度上限採取面積算定の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、総計上限採取面積と同様に再計算後の年間の平均採取面積n'を単年度上限採取面積の算定式のnに置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該期間を含む年度及び当該期間後の年度においては、その値を新たな単年度上限採取面積（新規伐区面積に係る単年度上限面積を含む。以下（イ）及び（3）において同じ。）として適用する。

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、国は当該事由により実施契約の締結が遅れた期間をア（イ）の t として、n' を単年度上限採取面積の算定式の n に置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該実施契約の契約期間及び当該期間後に締結する実施契約の契約期間においては、その値を新たな単年度上限採取面積として適用する。

ウ 総計最低採取面積

(ア) 原則

$$y \text{ 年間の総計最低採取面積} = n \times y' \times 0.5 = \bigcirc_0 \text{ha}$$

総計最低採取面積の算定に用いる y' については、地域管理経営計画の計画期間を踏まえ、実施契約の契約期間ごとに表 3 に定める値を適用する。

表 3：実施契約の契約期間ごとの y' の値

実施契約の契約期間	第 1 期	第 2 期	第 3 期
実施契約の終期	～ 年 月 日	～ 年 月 日	樹木採取権の存続期間満了日
y' の値	□ <sub>1</sub>	5	□ <sub>2</sub>

(備考) □<sub>1</sub>については、樹木採取権設定後直ちに第 1 期の実施契約が締結された場合の契約期間、□<sub>2</sub>については、第 2 期の契約が満了後直ちに第 3 期の実施契約が締結された場合の樹木採取権の存続期間満了日までの期間とする。

(イ) 総計最低採取面積の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により、樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、当該期間を含む実施契約の契約期間及び当該期間後の実施契約の契約期間においては、以下の補正式により得られる値を当該実施契約の契約期間における新たな総計最低採取面積として適用する。

t：国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間 t = ●<sub>1</sub>年

$$\text{補正式：} n \times y' \times 0.5 - n \times t = \blacklozenge_2 \text{ha}$$

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、当該実施契約の契約期間及び当該期間後に締結する実施契約の契約期間においては、上記の補正式において当該事由により実施契約の締結が遅れた期間を t として、得られる値を新たな総計最低採取面積として適用する。

権利設定料の返還を伴う国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 121 号）第 8 条各号に定める事由が発生した場合、国は、以下の再計算後の年間の平均採取面積 n'' を総計最低採取面積の算定式の n と置き換え、その結果得られる値が元の値より小さければ、その値を新たな総計最低採取面積として適用する。

S' : 当該事由発生時以降に採取可能な面積 = ●<sub>2</sub>ha

T' : 当該事由発生時の樹木採取権の残存期間 = ●<sub>3</sub>年

n" : 再計算後の年間の平均採取面積  $n" = S' \div T' = \blacklozenge_{3}ha/年$

(注) 表3の実施契約の終期は、最終の期間を除き、第2の1(13)エ地域管理経営計画の計画期間末日を記載し、最終の期間は、樹木採取権の存続期間満了日と記載すること。

(ウ) 総計最低採取面積不達分の計上

ある実施契約の契約期間において樹木を採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の総計が、不可抗力その他のやむを得ない事由によらずに当該特定の採取方法に係る総計最低採取面積を下回ったときは、当該実施契約の契約期間において樹木を採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の総計と当該特定の採取方法に係る総計最低採取面積との面積の差は、次期実施契約の当該特定の採取方法に係る総計最低採取面積に加算される。

(2) 樹木採取区に複数の採取方法が設定されている場合の総計上限採取面積等の基準

樹木採取区に複数の採取方法が設定されている場合、総計上限採取面積、単年度上限採取面積、総計最低採取面積に係る基準の取扱いについては、(1)にかかわらずそれぞれ以下のとおりとする。

ア 総計上限採取面積に係る基準

実施契約の契約期間において樹木を採取する又は採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の合計が(1)アの当該特定の採取方法に係る総計採取面積を超えないこと又は以下の(ア)及び(イ)の両方を満たすことのいずれかを満たすこと。

(ア) 全ての採取方法に係る特例

実施契約の契約期間において樹木を採取する又は採取した伐区における採取箇所面積の合計が、以下の総計上限採取箇所面積(以下「総計上限採取面積の全ての採取方法に係る特例面積」ともいう。)を超えないこと。

y年間の総計上限採取箇所面積 =  $N \times y$

N : 年間の平均採取箇所面積  $N = S' \div T$

S' : 樹木採取区における採取方法ごとの採取可能面積にそれぞれの伐採率を乗じたものの合計

T : 樹木採取権の存続期間

※ 国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により、樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、以下のN'を上記のNに置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該期間を含む実施契約の契約期間及び当該期間後の実施契約の契約期間においては、その値を新たな総計上限採取箇所面積として適用する。

N' : 再計算後の年間の平均採取箇所面積  $N' = S' \div (T - t) ha/年$

=◆<sub>4</sub>ha/年

t : 国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間 t=●<sub>1</sub>年

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、当該実施契約においては、表3に定めるy'の値を総計上限採取箇所面積の算定式のyに置き換え、総計上限採取箇所面積を算定して適用する。

(イ) 皆伐に係る特例

実施契約の契約期間において樹木を採取する又は採取した皆伐に係る伐区の採取箇所面積の合計が、2(2)アの皆伐の上限面積に実施契約の契約期間を乗じたもの(以下「総計上限採取面積の皆伐に係る特例面積」という。)以下であること。

イ 単年度上限採取面積に係る基準

当該年度に樹木を採取する又は採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の合計が(1)イの当該特定の採取方法に係る単年度上限採取面積を超えないこと又は以下の(ア)及び(イ)の両方を満たすことのいずれかを満たすこと。

(ア) 全ての採取方法に係る特例

当該年度に樹木を採取する又は採取した伐区における採取箇所面積の合計が、以下の単年度上限採取箇所面積(以下「単年度上限採取面積の全ての採取方法に係る特例面積」ともいう。)を超えないこと。

単年度上限採取箇所面積=N×2

N : ア(ア)により算定した年間の平均採取箇所面積

また、当該年度に樹木を採取する又は採取した新規伐区における採取箇所面積の合計が、以下の新規伐区に係る単年度上限採取箇所面積(以下「単年度上限採取面積の全ての採取方法に係る新規伐区に係る特例面積」ともいう。)を超えないこと。

新規伐区に係る単年度上限採取箇所面積=N

※ 国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により、樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、総計上限採取箇所面積と同様にN'を上記のNに置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該期間を含む実施契約の契約期間及び当該期間後の実施契約の契約期間においては、その値を新たな単年度上限採取箇所面積(新規伐区に係る単年度上限採取箇所面積を含む。以下(ア)及び(3)において同じ。)として適用する。

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、国は当該事由により実施契約の締結が遅れた期間をア(ア)のtとして、N'を単年度上限採取箇所面積の算定式のNに置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該実施契約の契約期間及び当該期間後に締結する実施契約の契約期間においては、その値を新たな単年度上限採取箇所面積として適用する。

(イ) 皆伐に係る特例

当該年度に樹木を採取する又は採取した皆伐に係る伐区の採取箇所面積の合計が、2(2)アの皆伐の上限面積の2倍（以下「単年度上限採取面積の皆伐に係る特例面積」という。）以下であること。

また、当該年度に樹木を採取する又は採取した新規伐区における皆伐に係る伐区の採取箇所面積の合計が、2(2)アの皆伐の上限面積（以下「単年度上限採取面積の皆伐に係る新規伐区に係る特例面積」という。）以下であること。

ウ 総計最低採取面積に係る基準

実施契約の契約期間において樹木を採取する又は採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の合計が(1)ウの当該特定の採取方法に係る総計最低採取面積を超えること又は以下に定める場合に該当する場合において以下の特例を満たすことのいずれかを満たすこと。

(1)ウ及びウを除く採取の基準を満たす特定の採取方法に係る伐区の数が公募において示される樹木採取権の存続期間中の実施契約の数以下である場合は、当該採取方法に係る伐区については、一の実施契約において複数の伐区を計上しないこと。

(3) 採取面積の調整

(1)及び(2)について、国有林野施業実施計画に基づく上限伐採面積との関係で採取面積の調整が必要な場合で、〇〇森林管理局長から樹木採取権者に対して、樹木採取権者が作成した施業計画案における伐区面積をその案より減じる旨の協力を求め、樹木採取権者がこれに応じた場合、減じた分の採取方法ごとの面積について、〇〇森林管理局長は、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における当該採取方法に係る総計上限採取面積に加算し、また減じた分の採取方法ごとの面積を締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間に係る年数で除した面積を、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における当該採取方法に係る単年度上限採取面積に加算する。また、減じた分の採取箇所面積について、〇〇森林管理局長は、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における総計上限採取面積の全ての採取方法に係る特例面積に加算し、また減じた分の採取箇所面積を締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間に係る年数で除した面積を、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における単年度上限採取箇所面積に加算する。

ただし、この協力の要請は、締結しようとする実施契約が最終の期間に締結することとなる実施契約でない場合にのみ可能とする。

(4) 当初の上限採取面積等

(単位：ha)

実施契約の契約期間	第1期	第2期	第3期
総計上限採取面積等			

総計上限採取面積			
皆伐			
複層伐			
択伐			
間伐			
総計上限採取面積 ( $y \leq 3$ の場合)			
皆伐			
複層伐			
択伐			
間伐			
(2) アの (ア) 及び (イ) の面積			
総計上限採取面積 の全ての採取方法 に係る特例面積			
総計上限採取面積 の皆伐に係る特例 面積			
単年度上限採取面積等			
単年度上限採取面積			
皆伐			
複層伐			
択伐			
間伐			
新規伐区に係る単年 度上限採取面積			
皆伐			
複層伐			
択伐			
間伐			
(2) イの (ア) 及び (イ) の面積			
単年度上限採取面 積の全ての採取方 法に係る特例面積			
単年度上限採取面			

	積の全ての採取方法に係る新規伐区に係る特例面積			
	単年度上限採取面積の皆伐に係る特例面積			
	単年度上限採取面積の皆伐に係る新規伐区に係る特例面積			
総計最低採取面積				
	皆伐			
	複層伐			
	択伐			
	間伐			

(注) (1)又は(2)の算定方法によって算定された数値若しくは数式を示すこと。

(備考) 本基準で用いられている用語は、特段の断りがない限り、樹木採取権制度ガイドラインによる。



## 別紙5（第2の1（11））評価一覧表及び評価基準表作成要領

### 評価一覧表及び評価基準表作成要領

森林管理局長は、公募に際し、地域の状況を踏まえ、別添1評価一覧表（標準例）及び配点基準など評価一覧表の配点の詳細を定める別添2評価基準表（標準例）を参考に、評価一覧表及び評価基準表を作成すること。

評価一覧表の作成に当たっては、評価項目のうち必要に応じて地域の状況を踏まえた項目及びこれに対応する評価基準を加えることは可能とするが、評価一覧表（標準例）に定める評価項目及び評価基準については必須とし、評価一覧表（標準例）に定める配点は変更しないこと。

評価基準表の作成に当たっては、評価一覧表に対応した配点基準及び配点を定めると。評価基準表（標準例）に定める大項目ごとの配点の小計は変更せず、中項目、項目、配点基準に対応する配点について、加算点においては最低点を0点とし、各項目、配点基準の内容に応じて重み付けを行い調整すること。この場合、項目ごとの配点については、評価基準表（標準例）に定める配点の重み付けを考慮すること。

評価一覧表(標準例)

	評価項目			評価基準	配点
	大項目	中項目	項目	評価視点	
価格点	申請額		樹木料の申請額	価格点=(審査対象事業者の申請額/申請者のうち最高額を提示した者の申請額) <sup>2</sup> ×価格点の配点数	100
加算点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	事業の基本的な方針	施業の方法	施業の方法(路網開設及びその維持を含む。)が、国の定めた樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画に即したものであるか及び地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項が提示されているかについて評価する	25
			自然環境への配慮	自然環境への配慮(地域の自然環境特性等を踏まえ、作業時の周辺環境の保全及び開設した路網の維持管理について具体的方法、対境関係上の配慮事項等が提示されているか)に関する工夫について評価する	
			安全対策	作業時の安全確保に関する具体的取組について評価する	
		木材の安定的な取引関係の確立に関する方針	木材の新規需要開拓の具体性・確実性	連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について、既存の国産材需要に悪影響を与えないかどうかという観点から評価する	
		適切かつ効率的な国有林野の管理経営の実施の確保に資する工夫	国有林野の管理経営に資する事業実施上の取組	樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫(自主的な林道の草刈等)について評価する	
	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために定める契約事項に関する事項		樹木採取権における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案について評価する		
	事業の実施体制	企業の信頼性	同種事業の実績(過去3年間)	過去3年間の発注先別の同種事業の実績状況について評価する	20
			労働災害の発生頻度(過去3年間)	過去3年間の休業4日以上労働災害の有無について評価する	
		技術者等の能力	技術者の事業経験(過去5年間)	過去5年間の、農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の(実)人数について評価する	
			技術者等の保有資格	フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター(森林総合監理士)について、複数の資格を有している人数について評価する	
	その他の実施体制	木材の安定取引の状況	申請時点における素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合について評価する		
		クリーンウッド法における登録木材関連事業者等	申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者であれば評価する		
	地域における産業の振興に対する寄与の程度		雇用の増大	新規雇用の計画について評価する 新規雇用の実績について評価する	31
			作業員の地元雇用	事業に従事する作業員が地域内に居住しているか評価する	
			本店、支店又は営業所の所在の有無	当該樹木採取区の所在する都道府県及び市町村内における本店、支店又は営業所の所在の有無について評価する	
			木材の地元利用	樹木採取区に由来する木材が当該樹木採取区のある都道府県内の連携する木材利用事業者等に供給されることを評価する	
			民有林との連携	樹木採取区の所在する地域の民有林において森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けているか、施業を実施したかなどについて評価する	
			災害協定等の締結	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村と申請時点において災害協定等を締結している場合について評価する	
			防災活動に関する表彰	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村からの防災活動に関する表彰の実績について評価する	
			国土緑化活動に対する取組	植林活動、国又は地方公共団体との分収林等の取組実績について評価する	
			ボランティア活動の実績	防災に資するボランティア活動の実績について評価する	
	林業経営の改善に関する事項		生産性の向上	林業機械の導入、効率的な作業システム、工程管理の工夫等の取組、労働生産性の向上が期待される数値目標の提案について評価する	13
			生産量の増加	素材生産量を積極的に増加する目標を有しているか(増加率)について評価する	
			技術の向上	現場従事者等の技術向上を目的として技術指導、研修会・講習会の開催・参加、「緑の雇用」事業の活用、資格取得への支援等の提案について評価する	
	雇用管理の改善		作業員の雇用形態	事業に従事する作業員の雇用形態について評価する	11
労働福祉の状況			林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済契約の締結について評価する		
ワーク・ライフ・バランス等の推進			女性活躍推進法に基づく認定について評価する		
			次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定の有無について評価する 若者の雇用について評価する		
減点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	過去の事業における不誠実な行為	過去の事業における樹木採取権の取消し、樹木採取権の消滅後の評価結果、システム販売協定における指示への対応結果、各種国有林野事業における指名停止の処分について評価する	-30	

評価基準表(標準例)

Table with columns: 評価項目 (Evaluation Item), 評価視点 (Evaluation Perspective), 評価基準 (Evaluation Standard), 配点 (Points), 得点 (Score), 小計 (Subtotal), 計 (Total). Rows include categories like 国有林野の適切な管理経営の確保, 企業の信頼性, 事業の実施体制, 地域における産業の振興に対する寄与の程度, 林業経営の改善に関する事項, 雇用管理の改善, and 減点 (Deduction).

注1 「木材の新規需要開拓の具体性・確実性」における新規需要開拓とは、既存の国産材需要に悪影響を与えないと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例: CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野)、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例: 2×4建築物、横架材、型枠合板、フローリング、家具)又はその他の取組(例: 地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出)を指す。

### 樹木採取権実施契約書（第●期）

- 1 本樹木採取区 ●
- 2 樹木採取権存続期間 運用協定別紙1（54）の期間
- 3 契約期間 ●年●月●日から●年●月●日まで

本樹木採取区に係る樹木採取権について、国と樹木採取権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって第●期における公正な国有林野管理経営法第8条の14第1項の樹木採取権実施契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

●年●月●日

国

住所 ●  
契約担当官 ●  
●

樹木採取権者

住所  
氏名又は名称  
(代表取締役社長) ●

## 目次

### 第1章 総則

(目的及び解釈)

(契約保証金)

### 第2章 本事業の基本的事項

(本事業の概要)

(本事業の実施に関する第三者との調整)

### 第3章 上限採取面積及び最低採取面積

(上限採取面積及び最低採取面積)

### 第4章 各年度の実行計画

(実行計画案の作成及び提出)

(実行計画案の承認)

(初年度の実行計画)

(実行計画の確定)

(実行計画の変更)

### 第5章 樹木料の算定及び納付

(伐区の現地表示及び収穫調査等)

(伐区の実行計画及び樹木料の納付)

(樹木に係る契約不適合責任等)

### 第6章 変更契約の締結を要しない実行計画の変更

(変更に係る伐区が収穫調査済みの場合の樹木料の納付)

(変更に係る伐区が収穫調査未了の場合の樹木料の算定及び納付)

### 第7章 樹木の採取及び搬出

(総則)

(採取期間)

(採取期間の延長)

(採取期間満了日後及び採取済届提出後の未採取の樹木の採取)

(支障木の伐採等)

(採取済みの樹木の搬出)

### 第8章 リスク分担

(リスク分担)

### 第9章 本事業における制限等

(林地保全等の措置)

(国有林野の使用の禁止等)

(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)

(本契約の違反に係る違約金等)

(定期報告)

### 第10章 木材の安定的な取引関係の確立

(総則)

(木材の安定取引に関する報告)

(取引事業者の変更の届出等)

(著しい景況の悪化時等の対応)

## 第 11 章 実施契約の変更

(総則)

(施業計画の変更)

(承認基準の変更に係る変更)

## 第 12 章 採取跡地における造林

(採取跡地における造林)

## 第 13 章 事業の休止等

(事業の休止の手続)

## 第 14 章 実施契約の有効期間及び事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(実施契約の有効期間)

(樹木採取権者の責めに帰すべき事由による本契約の解除)

(樹木採取権の取消し及び放棄)

(樹木採取権消滅時の樹木料の取扱い)

(樹木採取権消滅時の施設及び器具等の収去)

## 第 15 章 本契約上の権利及び地位の処分の制限

(本契約上の権利及び地位の処分の制限)

## 第 16 章 その他

(森林管理署長による確認及び協議)

(公租公課)

(秘密保持義務)

(遅延利息)

(管轄裁判所)

(その他)

(疑義に関する協議)

## 別紙 1 本実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針

## 別紙 2 施業計画

## 別紙 3 木材取引計画

## 別紙 4 安定取引協定書

## 別紙 5 前期実施契約において未採取の樹木に係る事項

別紙様式第 1 号 (第 6 条) 実行計画案の提出

別紙様式第 2 号 (第 9 条第 2 項) 確定した実行計画の提出

別紙様式第 3 号 (第 10 条第 1 項) 変更に係る実行計画案の提出

別紙様式第 4 号 (第 10 条第 3 項第 2 号) 実行計画変更不可通知

別紙様式第 5 号 (第 10 条第 3 項第 3 号) 実行計画変更不承認通知

別紙様式第 6 号 (第 12 条第 3 項) 樹木料の確定通知

別紙様式第 7 号 (第 12 条第 5 項) 樹木料納付済届

別紙様式第 8 号 (第 17 条第 4 項) 着手届

別紙様式第 9 号 (第 17 条第 6 項) 採取済届

別紙様式第 10 号 (第 18 条第 1 項) 採取期間延長申請書

別紙様式第 11 号 (第 18 条第 1 項) 採取期間の延長の承認

別紙様式第 12 号 (第 30 条第 1 項) 主要取引先の変更

別紙様式第 13 号 (第 33 条第 1 項) 施業計画の変更

別紙様式第 14 号 (第 34 条第 1 項) 計画等承認基準の変更に係る通知

## 第1章 総則

(目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、本事業を実施するために必要な事項及びそれに付随して必要となる事項を定めることを目的とする。
- 2 国及び樹木採取権者は、相互に協力し、本契約及び本事業を誠実に実施する。
  - 3 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、運用協定別紙1において定められた意味を有する。
  - 4 本契約の別紙及び別紙様式は、いずれも本契約の一部を構成する。
  - 5 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(契約保証金)

- 第2条 会計法第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

## 第2章 本事業の基本的事項

(本事業の概要)

- 第3条 樹木採取権者は、採取の基準、樹木採取権行使指針、別紙1の本契約の契約期間に係る事業の基本的な方針、別紙2の施業計画、各年度の実行計画、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定書に従い、法令等並びに本契約及び運用協定の各規定を遵守し、申請書類等の内容に適合した本事業を行わなければならない。
- 2 樹木採取権者は、実行計画に従い、本事業を行うものとする。なお、実行計画は本契約の一部を構成する。

(本事業の実施に関する第三者との調整)

- 第4条 樹木採取権者は、運用協定第5条（責任の負担及び本事業の実施）第4項の定めるところに従い、本事業の実施に際し、近接地の所有者その他関係する第三者がある場合には、当該第三者及び国との間で必要な協議を行い、国有林野事業及び第三者の権利に配慮するための措置を採らなければならない。

## 第3章 上限採取面積及び最低採取面積

(上限採取面積及び最低採取面積)

- 第5条 樹木採取権者は、採取の基準に定められた総計上限採取面積、単年度上限採取面積及び総計最低採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）に従わなければならない。

## 第4章 各年度の実行計画

(実行計画案の作成及び提出)

第6条 樹木採取権者は、施業計画に基づき、毎年度、当該年度の前年度の●月末日までに、当該年度の実行計画案を別紙様式第1号により国に提出しなければならない。

(注) ●の部分には、収穫調査の実施及び植栽等の事業の計画の調整に要する期間を勘案して数字を記入する。

(実行計画案の承認)

第7条 前条(実行計画案の作成及び提出)に基づき提出された実行計画案の国による承認は、運用協定第18条(実施契約の締結一国による確認)第3項及び第6項の規定を、「施業計画案」を「施業計画」と、「実施契約案」を「本契約」と読み替えて準用する。

(初年度の実行計画)

第8条 前2条の規定にかかわらず、本契約の契約期間の初年度の実行計画に係る承認の手続については、運用協定第17条(実施契約の締結一計画等)及び第18条(実施契約の締結一国による確認)の定めるところによる。

(実行計画の確定)

第9条 実行計画は、当該実行計画に記載された運用協定第17条(実施契約の締結一計画等)第3項第1号及び第2号(いずれも運用協定及び本契約において準用される場合を含む。)の伐区を除く伐区全てについて、第12条(伐区の実施及び樹木料の納付)第3項に基づく樹木料の確定通知がなされた段階で、実行計画として確定する。

2 樹木採取権者は、前項により実行計画が確定したときは、別紙様式第2号により、国に確定した実行計画を提出する。

(実行計画の変更)

第10条 樹木採取権者が、当該年度に樹木の採取を行う伐区として選択した伐区以外の、施業計画において樹木を採取することとされている伐区で樹木の採取を希望するときは、樹木採取権者は、当該変更に係る実行計画案を別紙様式第3号により国に提出する。

2 前項の提出があったときは、国は、実行計画承認基準に照らして問題ないこと及び第11条(伐区の実地表示及び収穫調査等)において準用される運用協定第21条(国が行う収穫調査等)又は第22条(樹木採取権者が行う収穫調査等)の収穫調査の実行が可能又は不要であることを確認する。



- 3 前項の確認の結果が次の各号に定めるものであるときは、国は、当該各号に定めるところによる対応を行う。
- (1) 問題がないとき 国及び樹木採取権者は、実行計画を当該実行計画案に差し替える。この差替えがあったときは、当該差替えを実行計画案の承認と、当該差替え後の実行計画案を実行計画として取扱う。
  - (2) 収穫調査の実行が不可能であるとき 契約変更に応じられない旨及びその理由を別紙様式第4号により樹木採取権者に通知する。
  - (3) 収穫調査の実行は可能又は不要であるが実行計画承認基準に照らして問題があるとき 契約変更に応じられない旨及びその理由を別紙様式第5号により樹木採取権者に通知する。
- 4 樹木採取権者は、前項第3号の通知がなされたときであって引き続き実行計画の変更を希望するときは、当該実行計画案を修正し、変更に係る実行計画案を国に再提出する。この場合において、国の確認及び対応については、第2項及び第3項の定めるところによる。
- 5 第1項の提出は、運用協定及び本契約において別に定める場合を除き、当該年度の前年度の2月末日までに1回及び当該年度の8月末日までに1回の計2回のみ行うことができる。

## 第5章 樹木料の算定及び納付

(伐区の現地表示及び収穫調査等)

第11条 樹木採取権者は、第7条（実行計画案の承認）又は第8条（初年度の実行計画）により実行計画案の承認を受けたときの伐区の現地表示、収穫調査及び樹木料の額の提示並びにこれらに関する異議の申立ての禁止等については、運用協定第20条（樹木採取権者による伐区の現地表示）から第24条（異議の申立ての禁止）までの規定を、「本協定において準用される場合を含む。」を「運用協定及び本契約において準用される場合を含む。」と読み替えて準用する。

(伐区の実地表示及び樹木料の納付)

第12条 樹木採取権者は、前条において準用される運用協定第21条（国が行う収穫調査等）、第22条（樹木採取権者が行う収穫調査等）又は第23条（収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示）の提示を踏まえ、運用協定第25条（伐区の実地表示）の定めるところにより、樹木の採取を行う伐区を選択し、選択した結果を国に対し通知する。

2 樹木採取権者は、前項の実地表示により国有林野の使用対象を変更する必要があるときは、前項の通知に併せて第10条（実行計画の変更）第1項の提出方法と同様に国に当該変更に係る実行計画案を提出する。この場合における国の確認及び対応については、同条（実行計画の変更）第2項から第4項までの定めるところによる。

- 3 国は、運用協定第25条（伐区の選択）又は第1項の通知に基づき、当該通知において選択された個々の伐区に係る樹木料の額を確定するとともに、当該額を合計することにより発出しようとする樹木料の確定通知に係る樹木料の額を確定し、実行計画案に記載された採取開始予定時期の●日前までに、樹木採取権者に対し別紙様式第6号により樹木料の確定通知を発するとともに、当該樹木料に係る納入告知書を発出する。この場合において、伐区及び採取箇所の位置、面積及び区域標示、伐区に係る採取対象木並びに運用協定第34条（国有林野の使用の承認）第1項ただし書の範囲は、当該樹木料の確定通知により確定される。
- （注）●の部分には、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）において、調査決定の日から20日以内において適宜の納付期限を定めるものとされていることを勘案して、数字を記入すること。
- 4 樹木採取権者は、前項の納入告知書に定めるところに従い、樹木料を納付しなければならない。樹木採取権者は、樹木料の納付を納入告知書に定める期日より遅滞したときは、年14.6%の割合による遅延利息を国に支払わなければならない。
- 5 樹木採取権者は、樹木料を納付したときは、速やかにこれを証する書面を添えて別紙様式第7号により、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に樹木料納付済届を提出しなければならない。

（樹木に係る契約不適合責任等）

第13条 樹木採取権者が前条（伐区の選択及び樹木料の納付）第1項に基づき樹木の採取を行う伐区を国に対し通知した後に、国が通知し納入を告知した樹木料の額と当該伐区の実態との間に齟齬が発見された場合であっても、国は何ら責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して異議の申立て及び樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。

## 第6章 変更契約の締結を要しない実行計画の変更

（変更に係る伐区が収穫調査済みの場合の樹木料の納付）

- 第14条 第10条（実行計画の変更）の変更に係る伐区が運用協定第17条（実施契約の締結—計画等）第3項第3号（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に該当するときは、国は、遅滞なく第11条（伐区の現地表示及び収穫調査等）において準用される運用協定第23条（収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示）の提示を行う。
- 2 前項の定めるところにより国から提示された樹木料に係る伐区を選択及び樹木料の納付については、第12条（伐区を選択及び樹木料の納付）の定めるところによる。

(変更に係る伐区が収穫調査未了の場合の樹木料の算定及び納付)

第15条 第10条(実行計画の変更)の変更に係る伐区が運用協定第17条(実施契約の締結—計画等)第3項第4号又は第5号(いずれも運用協定及び本契約において準用される場合を含む。)に該当するときは、国又は樹木採取権者は、遅滞なく、第11条(伐区の現地表示及び収穫調査等)において準用される運用協定第22条(樹木採取権者が行う収穫調査等)に定める手続を行い、第10条(実行計画の変更)の変更に係る伐区が運用協定第17条(実施契約の締結—計画等)第3項第6号(運用協定及び本契約において準用される場合を含む。)に該当するときは、国又は樹木採取権者は、遅滞なく、第11条(伐区の現地表示及び収穫調査等)において準用される運用協定第21条(国が行う収穫調査等)に定める手続を行う。

2 前項の定めるところにより国から提示された樹木料に係る伐区の選択及び樹木料の納付については、第12条(伐区を選択及び樹木料の納付)の定めるところによる。

## 第7章 樹木の採取及び搬出

(総則)

第16条 樹木採取権者は、本樹木採取区において、樹木を採取しようとする年度に係る実行計画に計上された伐区に係る採取対象木であつて、当該採取対象木に係る伐区について第12条(伐区を選択及び樹木料の納付)第5項の樹木料納付済届が国に提出された採取期間内のもの以外の樹木を採取してはならない。

2 樹木の所有権は、樹木採取権の行使により、根株から伐り離された時点で、国から樹木採取権者に移転する。

3 樹木採取権の行使により樹木採取権者が取得する樹木には、丸太となる樹幹部分のほか梢端部及び枝葉を含み、根株を含まない。

4 樹木採取権者は、極印がある樹木については、極印の上部から伐採し、極印を滅失又は棄損してはならない。

5 樹木採取権者は、採取の基準に従って樹木を採取しなければならない。

(採取期間)

第17条 国は、第12条(伐区を選択及び樹木料の納付)第3項の樹木料の確定通知において、当該伐区に係る樹木の採取期間を通知する。

2 採取期間の満了日は、樹木料の納付の日から3年以内で国が指定した日又は本契約の契約期間満了日のいずれか早い日とする。

3 国は、搬出期間の満了日が本契約の契約期間満了日を超える場合を除き、当該伐区の搬出期間と採取期間が一致するよう採取期間を指定する。また、採取期間について3年より短い期間を指定するときは、その理由を明らかにする。

- 4 樹木採取権者は、伐区において樹木の採取に着手する前又は着手した後速やかに、別紙様式第8号により、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に着手届を提出する。
- 5 樹木採取権者は、採取期間内に全ての採取対象木の採取を終えなければならない。ただし、運用協定の規定に従い次期実施契約に基づく採取期間が設定されたときは、当該期間内に当該採取を終えなければならない。
- 6 樹木採取権者は、伐区に係る樹木の採取を終えたときは、遅滞なく、別紙様式第9号により当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に対して当該伐区に係る採取済届を提出する。国は、採取済届の提出があったときは、その内容を確認し必要に応じて当該伐区の所在地を管轄する森林管理署の職員に当該伐区及び支障木等の検査を行わせることができるほか、採取期間が満了したときは、必要に応じて当該伐区の所在地を管轄する森林管理署の職員に当該伐区及び支障木等の検査を行わせることができる。この場合において、樹木採取権者は、国から当該検査への立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、前期の実施契約において未採取である別紙5の樹木については、別紙5に掲げる期間を採取期間とする。

(採取期間の延長)

- 第18条 樹木採取権者は、その末日が本契約の契約期間満了日より前の日とされた採取期間の満了後に樹木を採取することを希望するときは、採取期間の満了日まで、別紙様式第10号により国に採取期間の延長を申請することができる。この場合において、採取期間は、国が当該申請を別紙様式第11号により承認し、第3項の延期料が納付された場合に限り、延長される。ただし、不可抗力その他のやむを得ない事由により、採取期間の満了日まで本文の申請が行えないときは、採取期間の満了日後であっても本文の申請を行うことができる。
- 2 前項の採取期間の延長期間は、通じて1年間を超えることができない。また、本契約の満了日を超えることができない。
  - 3 樹木採取権者は、第1項の承認があったときは、採取期間を延長する日数1日につき、当該伐区に係る樹木料の1000分の1に相当する金額の延期料を納入告知書の定めるところにより国に納付しなければならない。
  - 4 前項の納入告知書に定められた期日までに延期料が納付されないときは、国は第1項の承認を取り消すことができる。
  - 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、運用協定の規定に基づき搬出期間が延長される場合であって、採取期間が搬出期間に満たないときには、延長された搬出期間まで（延長された搬出期間が本契約の契約期間の満了日を超える場合にあつては本契約の契約期間の満了日まで）採取期間も延長される。この場合においては、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。

- 6 第1項から前項までの規定にかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取が行えない期間があった場合で樹木採取権者が遅滞なく当該事由を申し出て国の承認を受けたとき又は国有林野管理経営法第8条の13第2項に基づき事業開始期間延長の認可があったとき又は同条第3項に基づき事業の休止が認可されたときには、当該期間の分（当該期間が本契約の契約期間の満了日を超える場合にあっては本契約の契約期間の満了日まで）採取期間が延長される。この場合において、樹木採取権者は第3項の延期料を納付することを要しない。
- 7 国は、国有林野の管理経営上特別の必要があるときは、前条（採取期間）及び第1項から前項までの規定にかかわらず、本契約満了日を超えない範囲で採取期間を延長することができる。この場合において、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。
- 8 採取期間の延長の申請の有無にかかわらず、国は、運用協定又は本契約で別途定める場合を除き、当該樹木に係る樹木料を返還する義務を負わない。

（採取期間満了日後及び採取済届提出後の未採取の樹木の採取）

第19条 樹木採取権者は、採取期間が満了した後又は採取済届を提出した後に、当該伐区における未採取の樹木を採取しようとするときは、改めて樹木料を納付しなければ、樹木を採取してはならない。

（支障木の伐採等）

第20条 支障木の伐採等については、運用協定第30条（支障木の伐採等）の定めるところによる。

（採取済みの樹木の搬出）

第21条 採取済みの樹木の搬出については、運用協定第4章（搬出期間）の定めるところによる。

## 第8章 リスク分担

（リスク分担）

第22条 本事業に係るリスクが顕在化した場合の対応等については、運用協定第12章（リスク分担）の定めるところによる。

## 第9章 本事業における制限等

（林地保全等の措置）

第23条 林地保全等の措置については、運用協定第41条（林地保全等の措置）の定めるところによる。

(国有林野の使用の禁止等)

第24条 国有林野の使用の禁止等については、運用協定第42条（国有林野の使用の禁止等）の定めるところによる。

(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)

第25条 公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務については、運用協定第39条（公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務）の定めるところによる。

(本契約の違反に係る違約金等)

第26条 本契約の違反に係る違約金等については、運用協定第53条（本協定の違反に係る違約金）の定めるところによる。

(定期報告)

第27条 定期報告については、運用協定第48条（定期報告）の定めるところによる。

## 第10章 木材の安定的な取引関係の確立

(総則)

第28条 樹木採取権者は、別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画に従って、木材の安定的な取引を行わなければならない。

(木材の安定取引に関する報告)

第29条 木材の安定取引に関する報告については、運用協定第50条（木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等）の定めるところによる。

(取引事業者の変更の届出等)

第30条 樹木採取権者は、別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画に基づく取引事業者で主要取引先に当たる事業者に変更があったときは、変更後遅滞なく、変更があった旨について理由を付して、国に対して変更後の当該事業者との別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画とともに別紙様式第12号により届け出なければならない。

2 主要取引先以外の取引事業者の変更その他の別紙4の安定取引協定書又は別紙3の木材取引計画に係る変更については、樹木採取権者は、運用協定第48条（定期報告）に基づく定期報告において、理由を付して、変更後の事業者に係る安定取引協定書及び変更後の木材取引計画を提出しなければならない。

3 国は、前2項により提出された別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画の内容が、計画等承認基準のうち運用協定第18条（実施契約の締結—国による確認）第4項（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に係る

ものに照らして問題がないことを確認し、これらが満たされている場合は、国及び樹木採取権者は、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定書を届け出られたものに差し替える。この差替えがあったときは、当該差替えを安定取引協定書及び木材取引計画の承認と、当該差替え後の安定取引協定書及び木材取引計画をそれぞれ安定取引協定書及び木材取引計画として取扱う。ただし、本文の確認の結果問題があるときは、国及び樹木採取権者は、対応につき協議する。

(著しい景況の悪化時等の対応)

第31条 著しく景況が悪化した時等における樹木採取区からの木材供給量の調整については、運用協定第54条(著しい景況の悪化時等の対応)の定めるところによる。

## 第11章 実施契約の変更

(総則)

第32条 本契約の内容は、次の各号に定める場合のいずれかに該当すると国が認める場合以外、原則として変更することができない。ただし、第10条(実行計画の変更)、第30条(取引事業者の変更の届出等)及び次条(施業計画の変更)に定める場合を除く。

- (1) 本契約の契約期間の満了前に、本樹木採取区のうち施業計画において樹木を採取する箇所とされている箇所について、樹木採取権の一部取消し、放棄又は消滅があった場合
- (2) 本樹木採取区の一部において樹木の採取が不可能である場合で、樹木採取権者が本樹木採取区の残部で本事業を継続する場合
- (3) 樹木採取権者が本事業を確実に実施するために施業計画の内容その他の契約内容を変更することが必要であると認められる場合
- (4) 計画等承認基準が変更された場合
- (5) 運用協定第31条(採取未了樹木の取扱い)に基づき本契約を変更する場合
- (6) 国が、本契約を変更するよう、樹木採取権者に対して指示した場合

2 前項第1号から第5号までによる本契約の変更は、特段の事情がない限り、別紙2の施業計画、これに基づく実行計画又は実行計画案、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定書の変更に限る。

3 第1項各号により本契約を変更するときは、国と樹木採取権者は、変更契約を締結しなければならない。ただし、第10条(実行計画の変更)、第30条(取引事業者の変更の届出等)及び次条(施業計画の変更)に定める場合を除く。

(施業計画の変更)

第33条 樹木採取権者は、施業計画について変更をしようとする場合において、当該変更が次の各号のいずれかに該当するときは、変更に係る施業計画案及び契約

変更後初年度の実行計画案を別紙様式第13号により国に対して提出する。この場合においては、運用協定第17条（実施契約の締結—計画等）第10項の規定にかかわらず、同条第9項は準用しない。

- (1) 施業計画を変更しようとするにより合計採取計画面積（前年度の実行計画において樹木の採取を予定した伐区であって採取期間内であるものの面積を除く。）の増加する年度について、その増加分が、変更前の施業計画に記載された当該年の合計採取計画面積の20%以内である場合
  - (2) 施業計画において樹木を採取することとされている伐区について、施業計画より採取面積が減少する施業計画の変更又は各年度の採取面積の合計が減少する施業計画の変更である場合
  - (3) 皆伐（伐採率100%）が可能な箇所において、施業計画では複層伐（伐採率70%以下）としていたものの、択伐（伐採率30%以下）で採取する内容に施業計画を変更する場合等、箇所ごとの樹木の採取量が減少する施業方法への変更に係る施業計画の変更である場合
- 2 前項の提出があったときは、国は、前項の施業計画案について計画等承認基準のうち運用協定第18条（実施契約の締結—国による確認）第2項（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に係るものに照らして問題がないこと及び前項の実行計画案について第10条（実行計画の変更）第2項に照らして問題がないことを確認する。
- 3 国が前項の確認の結果問題がないと認めるときは、国及び樹木採取権者は、施業計画を当該施業計画案に差し替え、実行計画を当該実行計画案に差し替える。この差替えがあったときは、当該差替えを施業計画案及び実行計画案の承認と、当該差替え後の施業計画案及び実行計画案をそれぞれ施業計画及び実行計画として取扱う。
- 4 国は、第2項の確認の結果、第1項の施業計画案について計画等承認基準のうち運用協定第18条（実施契約の締結—国による確認）第2項（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に係るものに照らして問題があると認めるときは、契約変更に応じられない旨及びその理由を樹木採取権者に通知する。この場合において、樹木採取権者は、引き続き施業計画の変更を希望するときは、当該施業計画案書を修正し、変更に係る施業計画案を国に再提出する。この再提出があったときの国の対応は、第2項から本項の定めるところによる。
- 5 国及び樹木採取権者は、第2項の確認の結果、第1項の実行計画案について第10条（実行計画の変更）第2項に照らして問題があると国が認めるときは、第10条（実行計画の変更）第3項（第1号を除く。）及び第4項の定めるところにより対応を行う。

（承認基準の変更に係る変更）

第34条 国は、計画等承認基準が変更されたときは、別紙2の施業計画、これに基づく実行計画又は実行計画案、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定



書が変更後の計画等承認基準に照らして問題ないかを確認し、問題があると認めるときは、問題があると認める書面を特定してその旨及び問題があると認める理由を別紙様式第14号により樹木採取権者に通知する。

- 2 前項の通知があったときは、国及び樹木採取権者は、当該書面について、この章の定めるところにより変更しなければならない。

## 第12章 採取跡地における造林

(採取跡地における造林)

第35条 採取跡地における造林については、運用協定第9章(採取跡地における造林)の定めるところによる。

## 第13章 事業の休止等

(事業の休止の手続)

第36条 樹木採取権者は、引き続き1年以上事業を休止しようとするときは、国有林野管理経営法第8条の13第3項に基づき、国の認可を受けなければならない。

- 2 樹木採取権者は、前項により休止した事業を再開したときは、国有林野管理経営法第8条の13第4項の定めるところにより、国に届け出なければならない。

## 第14章 実施契約の有効期間及び事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(実施契約の有効期間)

第37条 本契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の契約期間に限り効力を有する。

- 2 樹木採取権の全部が取消し、放棄その他の消滅事由により消滅したとき及び樹木採取権者が樹木採取権を移転(一般承継によるものを除く。)したときは、本契約も当然に終了する。
- 3 前2項の定めにかかわらず、本契約の終了後もなお本契約の条項が規定する事項が存在する場合、当該事項が存在する限りにおいて、当該条項は存続する。
- 4 本契約の効力は、本契約に基づいて締結される契約の効力になんら影響しない。

(樹木採取権者の責めに帰すべき事由による本契約の解除)

第38条 国は、樹木採取権者に運用協定又は本契約の重大な違反があったとき、樹木採取権者が国有林野管理経営法第8条の22第1項第1号イからルまでのいずれかに該当するとき又は樹木採取権者が国有林野管理経営法第8条の18第2項に基づき国から樹木採取権を譲渡すべき旨を通知されたときには、樹木採取権者に対

し解除事由を記載した書面を送付して通知することにより、催告することなく本契約を解除することができる。

(樹木採取権の取消し及び放棄)

第39条 樹木採取権の取消し及び放棄については、運用協定第11章（樹木採取権の取消し）及び第13章（樹木採取権等の処分の制限及び処分に係る手続）の定めるところによる。

(樹木採取権消滅時の樹木料の取扱い)

第40条 樹木採取権が消滅した場合の納付された樹木料の取扱いについては、運用協定第60条（樹木採取権消滅又は移転時の樹木料の取扱い等）第1項に定めるところによる。

(樹木採取権消滅時の施設及び器具等の収去)

第41条 樹木採取権が消滅した場合の施設及び器具等の収去及び国有林野の原状回復については、運用協定第61条（樹木採取権消滅又は移転時の施設、器具等の収去等）に定めるところによる。

## 第15章 本契約上の権利及び地位の処分の制限

(本契約上の権利及び地位の処分の制限)

第42条 樹木採取権者は、国の事前の承諾を得ることなく、本契約上の地位並びに本契約に基づく樹木採取権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

## 第16章 その他

(森林管理署長による確認及び協議)

第43条 樹木採取権者は、本契約に基づく手続において国に提出等することとされているもののうち、運用協定及び本契約に定めるもののほか国が指定するものについては、当該提出等は、あらかじめ当該手続に係る国有林野を管轄する森林管理署長の確認を受けた上で行わなければならない。

2 本契約において国と樹木採取権者が協議することとなっているもののうち国が指定するものについては、当該協議に係る国有林野を管轄する森林管理署長も当該協議に加わるものとする。

(公租公課)

第44条 本契約に関連して生じる公租公課は、全て樹木採取権者の負担とする。

(秘密保持義務)

第45条 国及び樹木採取権者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を他の者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、国及び樹木採取権者は、以下の場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について国が指示した場合には、当該指示に従い開示しなければならない。

(1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合

(2) 当該情報を知る必要のある国若しくは樹木採取権者の従業員等（国の職員及び樹木採取権者の役員を含む。）、国若しくは樹木採取権者の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家又は当該情報を知る必要のある樹木採取権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等、それらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び樹木採取権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合

(4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合

(5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合

(6) 国が本契約の締結版を公表する場合

(7) 国有林材供給調整検討委員会その他の会議に情報を開示する場合

(8) 樹木採取権制度ガイドラインについて（令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知）において公表することとされているものを公表する場合

(遅延利息)

第46条 樹木採取権者が本契約に基づく違約金の支払を遅滞したときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、樹木採取権者は、当該支払期日時点における債権管理法施行令第29条第1項の財務大臣の定める率を乗じて計算した額の遅延利息を国に支払わなければならない。この場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(管轄裁判所)

第47条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生した全ての紛争は、

●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(注) ●には、森林管理局の所在地を管轄する地方裁判所の名称を記入する。

(その他)

第48条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾、契約終了告知、解除等は、本契約に別段の定めがある場合を除き、相手方に対する書面をもって行われなければならない。ただし、緊急の連絡その他国及び樹木採取権者間で別途の方法によることを合意したものはこの限りでない。なお、国及び樹木採取権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。

2 本契約において書面により行わなければならないこととされている行為は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は別紙様式に記載されるべき情報が記載された電子ファイルを添付した電子メールの送信その他の書面の交付に準ずるものでなければならない。

3 本契約の履行に関して国と樹木採取権者の間で用いる言語は、日本語とする。

4 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 本契約の履行に関して国と樹木採取権者の間で用いる計算単位は、本契約、運用協定、公募書類等又は申請書類等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。

6 本契約の履行に関する期間の規定については、本契約、運用協定、公募書類等又は申請書類等に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。

7 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(疑義に関する協議)

第49条 本契約に規定のない事項について定める必要が生じたとき又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、国及び樹木採取権者が誠実に協議してこれを定める。

別紙1 本実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針

【本実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針を挿入】

## 別紙2 施業計画

【施業計画を挿入】

### 別紙3 木材取引計画

【木材取引計画を挿入】

#### 別紙4 安定取引協定書

【安定取引協定書を挿入】



別紙5 前期実施契約において未採取の樹木に係る事項

伐区	林班及び小班	伐区面積 (ha)	採取箇所面積 (ha)	樹種	本数	材積	採取方法	採取対象木	採取期間

備考

- 1：伐区については、樹木料の確定通知に記載された伐区番号を記載する。
- 2：林班及び小班、伐区面積、採取箇所面積、樹種、採取方法については、運用協定第31条第1項に基づき国の承認を受けたものを記載し、本数、材積、採取対象木については、樹木料の確定通知における本数、材積、採取対象木を記載する。
- 3：採取期間については、伐区ごとに樹木料の確定通知における搬出期間（延長した場合は当該延長分を含んだ期間）を記載する。

別紙様式第1号（第6条）実行計画案の提出

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

〇〇樹木採取区〇年度の実行計画案の提出について

〇〇樹木採取区に係る〇年度実行計画案について、実施契約（第〇期）第6条に基づき別紙のとおり提出します。

備考

別紙として、運用協定別紙様式第7号により作成した実行計画案を添付してください。

別紙様式第2号（第9条第2項）確定した実行計画の提出

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

〇〇樹木採取区〇年度の実行計画の確定について

〇年〇月〇日付けの樹木料の確定通知により、〇〇樹木採取区に係る〇年度実行計画が確定したので実施契約（第〇期）第9条第2項に基づき別紙のとおり提出します。

備考

確定した実行計画を添付してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

〇〇樹木採取区〇〇年度の実行計画の変更について

〇〇樹木採取区〇〇年度の実行計画を変更したいので、実施契約（第〇期）第10条第1項に基づき下記のとおり変更に係る実行計画案を提出します。

記

1 変更に係る実行計画案

- (1) 実行計画台帳案 別紙1のとおり。
- (2) 実行計画図案 別紙2のとおり。

2 その他

備考

- 1：1の変更に係る実行計画案は、変更箇所を下線を引いてください。
- 2：2のその他は、変更の理由を記載してください。

別紙様式第4号（第10条第3項第2号）実行計画変更不可通知

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

実行計画の変更について（変更の不可）

年 月 日付けで提出された〇〇樹木採取区〇年度実行計画の変更について、下記のとおり収穫調査の実行が不可能であるため、変更に応じられないことを実施契約（第〇期）第10条第3項第2号に基づき通知します。

記

○ 変更に応じられない理由

（注）変更に応じられない理由については、収穫調査の実行が不可能である理由について可能な限り詳細に記載すること。

別紙様式第5号（第10条第3項第3号）実行計画変更不承認通知

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

実行計画の変更について（不承認）

〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇樹木採取区〇〇年度実行計画の変更について、下記のとおり実行計画承認基準に照らして問題があるため、変更に応じられないことを実施契約（第〇期）第10条第3項第3号に基づき通知します。なお、引き続き実行計画の変更を希望する場合は、〇年〇月〇日までに変更した実行計画案を修正して再提出してください。

記

- 〇 実行計画承認基準に照らして問題がある箇所及びその理由

（注）実行計画承認基準に照らして問題のある箇所及び問題点について可能な限り具体的に明らかにすること。

別紙様式第6号（第12条第3項）樹木料の確定通知

番 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名又は名称) 殿

〇〇森林管理局長  
(登録番号 T8000012050001)

樹木料の確定通知

〇年〇月〇日付けで選択の通知があった〇〇樹木採取区に係る伐区について、下記のとおり個々の伐区及び本通知に係る樹木料の額を確定したので、実施契約（第〇期）第12条第3項に基づき通知します。なお、本通知により、下記のとおり、伐区及び採取箇所の位置、面積及び区域標示、伐区に係る採取対象木並びに運用協定第34条第1項ただし書の範囲が確定するとともに、採取期間及び搬出期間を指定します。

記

- 1 本通知の対象となる伐区、樹木料、採取対象木等別添のとおり。
- 2 納付すべき樹木料の額及び納付期限  
樹木料を歳入徴収官の発行する納入告知書の定めるところにより次の納付期限までに納付してください。

納付すべき樹木料の額	納付期限
円 (うち消費税及び地方消費税 円・ 消費税率 %) )	年 月 日

備考

- 1：樹木採取権者は、納付期限までに樹木料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数について、年 14.60 パーセントの割合により算定した金額を延滞金として支払わなければなりません。
  - 2：延滞金については、閏年を含む期間についても年 365 日当たりの割合とします。
  - 3：樹木採取権者は、樹木料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が樹木料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当します。
- 3 採取期間及び搬出期間  
採取期間及び搬出期間は、以下のとおり指定します。  
(1) 採取期間 別添のとおり

- (2) 搬出期間 別添のとおり
- (3) 採取期間又は搬出期間について3年より短い期間を指定した理由

4 運用協定第34条第1項ただし書の範囲について

運用協定第34条第1項ただし書の範囲については、別添の国有林野の使用対象及び別紙2の範囲内で3の搬出期間に限ります。その他、国有林野の使用については、運用協定第4章及び第7章によるものとします。

5 樹木料納付済届に関する事項

樹木料を納付した後、速やかに実施契約（第〇期）別紙様式第7号により樹木料納付済届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

6 着手届に関する事項

樹木の採取に着手する前又は着手した後速やかに、実施契約（第〇期）別紙様式第8号により着手届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

7 採取済届に関する事項

伐区に係る樹木の採取を終えたときは、遅滞なく、実施契約（第〇期）別紙様式第9号により採取済届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

8 搬出済届に関する事項

伐区に係る樹木の搬出を終えたときは、遅滞なく、運用協定別紙様式第15号により搬出済届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

9 定期報告に関する事項

毎年度、5月末日までに前年度の定期報告を、運用協定別紙様式第24号により国に提出してください。

10 その他の事項

(注1) 採取期間及び搬出期間は、樹木料の額を提示した日から樹木料の確定通知の日までの間に、採取期間及び搬出期間を変更すべき特段の事情がない限り、樹木料の額の提示の際に示した期間とすること。

(注2) 採取期間及び搬出期間における当該伐区周辺の国有林野事業の実施状況その他の状況に鑑み、事業実行上の留意点その他必要な事項を通知すること。



別添

本通知の対象となる伐区、樹木料、採取対象木等

伐区	林班	小班	採取方法	樹種	材種	平均胸高直径 (cm)	平均樹高 (m)	本数 (本)	伐区面積 (ha)	採取箇所面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	収穫調査の日	樹木料の額 (円) <small>(うち消費税及び地方消費税)</small>	採取対象木	国有林野の使用対象	採取期間	搬出期間	備考	

備考

- 1：採取対象木に係る収穫調査結果の詳細、使用機材、調査者等に関する事項については、別紙1のとおりです。
- 2：伐区の位置及び区域標示並びに国有林野の使用対象の詳細については、別紙2図面のとおりです。

(注1) 採取対象木は、「標示区域内のNo.テープ貼付木」、「標示区域内の採取禁止木以外の樹木」など採取対象木が明らかとなるよう記載すること。

(注2) 国有林野の使用対象は、伐区のほか実行計画の実行計画図に示された国有林野の使用対象を基に記載すること。

(注3) 伐区の位置及び区域標示については、樹木料等提示書に用いた図面を用い、区域標示の方法について記載すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿  
(〇〇森林管理署長経由)

(住所)  
(氏名又は名称)

樹木料納付済届

(〇年〇月〇日付け文書番号)で樹木料の確定通知のあった樹木料について、下記のとおり〇年〇月〇日に納付したので、実施契約(第〇期)第12条第5項に基づき提出します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木料の納付を証する書面  
別紙のとおり。

備考

別紙として、納入告知書領収証書の写しを添付してください。

別紙様式第8号（第17条第4項）着手届

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿  
 (〇〇森林管理署長経由)

(住所)  
 (氏名又は名称)

着手届 (〇〇樹木採取区)

〇年〇月〇日付けで樹木料の確定通知のあった伐区のうち、下記のとおり樹木の採取に着手します(着手しました)ので、実施契約(第〇期)第17条第4項に基づき提出します。

記

(着手する・着手した) 伐区	
業務実施者	(住所) (氏名又は名称)
着手年月日	年 月 日
終了予定日	年 月 日
素材運送請負者	(住所) (氏名又は名称)
素材運搬予定	年 月 日～ 年 月 日

備考

- 1：着手後提出する場合は、「着手します」を「着手しました」として提出してください。
- 2：樹木の採取又は搬出に係る業務を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、業務実施者の欄にその者を記載してください。
- 3：提出先が森林管理署支署長又は森林管理事務所長である場合は、「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」又は「〇〇森林管理事務所長」と変更してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿  
(〇〇森林管理署長経由)

(住所)  
(氏名又は名称)

採取済届（〇〇樹木採取区）

〇年〇月〇日付けで樹木料の確定通知のあった伐区のうち、下記の伐区に係る樹木の採取を〇年〇月〇日に終えたので、実施契約（第〇期）第17条第6項に基づき提出します。

記

- 1 樹木の採取を終えた伐区
  - (1) 伐区の名称
  - (2) 林班及び小班名
  - (3) 採取期間
- 2 その他特記事項

備考

- 1：提出先が森林管理署支署長又は森林管理事務所長である場合は、「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」又は「〇〇森林管理事務所長」と変更してください。
- 2：2のその他特記事項には、採取しなかった樹木がある場合に、当該箇所及び採取しなかった箇所に係る面積について記載し、当該樹木の箇所を示す図面を添付してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

採取期間延長申請書

〇年〇月〇日付けで樹木料の確定通知のあった〇〇樹木採取区に係る伐区のうち、下記の伐区について、実施契約（第〇期）第18条第1項前段に基づき下記のとおり採取期間の延長を申請します。

記

1 採取期間の延長を希望する伐区

- (1) 伐区の名称
- (2) 林班及び小班名
- (3) 採取期間

2 延長申請期間

年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）

3 採取未済の数量

- (1) 面積 ha
- (2) 材積 m<sup>3</sup>

4 延長を希望する理由

備考 3の採取未済の数量については、樹木料の確定通知を基に概数を記載するとともに、採取未済の箇所を示した図面を添付してください。

番 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名又は名称) 殿

〇〇森林管理局長  
(登録番号 T8000012050001)

採取期間の延長について

〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇樹木採取区に係る採取期間の延長について、  
実施契約（第〇期）第 18 条第 1 項中段に基づき下記のとおり承認します。

記

1 採取期間の延長を承認した伐区

- (1) 伐区の名称
- (2) 林班及び小班名
- (3) 採取期間

2 延長期間

年 月 日 から 年 月 日まで ( 日間)

3 延期料 円

(うち消費税及び地方消費税 円・消費税率 %)

4 延期料の納付期限

5 その他

備考

- 1：樹木採取権者は、納付期限までに延期料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、債権管理法施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率により算定した金額を延滞金として支払わなければなりません。
- 2：延滞金については、閏年を含む期間についても年 365 日当たりの割合とします。
- 3：樹木採取権者は、延期料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が延期料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当します。

(注) 搬出期間が採取期間に満たない場合には、延長された採取期間まで搬出期間も延長される（運用協定第 29 条第 5 項）ことから、延長された搬出期間を 5 に記載すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

主要取引先の変更

〇〇樹木採取区に係る実施契約（第〇期）の安定取引協定書及び木材取引計画に基づく取引事業者で主要取引先に当たる事業者に変更があったので、下記のとおり実施契約（第〇期）第 30 条第 1 項に基づき届け出ます。

記

- 1 主要取引先の変更時期及び内容
- 2 変更の理由
- 3 変更後の安定取引協定書及び木材取引計画別紙のとおり。

備考 3 には変更した主要取引先の誓約書を添付してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

施業計画の変更について

〇〇樹木採取区に係る実施契約（第〇期）第 33 条第 1 項第〇号に基づき施業計画を変更したいので、下記のとおり同項に基づき提出します。

記

- 1 提出書類
  - (1) 施業計画案
  - (2) 契約変更後初年度の実行計画案
- 2 変更の理由

備考 1 は、現行のそれぞれの計画を変更し、変更箇所の下線を引いてください。



別紙様式第 14 号（第 34 条第 1 項）計画等承認基準の変更に係る通知

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

計画等承認基準の変更による計画等の変更について

計画等承認基準が変更されたため、〇〇樹木採取区に係る実施契約（第〇期）の計画等について変更後の計画等承認基準に照らして問題ないかを確認したところ、下記の書面について問題があると認めますので、実施契約（第〇期）第 34 条第 1 項に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 問題があると認める書面
- 2 問題があると認める理由

（注 1） 1 は、施業計画、実行計画、実行計画案、木材取引計画又は安定取引協定書のうち、問題があると認める書面を明示すること。

（注 2） 2 は、1 の書面ごとに問題があると認める理由を記載すること。

## 樹木採取権運用協定書

- 1 本樹木採取区 ●（樹木採取区の名称）
- 2 樹木採取権存続期間 別紙1（54）の期間

本樹木採取区に係る樹木採取権について、国と樹木採取権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な樹木採取権運用協定（以下「本協定」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

●年●月●日

国

住所 ●  
契約担当官 ●  
●

樹木採取権者

住所  
氏名又は名称 ●  
（代表取締役社長）

## 目次

### 第1章 総則

- (目的及び解釈)
- (契約の構成及び適用関係)
- (資金調達)
- (許認可等及び届出等)
- (責任の負担及び本事業の実施)
- (樹木採取権者による表明及び保証)
- (契約保証金)

### 第2章 樹木採取権の設定

- (樹木採取権の設定)
- (権利設定料の納付)
- (公募情報の過誤等)

### 第3章 実施契約の締結

- (総則)
- (実施契約の締結期間外の事業の禁止)
- (採取禁止樹木)
- (樹木採取区外の樹木の採取の禁止)
- (収穫調査済みの伐区の通知)
- (上限採取面積及び最低採取面積)
- (実施契約の締結—計画等)
- (実施契約の締結—国による確認)
- (実施契約の締結手続における責任等)
- (樹木採取権者による伐区の現地表示)
- (国が行う収穫調査等)
- (樹木採取権者が行う収穫調査等)
- (収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示)
- (異議の申立ての禁止)
- (伐区を選択)
- (樹木の採取の禁止)
- (樹木採取権者の帰責事由による実施契約の不締結)

### 第4章 搬出期間

- (搬出期間)
- (搬出期間の延長)
- (支障木の伐採等)

### 第5章 次期実施契約での対応事項

- (採取未了樹木の取扱い)
- (総計最低採取面積不達分の計上)

## 第6章 保護義務

(保護義務)

## 第7章 国有林野の使用

(国有林野の使用の承認)

(林道等の利用に係る協力義務等)

(既設林道等の維持及び修繕)

(樹木採取権者による路網等の新設)

(樹木採取権者による既設林道等の改良)

(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)

(樹木の損傷時等の報告)

(林地保全等の措置)

(国有林野の使用の禁止等)

## 第8章 誓約事項、報告、調査及び指示並びに違約時等における対応

(樹木採取権者による誓約事項)

(暴力団員等の除外及び不当介入の通報)

(暴力団及び談合等の不正行為の排除)

(申請書類等の記載事項の変更時の申請)

(委託又は請負の規制)

(定期報告)

(意欲能力経営者等の要件を満たさなくなった場合等の報告)

(木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等)

(樹木採取権者の支配権の異動があった場合の報告)

(国による報告の徴求、調査、指示)

(本協定の違反に係る違約金)

(著しい景況の悪化時等の対応)

## 第9章 採取跡地における造林

(造林の委託)

(造林事業請負契約締結の手続)

(造林事業請負契約が締結できない場合の入札)

(分収造林契約)

## 第10章 樹木採取権の消滅

(運用協定の有効期間)

(樹木採取権消滅又は移転時の樹木料の取扱い等)

(樹木採取権消滅又は移転時の施設、器具等の収去等)

(樹木採取権消滅又は移転後の造林)

(樹木採取権消滅又は移転後の報告)

(違約金等)

## 第11章 樹木採取権の取消し

(樹木採取権の取消し)

(損失補償)

## 第12章 リスク分担

(損害賠償責任)

(リスク分担の原則)

(第三者の責めに帰すべき事由及び不可抗力により樹木が滅失した場合等の樹木料の返還等)

(地域住民による抗議、反対等)

(経済環境の変動)

(法令等の変更)

(公益上のやむを得ない事由)

(第三者に及ぼした損害)

## 第13章 樹木採取権等の処分の制限及び処分に係る手続

(樹木採取権の処分の制限)

(樹木採取権の移転)

(樹木採取権者の帰責事由によらない樹木採取権の放棄)

(樹木を採取しない箇所等の放棄)

(樹木採取権の放棄の手続)

## 第14章 知的財産権

(著作権の帰属等)

(著作権の利用等)

(著作権等の譲渡禁止)

(第三者の有する著作権の侵害防止)

(第三者の知的財産権等の侵害)

## 第15章 その他

(資料等の提供、貸与、閲覧及び返還)

(森林管理署長による確認及び協議)

(公租公課)

(秘密保持義務)

(遅延利息)

(管轄裁判所)

(その他)

(疑義に関する協議)

### 別紙1 定義集

### 別紙2 許認可等の実施の主体

### 別紙3 実施契約(案)

### 別紙4 実施契約を締結する期間

### 別紙5 収穫調査の実施及び樹木料の算定方法

### 別紙6 国有林野の使用に係る遵守事項

### 別紙7 路網等新設協定書

別紙 8 林道等改良協定書

別紙 9 違約時の措置等

別紙 10 定期報告等に関する国の対応

別紙 11 造林事業請負契約に関する条件及び手続について

別紙 12 国が提供又は貸与する資料

別紙様式第 1 号 (第 15 条) 収穫調査済みの伐区の通知

別紙様式第 2 号 (第 16 条第 3 項) 総計上限採取面積等の変更の通知

別紙様式第 3 号 (第 17 条第 1 項) 実施契約の必要事項の提出

別紙様式第 4 号 (第 17 条第 1 項) 実行計画案の確認依頼

別紙様式第 5 号 (第 17 条第 1 項) 実行計画案の確認通知

別紙様式第 6 号 (第 17 条第 2 項) 実施契約の契約期間に係る施業計画案

別紙様式第 7 号 (第 17 条第 3 項) 実行計画案

別紙様式第 8 号 (第 17 条第 4 項) 木材取引計画案

別紙様式第 9 号 (第 17 条第 6 項) 国が通知した伐区の同意書

別紙様式第 10 号 (第 18 条第 3 項) 実行計画案承認通知

別紙様式第 11 号 (第 18 条第 5 項) 実施契約の締結

別紙様式第 12 号 (第 18 条第 6 項) 施業計画等の不承認

別紙様式第 13 号 (第 21 条第 4 項、第 22 条第 3 項、第 23 条) 樹木料の提示

別紙様式第 14 号 (第 25 条) 伐区の選択通知

別紙様式第 15 号 (第 28 条第 7 項) 搬出済届

別紙様式第 16 号 (第 29 条第 1 項) 搬出期間延期申請書

別紙様式第 17 号 (第 29 条第 1 項) 搬出期間の延長の承認

別紙様式第 18 号 (第 31 条第 1 項) 採取未了樹木の次期実施契約計上の申請

別紙様式第 19 号 (第 34 条第 1 項) 国有林野の使用申請書

別紙様式第 20 号 (第 46 条第 1 項) 申請書類等の記載事項の変更申請

別紙様式第 21 号 (第 46 条第 2 項) 申請書類等の記載事項の変更の承認

別紙様式第 22 号 (第 47 条) 委託又は請負の申請

別紙様式第 23 号 (第 47 条) 委託又は請負の承認

別紙様式第 24 号 (第 48 条第 1 項) 定期報告

別紙様式第 25 号 (第 48 条第 2 項) 実行報告の確認依頼

別紙様式第 26 号 (第 48 条第 2 項) 実行報告の確認通知

別紙様式第 27 号 (第 49 条) 意欲能力経営者等に該当しなくなった旨の報告

別紙様式第 28 号 (第 49 条) 意欲能力経営者等に該当していることについて

別紙様式第 29 号 (第 50 条第 1 項) 木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続  
期間中の報告

別紙様式第 30 号 (第 50 条第 2 項) 主要取引先の変更

別紙様式第 31 号 (第 51 条) 支配権の異動があった場合の報告

別紙様式第 32 号 (第 58 条第 2 項) 分収造林契約の締結の希望

別紙様式第 33 号 (第 58 条第 3 項) 分収造林契約の締結の可否

別紙様式第 34 号 (第 63 条第 2 項) 樹木採取権消滅 (移転) 後の報告の評価  
別紙様式第 35 号 (第 79 条第 1 項) 樹木採取権放棄届出書  
別紙様式第 36 号 (第 79 条第 2 項) 樹木採取権放棄確認通知書  
別紙様式第 37 号 (第 85 条第 1 項、第 3 項) 資料提供貸与申請書  
別紙様式第 38 号 (第 85 条第 7 項) 貸与資料の破棄の報告  
別紙様式第 39 号 (第 85 条第 7 項) 破棄義務の延期に関する申請書

## 第1章 総則

### (目的及び解釈)

- 第1条 本協定は、国及び樹木採取権者が相互に協力し、実施契約を締結し本樹木採取区における本事業を円滑に実施するために必要な事項その他の効率的かつ安定的な林業経営の育成及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から国と樹木採取権者との間で取り決めておくべき一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 国及び樹木採取権者は、相互に協力し、本協定を誠実に実施する。
  - 3 本協定において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有する。ただし、本協定に基づき国又は森林管理署長と樹木採取権者との間で締結される契約(実施契約を除く。)については、別紙1は適用しない。
  - 4 本協定の別紙及び別紙様式は、いずれも本協定の一部を構成する。
  - 5 本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

### (契約の構成及び適用関係)

- 第2条 本協定は、公募書類等及び申請書類等と一体の契約であり、これらはいずれも本協定の一部を構成する。また、実施契約その他の契約であって本協定に基づき国又は森林管理署長と樹木採取権者との間で締結されるものは、いずれも本協定の一部を構成する。
- 2 前項の各書類間に齟齬又は矛盾がある場合には、実施契約その他の契約、本協定、公募書類等、申請書類等の順で優先的な効力を有する。ただし、申請書類等の内容が公募書類等に定める水準を超える場合には、その限りにおいて申請書類等が公募書類等に優先するほか、他の条項の特例となる旨を定めた条項については、当該条項が当該他の条項に優先する。
  - 3 第1項の各書類の内容に疑義が生じたときは、国及び樹木採取権者の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

### (資金調達)

- 第3条 本事業に要する資金調達は、全て樹木採取権者の責任において行う。

### (許認可等及び届出等)

- 第4条 本事業の実施に必要な法令等に基づく手続のうち、樹木採取権者において実施が必要な手続として別紙2に記載されたものについては、樹木採取権者がその責任及び費用負担により行わなければならない。国において実施が必要な手続として別紙2に記載されたものがある場合には、国が当該手続を実施するものとし、当該手続について国が樹木採取権者の協力を求めた場合には、樹木採取権者はこれに応じなければならない。
- 2 樹木採取権者は、前項後段の手続を除き、本事業の実施に必要な手続に関する責任及び損害を負担しなければならない。なお、前項後段の手続において、国の責めに帰すべき事由が認められない限り、樹木採取権者は、許認可等の権限を有する行政機関が行う許認可等(承認、協議その他の行政機関相互間の行為を含む。)



の内容について国に対して異議の申立て、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。

- 3 樹木採取権者が国に対して要請したときは、国は、樹木採取権者が行う本事業の実施に必要な手続について、法令等の範囲内において必要に応じて協力しなければならない。
- 4 樹木採取権者は、本事業の実施に必要な手続に関する書類を作成するほか、提出した書類にあってはその写しを保存し、国の要請があったときは、当該写しを国に提出しなければならない。

(責任の負担及び本事業の実施)

第5条 樹木採取権者は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施その他の本事業に関する一切の責任を負う。

- 2 樹木採取権者は、本協定に別段の定めがある場合を除き、樹木採取権者の本事業の実施に関する国による承諾、確認、立会等又は樹木採取権者からの国に対する報告、通知、説明等を理由として、いかなる本協定上の樹木採取権者の責任をも免れず、当該承諾、確認、立会等又は当該報告、通知、説明等を理由として、国は何ら責任を負担しない。
- 3 樹木採取権者は、採取の基準、樹木採取権行使指針及び実施契約の定めるところに従い、法令等及び本協定の各規定を遵守し、申請書類等の内容に適合した本事業を行わなければならない。
- 4 樹木採取権者は、本事業の実施に際し、近接地の所有者その他関係する第三者がある場合には、当該第三者及び国との間で必要な協議を行い、国有林野事業及び第三者の権利に配慮するための措置を採らなければならない。

(樹木採取権者による表明及び保証)

第6条 樹木採取権者は、本協定の締結時点現在において、国に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 樹木採取権者が個人でない場合、法令に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社その他の法人であること。
- (2) 樹木採取権者は、本協定を締結し、履行する完全な能力を有し、本協定上の樹木採取権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、樹木採取権者に対して強制執行可能であること。
- (3) 樹木採取権者が本協定を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び樹木採取権者の定款、取締役会規則等の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
- (4) 樹木採取権者の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な樹木採取権者の能力又は本協定上の義務を履行するために必要な樹木採取権者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、樹木採取権者に対して係属しておらず、その見込みもないこと。
- (5) 本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、樹木採取権者に対して適用される全ての法令に違反せず、樹木採取権者が当事者であり若しくは樹木採取権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は樹木採取権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 樹木採取権者は国有林野管理経営法第8条の22第1項第1号イ、ロ及びホのいずれにも該当せず、その他の樹木採取権に関する法令の規定に違反しないこと。

(7) 前各号の他、申請書類等において本協定締結日時点における樹木採取権者の表明保証事項として提案した事項を充足していること。

(契約保証金)

第7条 会計法第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

## 第2章 樹木採取権の設定

(樹木採取権の設定)

第8条 国及び樹木採取権者は、樹木採取権者が、国有林野管理経営法第8条の12第1項の規定に基づき、樹木採取権設定通知に記載された樹木採取権設定日付けで、樹木採取権の設定を受けたことを確認する。

(注) 樹木採取権の移転（一般承継によるものを除く。以下各規定及び別紙1のそれぞれの注において同じ。）を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、「国有林野管理経営法第8条の12第1項の規定に基づき、樹木採取権設定通知に記載された樹木採取権設定日」を「樹木採取権移転日」と、「樹木採取権の設定」を「樹木採取権の移転」とすること。

(権利設定料の納付)

第9条 樹木採取権者は、納入告知書に従い、納付期限までに、国に対して、権利設定料を納付しなければならない。

2 国は、国有林野管理経営法施行令第8条に定める場合を除き、理由の如何を問わず前項の権利設定料を返還しない。

(注) 樹木採取権の移転を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、本条は削ること。

(公募情報の過誤等)

第10条 国は、公募書類等において国が開示した資料に、本樹木採取区の実態と乖離、齟齬その他情報の過誤等があった場合であっても、これにより樹木採取権者に発生した費用又は損害については一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して権利設定料又は樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は、かかる情報の過誤等により本事業の実施に支障が生じた場合であって、樹木採取権者が国に対して書面により要請したときは、本事業が円滑に行われるよう、樹木採取権者と協議の上、合理的範囲で対応に当たる。

## 第3章 実施契約の締結

(総則)

第11条 国及び樹木採取権者は、国有林野管理経営法、これに基づく法令等及び本協定の定めるところに従って、大要別紙3の実施契約を、別紙4の各期間の範囲内において別紙4の各期間の終期と実施契約の終期を一致させ、それぞれ締結する。

2 国及び樹木採取権者は、樹木採取権存続期間において、実施契約が締結されていない期間が生じることのないよう、誠実に実施契約の締結に係る手続を行う。

(実施契約の締結期間外の事業の禁止)

第12条 樹木採取権者は、樹木採取権存続期間においても、国と樹木採取権者との間で実施契約が締結されていない期間において事業を行ってはならない。

(採取禁止樹木)

第13条 樹木採取権者は、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽された樹木を採取することができない。

2 樹木採取権者は、倒木、枯死木又は著しく損傷した樹木その他採取の基準において採取が禁じられた樹木について、樹木採取権を行使してはならない。

(樹木採取区外の樹木の採取の禁止)

第14条 樹木採取権者は、本樹木採取区外で樹木採取権に基づく樹木の採取を行うことはできない。

(収穫調査済みの伐区の通知)

第15条 国は、本協定の締結時点において、本協定及び実施契約に定めるところによらずに国において収穫調査を実施済みである伐区について、本協定の締結と同時に締結後直ちに、当該収穫調査の日、当該収穫調査結果、当該収穫調査結果に係る伐区及び採取箇所的位置を示した図面並びに区域標示に係る事項を、別紙様式第1号により樹木採取権者に通知する。

(上限採取面積及び最低採取面積)

第16条 総計上限採取面積及び総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積及び単年度上限採取面積の特例面積並びに総計最低採取面積は、採取の基準に定められた算出方法により算出される。この算出方法は、変更することができない。

2 当初の総計上限採取面積及び総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積及び単年度上限採取面積の特例面積並びに総計最低採取面積は、採取の基準に定められた面積とする。

3 国は、総計上限採取面積若しくは総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積若しくは単年度上限採取面積の特例面積又は総計最低採取面積を採取の基準の定めるところにより変更したときは、樹木採取権者に変更後の総計上限採取面積若しくは総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積若しくは単年度上限採取面積の特例面積又は総計最低採取面積を別紙様式第2号により通知する。この場合において、総計上限採取面積若しくは総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積若しくは単年度上限採取面積の特例面積又は総計最低採取面積は、それぞれ直近に通知された面積とする。

(実施契約の締結—計画等)

第17条 樹木採取権者は、直前の実施契約の契約期間の満了日の●か月前までに(樹木採取権の設定後最初の実施契約の締結の場合は、本協定締結後速やかに)、別紙様式第3号により次の各号の書面を国に対して提出する。ただし、第3号の実行計画案については、あらかじめ当該実行計画案に係る国有林野を管轄する森林管理署長に別紙様式第4号により確認を依頼し、別紙様式第5号によりその確認を受けた上で提出する。

(1) 実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案

- (2) 実施契約の契約期間に係る施業計画案
  - (3) 実施契約の契約期間の初年度の実行計画案
  - (4) 実施契約の契約期間に係る安定取引協定書の写し
  - (5) 実施契約の契約期間に係る木材取引計画案及び同計画案に係る木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書
- (注) ●の部分には、10と記入することを原則としつつ、収穫調査の実施や植栽等に係る計画の調整に要する期間を勘案して数字を記入すること。また、樹木採取権の移転を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、「設定」を「移転」とすること。
- 2 前項第2号の施業計画案は、別紙様式第6号により作成する。
  - 3 第1項第3号の実行計画案は、別紙様式第7号により作成する。この場合において、樹木採取権者は、伐区内の第13条（採取禁止樹木）の樹木以外の樹木を当該実行計画案に記載された採取方法に応じて全て採取することを前提として作成しなければならない。次の各号に掲げる伐区をそれぞれ区分して明記しなければならない。
    - (1) 当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において採取期間が満了していないもの
    - (2) 当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において採取期間が満了したもので樹木採取権者が採取対象木を採取しなかったことにより採取対象木が残存しているもの（搬出期間内であるものに限る。）
    - (3) 以前に収穫調査が行われ、当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において当該収穫調査結果の有効期間内のもの（第1号、第2号及び第5号を除く。）
    - (4) 以前に収穫調査（第15条（収穫調査済みの伐区の通知）に規定する収穫調査を除く。次号において同じ。）が行われ、国から樹木料の額の提示を受けたが、事業を行う伐区として選択しなかったもので、当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において当該収穫調査結果の有効期間外のもの（次号及び国が当該収穫調査を行ったものであって当該樹木料の額の提示（同一伐区における初回のものに限る。）から当該実行計画案に記載された採取開始予定時期までの期間が1年以内のものを除く。）
    - (5) 以前に収穫調査が行われた伐区の全部又は一部を含む新たな伐区（以前に収穫調査が行われた伐区と同一であるものを除く。）であるもの
    - (6) その他のもの
  - 4 第1項第5号の木材取引計画案及び同計画案に係る木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書は、別紙様式第8号により作成する。
  - 5 第1項第3号の実行計画案中第3項第6号に係る伐区の全部又は一部において、国が伐区及び採取箇所的位置及び面積の修正、伐区に係る区域標示並びに伐区及び採取箇所的位置並びに伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認を行う旨の記載があったときは、国は、当該伐区について、提出された実行計画案に基づき区域標示の円滑な実施を確保する観点から、必要に応じて実行計画図案における伐区及び採取箇所的位置を修正するとともに、修正した伐区及び採取箇所的位置に対応するよう実行計画台帳案における伐区面積、採取箇所面積並びに当該伐区以外も含めた伐区面積及び採取箇所面積の合計を修正する。この場合において、樹木採取権者は、修正された実行計画案（当該実行計画案中前段による修正に係る部分に限る。）に

ついて、異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は樹木採取権者からの質問等に対して真摯に対応する。

- 6 第1項第3号の実行計画案に、第15条の伐区が含まれるときは、樹木採取権者は、当該伐区の区域標示に従う旨の同意書を別紙様式第9号により、国に対して、第1項の提出に合わせて提出しなければならない。この同意書を提出したときは、樹木採取権者は、当該伐区及び採取箇所の位置、面積及び区域標示並びに当該収穫調査結果について、異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は樹木採取権者からの質問等に対して真摯に対応する。
- 7 実施契約の規定に基づき樹木料が納付された伐区の位置及び面積は、当該伐区に係る搬出期間の満了時まで変更することができず、当該伐区に係る搬出期間の満了時まで、当該伐区の全部又は一部を新たな伐区に含めることができない。
- 8 採取対象木が伐区のうちの一部である場合であって、当該樹木に係る樹木料が国に納付されたときは、当該伐区のうち採取対象木以外の樹木については、当該伐区に係る搬出期間が満了してからでなければ、実行計画案に計上することができない。
- 9 樹木採取権者は、第1項第3号の実行計画案について、実施契約の初年度又は最終年度において事業を行うことができる期間が1年に満たないときその他の国が認めるときは、複数年度分を一括して提出することができる。
- 10 第1項ただし書、第3項、第5項から前項までの規定は、本協定（実施契約を含む。）の規定に基づき樹木採取権者が実行計画案（変更等に係るものを含む。）を国に提出する場合において準用される。

（実施契約の締結一国による確認）

- 第18条 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条（実施契約の締結一計画等）第1項第1号の実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案の内容について、樹木採取権行使指針及び事業の基本的な方針に適合することを確認し、適合する場合には、当該実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案を承認する。
- 2 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条（実施契約の締結一計画等）第1項第2号の施業計画案の内容について、実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案、採取の基準、地域管理経営計画、申請書類等及び別紙5の第2の4に適合していることを確認し、適合する場合には承認する。この場合において、当該施業計画案に係る地域管理経営計画の策定又は変更が新たに締結しようとする実施契約の契約期間中に行われる場合（当該実施契約の契約期間の開始と同時又は同日に行われる場合を含む。）には、「地域管理経営計画」は「地域管理経営計画の案」とする。
- 3 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条（実施契約の締結一計画等）第1項第3号の実行計画案の内容について採取の基準、施業計画案その他の実施契約案の内容、別紙5の第2の4、本協定第4章（搬出期間）及び前条（実施契約の締結一計画等）第7項及び第8項の規定に適合していること、当該実行計画案に係る伐区の周辺において行われる国有林野事業の実行との関係上問題がないこと、前条（実施契約の締結一計画等）第3項の区分明記に問題がないこと並びに実行計画案中造林事業請負契約締結希望時期及び造林事業請負契約完了予定時期について当該造林事業が実行可能な見込みであることを確認し、問題がない場合には当該実行計画案を承認する。当該承認を行ったときは、国は、樹木採取権者に別紙様式第10号により通知する。この場合において、本項に基づく国の通知後は、樹木採取権者は、実

行計画の内容について異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。

- 4 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条（実施契約の締結—計画等）第1項第4号の協定書の内容及び同項第5号の木材取引計画案の内容について、実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案に適合していること、申請書類等の内容に即していること、審査基準等通知第1の1（1）ウの基準を満たしていること及び施業計画案に明らかに矛盾してはいないことを確認し、問題がない場合には承認する。
- 5 前4項の承認がいずれもなされたときは、国は、原則として実施契約書案に記載の施業計画と施業実施計画の案を整合するよう調整した上で、国有林野管理経営規程第14条に定める施業実施計画の策定又は変更の手続を行う。この場合において、国は**別紙様式第11号**により実施契約書を樹木採取権者に送付し、国及び樹木採取権者は、原則として地域管理経営計画及び施業実施計画の策定又は変更に合わせて、実施契約を締結する。
- 6 国は、第1項から第4項までの承認を行わない場合には、当該承認を行わない理由について樹木採取権者に**別紙様式第12号**により通知し、樹木採取権者は該当する書面の内容を修正し国に再提出する。この場合における国の承認は、第1項から第4項までに定めるところによる。

（実施契約の締結手続における責任等）

第19条 前条（実施契約の締結—国による確認）の手続において、実施契約締結の不能又は遅延が生じた場合であっても、国は、これにより樹木採取権者に発生した費用又は損害については一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して権利設定料又は樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国の責めに帰すべき事由又は不可抗力により、**別紙4**の各期間の始期から実施契約の締結が遅延した場合には、国は、採取の基準に定めるところにより、遅延に応じて当該実施契約の総計上限採取面積及び総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積及び単年度上限採取面積の特例面積並びに総計最低採取面積を再計算する。

（樹木採取権者による伐区の現地表示）

第20条 樹木採取権者は、実行計画案の承認があったときは、第17条（実施契約の締結—計画等）第3項第5号（本協定において準用される場合を含む。）に係る伐区及び同項第6号（本協定において準用される場合を含む。）に係る伐区（第17条（実施契約の締結—計画等）第5項（本協定において準用される場合を含む。）に係るものを除く。）について、当該伐区及び採取箇所を現地表示を行う。この場合において、当該現地表示は、実行計画に基づき行われるものとし、国が指定する方法により行われるものとする。

（国が行う収穫調査等）

第21条 国は、実行計画案の承認があったときは、当該実行計画に係る伐区のうち、第17条（実施契約の締結—計画等）第3項第6号（本協定において準用される場合を含む。）に該当するものについて、**別紙5**の第1の定めるところにより、収穫調査を行う。この場合において、国は、収穫調査結果と実行計画が異なる場合には、実行計画を収穫調査結果と整合するように修正するほか、伐区ごとに**別紙5**の第2に定める樹木料の算定方法に従い樹木料の額を算定する。

- 2 前項の収穫調査に際して、国及び樹木採取権者は、第5項により決定しようとする伐区及び採取箇所的位置、伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認並びに当該伐区に係る区域標示を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第17条（実施契約の締結—計画等）第5項（本協定において準用される場合を含む。）に基づく伐区及び採取箇所的位置、伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認並びに当該伐区に係る区域標示は、第1項の収穫調査に際して国が行う。
- 4 国は、実行計画に記載された採取開始予定時期の3か月前から2か月前までの間に、第1項の収穫調査の日及びその結果並びに当該伐区に係る樹木料の額を、当該伐区の図面及び第1項後段により修正した実行計画とともに、樹木採取権者に対し別紙様式第13号により提示する。ただし、樹木採取権設定後最初の実行計画において、運用協定第15条に基づき通知した収穫調査済の伐区かつ採取開始予定時期が実行計画の期間開始後2か月以内の伐区である場合は、採取開始予定時期の3か月前から2か月前までの間に係わらず樹木料等を提示することができる。これらの場合において国は、特段の事情がない限り、収穫調査結果について、全ての調査データ及び使用機材等を示す。
- 5 前項の提示に係る伐区及び採取箇所的位置、面積及び区域標示については、前項の提示により決定される。
- 6 本条の収穫調査に要する費用は第2項及び第3項に係るものも含め、国が行う調査に係る費用は国が負担する。

（樹木採取権者が行う収穫調査等）

第22条 樹木採取権者は、実行計画案の承認があったときは、当該実行計画に係る伐区のうち、第17条（実施契約の締結—計画等）第3項第4号又は第5号（いずれも本協定において準用される場合を含む。）に該当するものについて、その費用負担により指定調査機関に委託して収穫調査を行う。この場合において、樹木採取権者は、当該委託に係る契約締結後に遅滞なく国に当該契約に係る契約書の写しを提出するとともに、当該収穫調査結果を、実行計画に記載された採取開始予定時期の●か月前までに、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に対して報告する。

（注）●の部分には、報告を受けた収穫調査結果の内容の確認、樹木料の額の算定に要する期間を勘案して、数字を記入すること。

- 2 前項の収穫調査に際して、国及び樹木採取権者は、次項で引用される前条（国が行う収穫調査等）第5項により決定しようとする伐区及び採取箇所的位置、伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認並びに当該伐区に係る区域標示を行う。なお、国が行う確認に係る費用は、国が負担する。
- 3 国は、第1項により樹木採取権者から報告を受けた収穫調査結果を審査し適正であると認めるときは、前条（国が行う収穫調査等）第1項後段、第4項及び第5項の定めるところにより、樹木採取権者に樹木料の額を提示する。
- 4 前項の審査の結果、当該収穫調査結果が適正であると国が認めないときであって樹木採取権者が樹木の採取を希望するときは、樹木採取権者は、その費用負担により、指定調査機関に委託して再調査を行い、その結果を国に報告する。この場合における国による再審査及び提示については、前項及びこの項の定めるところによる。
- 5 第1項の収穫調査、前項の再調査及び前2項の収穫調査結果の審査については、国有林野産物収穫調査規程準則の運用について（昭和61年10月4日付け61林野業一

第78号林野庁長官通知)の別紙の第3の定めるところによるものとし、極印の押印は、国の職員が行う。

- 6 樹木採取権者が指定調査機関と締結する委託契約には、以下の(1)から(6)までの事項を含まなければならない。
  - (1) 調査対象の伐区に係る樹木採取区の名称、森林管理署名、伐区の名称、国有林名、林班及び小班
  - (2) 調査対象の伐区及び採取箇所を示す図面
  - (3) 調査対象の伐区及び採取箇所の面積
  - (4) 採取方法
  - (5) 伐採率
  - (6) 前項に定める調査方法
- 7 第1項の収穫調査及び第4項の再調査について、指定調査機関への委託ができないときその他のやむを得ない事由により樹木採取権者が収穫調査を行うことが困難なときは、国と樹木採取権者が協議し、国が当該収穫調査を行うことができる。
- 8 前項の国による収穫調査については、前条(国が行う収穫調査等)第1項、第2項、第4項及び第5項の定めるところによるものとする。この場合において、同条(国が行う収穫調査等)第2項に係る費用については、国が行うものに係る費用は、国が負担する。
- 9 樹木採取権者は、第7項の国による収穫調査に要した費用について、国が決定した額を納入告知書の定めるところにより国に納付しなければならない。

(収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示)

第23条 国は、実行計画案の承認があったときは、当該実行計画に係る伐区のうち、第17条(実施契約の締結—計画等)第3項第3号(本協定において準用される場合を含む。)に該当するものについて、実行計画に記載された採取開始予定時期の3か月前から2か月前までの間に、当該伐区に係る樹木料の額を別紙5の第2に定める樹木料の算定方法に従い算定し、樹木採取権者に対し別紙様式第13号により提示する。

(異議の申立ての禁止)

第24条 樹木採取権者は、前3条の提示において提示された事項について異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は樹木採取権者からの質問等に対して真摯に対応する。

(伐区を選択)

第25条 樹木採取権者は、第21条(国が行う収穫調査等)から第23条(収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示)までの提示を踏まえ、樹木の採取を行う伐区を選択し、実行計画に記載された採取開始予定時期の●日前までに、選択した結果を国に対し別紙様式第14号により通知する。

(注) ●の部分には、樹木料の確定通知及び納入告知書の発出に要する期間を勘案して、数字を記入すること。

(樹木の採取の禁止)

第26条 樹木採取権者は、本樹木採取区において、実施契約を締結後、樹木を採取しようとする年度に係る実行計画に計上された伐区に係る採取対象木であって、当該



採取対象木に係る伐区について実施契約で定める樹木料納付済届が国に提出された採取期間内のもの以外の樹木を採取してはならない。

(樹木採取権者の帰責事由による実施契約の不締結)

第27条 本協定の他の規定にかかわらず、国は、樹木採取権者に本協定又は実施契約の重大な違反がある場合には、樹木採取権者と実施契約を締結しない。

## 第4章 搬出期間

(搬出期間)

第28条 国は、樹木料の確定通知において、当該樹木料に係る伐区ごとの搬出期間を通知する。

- 2 前項の搬出期間は、樹木料の納付の日から3年以内で国が指定した日までとする。
- 3 国は、搬出期間について3年より短い期間を指定するときは、その理由を明らかにする。
- 4 樹木採取権者は、搬出期間内に樹木採取権の行使により樹木採取権者に所有権が移転した樹木を全て搬出しなければならない。
- 5 樹木採取権者は、樹木採取権の行使により樹木採取権者に所有権が移転した樹木で搬出未済のものを第三者に譲渡しようとするときは、当該樹木について樹木採取権者が国に対して有する権利義務は譲受人が承継する旨を記載した書面を譲受人と連署して国に届け出なければならない。この場合において、樹木採取権者は、譲受人と連帯して本協定に定める義務を負う。
- 6 前項の届出がないときは、その譲渡をもって、国に対抗することができない。
- 7 樹木採取権者は、伐区に係る樹木の搬出を終えたときは、遅滞なく、**別紙様式第15号**により、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に対して当該伐区に係る搬出済届を提出する。
- 8 樹木採取権者が搬出済届を提出した又は搬出期間が満了した伐区に係る樹木であって、搬出されていないものの所有権は、国に帰属する。
- 9 国は、樹木採取権者により搬出済届が提出されたとき又は搬出期間が満了したときは、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署の職員に、当該伐区及び搬出に利用した伐区外の搬出路等の検査を行わせる。この場合において、樹木採取権者は、国、森林管理署長又は検査を行う森林管理署の職員から検査への立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(搬出期間の延長)

第29条 樹木採取権者は、搬出期間満了後に樹木を搬出することを希望するときは、搬出期間の満了日までに、**別紙様式第16号**により搬出期間の延長を申請することができる。この場合において、搬出期間は、国が当該申請を**別紙様式第17号**により承認し、第3項の延期料が納付された場合に限り、延長される。ただし、不可抗力その他のやむを得ない事由により、搬出期間の満了日までに本文の申請が行えないときは、搬出期間の満了日後であっても本文の申請を行うことができる。

- 2 前項の搬出期間の延長期間は、通じて1年間を超えることができない。また、樹木採取権の消滅後3年を超えて延長することができない。

- 3 樹木採取権者は、第1項の承認があったときは、搬出期間を延長する日数1日につき、当該伐区に係る樹木料の1000分の1に相当する金額の延期料を納入告知書の定めるところにより国に納付しなければならない。
- 4 前項の納入告知書に定められた期日までに延期料が納付されないときは、国は第1項の承認を取り消すことができる。
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、実施契約の規定に基づき採取期間が延長される場合であって、搬出期間が採取期間に満たないときは、延長された採取期間まで搬出期間も延長される。この場合において、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。
- 6 第1項から前項までの規定にかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の搬出が行えない期間があった場合で樹木採取権者が遅滞なく当該事由を申し出て国の承認を受けたとき、国有林野管理経営法第8条の13第2項に基づき事業開始期間延長の認可があったとき又は同条第3項に基づき事業の休止が認可されたときには、当該期間の分搬出期間が延長される。この場合において、樹木採取権者は第3項の延期料を納付することを要しない。
- 7 国は、国有林野の管理経営上特別の必要があるときは、前条（搬出期間）及び第1項から前項までの規定にかかわらず、搬出期間を延長することができる。この場合において、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。
- 8 搬出期間の延長の申請の有無にかかわらず、国は、本協定又は実施契約で別途定める場合を除き、当該樹木に係る樹木料を返還する義務を負わない。

（支障木の伐採等）

- 第30条 樹木採取権者は、支障木が樹木採取区外の樹木又は国有林野管理経営法第8条の5第2項の樹木であるときは、あらかじめ当該支障木の伐採について森林管理署長の承認を受けた上で、別途、売買契約を森林管理署長と締結し、売買代金を納付することにより当該支障木を伐採することができる。
- 2 第12条（実施契約の締結期間外の事業の禁止）、第13条（採取禁止樹木）、第26条（樹木の採取の禁止）及び実施契約の規定にかかわらず、樹木採取権者は、支障木が、樹木採取区内の樹木（前項の樹木を除く。）であるときは、あらかじめ国の承認を受けた上で国に当該支障木に係る樹木料を納付することにより、当該支障木を採取することができる。この場合において、当該支障木の採取期間及び搬出期間は、前2条及び実施契約の規定にかかわらず、国が定める。
  - 3 実施契約の規定にかかわらず、樹木採取区の内外を問わず、前2項の売買代金又は樹木料については、森林管理局長が定める立木価格評定要領により算出された額とする。

## 第5章 次期実施契約での対応事項

（採取未了樹木の取扱い）

- 第31条 樹木採取権者は、次期実施契約において採取未了樹木の全部又は一部の採取を希望するときは、実施契約の契約期間の満了日の●か月前までに、採取を希望する採取未了樹木の所在する伐区の面積及び搬出期間の満了日を国に報告するとともに、当該伐区を含むよう修正した次期実施契約の施業計画案を別紙様式第18号により国に提出して、その承認を受けることができる。

（注） ●には原則として1と記入する

- 2 前項の規定にかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により、前項の期限までに前項の報告及び提出ができないときは、前項の期限を経過した後であっても当該報告及び提出を行うことができる。
- 3 第1項の承認については、第18条（実施契約の締結—国による確認）第2項の規定を準用する。この場合において、「前条（実施契約の締結—計画等）第1項第2号」は、「第31条（採取未了樹木の取扱い）第1項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項から前項までの場合において、国及び樹木採取権者は、速やかに施業計画案の提出及び承認を行うよう努めるとともに、第1項による採取未了樹木の計上前の第18条（実施契約の締結—国による確認）第2項の承認を受けた施業計画案に基づいて次期実施契約を締結することができる。
- 5 国及び樹木採取権者は、第1項の承認を受けた施業計画案を施業計画として、次期実施契約を締結又は変更し、当該締結又は変更する次期実施契約において採取未了樹木の採取期間を搬出期間の満了日までとすることを約定する。この場合において、実施契約の変更は、実施契約の定めるところにより変更契約を締結することで行う。なお、この場合においても、第12条（実施契約の締結期間外の事業の禁止）の規定が適用される。
- 6 樹木採取権者は、次期実施契約の契約期間の初年度に第1項の伐区の全部又は一部において樹木を採取することを希望するときは、実施契約の契約期間の満了日の1か月前までに当該伐区を含むよう変更した実行計画案を国に提出して、その承認を受けることができる。
- 7 前項の提出及び承認については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第3項中「第18条（実施契約の締結—国による確認）第2項」とあるのは「第18条（実施契約の締結—国による確認）第3項」と、「前条（実施契約の締結—計画等）第1項第2号」とあるのは「前条（実施契約の締結—計画等）第1項第3号」と、「第31条（採取未了樹木の取扱い）第1項」とあるのは「第31条（採取未了樹木の取扱い）第6項」と読み替えるものとする。
- 8 前2項の場合において、国及び樹木採取権者は、速やかに実行計画案の提出及び承認を行うよう努めるとともに、第6項による修正前の第18条（実施契約の締結—国による確認）第3項の承認を受けた実行計画案に基づいて次期実施契約を締結することができる。
- 9 国及び樹木採取権者は、第6項の承認を受けた実行計画案を実行計画として、次期実施契約を締結又は変更する。この場合において、実施契約の変更は、実施契約の定めるところにより行う。

（総計最低採取面積不達分の計上）

第32条 ある実施契約の契約期間において、不可抗力その他のやむを得ない事由によらずに総計採取面積が総計最低採取面積を下回ったときは、総計最低採取面積と総計採取面積の差の面積は、第16条（上限採取面積及び最低採取面積）の定めるところにより、次期実施契約の総計最低採取面積に加算される。

## 第6章 保護義務

（保護義務）

第33条 樹木採取権者は、樹木採取区について、下記の保護義務を負う。

- (1) 国有林野管理経営法第8条の24において準用される同法第13条各号に掲げる事項
- (2) 国有林野管理経営法施行規則第28条の17において準用される同令第17条及び第33条の事項

## 第7章 国有林野の使用

(国有林野の使用の承認)

第34条 樹木採取権者は、樹木の採取、加工又は運搬、小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のため、国有林野の使用をしようとするときは、別紙様式第19号により申請書を提出し、国の承認を得なければならない。ただし、搬出期間内の樹木の採取、加工又は運搬、当該樹木の採取、加工又は運搬のための小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のために樹木料の確定通知の範囲内で国有林野の使用をするときは、本文の承認があったものとみなす。

- 2 国は、前項の申請に係る国有林野の使用が樹木採取権の権利内容の達成のために必要な範囲内であって、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障がないと認めるときは、前項の承認を行う。
- 3 第1項の承認があったときは、樹木採取権者は、承認を得た範囲内で国有林野の使用をすることができる。この場合において、樹木採取権者は、別紙6に掲げる遵守事項を遵守しなければならない。
- 4 樹木採取権者は、国の指定する期間内に、国有林野に設置した施設、器具等を収去し使用又は利用した国有林野を原状に回復させなければならない。ただし、国及び樹木採取権者の間で特別の定めをしたとき又は国の承認を受けたときは、当該特別の定め又は承認の定めるところによる。
- 5 前項の国の指定する期間は、第1項ただし書の場合においては、搬出期間とする。
- 6 第4項の国の指定する期間内に収去の終わらない施設、器具等の所有権は、国に帰属する。

(林道等の利用に係る協力義務等)

第35条 樹木採取権者は、本事業の実施のため林道等を利用する場合には、当該林道等を利用する他の事業者等と調整を図った上で利用しなければならない。

- 2 樹木採取権者は、本事業の実施のため、林道等を通行止めにしてはならない。
- 3 樹木採取権者は、林道等を利用する車両に対し通行を確保するとともに、標識類又は防護柵の設置、誘導員の配置等、適切な安全措置を講じなければならない。
- 4 樹木採取権者は、樹木の搬出等により林道等に損害を与えたときは、その責任及び負担により修繕を行わなければならない。
- 5 林道等の除雪は、樹木採取権者がその責任及び費用負担により行い、国は一切責任を負わない。
- 6 国は、樹木採取権者及び他の事業者等の林道等の利用が円滑に行われるよう、樹木採取権者による施業計画案及び実行計画案の提出の際その他適切な時期に、樹木採取権者に対して、本樹木採取区及び近隣の国有林野における国有林野事業の予定に係る情報を提供する。

(既設林道等の維持及び修繕)

第36条 既設の林道等の維持及び修繕は、国がその負担で行う。ただし、樹木採取権者による林道等の損傷の修繕については、樹木採取権者がその負担で行わなければならない。

(樹木採取権者による路網等の新設)

第37条 樹木採取権者は、本樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために、森林作業道規格を超えるトラック道、大規模な土場等(以下「路網等」という。)の国有林野内における新設を自らの負担で希望するときは、国に対し、設計図書、仕様書の案等の国が指示する書類からなる路網等新設計画を提出し、国の承認を得なければならない。

- 2 国は、前項の路網等新設計画が、林道規程及び林道技術基準に適合しており、当該計画に係る設計規模等が適切であり、かつ当該路網等が新設された場合に国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障がないと認めるときは、前項の承認を行う。
- 3 樹木採取権者は、第1項の承認を得た範囲内で国有林野の使用をすることができる。この場合において、国と樹木採取権者は、当該路網等の新設に関する大要別紙7の協定を締結しなければならない。

(樹木採取権者による既設林道等の改良)

第38条 樹木採取権者は、本樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために、自らの負担により既設の林道等の改良を希望するときは、国に対し、設計図書、仕様書の案等の国が指示する書類からなる林道等改良計画を提出し、国の承認を得なければならない。

- 2 国は、前項の林道等改良計画が、林道規程及び林道技術基準に適合しており、当該計画に係る設計規模等が適切であり、かつ当該改良を行ったとしても国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障がないと認めるときは、前項の承認を行う。
- 3 樹木採取権者は、第1項の承認を得た範囲内で国有林野の使用をすることができる。この場合において、国と樹木採取権者は、当該改良に関する大要別紙8の協定を締結しなければならない。

(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)

第39条 公用、公共の用又は公益事業の用に供するためその他のやむを得ない事由により、本樹木採取区内の樹木の伐採、林道等の開設その他の本樹木採取区内の国有林野(樹木を含む。以下本条において同じ。)における行為の実施(国有林野の使用を含む。)が必要であると国が認めるときは、当該行為の実施につき国、樹木採取権者及び必要に応じて公益事業者等との間で協議しなければならない。ただし、緊急に当該行為を実施する必要があると国が認めるときは、樹木採取権者に当該行為が実施されることを国が事前に通知することで足りる。

- 2 前項の協議により、当該行為につき、樹木採取権者が関連する業務を受託し又は請け負った場合を除き、樹木採取権者は、国又は公益事業者等が当該行為を実施することを受忍しなければならない。この場合において、当該行為の実施のために樹

木採取権者が行う作業を中止する必要があると国が認めるときは、国は、樹木採取権者に当該作業の中止を命じることができる。

- 3 当該行為の実施により樹木採取権者に生ずる損害の負担については、第1項の協議がなされる場合にあつては国、樹木採取権者及び必要に応じて公益事業者等との間で第1項の協議の際に併せて協議し、第1項ただし書の通知がなされる場合にあつては当該行為の実施中又は実施後遅滞なく国、樹木採取権者及び必要に応じて公益事業者等との間で協議しなければならない。
- 4 第2項に基づき樹木を伐採した跡地について、国又は公益事業者等による継続的な使用又は利用が必要なときは、国、樹木採取権者及び必要に応じて公益事業者等との間で、当該跡地の取扱いについて協議する。
- 5 樹木採取権者は、実施契約の定めるところにより樹木料を納付したものの採取期間内に採取しなかった樹木に関して生ずる第3項の損害の賠償の請求その他の本条に基づく国又は公益事業者等の行為に係る請求を国又は公益事業者等に対して行ってはならない。
- 6 国は、樹木採取区の隣接箇所において、皆伐又は一塊の伐採箇所が1ha以上の若しくは林小班の全てを伐採する複層伐を行うときは、区域界における保護樹帯の設定等について、樹木採取権者と協議しなければならない。
- 7 国又は国の認めた者が樹木採取区の隣接箇所において、伐採その他の行為を行うときは、国は樹木採取権者に事前にその旨を知らせなければならない。

(樹木の損傷時等の報告)

第40条 樹木採取権者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに国に届け出なければならない。

- (1) 採取済みの樹木以外の樹木(第26条(樹木の採取の禁止)において採取が禁じられていないものを除く。)を損傷したとき。
- (2) 根株に打刻してある極印を損じたとき。
- (3) 本事業に伴い国の施設又は第三者に損害を与えたとき。

(林地保全等の措置)

第41条 樹木採取権者は、本事業の実施に当たっては、特に林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならない。

- 2 国は、林地保全、河川汚濁の防止等に必要があると認めるときは、樹木採取権者に対し、樹木採取権者の負担において必要な措置を採ることを求めることができる。
- 3 樹木採取権者は、国から前項の求めがあつたときは、樹木採取権者の負担において必要な措置を採らなければならない。

(国有林野の使用の禁止等)

第42条 この章に定める場合のほか、樹木採取権者は、国有林野の使用をし、又は本樹木採取区内の樹木以外の物件(山菜、きのこ、土石等を含み、これらに限られない。)を採取してはならない。

- 2 樹木採取権者は、実施契約の締結の有無を問わず、正当な理由なく国及び第三者による国有林野における行為(国有林野の巡視、国有林野の通行、山菜の採取等を含み、これらに限られない。)を排除してはならない。

## 第8章 誓約事項、報告、調査及び指示並びに違約時等における対応

(樹木採取権者による誓約事項)

第43条 樹木採取権者は、樹木採取権存続期間中、法令等及び本協定を遵守するほか、申請書類等において誓約した事項を充足しなければならない。

(暴力団員等の除外及び不当介入の通報)

第44条 樹木採取権者は、本事業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせるときは、暴力団員等及びその他の関係者並びに反社会的行為を行った者のいずれかに該当する者に対しては委託し又は請け負わせず、受託者又は請負者をして、暴力団員等及びその他の関係者並びに反社会的行為を行った者のいずれかに該当する者その他国が不適切と認める者に対しては再委託又は下請負させてはならない。

2 樹木採取権者は、暴力団員等及びその他の関係者並びに反社会的行為を行った者から不当介入を受けたときは、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を国に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行わなければならない。

(暴力団及び談合等の不正行為の排除)

第45条 樹木採取権者は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 樹木採取権者又はその役員等が暴力団員等及びその他の関係者であること。
- (2) 樹木採取権者又はその役員等が反社会的行為をしたこと。
- (3) 公正取引委員会が、樹木採取権者又は樹木採取権者の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったこと。
- (4) 樹木採取権者又は樹木採取権者の代理人（これらの者が法人である場合には、その役員又は使用人を含む。）が刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたこと。

2 樹木採取権者は、前項の各号のいずれかの表明確約に違反した場合、別紙9に定める金額の違約金を、国に対して、国が指定する期日に、国が指定する方法により支払わなければならない。

3 前項の場合において、前項の違約金の額を超える損害が国に発生した場合、樹木採取権者は、前項の違約金に加えて、国の損害額のうち違約金の額を超えた部分についても賠償しなければならない。

(申請書類等の記載事項の変更時の申請)

第46条 樹木採取権者は、申請書類等に記載された事項に変更があるときは、あらかじめ、別紙様式第20号により国に対して変更内容を申請し、承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ申請することができない変更内容の場合には、変更が判明した後速やかに申請し、承認を受けることで足りる。

- 2 国は、前項の申請があったときは、変更後の内容が国有林野管理経営法第8条の10第1項各号に適合し、かつ同法第8条の11各号に該当しないことを確認し、問題ない場合には、別紙様式第21号により当該申請を承認する。
- 3 申請書類等に記載された事項の変更により実施契約の変更が必要となるときは、国及び樹木採取権者は、実施契約に基づき実施契約の変更のための手続を執る。

(委託又は請負の規制)

第47条 樹木採取権者は、本事業に係る業務(樹木の採取又は搬出に係る業務に限る。)を新たな第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ国に対して別紙様式第22号により申請し、国の別紙様式第23号による承認を得なければならない。

(定期報告)

第48条 樹木採取権者は、毎年度、5月末日までに、前年度の定期報告を別紙様式第24号により国に提出しなければならない。ただし、国が異なる期限を通知したときは、当該期限までに提出しなければならない。

- 2 前項の報告の一部として、樹木採取権者は、前年度の実行計画に対応する報告として実行報告を提出しなければならない。この場合において、樹木採取権者は、当該実行報告について、あらかじめ当該実行報告に係る国有林野の所在地を管轄する森林管理署長に別紙様式第25号により確認を依頼し、別紙様式第26号によりその確認を受けた上で前項の提出を行わなければならない。
- 3 第1項の報告の一部として、樹木採取権者は、前年度の木材取引計画に対応する報告として、取引状況報告を提出しなければならない。この場合において、当該報告は、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が報告の内容を確認するとともに、これらの者は国から報告の求め又は調査があった場合に真摯に協力しなければならない。

なお、実施契約第30条第2項に定める主要取引先以外の取引事業者の変更があった場合には、別紙様式第24号(別紙2)の定期報告に係る誓約書を提出するものとする。

- 4 樹木採取権者は、前2項に定める報告のほか、国が定期報告において報告することを求めた事項について、第1項により提出しなければならない。

(意欲能力経営者等の要件を満たさなくなった場合等の報告)

第49条 樹木採取権者は、自己が意欲能力経営者等に該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を別紙様式第27号により国に報告しなければならない。また、樹木採取権者は、[●年ごと]に国の指定する期日までに、別紙様式第28号により国に報告し、意欲能力経営者等に該当していることの確認を受けなければならない。

(注) [●年ごと]の部分には、森林経営管理法運用通知第13の7に基づき本樹木採取区の所在する都道府県が定めた公表内容の有効期間を記載すること。

(木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等)

第50条 樹木採取権者は、●年ごとに国の指定する期日までに、以下の事項に関する状況を別紙様式第29号により国に報告しなければならない。この場合において、当該報告には、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が報告



の内容を確認したこと及びこれらの者に対し国から報告の求め又は調査があった場合に真摯に協力し、これを拒まないことを誓約した書面を含めなければならない。

- (1) 樹木採取権者の素材生産総量及びそのうち樹木採取区からの素材生産量の実績（報告の前年度までの各年度の実績及びその合計）
- (2) 木材利用事業者等の木材消費量の実績（報告の前年度の実績）
- (3) 木材の新規需要開拓の取組の実績（数量は報告の前年度の実績。それ以外は報告の前年度までの実績。）

- (注) 【●年ごと】の部分には、樹木採取権の存続期間を勘案しておおむね2年から3年ごとと記載すること（樹木採取権の存続期間が10年間である場合には、樹木採取権の設定の3年後、5年後、8年後及び10年後であることを記載すること。）。
- 2 樹木採取権者は、申請書類等における取引事業者で主要取引先に当たる事業者に変更があったときは、変更後遅滞なく、変更があった旨について理由を付して、別紙様式第30号により変更後の当該事業者との安定取引協定書及び変更した申請書類等とともに届け出なければならない。
  - 3 主要取引先以外の取引事業者の変更については、樹木採取権者は、本協定第48条（定期報告）に基づく定期報告において、理由を付して、変更後の当該事業者との安定取引協定書及び変更した申請書類等とともに届け出なければならない。
  - 4 国は、前2項により提出された変更後の安定取引協定書及び変更した申請書類等の内容が、安定取引協定書にあつては計画等承認基準のうち本協定第18条（実施契約の締結—国による確認）第4項（本協定において準用される場合を含む。）に係るものに照らして問題がないこと、申請書類等にあつては国有林野管理経営法第8条の10第1項各号に適合し、かつ同法第8条の11各号に該当しないことを確認する。ただし、本文の確認の結果問題があるときは、国及び樹木採取権者は、対応につき協議する。

（樹木採取権者の支配権の異動があつた場合の報告）

- 第51条 樹木採取権者は、支配権の異動があつたときは、遅滞なくその旨を別紙様式第31号により国に報告しなければならない。
- 2 樹木採取権者が、事業協同組合等の組合である場合であつて、個々の組合員が組合事業の実施に関して直接の意思決定権を有さない組合である場合に直接の意思決定権を有する者に変更があつたとき及び樹木採取権者が、個々の組合員が組合事業の実施に関して直接の意思決定権を有する組合である場合に組合員の変更があつたときも、前項と同様とする。

（国による報告の徴求、調査、指示）

- 第52条 樹木採取権者は、本章に定めるほか、国が本事業について報告を求めた事項について、遅滞なく国に報告しなければならない。
- 2 樹木採取権者からこの章に定める報告があつた場合における国の対応は、別紙10に定めるところによる。
  - 3 樹木採取権者は、国が本事業について調査を行うときは、これに従うものとし、森林管理局又は森林管理署の職員による本樹木採取区及び本事業に係る事業所への立入調査を拒んではならない。
  - 4 樹木採取権者が法令等、本協定又は実施契約に違反しているときは、国は、樹木採取権者に樹木採取権者が行っている作業の中止を命じることができる。この場合

において、樹木採取権者は、国に異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。

- 5 樹木採取権者は、国が本事業に関して別紙9に定める措置又は国有林野管理経営法第8条の21の規定に基づく指示を行ったときは、これに従わなければならない。

(本協定の違反に係る違約金)

第53条 樹木採取権者が、実施契約を含む本協定に定める樹木採取権者の義務に違反したときは、本協定に別途定める場合を除き、別紙9に定める場合に応じ、別紙9に定める算出方法により算出された額の違約金を、国に対して、国が指定する期日に、国が指定する方法により支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、前項の違約金の額を超える損害が国に発生したときは、樹木採取権者は、前項の違約金に加えて、国の損害額のうち違約金の額を超えた部分についても賠償しなければならない。
- 3 第1項のほか、本協定の履行義務が十分に果たされていると認められないときの対応は別紙9の定めるところにより行う。

(著しい景況の悪化時等の対応)

第54条 国は、著しく景況が悪化した時等において、国有林材供給調整検討委員会における検討結果を踏まえ、国有林材の供給の調整が必要と判断したときは、樹木採取権者に対し、本樹木採取区からの木材供給量の調整について協力を求める。なお、当該調整の内容については、国と樹木採取権者との協議により定める。

## 第9章 採取跡地における造林

(造林の委託)

第55条 樹木採取権者は、やむを得ない事由がある場合及び第58条（分収造林契約）の規定により分収造林契約を国と締結する場合を除き、本樹木採取区の採取跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を、当該採取跡地を管轄する森林管理署長と締結しなければならない。

- 2 前項の造林事業請負契約は、造林事業請負契約書、造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び設計図書からなるものとし、造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書は当該契約の締結時点において有効なものを適用する。
- 3 第1項の造林事業請負契約は、植栽が樹木の採取と一体的に行われることを踏まえ、別紙11の1に記載の条件に従い締結する。

(造林事業請負契約締結の手続)

第56条 前条（造林の委託）第1項の造林事業請負契約の締結までの手続については、別紙11の2の定めるところによる。

(造林事業請負契約が締結できない場合の入札)

第57条 国は、前条（造林事業請負契約締結の手続）に従い、樹木採取権者と造林事業請負契約を締結できないときは、当該造林作業について、一般競争入札に付す。この場合において、樹木採取権者は当該入札に参加してはならない。

(分収造林契約)

- 第58条 国及び樹木採取権者は、樹木採取権者が希望したときは、本条の定めるところにより、本樹木採取区の採取跡地に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、第55条（造林の委託）第1項の造林事業請負契約を締結しない。
- 2 樹木採取権者は、前項の分収造林契約の締結を希望するときは、当該分収造林契約の対象となる伐区に係る新たに作成する又は実行計画の変更に係る実行計画案の提出時に、別紙様式第32号によりその旨を国に通知する。
  - 3 国は、前項の通知があったときは、その内容が、分収造林に係る関係法令、国有林野管理規程及び分収造林に係る関係通知に適合するものであり、かつ国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすものでないことを確認した上で、樹木料の確定通知に先立ち、別紙様式第33号により、当該分収造林契約の締結の可否を樹木採取権者に通知する。
  - 4 前項の樹木採取権者に対する通知において分収造林契約の締結が不可とされたときは、樹木採取権者は、第55条（造林の委託）から前条（造林事業請負契約が締結できない場合の入札）までの定めるところにより造林事業請負契約を締結する。
  - 5 第3項の樹木採取権者に対する通知において分収造林契約の締結が可とされたときは、国及び樹木採取権者は、分収造林契約が滞りなく締結されるよう協力する。この場合において、樹木採取権者は、分収造林契約の締結が可とされた箇所の採取が完了した時点で当該箇所の樹木採取権を第79条（樹木採取権の放棄の手続）の定めるところにより放棄する。
  - 6 樹木採取権に係る登録がなされていない場合にあつては前項の放棄がなされた後、樹木採取権に係る登録がなされている場合にあつては前項の放棄に係る登録が完了した後に、国と樹木採取権者は、樹木採取権者の国有林野管理経営法施行規則第29条の申請に基づき第1項の分収造林契約を締結する。

## 第10章 樹木採取権の消滅

(運用協定の有効期間)

- 第59条 本協定は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定締結日を始期とし、樹木採取権存続期間満了日まで効力を有する。
- 2 樹木採取権存続期間において、樹木採取権の全部が取消し、放棄その他の消滅事由により消滅したとき及び樹木採取権が移転（一般承継によるものを除く。以下この章において同じ。）したときは、本協定も当然に終了する。
  - 3 前2項の定めにかかわらず、本協定の終了後もなお本協定の条項が規定する事項が存在するときは、当該事項が存在する限りにおいて、当該条項は存続する。なお、国及び樹木採取権者は、次条（樹木採取権消滅又は移転時の樹木料の取扱い等）から第64条（違約金等）までの規定をもって、存続する条項がこれらの規定に係る条項のみであると解釈されないことを確認する。
  - 4 樹木採取権者は、樹木採取権が移転した場合における前項により存続する条項が規定する事項の取扱いについて、国並びに国及び樹木採取権の移転を受けようとする者又は受けた者から協議の要請を受けたときは、当該協議に応じなければならない。

(樹木採取権消滅又は移転時の樹木料の取扱い等)

- 第60条 国は、樹木採取権の全部若しくは一部が消滅した場合又は樹木採取権が移転した場合において当該消滅又は移転した樹木採取権に係る未採取の樹木に関し実施契約に基づき納付された樹木料については、当該樹木採取権の消滅が第三者の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由による場合を除き、返還しない。なお、この場合においても、国及び樹木採取権者は、樹木採取権の移転を受けた者が樹木料を支払わずに当該伐区の樹木を採取可能とすることはできない。
- 2 樹木採取権の全部若しくは一部が消滅した場合又は樹木採取権が移転した場合の樹木の搬出についての取扱いは、第4章（搬出期間）の定めるところによる。

(樹木採取権消滅又は移転時の施設、器具等の収去等)

- 第61条 樹木採取権の全部若しくは一部が消滅した場合又は樹木採取権が移転した場合の国有林野内に設置された施設、器具等の取扱い及び国有林野の原状回復については、第34条（国有林野の使用の承認）第4項から第6項までに定めるところによる。

(樹木採取権消滅又は移転後の造林)

- 第62条 樹木採取権の全部若しくは一部の消滅時又は樹木採取権の移転時に、当該消滅した又は移転した樹木採取権に係る伐区に関し、当該消滅又は移転の時点で樹木採取権者による樹木の採取は終了したものの造林事業請負契約が締結されておらず造林が未了の箇所について、樹木採取権者は、当該箇所を管轄する森林管理署長又は国と、当該箇所についての造林請負契約又は分収造林契約を締結しなければならない。この場合における当該契約の締結手続については、樹木採取権の一部の消滅時にあっては前章の定めるところにより、全部の消滅時にあっては国と樹木採取権者で協議する。
- 2 前項の規定にかかわらず、国有林野管理経営法第8条の22第1項第1号イからルまでのいずれかに該当したとして樹木採取権の全部が取り消されたとき、本協定に違反して樹木採取権者が樹木採取権の全部又は一部を放棄したとき、樹木採取権が移転したときその他樹木採取権者と造林事業請負契約又は分収造林契約を締結することが適切でないと国が認めるときは、当該箇所を管轄する森林管理署長又は国は、樹木採取権者と当該箇所についての造林事業請負契約又は分収造林契約を締結しない。

(樹木採取権消滅又は移転後の報告)

- 第63条 樹木採取権者は、樹木採取権の全部の消滅後又は樹木採取権の移転後2か月以内に、第48条（定期報告）及び第50条（木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等）の報告その他国が指定する報告を行わなければならない。
- 2 国は、当該報告内容について評価を行い、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認めるときは、その旨及び樹木採取権者が樹木採取権の消滅又は移転から2年以内に国有林野管理経営法第8条の8第1項の申請を行ったときは、当該評価を踏まえて同法第8条の10第2項の評価を行う旨を、別紙様式第34号により通知する。
- 3 第1項の報告時に、採取された樹木の搬出が終了していないとき、木材の取引が終了していないときその他の本事業が終了していないとき認められるときは、樹木採

取権者は、本事業の終了後、遅滞なく国に本事業が終了した旨を報告しなければならない。

(違約金等)

第64条 樹木採取権者は、樹木採取権の全部若しくは一部が消滅した場合又は樹木採取権が移転した場合であっても、本協定又は実施契約に基づき発生した違約金等の支払義務を履行しなければならない。

2 国は、樹木採取権の全部若しくは一部が消滅した場合又は樹木採取権が移転した場合であっても、第59条（運用協定の有効期間）第3項の規定により、本協定又は実施契約に基づき違約金等の支払いを請求することができる。

## 第11章 樹木採取権の取消し

(樹木採取権の取消し)

第65条 国は、樹木採取権者が国有林野管理経営法第8条の22第1項第1号イからルまでのいずれかに該当するときは、同項に基づき、樹木採取権の全部を取り消すことができる。

2 国は、国有林野管理経営法第8条の22第1項第2号に該当するときは、同項に基づき、樹木採取権の全部又は一部を取り消すことができる。

(損失補償)

第66条 国は、国有林野管理経営法第8条の23の定めるところにより、樹木採取権者に対して通常生ずべき損失を補償する。

## 第12章 リスク分担

(損害賠償責任)

第67条 本協定又は実施契約に別段の定めがある場合を除き、国又は樹木採取権者が本協定又は実施契約に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したときは、相手方当事者は当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(リスク分担の原則)

第68条 本協定又は実施契約で別段の定めがある場合を除き、樹木採取権者はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において樹木採取権者に生じた収入の減少、費用の増加その他損害又は損失の発生については、すべて樹木採取権者が負担し、国はこれについて何らの責任も負担しない。

(第三者の責めに帰すべき事由及び不可抗力により樹木が滅失した場合等の樹木料の返還等)

第69条 本協定締結日以降、第三者の責めに帰すべき事由、不可抗力その他のやむを得ない事由によって、当該伐区の樹木の全部若しくは一部が滅失若しくは毀損したとき、当該伐区における本事業の全部若しくは一部が行えなくなったとき又はこれらの事象の発生が見込まれるときは、樹木採取権者は、速やかに国に対し通知し、国及び樹木採取権者は、対応について協議を行う。

- 2 樹木採取権者が実施契約に基づき樹木料を納付した後に、第三者の責めに帰すべき事由、不可抗力その他のやむを得ない事由によって、当該伐区の樹木の全部若しくは一部が滅失若しくは毀損したとき又は当該伐区における事業の全部若しくは一部が行えなくなったときは、国は、当該未採取の樹木に係る納付済みの樹木料を樹木採取権者に返還する。
- 3 実施契約に基づき伐区ごとの収穫調査結果及び樹木料の額が国から樹木採取権者に対して通知された後、樹木採取権者が樹木料を納付するまでに第三者の責めに帰すべき事由、不可抗力その他のやむを得ない事由によって、当該伐区の樹木の全部若しくは一部が滅失若しくは毀損したとき又は当該伐区における事業の全部若しくは一部が行えなくなったときは、国は、当該未採取の樹木に応じて減額した樹木料を再度樹木採取権者に通知し、納付を求める。
- 4 第1項に定める場合において、当該事由又は事象に起因して樹木採取権者に収入の減少、費用の増加その他損害又は損失が生じた場合であっても、国は、当該収入の減少、費用の増加その他損害又は損失について一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して当該損害又は損失の賠償、補填等に関する異議の申立て及び損害賠償請求等の請求を行ってはならない。

(地域住民による抗議、反対等)

第70条 本協定締結日以降、地域住民の抗議、反対等により当該伐区における本事業の全部若しくは一部が行えなくなったとき又はそれが見込まれるときは、樹木採取権者は、速やかに国に対し通知し、国及び樹木採取権者は、対応について協議を行う。

(経済環境の変動)

第71条 本協定又は実施契約に別段の定めがある場合を除き、需要、物価又は金利の変動その他の経済環境の変動により樹木採取権者に収入の減少、費用の増加その他損害又は損失が生じた場合であっても、国は、当該収入の減少、費用の増加その他損害又は損失について一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して異議の申立て及び権利設定料又は樹木料の返還請求、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。

(法令等の変更)

第72条 本協定締結日以降、法令等の変更により本事業の内容の全部若しくは一部に変更が生じたとき又はそれが見込まれるときは、樹木採取権者は、速やかに国に対し通知し、国及び樹木採取権者は、対応について協議を行う。

- 2 法令等の変更により樹木採取権者に収入の減少、費用の増加その他損害又は損失が生じた場合であっても、国は、当該収入の減少、費用の増加その他損害又は損失について一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して異議の申立て及び権利設定料又は樹木料の返還請求、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、法令等の変更が当該樹木採取権に直接関係するものであり、これにより事業の内容の全部又は一部に変更が生じるときは、国は、事業の内容に変更が生じた時点で当該伐区に係る樹木料を納付したものの未採取の樹木について、樹木料を再度算定し、納付済みの樹木料との差額を返還又は追徴する。

(公益上のやむを得ない事由)

第73条 公益上のやむを得ない事由により当該伐区における事業の全部又は一部が行えなくなり、樹木採取権の全部又は一部が取り消されたときは、国は当該未採取の樹木に係る、納付済みの樹木料を返還する。

(第三者に及ぼした損害)

第74条 樹木採取権者は、本事業に関し、第三者の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、速やかにその状況を国に報告しなければならない。

2 樹木採取権者は、当該第三者に対し賠償すべき損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害が樹木採取権者の責めによらずに生じたものである場合は、この限りではない。

### 第13章 樹木採取権等の処分の制限及び処分に係る手続

(樹木採取権の処分の制限)

第75条 樹木採取権者は、国の事前の承諾を得ることなく、樹木採取権、実施契約上の地位、本協定上の地位及びその他樹木採取権に関して国との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づく樹木採取権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

(樹木採取権の移転)

第76条 樹木採取権者は、樹木採取権の移転（法人の合併その他の一般承継によるものを除く。以下この項において同じ。）を行う場合には、前条（樹木採取権の処分の制限）に定める国の事前の承諾に加え、当該移転を受けようとする者が国から国有林野管理経営法第8条の17第2項の許可を得なければならない。ただし、法令の規定に基づき樹木採取権者の意思にかかわらず樹木採取権が移転する場合において当該許可があったときは、許可の時に当該樹木採取権の移転に係る前条（樹木採取権の処分の制限）に定める国の事前の承諾がなされたものとみなす。

2 樹木採取権について法人の合併その他の一般承継がなされる場合で、樹木採取権を取得した者が、樹木採取権を取得した日から3か月以内に、国有林野管理経営法第8条の18第1項に基づき国に届け出たときは、当該樹木採取権の一般承継による移転について前条（樹木採取権の処分の制限）の規定は適用しない。

(樹木採取権者の帰責事由によらない樹木採取権の放棄)

第77条 樹木採取権者は、本樹木採取区の全部又は一部について、第三者の責めに帰すべき事由、不可抗力その他やむを得ない事由又は国の責めに帰すべき事由により事業を行うことが困難となったときは、第75条（樹木採取権の処分の制限）に定める国の事前の承諾を得て当該箇所に係る樹木採取権を放棄することができる。ただし、抵当権が設定されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、樹木採取権を放棄してはならない。

2 前項の場合における権利設定料の返還については、第9条（権利設定料の納付）第2項の定めるところによる。

(樹木を採取しない箇所等の放棄)

第78条 樹木採取権者は、第75条（樹木採取権の処分の制限）の規定にかかわらず、毎年度の終了時点において、樹木採取権を行使したことにより樹木採取権存続期間にわたり採取の基準により採取することができなくなった箇所及び採取する意向のなくなった箇所について、国に対して、次条（樹木採取権の放棄の手続）第1項の樹木採取権放棄届出書を提出しなければならない。ただし、抵当権が設定されている樹木採取権については、その抵当権者の同意を得なければ当該提出を行ってはならない。

- 2 樹木採取権者は、前項によるほか、国に対して、任意の時期に前項の提出を行うことができる。

(樹木採取権の放棄の手続)

第79条 樹木採取権者は、樹木採取権を放棄するときは、国に対して、別紙様式第35号の樹木採取権放棄届出書を提出しなければならない。

- 2 国は、前項の届出が本協定に従い、権利の濫用に当たらないものと認めて当該届出に係る放棄を承認したときは、樹木採取権者に対し、別紙様式第36号の樹木採取権放棄確認通知書を送付する。
- 3 国は、前項の樹木採取権放棄確認通知書を送付しない場合は、樹木採取権者に対しその旨を通知する。

## 第14章 知的財産権

(著作権の帰属等)

第80条 国が本協定に基づき、樹木採取権者に対して提供した情報、書類及び図面等（国が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、国に帰属する。

(著作権の利用等)

第81条 国は、成果物について、国の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 成果物のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作物の権利（次条（著作権等の譲渡禁止）において「著作物の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 樹木採取権者は、国が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
  - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は国が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
  - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
  - (3) 必要な範囲で、国又は国が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 樹木採取権者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、本協定で別途定める場合及びあらかじめ国の承諾を得た場合は、この限りではない。
  - (1) 成果物の内容を公表すること。



(2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第82条 樹木採取権者は、自ら又は著作権者をして、成果物に係る著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に国の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(第三者の有する著作権の侵害防止)

第83条 樹木採取権者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを国に対して保証する。

2 樹木採取権者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、樹木採取権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第84条 樹木採取権者は、本協定の履行に当たり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと及び樹木採取権者が国に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを国に対して保証する。

2 樹木採取権者が本協定の履行に当たり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は樹木採取権者が国に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、樹木採取権者は、樹木採取権者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して国に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、国に対して補償及び賠償し、又は国が指示する必要な措置を行う。ただし、樹木採取権者の当該侵害が、国の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

## 第15章 その他

(資料等の提供、貸与、閲覧及び返還)

第85条 国は、本事業の実施に必要なものとして、樹木採取権者から別紙様式第37号による申請があったときは、別紙12に掲げる資料をその内容に応じ、提供又は貸与する。

2 国は、前項により提供又は貸与した資料の内容について変更があったときは、樹木採取権者に変更後の資料を提供又は貸与する。

3 樹木採取権者は、別紙12に掲げるもののほか、本事業の実施に必要な資料の提供又は貸与について、別紙様式第37号により国に申請することができる。

4 国は前項により申請のあった資料について、可能な範囲で提供、貸与又は閲覧の方法により対応し、これらによることができない場合は、その理由を明らかにする。

5 樹木採取権者は、提供又は貸与された資料を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合には、樹木採取権者の責任と費用負担によって修復しなければならない。

6 樹木採取権者は、提供、貸与又は閲覧にて知り得た情報については、本事業以外には使用してはならない。また、本事業に関与しない者に情報を漏えいしてはなら

ない。閲覧においては、閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行ってはならない。

- 7 樹木採取権者は、本協定が終了したとき又は樹木採取権者でなくなったときは、貸与資料について、国への返却又は破棄を行わなければならない。樹木採取権者は、貸与資料を破棄したときは、別紙様式第38号により国に報告しなければならない。破棄義務の延期の申請については、別紙様式第39号による。

(森林管理署長による確認及び協議)

第86条 樹木採取権者は、本協定に基づく手続において国に提出等することとされているもののうち、本協定に定めるもののほか国が指定するものについては、当該提出等は、あらかじめ当該書面の記載内容に係る国有林野を管轄する森林管理署長の確認を受けた上で行わなければならない。

- 2 本協定において国と樹木採取権者が協議することとなっているもののうち国が指定するものについては、当該協議に係る国有林野を管轄する森林管理署長も当該協議に加わるものとする。

(公租公課)

第87条 本協定に関連して生じる公租公課は、全て樹木採取権者の負担とする。

(秘密保持義務)

第88条 国及び樹木採取権者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を他の者に開示してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国及び樹木採取権者は、以下の場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について国が指示した場合には、当該指示に従い開示しなければならない。

- (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合
- (2) 当該情報を知る必要のある国若しくは樹木採取権者の従業員等（国の職員及び樹木採取権者の役員を含む。）、国若しくは樹木採取権者の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家又は当該情報を知る必要のある樹木採取権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等、それらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び樹木採取権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合
- (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合
- (5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- (6) 国が本協定の締結版を公表する場合
- (7) 国有林材供給調整検討委員会その他の会議に情報を開示する場合
- (8) 樹木採取権制度ガイドラインについて（令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知）において公表することとされているものを公表する場合

(遅延利息)

第89条 樹木採取権者が本協定に基づく金銭の支払を遅滞したときは、本協定に別段の定めがある場合を除き、樹木採取権者は、当該支払期日時点における債権管理法施行令第29条第1項の財務大臣の定める率を乗じて計算した額の遅延利息を国に支払わなければならない。この場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(管轄裁判所)

第90条 本協定の準拠法は日本法とし、本協定に関連して発生した全ての紛争は、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(注) ●には、森林管理局の所在地を管轄する地方裁判所の名称を記入する。

(その他)

第91条 本協定に定める請求、通知、報告、勧告、承諾、契約終了告知、解除等は、本協定に別段の定めがある場合を除き、相手方に対する書面をもって行われなければならない。ただし、緊急の連絡その他国及び樹木採取権者間で別途の方法によることを合意したものはこの限りではない。なお、国及び樹木採取権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。

2 本協定において書面により行わなければならないこととされている行為は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は別紙様式に記載されるべき情報が記載された電子ファイルを添付した電子メールの送信その他の書面の交付に準ずるものでなければならない。

3 本協定の履行に関して国と樹木採取権者の間で用いる言語は、日本語とする。

4 本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 本協定の履行に関して国と樹木採取権者の間で用いる計算単位は、実施契約、本協定、公募書類等又は申請書類等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。

6 本協定の履行に関する期間の規定については、実施契約、本協定、公募書類等又は申請書類等に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。

7 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(疑義に関する協議)

第92条 本協定に規定のない事項について定める必要が生じたとき又は本協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、国及び樹木採取権者が誠実に協議して、これを定める。

## 別紙1 定義集

※ 以下の語句は、五十音順に配列されている。

- (1) 「安定取引協定」とは、審査基準等通知第1の1(1)ウ(エ)の安定取引協定をいう。
- (2) 「安定取引協定書」とは、安定取引協定が締結されたこと及び安定取引協定の内容を証する書面又は電磁的記録をいう。
- (3) 「一般競争入札」とは、予算決算及び会計令第74条の入札の方法による一般競争をいう。
- (4) 「意欲能力経営者等」とは、審査基準等通知第1の1(1)アに該当する者をいう。
- (5) 「運用協定」とは、本協定をいう。
- (6) 「親会社」とは、会社法第2条第4号の親会社をいう。
- (7) 「会計法」とは、会計法(昭和22年法律第35号)をいう。
- (8) 「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号)をいう。
- (9) 「会社法施行規則」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)をいう。
- (10) 「区域界」とは、本樹木採取区の区域の境界をいう。
- (11) 「区域標示」とは、伐区及び採取箇所との区域の境界を確定的に現地において示す行為又は当該行為により伐区及び採取箇所との区域界を示すために施された措置若しくは設置された有体物をいう。
- (12) 「国」とは、〇〇森林管理局長をいう。
- (13) 「計画等承認基準」とは、本協定第18条(実施契約の締結一国による確認)第1項から第4項まで(いずれも本協定及び実施契約において準用される場合を含む。)に定める承認基準をいう。
- (14) 「刑法」とは、刑法(明治40年法律第45号)をいう。
- (15) 「計量法」とは、計量法(平成4年法律第51号)をいう。
- (16) 「権利設定料」とは、国有林野管理経営法第8条の12第4項の定めるところにより樹木採取権者に納付が命じられた●円(消費税の額及び地方消費税の額を含む金額)の金員をいう。
- (17) 「公益事業者等」とは、本協定第39条(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)に基づく本樹木採取区内の国有林野(樹木を含む。以下本号において同じ。)における行為の実施(国有林野の使用を含む。)を必要とする第三者をいう。
- (18) 「公募書類等」とは、国が、本樹木採取区に係る国有林野管理経営法第8条の7の公募に関して●年●月●日付けで公表した書類、資料、農林水産省又は林野庁のホームページへの掲載、バーチャルデータルームでの開示その他適宜の方法により公表した質問回答その他これらに関して国が発出した情報、書類、図面等(運用協定書(案)及び実施契約書(案)を除く。)をいう。
- (19) 「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。

- (20) 「極印」とは、国有林野管理経営法施行規則第10条の2の極印をいう。
- (21) 「国有林材供給調整検討委員会」とは、国有林材供給調整対策の実施について（平成25年3月26日付け林国管第159号林野庁長官通知）に基づき林野庁及び各森林管理局に設置される、木材市況調査要領（昭和56年4月1日付け56林野業第18号林野庁長官通知）第25条により収集された情報等を基に、専門的な観点から供給調整の必要性、実施方法について意見を求めるための委員会をいう。
- (22) 「国有林野」とは、国有林野管理経営法第2条第1項の国有林野をいう。
- (23) 「国有林野管理規程」とは、国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）をいう。
- (24) 「国有林野管理経営規程」とは、国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）をいう。
- (25) 「国有林野管理経営法」とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）をいう。
- (26) 「国有林野管理経営法施行規則」とは、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）をいう。
- (27) 「国有林野管理経営法施行令」とは、国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29年政令第121号）をいう。
- (28) 「国有林野事業」とは、国有林野管理経営法第2条第2項の国有林野事業をいう。
- (29) 「国有林野の使用」とは、国有林野の使用又は無料利用をいう。
- (30) 「合計採取計画面積」とは、施業計画において各年度に採取することとされている伐区の面積の合計をいう。
- (31) 「債権管理法施行令」とは、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）をいう。
- (32) 「採取箇所」とは、伐区において樹木採取権者が樹木を採取する箇所をいう。
- (33) 「採取期間」とは、実施契約の定めるところにより定められる、改めて樹木料を納付することなく当該伐区における樹木の採取が可能である期間をいう。
- (34) 「採取対象木」とは、樹木料の確定通知において採取対象木とされた樹木をいう。
- (35) 「採取の基準」とは、本樹木採取区に係る国有林野管理経営法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準をいう。
- (36) 「採取未了樹木」とは、採取対象木のうち搬出期間が実施契約の契約期間を超えて定められているものであって、採取期間内に採取することができない見込みの樹木をいう。
- (37) 「事業」とは、審査基準等通知第1の2（1）の事業と同義であり、本樹木採取区における樹木採取権の行使による樹木の採取に関する事業をいう。この事業には、樹木採取権の行使による樹木の採取のほか、具体的な箇所の樹木を採取するための、機械の搬入、土場の開設等の準備行為は含まれるが、そ

の他の樹木採取権の行使による樹木の採取の準備行為及び樹木採取権の行使により採取した樹木の搬出は含まれない。ただし、「本事業」の定義については、本別紙において別に定めるとおりとする。

- (38) 「事業の基本的な方針」とは、樹木採取権者に係る本樹木採取区に関する国有林野管理経営法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針をいう。
- (39) 「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法第3条第1号の事業協同組合をいう。
- (40) 「実行計画」とは、運用協定又は実施契約の規定により国の承認を受けた実施契約の契約期間中の各年度の具体的な樹木の採取及び搬出、国有林野の使用並びに採取跡地の造林に係る計画をいう。
- (41) 「実行計画承認基準」とは、計画等承認基準のうち本協定第18条（実施契約の締結—国による確認）第3項（本協定及び実施契約において準用される場合を含む。）に係るものをいう。
- (42) 「実施契約」とは、国と樹木採取権者の間で締結される国有林野管理経営法第8条の14第1項の樹木採取権実施契約をいう。
- (43) 「支障木」とは、採取対象木の採取とは別に、これに付随して、伐区における樹木の採取、加工又は運搬、小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のために伐採又は採取する必要最低限の樹木をいう。
- (44) 「指定調査機関」とは、国有林野管理経営法第6条の5第1項の指定調査機関をいう。
- (45) 「支配権の異動」とは、自己が他の会社等の子会社等となること、他の会社等の子会社等でなくなること又は自己が他の会社等の子会社等である場合の当該他の会社等の変更をいう。
- (46) 「収穫調査」とは、樹種、材積、材質その他の樹木の伐採又は売払いに必要な事項の調査をいう。
- (47) 「収穫調査結果の有効期間」とは、本協定第15条（収穫調査済みの伐区の通知）の通知及び本協定第21条（国が行う収穫調査等）から第23条（収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示）までの提示に記載された収穫調査の日から3年間をいう。
- (48) 「樹木採取権」とは、樹木採取権設定日付けで本樹木採取区について樹木採取権者に設定された国有林野管理経営法第8条の5第1項の樹木採取権をいう。

（注）樹木採取権の移転を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、「樹木採取権設定日付けで本樹木採取区について樹木採取権者に設定された」を「樹木採取権移転日付けで本樹木採取区について樹木採取権者が移転を受けた」とすること。
- (49) 「樹木採取権移転日」とは、●年●月●日をいう。

（注）樹木採取権の設定を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、本号は削ること。

- (50) 「樹木採取権行使指針」とは、樹木採取権に係る国有林野管理経営法第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針をいう。
- (51) 「樹木採取権者」とは、●をいう。
- (52) 「樹木採取権設定通知」とは、樹木採取権者に係る国有林野管理経営法第8条の12第3項の規定による樹木採取権の設定の通知をいう。
- (53) 「樹木採取権設定日」とは、●年●月●日をいう。  
(注) 樹木採取権の移転を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、本号は削ること。
- (54) 「樹木採取権存続期間」とは、樹木採取権設定日から●年●月●日までをいう。  
(注) 樹木採取権の移転を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、「樹木採取権設定日」を「樹木採取権移転日」とすること。
- (55) 「樹木料」とは、国有林野管理経営法第8条の7第4号の樹木料をいう。
- (56) 「樹木料の確定通知」とは、実施契約に基づき国が樹木採取権者に対して発する樹木料の確定通知をいう。
- (57) 「主要取引先」とは、審査基準等通知第1の1(1)ウ(オ)の要件に係る木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等をいう。
- (58) 「小班」とは、国有林野管理経営規程第2条第1項の小班をいう。
- (59) 「植栽」とは、樹木を植えることをいう(人工下種を含む。)
- (60) 「審査基準等通知」とは、●をいう。  
(注) ●には、森林管理局長が国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分に関する審査基準等の標準例について(令和2年3月30日付け元林国経第165号林野庁長官通知。以下この号において「標準例」という。)と同内容である旨を審査基準等通知として定めている場合にあつては標準例を、森林管理局長が標準例と同内容を審査基準等通知として定めている場合にあつては森林管理局長が定めた審査基準等通知を記載すること。
- (61) 「申請書類等」とは、樹木採取権者が、国有林野管理経営法第8条の8第2項の定めるところにより樹木採取権の設定について●年●月●日付けで提出した申請書及び添付書類並びにこれに関連する一切の資料及び回答に係る情報、書類、図面等をいう。  
(注) 樹木採取権の移転を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、「第8条の8第2項」は「第8条の17第3項」と、「設定」は「移転」とすること。
- (62) 「森林管理署」とは、森林管理署、森林管理署の支署又は森林管理事務所をいう。
- (63) 「森林管理署長」とは、森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長をいう。

- (64) 「森林経営管理法運用通知」とは、森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）をいう。
- (65) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面その他の樹木採取権者が本協定又は国の請求により国に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (66) 「施業計画」とは、運用協定又は実施契約の規定により国の承認を受けた国有林野管理経営法第8条の14第1項第1号の施業の計画をいう。
- (67) 「施業実施計画」とは、本樹木採取区をその対象として含む国有林野管理経営規程第12条第1項の国有林野施業実施計画をいう。
- (68) 「設定通知」とは、国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について（令和2年8月3日付け2林国経第38号林野庁長官通知）をいう。
- (69) 「総計採取面積」とは、実施契約の契約期間内に採取する伐区的面積の合計をいう。
- (70) 「総計最低採取面積」とは、採取の基準における総計最低採取面積をいう。
- (71) 「総計上限採取面積」とは、採取の基準における総計上限採取面積をいう。
- (72) 「総計上限採取面積の特例面積」とは、採取の基準における「総計上限採取面積の全ての採取方法に係る特例面積」又は「総計上限採取面積の皆伐に係る特例面積」をいう。
- (73) 「造林事業請負契約」とは、本協定第55条（造林の委託）第1項の造林事業請負契約をいう。
- (74) 「造林事業請負契約約款」とは、国有林野事業における造林事業請負契約約款について（平成20年3月31日付け19林国業第240号林野庁長官通知）をいう。
- (75) 「造林事業請負標準仕様書」とは、国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について（平成20年3月31日付け19林国業第241号林野庁長官通知）の造林事業請負標準仕様書をいう。
- (76) 「単年度上限採取面積」とは、採取の基準における単年度上限採取面積（新規伐区に係る単年度上限採取面積を含む。）をいう。
- (77) 「単年度上限採取面積の特例面積」とは、採取の基準における「単年度上限採取面積の全ての採取方法に係る特例面積」、「単年度上限採取面積の全ての採取方法に係る新規伐区に係る特例面積」、「単年度上限採取面積の皆伐に係る特例面積」又は「単年度上限採取面積の皆伐に係る新規伐区に係る特例面積」をいう。
- (78) 「地域管理経営計画」とは、本樹木採取区をその対象に含む国有林野管理経営法第6条第1項の地域管理経営計画をいう。
- (79) 「中小企業等協同組合法」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）をいう。
- (80) 「著作権法」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）をいう。



- (81) 「登録」とは、国有林野管理経営法第8条の20第1項の規定による登録をいう。
- (82) 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
- (83) 「年度」とは、4月1日から翌年3月末日までの期間をいう。
- (84) 「納入告知書」とは、国が樹木採取権者に対して発する予算決算及び会計令第29条の書面をいう。
- (85) 「伐区」とは、樹木採取区又は樹木採取区であった区域内の樹木の採取、搬出、造林等に係る一塊の区域をいう。
- (86) 「伐区の現地表示」とは、伐区の区域の境界を暫定的に現地において示すことをいう。
- (87) 「反社会的行為」とは、以下のいずれかに該当する行為をいう。
- (i) 暴力的な要求行為
  - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (iii) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (iv) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - (v) その他前各号に準ずる行為
- (88) 「搬出」とは、採取した樹木を国有林野外に運び出すことをいう。
- (89) 「搬出期間」とは、本協定第4章の搬出期間をいう。
- (90) 「不可抗力」とは、本協定の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、以下の1つ以上に該当する事象（あらかじめ国と樹木採取権者の間で合意した基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、国及び樹木採取権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、国又は樹木採取権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- (i) 自然災害（暴風、落雷、豪雨、強風、台風、異常熱波、異常寒波、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波その他不可避かつ予見不能な自然災害、病害、虫害、獣害等をいう。）
  - (ii) 暴動、騒擾、騒乱その他の人為的災害
- (91) 「不当介入」とは、不当要求又は業務妨害等の不当介入をいう。
- (92) 「分収造林契約」とは、国有林野管理経営法第10条の分収造林契約をいう。
- (93) 「保安林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は同法第25条の2の規定により指定された保安林をいう。
- (94) 「法令等」とは、条約、法律、政令、内閣官房令、府省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- (95) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体で、その団

体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(96) 「暴力団員等及びその他の関係者」とは、以下のいずれかの1つ以上に該当する者をいう。

(i) 暴力団員等

(a) 暴力団

(b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(c) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。）

(e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

(f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等、企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)から(g)までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）

(i) その他上記(a)から(h)までに準ずる者

(ii) その他の関係者

(a) (i)の(a)から(i)までに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者

(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

(c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

(d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

(e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (97) 「本事業」とは、本樹木採取区において樹木採取権者が行う、樹木の採取及びその準備行為、採取した樹木の搬出、採取跡地における造林、木材の安定的な取引関係の確立その他の樹木採取権に関する一切の事業（本別紙における「事業」の定義にかかわらず、一般用語としての事業をいう。）をいう。
- (98) 「本樹木採取区」とは、●をいう。  
（注）●には、樹木採取区の名称を記載すること。
- (99) 「民法」とは、民法（明治29年法律第89号）をいう。
- (100) 「木材製品利用事業者等」とは、木安法第4条第1項の木材製品利用事業者等をいう。
- (101) 「木材取引計画」とは、国有林野管理経営法第8条の14第1項第3号に基づき実施契約に定める実施契約の契約期間における樹木採取権者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者との木材の安定的な取引関係の確立に関する計画をいう。
- (102) 「木安法」とは、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）をいう。
- (103) 「木材利用事業者等」とは、木安法第4条第1項の木材利用事業者等をいう。
- (104) 「役員等」とは、法人の役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。
- (105) 「予算決算及び会計令」とは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）をいう。
- (106) 「立木販売」とは、国有林野事業における木材の供給方法として、国又は森林管理署長が立木で販売するものをいう。
- (107) 「林道」とは、森林管理局又は森林管理署が、国有林野土木台帳規程（昭和25年農林水産省訓令第103号）第3条に定める林道台帳を整備し管理する道をいう。
- (108) 「林道規程」とは、林道規程の制定について（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）をいう。
- (109) 「林道技術基準」とは、林道技術基準（平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知）をいう。
- (110) 「林道等」とは、林道その他の森林管理局又は森林管理署の管轄に属する道で車両の通行を前提として開設されたものをいう。
- (111) 「林班」とは、国有林野管理経営規程第2条第1項の林班をいう。

## 別紙2 許認可等の実施の主体

1. 樹木採取権者において実施が必要な手続
2. 国において実施が必要な手続

(注1) 1には、少なくとも公募要項において樹木採取区に係る法令制限として示したもののうち樹木採取権者が手続を行う必要があるものとして示したものに係る手続を列記するとともに、「<その他>\*本事業の実施に必要となる法令等に基づく一切の手続(2に掲げるものを除く)」と記載すること。

※ 樹木採取権者が行う必要がある法令制限に係る手続を列記しない場合は、< >は記載しないこと。

(注2) 2には、少なくとも公募要項において樹木採取区に係る法令制限として示したもののうち国が手続を実施するものとして示したものに係る手続を列記すること。

### 別紙3 実施契約（案）

【実施契約（案）を挿入】

#### 別紙4 実施契約を締結する期間

実施契約は、以下の期間の範囲内で締結する。

	始期	終期
第1期	●年●月●日	●年●月●日
第2期	●年●月●日	●年●月●日
第3期	●年●月●日	●年●月●日

(注) 地域管理経営計画の始期又は終期(可能な場合はその双方)と一致するよう、期間を定めること。なお、実施契約の契約期間は樹木採取権存続期間を超えることはできない。

## 別紙5 収穫調査の実施及び樹木料の算定方法

### 第1 収穫調査の実施方法

#### 1 総則

国は、実行計画及び国が定めた国有林野産物収穫調査規程（以下「収穫調査規程」という。）に基づき、伐区ごとに以下の事項を行う。

- (1) 伐区の周囲及び面積の実測
- (2) 伐区内において採取することとしている樹木の種類及び品質の調査
- (3) 樹木の数量の調査
- (4) 樹木の搬出に関する事項の調査
- (5) 跡地更新に関する事項の調査
- (6) その他必要な事項の調査

#### 2 収穫調査の方法

収穫調査の方法については、毎木調査による。この場合、樹高については収穫調査規程による樹高曲線法によることができる。また、間伐、採取箇所が群状又は帯状でない択伐及び複層伐並びに価値の低位な立木が生育する林分の収穫調査については、収穫調査規程による標準地調査によることができる。

### 第2 樹木料の算定方法

#### 1 樹木料の算定単位

樹木料の算定単位は、伐区ごととする。

#### 2 樹木料の算定式

樹木料は、以下の式により国が算定する。なお、樹木料評定額を算出する樹木料評定式は、別添の「〇〇樹木採取区の樹木料評定式並びにその変数及び係数」による。

$$\text{樹木料} = \text{樹木料評定額} \times \bullet\bullet (\text{割増率}^{\text{備考1}})$$

備考1 申請額<sup>備考2</sup>を基礎額<sup>備考3</sup>で除して得られる割合であり、樹木採取権存続期間中、固定。

備考2 民間事業者が、本事業について検討した上で、公募時に森林管理局長が示した林分（以下「基礎額算定林分」という。）について、支払ってもよいと考え、国に提示した国有林野管理経営法第8条の9第1項第5号の額。

備考3 基礎額算定林分について、森林管理局長が算定し、公募時に公表した国有林野管理経営法第8条の7第4号の額。

(注)  $\bullet\bullet$ には、樹木採取権者の申請額と公募において示した基礎額より求めた割増率を記載すること。

#### 3 樹木料評定式

樹木料評定式は、立木販売実績を基に販売価額を求めるため、統計的な手法を用いて作成された別添の式である。具体的には、樹木採取権制度の創設に当たって、平成26年度から平成30年度までの国有林野事業での立木販売実績（一般競争入札）を基に、収穫調査の結果、近隣の原木市場等の丸太価格、木材生産に係る経費など様々な変数と係数を用いて樹木料の算定に用いる樹木料評定額を算出する式として、重回帰分析<sup>備考</sup>により作成されたものであり、その時々丸太価格や経費を反映させることが可能なものである。そのため、原則として、樹木採取権存続期間中、変更しない。一方で、極めて著しい経済その他の状況変化等が認められた場合は、この限りではない。

国は、公募時に公表された別添の樹木料評定式を用いて、樹木料評定額を算出する。算出に当たっては、収穫調査の結果（樹木採取権者に提示）や、近隣の原木市場等における丸太価格（直近1年間の価格を平均。対象となる樹木から生産されると見込まれる丸太に適用。非公表。）、木材の生産経費（非公表）等を因子として用いることとする。

備考 重回帰分析は、多数のデータから結果を予測する多変量解析の手法の一つで、総合的な評価を個別の項目評価から予測するために用いられる。

#### 4 生産に係る固定経費の取扱い

国は、樹木料の算定に当たって、施業計画における近接する伐区について、樹木の採取、搬出及び運搬に係る林業機械の回送費、共通して利用する搬出路に係る経費などの固定経費（以下「生産固定経費」という。）が共通するとみなせるものをそれらの伐区間で按分する。

生産固定経費が共通するものとみなす伐区については、施業計画において定めることとする。ただし、生産固定経費が共通とみなすことができるのは、皆伐、群状又は帯状の複層伐及び択伐の場合にあっては各伐区の採取箇所面積の合計が10ha以下の場合、間伐にあっては各伐区の採取箇所面積の合計が10ha以下の場合に限る。なお、生産固定経費の按分の基礎となる面積及び割合は、施業計画の面積によるものとし、按分する生産固定経費は、実行計画に基づきそれぞれの年度に算定するものとする。

#### 5 上限単価（円/m<sup>3</sup>）の設定

3にかかわらず、樹木料評定式で算出した樹木料評定額を樹木の材積の合計で除した単価（円/m<sup>3</sup>）が、国が公募で公表する地域における直近1年間の一般競争入札による立木販売実績の最高単価を超える場合、立木販売実績の最高単価を対象となる樹木の材積の合計に乗じた額を樹木料評定額とする。

#### 6 端数処理

- (1) 樹木料評定額は小数点第1位を四捨五入する。
- (2) 3及び5にかかわらず、樹木料評定額が1,000円未満の場合には、その樹木料評定額を1,000円とする。
- (3) 樹木料は、樹木料評定額に割増率を乗じたものを、1,000円未満の端数を切り上げ、消費税率（消費税率及び地方消費税率の和をいう。）を乗じて算出する。
- (4) 割増率は、小数点第9位を四捨五入する。



- (5) 樹木料評定式の変数、係数に変数を乗じた値及び樹木料評定額が自然対数変換された数値については、小数点第6位を四捨五入する。

(別添)

〇〇樹木採取区の樹木料評定式並びにその変数及び係数  
 <北海道森林管理局>

森林管理局	北海道森林管理局
森林管理署等	〇〇森林管理署
樹木採取区名	〇〇樹木採取区

樹木料評定式

$$\log_e(\text{樹木料評定額}) = a_0 + \sum_{i=1}^n a_i x_i$$

下表のそれぞれの係数に対応する変数を乗じた数値を合算すると、樹木料評定額が自然対数変換された数値が算出される。これを真数に変換し、樹木料評定額を算出する

係数 $a_i$	変数 $x_i$	変数の説明
-0.00009987	立木材積 (m3)	採取対象となっている樹木の材積の合計
-0.02893065	面積 (ha)	採取対象の伐区的面積
0.02874778	面積 (10ha~) (ha)	間伐等で伐区的面積が10haを超える場合、面積から10haを減じたもの(面積が10ha以下の場合には変数は0)
0.00183648	林齢 (年)	対象樹木の林齢(複数の林齢の樹木が対象とされている場合は、最も立木材積の多い樹木の林齢)
-0.20610697	平均単木材積 (m3/本)	採取対象の立木材積の合計を採取対象の樹木の本数の合計で除したもの
-0.00014856	本数密度 (本/ha)	採取対象の立木の本数の合計を面積で除したもの
0.21467396	複層伐材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する複層伐で採取されるとされている立木材積の割合
0.48012594	カラマツ材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するカラマツの立木材積の割合
-0.70811763	広葉樹材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する広葉樹の材積の割合
-0.88463018	低質材材積比率	採取対象とされる樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積の合計に対する低質材の材積の割合(非公表)
2.18777780	原料材材積比率	採取対象とされる樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積の合計に対する原料材の材積の割合(非公表)
3.06664510	log 丸太価額 (円)	採取対象の樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積に、近隣の原木市場等の丸太価格(立木販売の評定の際に用いる丸太単価の直近1年間の平均)を乗じた価額(非公表)を自然対数変換したもの
-1.60527520	log 生産変動経費額 (円)	採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる変動経費(非公表)を自然対数変換したもの

-0.00004939	生産変動経費単価 (円)	生産変動経費の合計を、生産が見込まれる丸太材積の合計で除した価格 (非公表)
-0.16556322	log 生産固定経費額 (円)	採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる固定経費 (非公表) を自然対数変換したもの
〇〇〇〇 (注) 設定通知別紙 1 別添の販売 ブロックのうち 当該樹木採取 区が所在する ものの係数を 記載すること。	1	森林管理局長が国有林材の加工・流通圏域等を勘案して設定した区域毎の変数 (xi=1) 【〇〇販売ブロック】 対象地域：〇〇県〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇町  (注) 係数を記載した販売ブロックの名称及び対象地域を記載すること。
-6.53129951	—	定数 a0

(別添)

〇〇樹木採取区の樹木料評定式並びにその変数及び係数  
 <東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州森林管理局>

森林管理局	〇〇森林管理局
森林管理署等	〇〇森林管理署
樹木採取区名	〇〇樹木採取区

樹木料評定式

$$\log_e(\text{樹木料評定額}) = a_0 + \sum_{i=1}^n a_i x_i$$

下表のそれぞれの係数に対応する変数を乗じた数値を合算すると、樹木料評定額が自然対数変換された数値が算出される。これを真数に変換し、樹木料評定額を算出する

係数 $a_i$	変数 $x_i$	変数の説明
-0.00583873	面積 (10ha~) (ha)	間伐等で伐区的面積が10haを超える場合、面積から10haを減じたもの(面積が10ha以下の場合には変数は0)
0.00303154	林齢 (年)	対象樹木の林齢(複数の林齢の樹木が対象とされている場合は、最も立木材積の多い樹木の林齢)
0.14407756	平均単木材積 (m <sup>3</sup> /本)	採取対象の立木材積の合計を採取対象の樹木の本数の合計で除したもの
-0.00733571	平均樹高 (m)	採取対象となっている樹木の樹高の平均
-0.40512687	複層伐材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する複層伐で採取されるとされている立木材積の割合
-0.66256958	間伐材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する間伐で採取されるとされている立木材積の割合
0.31813105	スギ材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するスギの立木材積の割合
0.50996361	ヒノキ材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するヒノキの立木材積の割合
0.94299672	カラマツ材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するカラマツの立木材積の割合
-0.37119475	広葉樹材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する広葉樹の材積の割合
-0.20198344	低質材材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する低質材の立木材積の割合
1.71485660	log 丸太価額 (円)	採取対象の樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積に、近隣の原木市場等の丸太価格(立木販売の評定の際に用いる丸太単価の直近1年間の平均)を乗じた価額(非公表)を自然対数変換したもの
-0.00005204	丸太単価 (円/m <sup>3</sup> )	丸太価額の合計を、生産が見込まれる丸太材積の合計で除した価格(非公表)

-0.63392982	log 生産変動経費額 (円)	採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる変動経費 (非公表) を自然対数変換したもの
-0.09665558	log 生産固定経費額 (円)	採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる固定経費 (非公表) を自然対数変換したもの
○○○○ (注) 設定通知別紙1別添の販売ブロックのうち当該樹木採取区が所在するものの係数を記載すること。	1	森林管理局長が国有林材の加工・流通圏域等を勘案して設定した区域毎の変数 (xi=1) 【○○販売ブロック】対象地域：○○県○○市、○○市、○○町、○○町、○○町  (注) 係数を記載した販売ブロックの名称及び対象地域を記載すること。
-1.32647267	—	定数 a <sub>0</sub>

## 別紙6 国有林野の使用に係る遵守事項

本協定第34条(国有林野の使用の承認)第3項の遵守事項は、以下のとおりとする。

- (1) 国有林野の使用の承認を受けた国有林野(以下「使用承認地」という。)を、国有林野の使用目的以外の用途に使用し、又は転貸をしてはならない。
- (2) 国有林野の使用期間が満了したときは、直ちに返地届を提出するとともに森林管理署長の指示による跡地検査に立ち会うこと。
- (3) 以下の一に該当するときは、国有林野の使用の承認の全部又は一部を取り消されても異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求をしないこと。
  - イ 本遵守事項を履行しないとき。
  - ロ 樹木採取権者が、国有林野又はその産物に被害を与えたとき。
  - ハ 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、使用承認地を必要とするとき。
- (4) 樹木採取権者の責めに帰すべき事由により、使用承認地の全部又は一部を滅失又は毀損してはならない。
- (5) 樹木採取権者は、使用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生した又は発生のおそれがある場合には、速やかに森林管理署長に届け出ること。

## 別紙7 路網等新設協定書

〇〇森林管理局長（以下「甲」という。）と（樹木採取権者）（以下「乙」という。）とは、乙が施工する〇〇樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために必要となる森林作業道規格を超えるトラック道、大規模な土場等（以下「路網等」という。）の新設及びこれに関連する一切の工事（以下「建設工事」という。）並びにこれらに伴う甲の所管に属する国有林野の利用の基本的事項について、次のとおり協定する。

### （協定の履行）

第1条 甲と乙とは、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行するものとする。

### （関係法令の遵守等）

第2条 乙は、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及びその他関係法令を遵守するとともに、保護林、レクリエーションの森等が設定されている場合はその設定の趣旨を尊重し、あらかじめ関係法令等に規定される必要な手続を行った上で、建設工事を行うものとする。

### （用語の定義）

第3条 この協定において、「事業区域」とは、路網等敷及びこれらに関連する工事用地等の区域をいう。

### （国有林野の無料利用）

第4条 甲は、乙に対し、建設工事に必要な国有林野について、国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第81条に定める無料利用をさせるものとする。

2 前項にかかわる国有林野の事業区域は、国有林野の管理経営に支障がなく、かつ、その用途に必要な事業区域とする。

### （国土の保全）

第5条 乙は、建設工事に当たり、国有林野の林地形質変更及び立木の伐採を行う場合には、自然環境・風致の維持、土砂の崩壊・流出の防止その他国土保全に十分配慮するものとする。なお、建設工事後も同様とする。

### （希少野生動植物の保護）

第6条 乙は、希少野生動植物の保護について、十分な配慮を行うため、工事着手前に動植物の重要種が事業区域及びその近隣に生息・生育していないかを改めて確認するとともに、学識経験者若しくは専門家等（以下「学識経験者等」という。）の指導・助言を踏まえ、事業の実施に当たるものとする。

2 乙は、動物の重要種のうち、特に、猛禽類については、営巣地が移動することがあるため、継続的にモニタリング調査を行い、伐採範囲又はその近隣に営巣木が確認された場合若しくは営巣の可能性が高いと判断された場合は、学識経験者等の助言を受けて適切な影響回避措置を講じるものとする。

3 乙は、植物の重要種のうち、移植等を行う必要がある植物については、学識経験者等による現地確認を経て具体的な移植位置や移植の時期等を選定するとともに、移植後の定着に向けた維持管理方法等について助言を受けつつ慎重かつ適切に実施し、継続的にモニタリング調査を実施するものとする。

4 乙は、前2項のモニタリング調査に当たっては、学識経験者等の指導・助言を受け、それぞれ必要な期間実施するものとし、当該調査の結果を甲へ情報提供するものとする。

(公害等の防止)

第7条 乙は、建設工事により汚濁水、塵埃等が流出・飛散しないよう必要な措置を講じる等、公害の未然防止に努めるものとする。なお建設工事後も同様とする。

(保護管理に対する協力)

第8条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、林野火災、林産物被害及び煤塵散乱の防止等、国有林野の保護管理に協力するものとする。

(林道等の利用)

第9条 乙は、建設工事に当たり、甲が管理する林道（林業専用道を含む。）、森林作業道及び国有林内の歩道（以下「林道等」という。）を利用する場合は、甲の承認を得るとともに、利用に伴う林道等の維持・修繕は乙の負担において実施するものとする。

2 乙は、前項の林道等を改良・拡張する必要がある場合は、事前に設計図書、仕様書等を甲に提出し、協議し、承認を受けた上で、乙の費用負担において実施するものとする。

(保全措置等)

第10条 乙は、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因し、国有林野及び林道等の施設に崩壊、流出等の災害、又は林産物の枯死等の被害（以下「災害等」という。）が発生するおそれがある場合には、あらかじめ必要な保全及び防災の措置を講じるものとする。

2 乙は、建設工事中及び建設工事後に国有林野及び林道等の施設に地盤の亀裂、樹木の傾き、湧水の濁り、山鳴り等の地すべりの兆候が発見された場合は、速やかに甲へ連絡するとともに、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因した兆候の場合においては、これらに対する適切な対応策や安全対策を講じること。

3 事業区域一帯が、地すべり地形を含む区域であった場合は、乙は新たな地すべりを誘発しないよう細心の注意をもって建設工事を行うものとする。

4 乙は、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因して災害等が発生した場合には、直ちに甲に報告するものとし、甲と協議の上、適切な復旧措置を講じるとともに、当該措置にもかかわらず災害等に伴う損害が発生した場合には、甲が被る損害を補償するものとする。

5 乙は、第1項、第2項及び前項に定める措置及び対策を行う場合には、設計図書、仕様書等を甲に提出し協議を完了した後、実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は応急措置を講じた後、速やかに甲と協議を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、事業区域の入林者の安全確保について、十分な措置を講じるとともに、乙の責に帰すべき事由によりこれらの者が被災した場合は、その責任を負うものとする。



(建設工事計画等に係る協議・調整)

第12条 乙は、建設工事に当たり、甲と十分な協議・調整を行い、規格の決定に当たっては、甲の承認を得なければならない。次年度以降の計画の概要が決定したときは、必要な資料を添えて甲に通知し、事業の円滑な遂行に努めるものとする。

2 乙は、建設工事計画を変更する必要があるときは、速やかに甲に通知し、必要な協議を行い、甲の承認を得るものとする。

3 安全を確保するため、森林作業道規格を超えるトラック道の規格は林道規程の制定について(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)によること。また、建設工事の計画、調査、設計及び施工等に当たっては、林道技術基準(平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知)によること。

(管理経営等に係る協議・調整)

第13条 乙は、建設工事に伴い、国有林野の林産物の運搬又は管理経営に支障を及ぼさないよう、関係車両の通行を含め甲と協議・調整を行うものとする。

(国有林野への立入り)

第14条 乙は、建設工事に関わる測量及び調査のため国有林野に立ち入る必要があるときには、事前に甲に通知するものとする。

(事業区域の決定)

第15条 乙は、事業区域に必要な用地の区域は、甲と現地で立会協議の上決定するものとする。

(測量等)

第16条 乙は、第15条に掲げる区域の測量を、林野庁測定規程の制定について(平成24年1月6日付け23林国業第100号-1林野庁長官通知)等に基づき実施するものとし、その記録及び成果を甲へ提出して審査を受けるものとする。

2 乙は、前項の区域に境界標識等を設置するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

3 乙は、前2項の決定及び実施に当たって事前に甲に協議するものとする。

(建設支障木)

第17条 乙は、建設工事に伴い支障となる、甲所有の樹木を伐採又は損傷する場合は、支障木として、甲乙間の○年○月○日付け樹木採取権運用協定第30条の定めるところにより、当該支障木の対価を納付するものとする。

(施設の機能補償)

第18条 乙は、建設工事に伴い、甲が事業区域内に設置した林道等の機能が失われる場合には、これらの施設等の機能を補償するものとする。

(原状回復義務)

第19条 乙は、無料利用の承認を受けた国有林野を返地する場合において、甲が必要と認めるときは、耕耘、客土を行い、種子の吹付け、甲の指示した樹種の植栽等の

緑化措置を講ずるものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときは、その全部又は一部について免除することができるものとする。

- 2 収去の終わらない施設等は甲に帰属するものとする。ただし、民有地を通過する施設等については、当該土地所有者と乙との間の使用契約を甲が引き継ぐ意向を有し、そのことについて異議のない旨を当該土地所有者との間において文書で確認ができているもののみとする。

#### (第三者の権利)

第20条 乙は、建設工事に伴い、国有林野内に、甲又は〇〇森林管理署長と第三者との間で契約した権利等(以下「契約等」という。)がある場合は、当該契約等の解約、解除又は取消し(以下「解約等」という。)について、甲に協議の上、当該第三者に対して建設工事に関して十分な説明を行うとともに、同意書又は承諾書を徴し、甲に提出するものとする。

- 2 前項の解約等により、当該第三者が被る損失については、乙が補償等の必要な措置を講ずるものとする。

#### (国有林野事業実行に伴う安全措置)

第21条 乙は、建設工事に伴い、国有林野事業実行等に安全上支障があると甲が認めたときは、その指示により必要な安全措置を講ずるものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

#### (その他の補償等)

第22条 乙は、建設工事に伴い森林施業に制約を生じさせる場合、又は作業能率を低下させる場合等、国有林野事業に損失を生じさせる場合については、その損失を補償するものとし、その内容等については別途甲、乙協議するものとする。

#### (境界標の保全)

第23条 乙は、建設工事に当たって、官民境界標を損傷しないよう努めるものとする。

- 2 乙は、建設工事に伴い、官民境界標を一時的に撤去する必要がある場合には、事前に甲へ届け出て、その指示を受けるとともに、撤去する境界標の隣接地所有者に書面で承諾を得てから実施するものとする。
- 3 乙は、前項の場合、事前に測量を実施し測量成果を保管するものとし、建設工事後に再測量のうえ境界標を原点に復元し、撤去前後の測量成果を添えて甲の審査を受けるとともに、当該復元について隣接地所有者に書面で通知するものとする。
- 4 前項において、官民境界標を原点に復元することが困難な場合には、乙は、予備標を設置し、その測量成果を甲へ提出し審査を受けるものとする。

#### (自然災害時の対応と損失の免責)

第24条 建設工事中及び建設工事後に、自然災害に起因して事業区域に地すべり、土石流、落石、法面崩落、雪崩、流木、風等による倒木等(自然枯死による倒状、落枝を含む。)の事象が発生し、乙の施設等に損失が生じたとしても、甲は一切の責を負わないものとする。

(契約不適合責任)

第25条 乙は、第18条の規定により機能補償した施設等について、甲に引渡しが行われた日から2年の間において、契約不適合があることが判明した場合は、その責を負うものとする。

(残土の処置)

第26条 乙は、建設工事に伴う残土の処理については、国有林野外に処理するものとする。ただし、やむを得ない理由により国有林野内に処理する必要がある場合には、別途甲、乙協議するものとする。

2 乙は、前項ただし書の規定により、国有林野内に残土処理場等を設置する場合は、国有林野事業の管理経営に支障のないよう施工するものとし、あらかじめ公害の防止措置及び林地回復等の措置について、関係図書等を添え甲に協議し同意を得るものとする。なお、当該施工に当たり、設計内容を変更する場合も同様とする。

(地元住民等に対する措置)

第27条 乙は、建設工事及び建設工事後の事業活動に関連して地元住民、団体等から、苦情の申出、補償の請求等があった場合には、乙の責任において解決を図るものとする。

(請負人に対する監督)

第28条 乙は、建設工事を乙以外の者に請け負わせて施工するときは、請負人に対し、この協定書のうち必要な事項を周知徹底するとともに、国土保全等及び国有林野事業の管理経営に支障を与えないよう、十分に指導監督を行うものとする。

(乙が新設した施設等の利用)

第29条 乙が新設した施設等を、甲又は甲の認めた者が業務の必要上、通行又は利用することがあっても、乙はこれを拒まないものとする。この場合、甲又は甲の認めた者は、その通行又は利用について、事前に乙と調整するものとする。

(残置森林の森林施業)

第30条 国有林野施業実施計画に基づき、甲が残置森林内において、植栽、下刈、つる切り、除伐、間伐及び主伐等の森林施業を行おうとするときは、乙は当該森林施業の実施に協力するものとする。

(気象害発生時の対応等)

第31条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、事業区域周辺の国有林野に建設工事に起因する風害等の被害が発見された場合は、学識経験者等の指導・助言を受けつつ適切な環境保全措置を講ずるものとする。

(分任権限の行使)

第32条 この協定の実施につき、〇〇森林管理署長に属する事項については、その長が処理するものとする。

(協定の有効期間)

第33条 本協定は、協定締結の日から〇〇年〇月〇日まで効力を有するものとする。

(その他)

第34条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に当たって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して円満な解決を図るものとする。

2 この協定を実施するために必要がある場合は、〇〇森林管理署長と乙との間で別途協議を行うほか、細目協定又は覚書を締結することができるものとする。

この協定を締結した証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲

乙

## 別紙8 林道等改良協定書

〇〇森林管理局長（以下「甲」という。）と（樹木採取権者）（以下「乙」という。）とは、乙が施工する〇〇樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために必要となる既設林道等の改良（以下既設林道等の改良によって設置した施設を「施設」という。）及びこれに関連する一切の工事（以下「建設工事」という。）に伴う甲の所管に属する国有林野の使用の基本的事項について、次のとおり協定する。

### （協定の履行）

第1条 甲と乙とは、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行するものとする。

### （関係法令の遵守等）

第2条 乙は、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及びその他関係法令を遵守するとともに、保護林、レクリエーションの森等が設定されている場合はその設定の趣旨を尊重し、あらかじめ関係法令等に規定される必要な手続を行った上で、建設工事を行うものとする。

### （用語の定義）

第3条 この協定において、「事業区域」とは、施設敷及びこれらに関連する工事用地等の区域をいう。

### （国有林野の無料利用）

第4条 甲は、乙に対し、建設工事に必要な国有林野について、国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第81条に定める無料利用をさせるものとする。

2 前項にかかわる国有林野の区域は、国有林野の管理経営に支障がなく、かつ、その用途に必要な事業区域とする。

### （国土の保全）

第5条 乙は、建設工事に当たり、国有林野の林地形質変更及び立木の伐採を行う場合には、自然環境・風致の維持、土砂の崩壊・流出の防止その他国土保全に十分配慮するものとする。なお、建設工事後も同様とする。

### （希少野生動植物の保護）

第6条 乙は、希少野生動植物の保護について、十分な配慮を行うため、工事着手前に動植物の重要種が事業区域及びその近隣に生息・生育していないかを改めて確認するとともに、学識経験者若しくは専門家等（以下「学識経験者等」という。）の指導・助言を踏まえ、事業の実施に当たるものとする。

2 乙は、動物の重要種のうち、特に、猛禽類については、営巣地が移動することがあるため、継続的にモニタリング調査を行い、伐採範囲又はその近隣に営巣木が確認された場合若しくは営巣の可能性が高いと判断された場合は、学識経験者等の助言を受けて適切な影響回避措置を講じるものとする。

3 乙は、植物の重要種のうち、移植等を行う必要がある植物については、学識経験者等による現地確認を経て具体的な移植位置や移植の時期等を選定するとともに、

移植後の定着に向けた維持管理方法等について助言を受けつつ慎重かつ適切に実施し、継続的にモニタリング調査を実施するものとする。

- 4 乙は、前2項のモニタリング調査に当たっては、学識経験者等の指導・助言を受け、それぞれ必要な期間を実施するものとし、当該調査の結果を甲へ情報提供するものとする。

(公害等の防止)

第7条 乙は、建設工事により汚濁水、塵埃等が流出・飛散しないよう必要な措置を講じる等、公害の未然防止に努めるものとする。なお建設工事後も同様とする。

(保護管理に対する協力)

第8条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、林野火災、林産物被害及び煤塵散乱の防止等、国有林野の保護管理に協力するものとする。

(林道等の利用)

第9条 乙は、建設工事に当たり、甲が管理する林道（林業専用道を含む。）、森林作業道及び国有林内の歩道（以下「林道等」という。）を利用する場合は、甲の承認を得るとともに、利用に伴う林道等の維持・修繕は乙の負担において実施するものとする。

- 2 乙は、前項の林道等を改良・拡幅する必要がある場合は、事前に設計図書、仕様書等を甲に提出し、協議し、承認を受けた上で、乙の費用負担において実施するものとする。

(保全措置等)

第10条 乙は、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因し、国有林野及び林道等の施設に崩壊、流出等の災害、又は林産物の枯死等の被害（以下「災害等」という。）が発生するおそれがある場合には、あらかじめ必要な保全及び防災の措置を講じるものとする。

- 2 乙は、建設工事中及び建設工事後に国有林野及び林道等の施設に地盤の亀裂、樹木の傾き、湧水の濁り、山鳴り等の地すべりの兆候が発見された場合は、速やかに甲へ連絡するとともに、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因した兆候の場合においては、これらに対する適切な対応策や安全対策を講じること。
- 3 事業区域一帯が、地すべり地形を含む区域であった場合は、乙は新たな地すべりを誘発しないよう細心の注意をもって建設工事を行うものとする。
- 4 乙は、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因して災害等が発生した場合には、直ちに甲に報告するものとし、甲と協議の上、適切な復旧措置を講じるとともに、当該措置にもかかわらず災害等に伴う損害が発生した場合には、甲が被る損害を補償するものとする。
- 5 乙は、第1項、第2項及び前項に定める措置及び対策を行う場合には、設計図書、仕様書等を甲に提出し協議を完了した後、実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は応急措置を講じた後、速やかに甲と協議を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、事業区域の入林者の安全確保について、十分な措置を講じるとともに、乙の責に帰すべき事由によりこれらの者が被災した場合は、その責任を負うものとする。

(建設工事計画等に係る協議・調整)

第12条 乙は、建設工事に当たり、甲と十分な協議・調整を行い、規格の決定に当たっては、甲の承認を得なければならない。次年度以降の計画の概要が決定したときは、必要な資料を添えて甲に通知し、事業の円滑な遂行に努めるものとする。

2 乙は、建設工事計画を変更する必要があるときは、速やかに甲に通知し、必要な協議を行い、甲の承認を得るものとする。

3 安全を確保するため、施設の規格は林道規程の制定について（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）によること。また、建設工事の計画、調査、設計、施工等に当たっては、林道技術基準（平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知）によること。

(管理経営等に係る協議・調整)

第13条 乙は、建設工事に伴い、国有林野の林産物の運搬又は管理経営に支障を及ぼさないよう、関係車両の通行を含め甲と協議・調整を行うものとする。

(国有林野への立入り)

第14条 乙は、建設工事に関わる測量及び調査のため国有林野に立ち入る必要があるときには、事前に甲に通知するものとする。

(事業区域の決定)

第15条 乙は、事業区域に必要な用地の区域は、甲と現地で立会協議の上決定するものとする。

(測量等)

第16条 乙は、第15条に掲げる区域の測量を、林野庁測定規程の制定について（平成24年1月6日付け23林国業第100号－1林野庁長官通知）等に基づき実施するものとし、その記録及び成果を甲へ提出して審査を受けるものとする。

2 乙は、前項の区域に境界標識等を設置するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

3 乙は、前2項の決定及び実施に当たって事前に甲に協議するものとする。

(建設支障木)

第17条 乙は、建設工事に伴い支障となる、甲所有の樹木を伐採又は損傷する場合は、支障木として、甲乙間の○年○月○日付け樹木採取権運用協定第30条の定めるところにより、当該支障木の対価を納付するものとする。

(施設の機能補償)

第18条 乙は、建設工事に伴い、甲が事業区域内に設置した林道等の機能が失われる場合には、これらの施設等の機能を補償するものとする。

(原状回復義務)

第19条 乙は、無料利用の承認を受けた国有林野を返地する場合において、甲が必要と認めるときは、耕耘、客土を行い、種子の吹付け、甲の指示した樹種の植栽等の緑化措置を講ずるものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときは、その全部又は一部について免除することができるものとする。

2 収去の終わらない施設等は甲に帰属するものとする。ただし、民有地に所在する施設等については、当該土地所有者と乙との間の使用契約を甲が引き継ぐ意向を有し、そのことについて異議のない旨を当該土地所有者との間において文書で確認ができていないもののみとする。

(第三者の権利)

第20条 乙は、建設工事に伴い、国有林野内に、甲又は〇〇森林管理署長と第三者との間で契約した権利等(以下「契約等」という。)がある場合は、当該契約等の解約、解除又は取消し(以下「解約等」という。)について、甲に協議の上、当該第三者に対して建設工事に関して十分な説明を行うとともに、同意書又は承諾書を徴し、甲に提出するものとする。

2 前項の解約等により、当該第三者が被る損失については、乙が補償等の必要な措置を講ずるものとする。

(国有林野事業実行に伴う安全措置)

第21条 乙は、建設工事に伴い、国有林野事業実行等に安全上支障があると甲が認めるときは、その指示により必要な安全措置を講ずるものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

(その他の補償等)

第22条 乙は、建設工事に伴い森林施業に制約を生じさせる場合、又は作業能率を低下させる場合等、国有林野事業に損失を生じさせる場合については、その損失を補償するものとし、その内容等については別途甲、乙協議するものとする。

(境界標の保全)

第23条 乙は、建設工事に当たって、官民境界標を損傷しないよう努めるものとする。

2 乙は、建設工事に伴い、官民境界標を一時的に撤去する必要がある場合には、事前に甲へ届け出て、その指示を受けるとともに、撤去する境界標の隣接地所有者に書面で承諾を得てから実施するものとする。

3 乙は、前項の場合、事前に測量を実施し測量成果を保管するものとし、建設工事後に再測量の上境界標を原点に復元し、撤去前後の測量成果を添えて甲の審査を受けるとともに、当該復元について隣接地所有者に書面で通知するものとする。

4 前項において、官民境界標を原点に復元することが困難な場合には、乙は、予備標を設置し、その測量成果を甲へ提出し審査を受けるものとする。

(自然災害時の対応と損失の免責)

第24条 建設工事中及び建設工事後に、自然災害に起因して事業区域に地すべり、土石流、落石、法面崩落、雪崩、流木、風等による倒木等(自然枯死による倒状、落



枝を含む。)の事象が発生し、乙の施設等に損失が生じたとしても、甲は一切の責を負わないものとする。

(契約不適合責任)

第25条 乙は、第18条の規定により機能補償した施設等について、甲に引渡しが行われた日から2年の間において、契約不適合があることが判明した場合は、その責を負うものとする。

(残土の処置)

第26条 乙は、建設工事に伴う残土の処理については、国有林野外に処理するものとする。ただし、やむを得ない理由により国有林野内に処理する必要がある場合には、別途甲、乙協議するものとする。

2 乙は、前項ただし書の規定により、国有林野内に残土処理場等を設置する場合は、国有林野事業の管理経営に支障のないよう施工するものとし、あらかじめ公害の防止措置及び林地回復等の措置について、関係図書等を添え甲に協議し同意を得るものとする。なお、当該施工に当たり、設計内容を変更する場合も同様とする。

(地元住民等に対する措置)

第27条 乙は、建設工事及び建設工事後の事業活動に関連して地元住民、団体等から、苦情の申出、補償の請求等があった場合には、乙の責任において解決を図るものとする。

(請負人に対する監督)

第28条 乙は、建設工事を乙以外の者に請け負わせて施工するときは、請負人に対し、この協定書のうち必要な事項を周知徹底するとともに、国土保全等及び国有林野事業の管理経営に支障を与えないよう、十分に指導監督を行うものとする。

(乙が改良した施設等の利用)

第29条 乙が改良した施設等を、甲又は甲の認めた者が業務の必要上、通行又は利用することがあっても、乙はこれを拒まないものとする。この場合、甲又は甲の認めた者は、その通行又は利用について、事前に乙と調整するものとする。

(残置森林の森林施業)

第30条 国有林野施業実施計画に基づき、甲が残置森林内において、植栽、下刈、つる切り、除伐、間伐及び主伐等の森林施業を行おうとするときは、乙は当該森林施業の実施に協力するものとする。

(気象害発生時の対応等)

第31条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、事業区域周辺の国有林野に建設工事に起因する風害等の被害が発見された場合は、学識経験者等の指導・助言を受けつつ適切な環境保全措置を講ずるものとする。

(分任権限の行使)

第32条 この協定の実施につき、〇〇森林管理署長に属する事項については、その長が処理するものとする。

(協定の有効期間)

第33条 本協定は、協定締結の日から〇〇年〇月〇日まで効力を有するものとする。

(その他)

第34条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に当たって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して円満な解決を図るものとする。

2 この協定を実施するために必要がある場合は、〇〇森林管理署長と乙との間で別途協議を行うほか、細目協定又は覚書を締結することができるものとする。

この協定を締結した証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲

乙

## 別紙9 違約時の措置等

1. 樹木採取権者が本協定（実施契約を含む。）に定める樹木採取権者の義務（本協定第45条（暴力団及び談合等の不正行為の排除）第1項各号の表明確約を含む。以下同じ。）に違反したとき又は当該義務が十分に果たされていると認められないときの国の対応は、図による。

2. 図で示される改善指導、樹木採取権者からの改善計画の提出、義務違反が認められた場合の違約金の徴収、是正勧告等の措置等については、国及び樹木採取権者の双方が、書面をもって行う。

3. 違約金の支払いの対象となる義務違反については、以下のア及びイのとおり大別し、アとイは重複して違約金を徴収しない。

なお、樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、審査基準等通知を踏まえ、法第8条の21に基づく指示又は法第8条の22第1項第1号に基づく取消しを行うことがある。

### ア 採取違反違約金

以下に定める場合に於いて、当該以下に定める場合の算出方法とする。

- ① 本協定第12条（実施契約の締結期間外の事業の禁止）に違反して事業を行ったとき（③を除く。）、本協定第13条（採取禁止樹木）第1項の樹木を伐採したとき、本樹木採取区以外の場所で樹木を伐採したとき及び本協定第26条（樹木の採取の禁止）（第13条（採取禁止樹木）第2項を含む。）に違反して樹木の採取を行ったとき（④を除く。） 当該違反により採取された樹木の価額として国が定める基準により算定したものに当該樹木の価額の2倍に相当する金額を加える。
- ② 実施契約の契約期間中の各年度において採取の基準に定められた単年度上限採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）に違反したとき 当該年度に採取した伐区の樹木料の単価に超過面積を乗じる。
- ③ 実施契約の契約期間中、採取の基準に定められた総計上限採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）に違反したとき 当該実施契約の契約期間に採取した伐区の樹木料の単価に超過面積を乗じる。
- ④ 本協定第12条（実施契約の締結期間外の事業の禁止）に違反して事業を行ったとき（実施契約に基づき樹木料が納付され樹木料納付済届が提出された伐区において搬出期間中に樹木の採取を行ったときに限る。） 当該違反に係る事業により採取した樹木に係る樹木料相当額
- ⑤ 本協定第26条（樹木の採取の禁止）に違反して樹木の採取を行ったとき（樹木料を納付したものの樹木料納付済届を国に提出する前に樹木の採取を行ったときに限る。） 当該違反により採取された樹木に係る樹木料相当額

## イ その他義務違反違約金

(ア) の重要な義務の違反の違約金にあつては権利設定料を樹木採取権存続期間の年数で除した額の6倍（ただし、以下の①から③までに該当するものについては、権利設定料を樹木採取権存続期間の年数で除した額の2倍。）

(イ) のその他の義務違反の違約金にあつては権利設定料を樹木採取権存続期間の年数で除した額の2倍。

- ① 義務の履行に当たり樹木採取権者以外の者の関与が必要なもの
- ② 義務の履行により樹木採取権者の事業継続に影響が生じるもの
- ③ 行政財産の棄損や公益的機能の発揮、国有林野の管理経営に直接的な損失は与えないもの

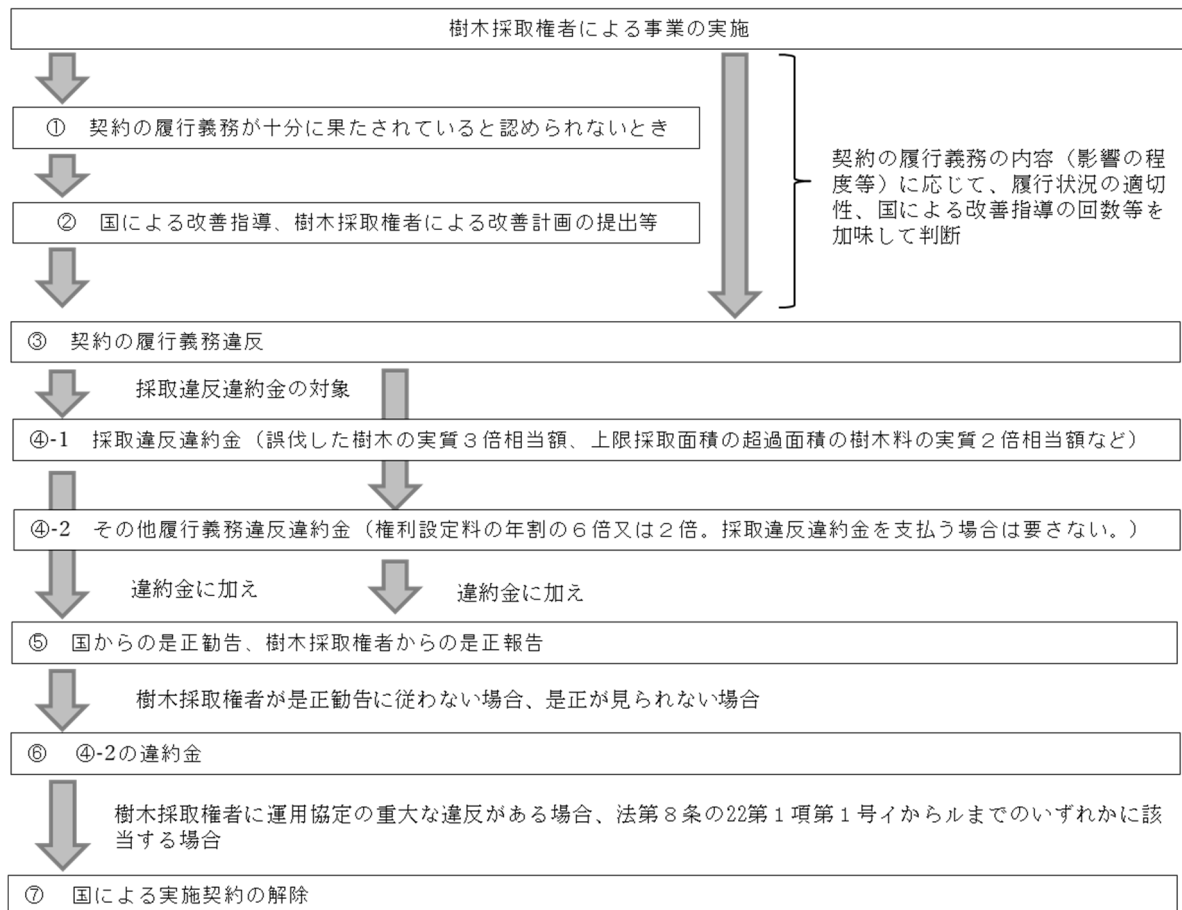
### (ア) 重要な義務の違反

以下に掲げるものが該当する

- ① 採取の基準に係る違反  
ただし、アに係るものを除く。
- ② 木材安定取引に係る違反  
国有林材供給調整検討委員会からの意見を受けた国の改善指導を経た上での違反が該当する。
- ③ 国有林野の使用に関する義務違反
- ④ 造林事業請負契約の締結義務違反  
繰り返し、造林事業請負契約を締結しない場合の違反等が該当する。
- ⑤ 報告違反（不提出、虚偽報告）、暴力団等の排除事項違反、是正勧告違反、指示違反等

### (イ) その他の義務違反

義務違反のうち（ア）に当たらないものが該当する。



- ※ 樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、上記の図の段階の全部又は一部を踏まない場合もあり得る。
- ※ 樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、審査基準等通知を踏まえ、法第8条の21に基づく指示、法第8条の22第1項第1号に基づく取消しを行うことがある。

図：本協定及び実施契約の違反等があった場合の国の対応フロー

## 別紙10 定期報告等に関する国の対応

### 1 定期報告について

国は、本協定第48条（定期報告）による定期報告（以下単に「定期報告」という。）を受けたときは、主に以下のア及びイのとおり確認し、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施するとともに、適切とは言い難い事項が認められた場合には、**別紙9**に基づき対応する。

#### ア 採取の基準への適合について

国は、定期報告の内容が採取の基準に適合しているかを確認する。特に、上限採取面積及び最低採取面積については、以下のとおり対応を行う。

- ・実施契約の契約期間の最終年度に係る定期報告においては、単年度上限採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）への適合に加えて総計上限採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）への適合及び総計最低採取面積に係る基準への適合についても確認する。
- ・総計採取面積が総計最低採取面積に達していなかった場合には、国は、未達の原因について樹木採取権者に報告を求め、その理由が災害による採取の不実行、不況その他の社会経済情勢によるもの等の合理的なものであるか確認する。
- ・採取の基準に定められた総計上限採取面積又は単年度上限採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）に適合しない場合には、その理由について樹木採取権者に報告を求め、合理的な理由に基づくものか確認する。

#### イ 木材取引計画への適合について

木材取引計画と取引実績が相違している場合には、国はその理由を確認し、その理由が、合理的なものであるかを確認する。

また、報告を受けた取引状況の実績について、国は、国が設置した国有林材供給調整検討委員会に報告するものとし、地域の木材需給等への影響について当該検討委員会において確認する。当該検討委員会において、樹木採取権者による取引について地域の木材需給等に具体的な悪影響が生じていると判断された場合には、国は調査を行い、必要な対応を行う。

### 2 定期報告以外の報告について

国は、本協定第49条（意欲能力経営者等の要件を満たさなくなった場合等の報告）による報告を受けたときは、樹木採取権者が意欲能力経営者等の要件に適合しているかを確認し、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施する。その結果、樹木採取権者が意欲能力経営者等に該当しなくなったと認められた場合又は意欲能力経営者等に該当しなくなった旨の報告を受けた場合には、**別紙9**に基づき、審査基準等通知を踏まえ、樹木採取権の取消しを行うか否かについて判断する。

国は、本協定第50条（木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等）第1項の報告を受けたときは、報告の内容が申請書類等に記載された木材の安定的な取引関係の確立に係る目標から乖離していると認められるときは、その理由が合理的なものであるかを確認し、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施するとともに、適切とは言い難い事項が認められた場合には、**別紙9**に基づき対応する。また、報告を受けた内容について、国は、国が設置した国有林材供給調整検討委員会に報告するものとし、当該報告後の対応については、1のイの場合と同様とする。

国は、本協定第50条（木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等）第2項の届出を受けたときは、届出の内容が計画等承認基準のうち本協定第18条（実施契約の締結一国による確認）第4項（本協定において準用される場合を含む。）に係るものに適合していることを確認し、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施する。その結果、これらが満たされていない場合は、国及び樹木採取権者は、**別紙9**に基づく対応を含め、対応につき協議する。

国は、本協定第51条（樹木採取権者の支配権の異動があった場合の報告）による報告を受けたときであって、樹木採取権者が事業を実施する能力等を維持し申請書類等及び運用協定、実施契約その他の契約に従い事業を継続することについて疑義があるときは、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施し、**別紙9**に基づき対応する。

国は、本協定第52条（国による報告の徴求、調査、指示）第1項の報告を受けたときであって、適切とは言い難い事項が認められたときは、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施し、**別紙9**に基づき対応する。

## 別紙11 造林事業請負契約に関する条件及び手続について

### 1 造林事業請負契約に関する条件について

- (1) 契約単位及び契約期間については、樹木採取権者の弾力的な樹木の採取及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、契約単位は原則として伐区ごと、契約期間は単年度内を基本とする。ただし、同時期に作業を行うことが可能な複数の伐区については、同一単位として契約する。契約の分割は、(4)のとおり、年度内に植栽の完了見込みが立たず、その植栽作業の契約を翌年度に行う場合に限定する。
- (2) 造林事業請負契約の予定価格は、造林が当該樹木の採取と一体的に行われることを踏まえ、一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算する。予定価格積算の根拠となる作業条件は、原則として別添の標準的な作業条件による。
- (3) 植栽に必要な苗木及び防護柵等の獣害対策資材については、造林事業請負契約の仕様書等に基づき樹木採取権者が調達する。
- (4) 植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、樹木を採取する年度に地拵え（枝条整理を含む。以下同じ。）の契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能とする。なお、樹木を採取する年度に地拵え作業が完了する見込みが立たない場合は、翌年度に造林事業請負契約を締結することも可能とするが、その場合も(2)の一貫作業システムを前提とした積算とする。
- (5) やむを得ない事由がある場合を除き、国及び樹木採取権者は、搬出済届が提出された年度の翌年度中までに植栽が完了するように造林事業請負契約を締結する。

### 2 造林事業請負契約締結までの手続について

- (1) 樹木採取権者は、国に提出する実行計画案において、造林事業請負契約締結希望時期及び造林事業請負契約完了予定時期を記載する。
- (2) 国は、(1)の実行計画案における造林事業請負契約締結希望時期を踏まえ、造林に係る予算を計上するよう調整を行う。
- (3) (2)の実行計画案に基づき、国及び樹木採取権者は、樹木を採取する年度の8月末までに、伐区ごとに、当該年度に造林事業請負契約を締結できるか否か及び締結予定日についての最終の確認及び調整を行う。

なお、国と樹木採取権者は、当該最終の確認及び調整に先んじて、樹木料納付済届の提出の際に以下の事項についての確認及び調整を行う。

ア 当該年度の造林事業請負契約の締結の意向確認

イ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の植栽の時期

ウ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の造林事業請負契約の締結予定日

- (4) 国及び樹木採取権者は、(3)の最終の確認及び調整に基づき、当該年度に造林事業請負契約を締結することとした伐区については、災害等やむを得ない事由がない限り、(5)に基づき当該年度に造林事業請負契約を締結する。

当該年度に造林事業請負契約を締結しないこととした伐区については、国及び樹木採取権者は、翌年度以降の造林事業請負契約の締結の時期について、確認及び調整を行う。



(5) 当該年度に造林事業請負契約を締結することとした伐区について、国と樹木採取権者の双方が、造林事業請負契約を締結する面積等について確認の上、国が造林事業請負予定価格積算要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第242号林野庁長官通知）等により予定価格を作成し、国は樹木採取権者から見積書を徴取して、樹木採取権者から提出された見積金額が予定価格以下となった場合には、造林事業請負契約を締結する。見積金額が予定価格を超えた場合、樹木採取権者は見積金額を見直し、国は樹木採取権者から当該見直しされた見積書を再度、徴取する。樹木採取権者が見直した見積金額が予定価格以下とならない場合、国と樹木採取権者は、見積金額の見直しと見積書の徴取を3回まで繰り返し行うこととする。ただし、3回目の見直し以降においても、樹木採取権者から提出された見積金額が予定価格を超えた場合には、国は再度樹木採取権者から見積書を徴取することができる。

この造林事業請負契約の締結は、樹木採取権者が樹木の採取に着手した日から搬出済届が提出されるまでの間に行う。

(6) 国は、樹木採取権者から見積書を徴取するに当たっては、設計図書（事業内容や作業条件等の関係書類）をはじめ、造林事業請負契約の履行に必要な資料を樹木採取権者に提示する。

(7) (5) に定める造林事業請負契約の締結は、森林管理署長と樹木採取権者が行うものとし、(5) に定める予定価格の作成、見積書の徴取、(6) に定める資料の提示についても、森林管理署長が行う。

(8) 樹木採取権者は、(1) に定める国に提出する実行計画案について、事前に森林管理署長の確認を受けなければならない。(3) 及び(4) に定める国と樹木採取権者による確認及び調整は、森林管理署長が加わって行う。

## 造林事業請負契約における標準的な作業条件

(注) 以下は例であり、森林管理局における造林事業請負契約の予定価格積算要領に基づく作業条件の区分、表記方法等に即し、森林管理局における一貫作業システムの標準的な作業条件、樹木採取区における標準的な林分状況等を勘案して定めること。

### 1. 地拵え

#### (1) 総則

##### ア 担当森林事務所

〇〇森林事務所又は〇〇森林事務所

(備考) 造林事業請負契約を締結する箇所により担当する森林事務所は異なる。

##### イ 林班及び小班

樹木料の確定通知における林班及び小班とする。

##### ウ 区域面積

樹木料の確定通知における伐区の区域面積を原則とする。

##### エ 除地

原則として、区域面積のうち岩石地、溪流敷、森林作業道敷については、作業の対象面積から除外する。

(注) 当該地域の一般的な造林事業請負契約における適用に合わせて記載すること。

##### オ 作業予定面積

ウの区域面積からエの除地を除いた面積とする。

##### カ 作業期間

原則として、〇月から〇月とする。

(注) 当該地域の実態に基づき、積雪等により作業が不可能な期間については除外して記載すること。

#### (2) 作業条件

##### ア 作業仕様

原則として全刈筋置とする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

##### イ 作業手段

原則として機械地拵えとする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

##### ウ 通勤往復時間

人員輸送車による通勤終点から作業区域の中心点までの往復に要する時間とする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

エ 人員輸送車往復距離

〇〇から作業区域最寄りの人員輸送車により到達可能な地点までの往復距離とする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

オ その他

(注) その他示すべき作業条件について記載すること。

(3) 林分条件

ア 刈払作業の難易度

作業区域の状況に応じた区分による。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

イ 枝条片付け量

作業区域の状況に応じた区分による。

(備考) ただし、枝条の全量バイオマス利用などの提案があった場合は、これによるものとする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

ウ 傾斜、根曲竹、転石

作業区域の状況に応じた区分による。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

エ その他

(注) その他示すべき作業条件について記載すること。

2. 植栽

(1) 総則

1 (1) と同様とする。

(2) 作業条件

ア 植付方法

原則としてコンテナ苗植とする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

イ 樹種等

保安林の指定がある作業区域については指定施業要件によるものとする。

(注1) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

(注2) 樹木採取区が所在する地域の状況や苗木の需給状況に応じて、花粉症対策に資する苗木を植栽する旨追記すること。

ウ 本数

保安林の指定がある作業区域については指定施業要件によるものとする。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

エ 通勤往復時間

1 (2) ウと同様とする。

オ 人員輸送車往復距離

1 (2) エと同様とする。

カ その他

(注) その他示すべき作業条件について記載すること。

(3) 林分条件

ア 堅密度

作業区域の状況に応じた区分による。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

イ 枝条量

極小

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

ウ 傾斜、植穴中の石礫数

作業区域の状況に応じた区分による。

(注) 原則として、当該森林管理署における一貫作業システムに適用する標準的なものとする。

エ その他

(注) その他示すべき作業条件について記載すること。

## 別紙 12 国が提供又は貸与する資料

(注) 以下は例であり、樹木採取区の状況に合わせて追加又は削除すること。

資料名	資料の形式	提供方法	返却又は破棄の別及びその期限
・〇〇樹木採取区に係るGISデータ	電子データ (shp ファイル他)	(注) 提供又は貸与の別を記載	(注) 貸与資料の返却又は破棄の別及びその期限を記載
・〇〇樹木採取区に係る航空(衛星)写真データ	電子データ(オルソ画像)		
・近接した貸付地等の所在、面積、用途 (注) 契約相手方の希望により更新できる旨を記載すること。	印刷物		
・〇〇樹木採取区内の普通共用林野の所在、面積、採取対象林産物 (注) 契約相手方の希望により更新できる旨を記載すること。	印刷物		
・〇〇樹木採取区及びその周辺で国が実施を見込む工事一覧 (注) 治山・林道工事の予定等を記載すること。	印刷物		
・〇〇樹木採取区周辺における立木販売実績一覧	印刷物		
・〇〇樹木採取区における施業履歴一覧	印刷物		
・〇〇樹木採取区における森林作業道台帳	印刷物		
・造林請負事業に係る資料 (注) 同種事業の入札実績等を記載すること。	印刷物		
・近接する分収造林地及び分収育林地の伐採の予定時期及び主な樹種	印刷物		

別紙様式第1号（第15条）収穫調査済みの伐区のお知らせ

番 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名又は名称) 殿

〇〇森林管理局長

収穫調査済みの伐区について

下記のとおり、運用協定第15条に基づき、国において収穫調査を実施済みである伐区を通知します。当該伐区については、収穫調査が終了していることから、実行計画案提出後、早期の樹木料の算出が可能です。

記

1 樹木採取区の名 〇〇樹木採取区

2 収穫調査済みの伐区

林班	小班	伐採種	樹種	材種	平均胸高直径 (cm)	平均樹高 (m)	本数 (本)	伐区面積 (ha)	採取箇所面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	備考

3 収穫調査結果の詳細及び収穫調査の日並びに使用機材等別紙1のとおり。

4 収穫調査済みの伐区及び採取箇所の図面及び区域標示に係る事項別紙2のとおり。

別紙様式第2号（第16条第3項）総計上限採取面積等の変更の通知

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

総計上限採取面積等の変更について

下記のとおり（注1）を変更したので、運用協定第16条第3項に基づき通知します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 変更の事由
- 3 変更後の面積
  - （1）皆伐に係る総計上限採取面積  
変更前： ha  
変更後： ha
  - （2）皆伐に係る単年度上限採取面積  
変更前： ha  
変更後： ha
  - （3）皆伐に係る総計最低採取面積  
変更前： ha  
変更後： ha
- 4 算出根拠  
別紙のとおり

（注1） 変更に係る面積を記載すること。

（注2） 3は記載例であり、変更に係る面積を示した上で変更前及び変更後の面積について記載すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

実施契約（第〇期）の案の提出について

実施契約（第〇期）を締結するため、同契約に係る施業計画等の案を作成したので、運用協定第17条第1項に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 実施契約に係る施業計画案等
  - (1) 実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案
  - (2) 実施契約の契約期間に係る施業計画案
  - (3) 実施契約の契約期間の初年度の実行計画案
  - (4) 実施契約の契約期間に係る安定取引協定書の写し
  - (5) 実施契約の契約期間に係る木材取引計画案及び同計画案に係る木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書



別紙様式第4号（第17条第1項）実行計画案の確認依頼

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

（住所）

（氏名又は名称）

〇〇樹木採取区〇年度実行計画案の確認依頼について

別紙のとおり〇〇森林管理局長に〇年〇月〇日までに実行計画案を提出したいので、管轄する国有林野に所在する伐区についての確認を運用協定第17条第1項に基づき依頼します。

備考

- 1：提出先が森林管理署支署長又は森林管理事務所長である場合には、「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」又は「〇〇森林管理事務所長」としてください。
- 2：別紙として、実行計画案を添付してください。

別紙様式第5号（第17条第1項）実行計画案の確認通知

年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理署長

〇〇樹木採取区〇年度実行計画案の確認について

〇年〇月〇日に確認依頼のあった別紙の実行計画案のうち当署の管轄の国有林野に所在する伐区に係るものについて確認しました。

なお、本通知にかかわらず〇〇森林管理局長が実行計画案を承認しないこともあり得ることを申し添えます。

（注1）森林管理署の支署にあつては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所にあつては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

（注2）別紙として、実行計画案を添付すること。

別紙様式第6号（第17条第2項）実施契約の契約期間に係る施業計画案

〇〇樹木採取区施業計画案（第〇期）

【施業計画】期間： 年 月 日～ 年 月 日

1 施業計画台帳案

(1) 伐区に係る計画案

予定伐区	林班	小班	樹種	計画時点林齢	伐採率 %	採取方法	伐区面積 ha	採取箇所面積 ha	生産固定経費共通伐区	摘要
計	—	—	—	—	—	—			—	—

(2) 年度ごとの伐区面積等に係る計画案

(単位：ha)

	採取方法									
	皆伐		複層伐		択伐		間伐		計	
	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積
年度										
年度										
年度										
年度										
年度										
計										
摘要										

2 施業計画図案

## 備考

- 1 : 1 (1) の予定伐区欄について、伐区を設定する林班及び小班全てを同一の予定伐区として入力欄を結合した上で、樹木採取区名－実施契約締結年－4桁の通し番号を記載してください。
- 2 : 1 (1) の各予定伐区について、当該予定伐区に含まれる小班ごとに森林資源等状況一覧表を踏まえ、必要事項を記載してください。
- 3 : 1 (1) の採取方法について、群状又は帯状の複層伐及び択伐にあつては採取方法に応じて一塊の採取箇所面積又は採取する帯の幅及び間隔を、列状間伐にあつては採取する列の幅及び間隔を ( ) 書きとして記載してください。
- 4 : 1 (1) の伐区面積について、採取方法が複層伐、択伐及び間伐の場合は、採取に伴い保残する箇所も含めた面積を記載してください。
- 5 : 1 (1) の採取箇所面積について、間伐の場合は、伐区面積に伐採率を乗じた面積を記載してください。
- 6 : 1 (1) の生産固定経費共通伐区欄について、生産固定経費が共通するものとみなす予定伐区欄を結合し通し番号(例：①)を振った上で、皆伐、群状又は帯状の複層伐及び択伐については、採取箇所面積の合計を、それ以外の採取方法については伐区面積を記載してください。
- 7 : 1 (1) の摘要欄について、保護樹帯の設定その他の当該伐区における採取その他の本事業の実施が計画等承認基準に適合していることを確認するために必要な情報を記載してください(別紙とすることも可)。
- 8 : 1 (2) については、契約期間中の年度ごと、採取方法ごとに予定する伐区面積及び採取箇所面積を記載し、契約期間の伐区面積及び採取箇所面積は1(1)の伐区面積及び採取箇所面積の合計と一致させてください。
- 9 : 1 (2) の摘要欄については、運用協定第16条第2項又は第3項の総計上限採取面積、総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積、単年度上限採取面積の特例面積、総計最低採取面積を記載してください(別紙とすることも可)。
- 10 : 2については5,000分の1の縮尺とし、予定伐区及び予定採取箇所並びに設置又は使用予定の土場等(土場の他に作業小屋や材料置き場、集材機の設置場所、盤台等)の位置その他の計画等承認基準への適合を確認するために必要な情報について、伐区外(樹木採取区外を含む。)を含めて図面上に記載及び着色して凡例とともに示してください。

別紙様式第7号（第17条第3項）実行計画案

〇〇樹木採取区〇年度実行計画案

【実行計画】期間： 年 月 日～ 年 月 日

1 実行計画台帳案

(1) 伐区に係る計画案

新規／繰越	伐区	林班	小班	樹種	計画時点林齢	伐採率 %	採取方法	伐区面積 ha			採取箇所面積 ha			作業道の規格		採取開始予定時期	搬出完了予定時期	造林請負契約締結希望時期	造林請負契約完了予定時期	生産固定経費共通伐区	摘要
								全面積	当年度	累計	全面積	当年度	累計	幅員 m	その他						
新規																					
	小計	—	—	—	—	—	—						—	—	—	—	—	—	—	—	—
繰越																					
	小計	—	—	—	—	—	—						—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—						—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 伐区面積等に係る計画案

(単位：ha)

	採取方法									
	皆伐		複層伐		択伐		間伐		計	
	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積
新規										
繰越										
計										
摘要										

2 実行計画図案

3 実行計画案の確認通知（別紙様式第5号）

備考

- 1 : 1 (1) の伐区の欄には、施業計画の予定伐区名を記載してください。当該伐区が、施業計画の予定伐区の一部である場合は、予定伐区名に枝番をつけてください。
- 2 : 1 (1) において、前年度以前の確定した実行計画に計上した伐区について引き続き事業を行うために計上する場合は、「繰越」の区分に、その他の伐区については、「新規」の区分に記載してください。
- 3 : 1 (1) の各伐区について、当該伐区に含まれる小班ごとに施業計画を踏まえ、必要事項を記載してください。なお、採取方法、伐区面積、採取箇所面積、生産固定経費共通伐区の各欄については、別紙様式第 6 号の施業計画案に準じて記載してください。また、当年度より前の年度に採取を終え、搬出又は造林事業請負契約の締結を終えていない伐区については、伐区面積、採取箇所面積を（ ）書きで記載し、計及び 1 (2) の面積には加えないでください。
- 4 : 1 (1) の伐区面積及び採取箇所面積について、新規の伐区の場合、当年度欄及び累計欄への記載は不要です。
- 5 : 1 (1) の伐区面積及び採取箇所面積について、繰越の伐区の場合、当年度欄には、前年度から繰り越す面積を、累計欄には前年度までの採取面積と当年度面積の計を記載してください。
- 6 : 1 (1) の作業道の規格の欄には、幅員を記載し、その他の事項については、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）に沿って森林管理局長が定める森林作業道作設標準例による場合は「標準例」と、その他の場合は規格の詳細を別紙に記載してください。
- 7 : 1 (1) の採取開始予定時期は年月日を記載してください。なお、樹木採取権設定後最初の実行計画において、採取開始予定時期が実行計画の期間開始後 2 か月以内の伐区は、別紙様式第 1 号により通知した収穫調査済みの伐区とします。
- 8 : 1 (1) の搬出完了予定時期、造林請負契約締結希望時期及び造林請負契約完了予定時期は、年月日を記載してください。なお、次年度以降の場合は年度を記載することで差し支えありません。
- 9 : 1 (1) の摘要欄に、運用協定第 17 条第 3 項第 1 号から第 6 号の区分について記載（例：運用⑰3-1）してください。また、運用協定第 17 条第 5 項の場合は、摘要欄に「運用⑰5」と記載してください。
- 10 : 1 (1) の摘要欄に、採取跡地において分収造林契約の締結を希望する場合は「分収希望」と記載してください。
- 11 : 1 (1) の摘要欄について、保護樹帯の設定その他の当該伐区における採取その他の本事業の実施が計画等承認基準に適合していることを確認するために必要な情報を記載してください（別紙とすることも可）。
- 12 : 1 (2) については、新規及び繰越の伐区の区分ごと、採取方法ごとに当年度に採取を予定する伐区面積及び採取箇所面積の全面積を記載し、1 (1) の伐区面積及び採取箇所面積の全面積と一致させてください。
- 13 : 1 (2) の摘要欄については、運用協定第 16 条第 2 項又は第 3 項の単年度上限採取面積、単年度上限採取面積の特例面積を記載してください（別紙とすることも可）。
- 14 : 2 については 5,000 分の 1 の縮尺とし、伐区及び採取箇所の位置、伐区内外（樹木採取区外を含む。）の支障木の位置その他の計画等承認基準への適合を確認するために必要な情報について図面上に記載及び着色して示してください。また、伐区ごとに、伐区外において、当該伐区の樹木の採取、加工若しくは運搬のための小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のために、既設の土場、作業道等を含

む国有林野を使用する予定があれば、使用する予定の国有林野の範囲について、土場、作業道等の使用目的も含めて、図面上に記載及び着色して凡例とともに示してください。

別紙様式第8号（第17条第4項）木材取引計画案

〇〇樹木採取区木材取引計画案及び

本計画案に係る木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書

1 取引事業者の過去の事業実績及び目標

(1) 本樹木採取権設定前の過去3か年等の樹木採取権者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量、木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標

区分	氏名又は名称	過去の実績				目標 (年以降)	単位	備考
		年度	年度	年度	平均			
樹木採取権者	(うち樹木採取区)					( )	m <sup>3</sup>	
木材利用事業者等								
木材製品利用事業者等								
その他の事業者								

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：木材利用事業者等については、記載可能な直近の3か年の木材（原木）消費量の実績（各年度及び平均）を記載し、該当する年度を備考欄に記載してください。
- 3：木材製品利用事業者等については、記載可能な直近の3か年の木材製品消費量の実績（各年度及び平均）を記載し、該当する年度を備考欄にして記載ください。
- 4：単位は立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入することとし、備考欄に原木、製品の別を記載してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 5：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 6：目標については、樹木採取権の設定による目標として、申請時から5年を経過した年度以降（該当する期間を表題行に（ ）書きしてください。）の年間の計画量を記載してください。なお、卸売業などのその他の事業者については目標の記載を要しません。以下についても2（2）④に係るものを除き同様の取扱いとしてください。

(2) 本樹木採取権設定前の過去3か年等の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績

区分	氏名又は名称	主製品の取扱品目	生産・販売実績				単位	備考
			年度	年度	年度	平均		
木材利用事業者等								
木材製品利用事業者等								



その他の事業者									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：記載可能な直近の3か年の実績（各年度及び平均）について木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに作成してください。
- 3：取扱品目欄に、取り扱っている製材品等の主製品の別に区分して記載してください。
- 4：生産量及び販売量は、取り扱っている販売物のうち主なものについて、立方メートル単位のほか、その態様に応じた的確な単位を用いて記載し、小数点以下は四捨五入してください。単位は単位欄に記載し、備考欄に原木、製品等の別を記載してください。
- 5：木材をエネルギー源として利用する場合には、電力や熱の供給能力を記入してください（電力供給能力はキロワットを、熱供給能力はキロワット、ギガジュール毎時を単位としてください。）。
- 6：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間

(1) 取引関係に関する事項

木材（原木）の取引関係に関する事項			
樹木採取権者	その他の事業者	木材利用事業者等	期間
			年 月 日～年 月 日
木材製品の取引関係に関する事項			
木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	期間
			年 月 日～年 月 日

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、2により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：樹木採取権者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者との間で、協定書等により合意形成された取引の内容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法等を含めて記載してください。

(2) 事業の計画量等

① 素材生産量

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度以降)	備考

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、具体的な記載事項については、以下の2及び3により記載してください。
- 2：区分は、素材別に記載してください。
- 3：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。また、計画量のうち樹木採取区に由来する量について（ ）書きで記載してください。

② 木材の取引

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	木材利用事業者等	その他の事業者	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度以降)	備考
合計										

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から4により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：樹木採取権者から供給する木材（素材）について、木材利用事業者等及びその他の事業者別に記載してください。区分欄には丸太、枝条などの区分とともに想定している主な樹種について（ ）書きで記載してください。
- 3：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

③ 木材製品の取引

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度以降)	備考
合計											

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から5により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：区分は、木材利用事業者等が加工した木材製品別に記載してください。
- 3：計画量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入すること。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：木材利用事業者等における加工歩留まりを備考欄に記載してください。

④ 木材の新規需要開拓の内容

事業実施者	新規需要開拓の内容

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、事業実施者の変更があった場合は、変更のあった事業実施者に係る記載事項について、以下の2から3により下線を付して赤字で記載してください。

- 2：新規需要開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を記載してください。
- 3：供給量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。

### 3 木材取引計画の全体概念図

#### 備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から5により下線を付して赤字で記載してください。
  - 2：事業者間の取引状況について、協定を結んでいる者が分かるように対応させて記載してください。また、協定に基づく取引数量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）について記載してください。さらに、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等について、主要取引先が分かるように記載してください。
  - 3：樹木採取権者は、素材生産量の現状（本樹木採取権設定前の過去3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）、そのうち樹木採取区での素材生産量を明記してください。
  - 4：木材利用事業者等は、原木消費量の現状（記載可能な直近の過去3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を明記してください。
  - 5：新規需要開拓の内容と目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）が分かるように記載してください。
- 4 本計画案に関する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書別添のとおり。

#### 備考

誓約書は別添の様式によることとします。

#### 備考

実施契約の契約期間における安定取引協定書の写しを添付してください。

(別添)

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

木材の安定取引に係る誓約書 (〇〇樹木採取区)

本計画の内容は、当社の事業内容、事業計画と相違ないことを証します。  
また、国による報告徴求、調査（実地調査を含む。）があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。

(住所)  
(氏名又は名称)

備考

誓約書は、木材取引計画案に係る木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が連名もしくは単独で作成してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

（住所）  
（氏名又は名称）

同意書

〇年〇月〇日付けで運用協定第15条に基づき通知のあった伐区について、国の区域標示に従い、別途提出した実行計画案のとおり〇年度での採取を希望します。

別紙様式第 10 号（第 18 条第 3 項）実行計画案承認通知

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

実行計画案の承認について

〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇樹木採取区〇年度実行計画案について、別添のとおり承認したので、運用協定第 18 条第 3 項に基づき通知します。

（注 1）承認した実行計画案を実行計画として添付すること。

（注 2）本通知の発出に際し、樹木採取権者に、樹木の採取に当たって必要な法令手続のうち、樹木採取権者が行う手続について適切に行うよう指導すること。

別紙様式第 11 号（第 18 条第 5 項）実施契約の締結

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

実施契約（第〇期）の締結について

〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇樹木採取区に係る実施契約（第〇期）の契約期間に係る事業の基本的な方針案、施業計画案及び木材取引計画案を承認しました。これらを含む実施契約書を送付しますので、押印の上、2部とも〇年〇月〇日までに返送ください。

（注）樹木採取権実施契約書2部を添付すること。この契約書の契約日及び契約期間の開始日は、運用協定第18条第5項後段の規定に従い記入すること。

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

実施契約に係る計画等の修正について

〇年〇月〇日付けで〇〇樹木採取区に係る実施契約（第〇期）の契約期間に係る事業の基本的な方針案、施業計画案及び木材取引計画案及び契約期間の初年度の実行計画案を提出いただきましたが、下記の承認を行わないものについて、〇年〇月〇日までに修正して再提出ください。

以上、運用協定第 18 条第 6 項に基づき通知します。

記

- 1 承認を行わないものとその理由
  - （1）承認を行わないもの
  - （2）承認を行わない理由
  
- 2 承認を行ったもの

（注）承認を行わないものについては、樹木採取権者から提出された施業計画案等を添付し、承認を行わない理由が明確になるように、問題のある箇所、問題点について明らかにすること。



別紙様式第 13 号（第 21 条第 4 項、第 22 条第 3 項、第 23 条）樹木料の提示

番 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名又は名称) 殿

〇〇森林管理局長

樹木料等提示書（〇〇樹木採取区）

〇年〇月〇日付けで承認した〇〇樹木採取区〇〇年度実行計画に係る伐区について、運用協定（注 1）に基づき、下記のとおり、収穫調査結果及び樹木料の額を提示するとともに収穫調査の結果修正した実行計画を通知しますので、採取を行う伐区を選択し、〇月〇日までにお知らせ願います。

なお、提示内容に質問等ある場合は、任意の様式にて下記 5 の連絡先まで提出をお願いします。

記

1 収穫調査結果及び算定した樹木料の額等

伐区	林班	小班	採取方法	樹種	材種	平均胸高直径 (cm)	平均樹高 (m)	本数 (本)	伐区面積 (ha)	採取箇所面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	収穫調査の日	樹木料の額 (円) <small>(うち消費税及び地方消費税)</small>	採取対象木	国有林野の使用対象	選択した伐区	備考	

2 予定採取期間及び予定搬出期間

伐区	予定採取期間	予定搬出期間

- 3 該当伐区の位置及び区域標示  
別紙2図面のとおり。
- 4 修正した実行計画  
別紙3のとおり。
- 5 連絡先

#### 備考

- 1：1の収穫調査結果の詳細、使用機材、調査者等の収穫調査に関する事項については、別紙1のとおりです。
- 2：1の国有林野の使用対象の詳細については、別紙2図面のとおりです。

- (注1) 第21条第4項、第22条第3項又は第23条のうち該当するものを記載すること。
- (注2) 1の採取対象木は、「標示区域内のNo.テープ貼付木」、「標示区域内の採取禁止木以外の樹木」など採取対象木が明らかとなるよう記載すること。
- (注3) 1の国有林野の使用対象は、伐区のほか実行計画の実行計画図に示された国有林野の使用対象を基に記載すること。
- (注4) 採取期間を実施契約の期間満了日とする場合を除き、2の予定採取期間及び予定搬出期間を3年より短いものとする場合は、合理的な理由に基づくものとする。
- (注5) 3の該当伐区の位置及び区域標示については、収穫調査において作成した図面を用い、区域標示の方法について記載すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

伐区を選択の通知について

〇年〇月〇日付けの樹木料等提示書（〇〇樹木採取区）に提示された伐区について、下記のとおり選択したので運用協定第 25 条に基づき通知します。

（また、伐区を選択に伴い、国有林野の使用対象を変更したいので、変更した実行計画案を提出します。）

記

- 1 選択した伐区  
別紙 1 のとおり。
- 2 変更した実行計画案  
別紙 2 のとおり。

備考

- 1：通知本文かっこ書及び記の 2 については、伐区を選択に伴い、国有林野の使用対象を変更する必要がある場合のみ記載してください。
- 2：別紙 1 は該当する樹木料等提示書の写しの 1 の「選択した伐区」の欄に、選択した伐区に該当する行に○印を、選択しなかった伐区に×印を記載したものを添付してください。
- 3：別紙 2 は、変更した実行計画図案について、伐区を選択に伴い変更した国有林野の使用対象箇所が明らかになるように記載してください。

別紙様式第 15 号（第 28 条第 7 項）搬出済届

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿  
 (〇〇森林管理署長経由)

(住所)  
 (氏名又は名称)

搬出済届

〇年〇月〇日付けの樹木料の確定通知（〇〇樹木採取区）に係る下記の伐区内の樹木の搬出が〇月〇日に完了したので、運用協定第 28 条第 7 項に基づき搬出済届を提出します。

また、同条第 8 項に基づき、下記の伐区に係る樹木であって搬出されていないものの所有権が国に帰属することについて異存はありません。なお、当該樹木等が国有林野の管理経営上支障がある場合は、貴職の指示に従い速やかに対処します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木の搬出が完了した伐区

検査復命書

〇〇森林管理局長 殿  
 (〇〇森林管理署長経由)


年 月 日

下記のとおり、運用協定第 28 条第 9 項に基づき検査を実施したので復命します。

検査年月日 年 月 日

異常の有無

極印番号

検査職員

立会人氏名

備考

- 1：提出先が森林管理署支署長又は森林管理事務所長である場合には、「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」又は「〇〇森林管理事務所長」としてください。
- 2：検査復命書については、森林管理署の職員が記入しますので、空欄で結構です。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

搬出期間延長申請書

〇年〇月〇日付けの樹木料の確定通知（〇〇樹木採取区）で搬出期間が指定された伐区について、下記のとおり運用協定第 29 条第 1 項に基づき搬出期間の延長を申請します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 搬出期間の延長を希望する伐区の名称及び所在地
- 3 現状の搬出期間  
年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）
- 4 延長申請期間  
年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）
- 5 搬出未済の数量  
(1) 面積 ha  
(2) 材積 m<sup>3</sup>
- 6 延長を希望する理由

備考 5の採取未済の数量については、樹木料の確定通知を基に概数を記載するとともに、採取未済の箇所を示した図面を添付してください。

別紙様式第 17 号（第 29 条第 1 項）搬出期間の延長の承認

番 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名又は名称) 殿

〇〇森林管理局長  
(登録番号 T8000012050001)

搬出期間の延長について

〇年〇月〇日付けで申請のあった搬出期間の延長について、運用協定第 29 条第 1 項に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 搬出期間の延長を承認した伐区の名称及び所在地  
〇〇県〇〇町字〇〇  
〇〇国有林〇〇林班〇～〇小班、〇〇林班〇～〇小班、〇〇林班〇～〇小班
- 3 延長期間  
年 月 日 から 年 月 日まで ( 日間)
- 4 延期料 円  
(うち消費税及び地方消費税 円・消費税率 %)
- 5 延期料の納付期限

備考

- 1：樹木採取権者は、納付期限までに延期料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、債権管理法施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率により算定した金額を延滞金として支払わなければなりません。
- 2：延滞金については、閏年を含む期間についても年 365 日当たりの割合とします。
- 3：樹木採取権者は、延期料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が延期料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当します。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

採取未了樹木の次期実施契約への計上について

実施契約（第〇期）の契約期間の採取未了樹木について運用協定第 31 条に基づき下記のとおり報告するとともに、年 月 日付けで承認のあった（提出した）実施契約（第〇期）（案）の施業計画（案）を修正した施業計画案（備考 3）を同条に基づき提出します。

記

1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区

2 実施契約（第〇期）の契約期間において採取を希望する伐区の概要

伐区	林班	小班	樹種	伐採率 %	採取方法	伐区面積 (ha)			採取箇所面積 (ha)			採取期間満了日	搬出期間満了日	摘要	
						今期計画面積	今期採取見込み面積	次期計画計上面積	今期計画面積	今期採取見込み面積	次期計画計上面積				
計	—	—	—	—	—		—								—

3 修正した施業計画案  
別紙 1 のとおり。

4 修正した実行計画案  
別紙 2 のとおり。

#### 備考

- 1：修正した実行計画案の提出は、次期実施契約の契約期間の初年度に採取未了樹木の伐区の全部又は一部において樹木を採取することを希望する場合に行ってください。
- 2：「(案)」となっている箇所は、必要に応じて「(案)」を追記してください。また、「承認のあった(提出した)」となっている箇所は、「承認のあった」又は「提出した」のいずれかを記載してください。
- 3：(備考3)は、実行計画(案)を提出する場合のみ、「及び 年 月 日付で承認のあった(提出した)実行計画(案)を修正した実行計画案」と記載してください。
- 4：3の施業計画案は、施業計画台帳案の修正箇所に下線を引き、施業計画図案の修正箇所が明らかになるように記載してください。
- 5：4の実行計画案は、実行計画台帳案の修正箇所に下線を引き、実行計画図案の修正箇所が明らかになるように記載してください。



別紙様式第 19 号（第 34 条第 1 項）国有林野の使用申請書

国有林野の使用申請書

申請者住所  
 氏名（名称）  
 連絡先  
 申請年月日 年 月 日

承認者  
 承認番号 第 号  
 承認年月日 年 月 日

下記の国有林野の使用に関し、運用協定第34条第1項に基づき申請書を提出します。

記

国有林野の使用対象	
使用用途	
国有林野面積	ha
国有林野の使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
使用者	住所・連絡先： 氏名又は名称：
添付資料	実測図、位置図 ※ 実測の必要がないと認められる場合は、見取図又は樹木料の確定通知の添付図面をもって実測図に代えることができる。
備考	

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

（住所）  
（氏名又は名称）

申請書類等記載事項変更申請書

申請書類等の記載事項について変更があるので、下記のとおり運用協定第 46 条第 1 項に基づき申請します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 変更がある申請書類等の記載事項及び変更理由
- 3 変更した申請書類等  
別紙のとおり。

備考

3 については、申請書類等のうち該当するものについて変更箇所を下線を引くこと等により変更箇所が明らかとなるようにしたもの及び関連する添付書類並びにこれに関連する一切の資料及び回答に係る情報、書類、図面等を添付してください。

別紙様式第 21 号（第 46 条第 2 項）申請書類等の記載事項の変更の承認

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

申請書類等の記載事項の変更の承認について

〇年〇月〇日付けで申請のあった申請書類等の記載事項の変更について、下記のとおり運用協定第 46 条第 2 項に基づき承認します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 変更を承認した樹木採取権設定申請書類等の記載事項

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

(委託・請負) の申請について

本事業に係る業務を以下の者に（委託し・請け負わせ）たいので、運用協定第 47 条に基づき下記のとおり申請します。

記

1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区

2 受託者又は請負者  
(会社名)  
(代表者名)  
(住所)  
(電話番号)  
(概要) 資本金  
従業員数  
林業機械所有状況  
社会保険の加入状況

3 委託し又は請け負わせる業務（樹木採取権者との分担）

工程	樹木採取権者による実行	受託者又は請負者による 実行

4 委託し又は請け負わせる業務に関する受託者又は請負者の業務の実績

区分	〇年度	〇年度	〇年度

備考

4 の区分欄には、素材生産、運材等の業務の種類を記載し、各年度欄に直近 3 年度の実績を記載してください。

別紙様式第 23 号（第 47 条）委託又は請負の承認

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

（委託・請負）の承認について

年 月 日付けで申請のあった（委託・請負）の申請について、運用協定第 47 条に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 受託者又は請負者
- 3 委託し又は請け負わせる業務（樹木採取権者との分担）

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

〇〇樹木採取区 年度の定期報告について

〇〇樹木採取区 年度の定期報告を運用協定第 48 条第 1 項に基づき下記のとおり提出します。

記

- 1 実行報告  
別紙 1 のとおり。
- 2 取引状況報告  
別紙 2 のとおり。

(別紙1) ○○樹木採取区○年度実行報告

1 実行報告台帳

(1) 伐区に係る報告

新規／繰越	伐区	林班	小班	樹種	採取時点林齢	伐採率 %	採取方法	伐区面積 ha			採取箇所面積 ha			作業道の規格		搬出完了日	植栽完了日	摘要
								全面積	当年度	累計	全面積	当年度	累計	幅員 m	その他			
新規																		
	小計	—	—	—	—	—	—							—	—	—	—	
繰越																		
	小計	—	—	—	—	—	—							—	—	—	—	
計	—	—	—	—	—	—	—							—	—	—	—	

(2) 伐区面積等に係る報告

(単位：ha)

	採取方法									
	皆伐		複層伐		択伐		間伐		計	
	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積
新規										
繰越										
計										
摘要										

2 実行報告図

3 実行報告の確認通知 (別紙様式第26号)

備考

1：1 (1) の各伐区について、当該伐区に含まれる小班ごとに別紙様式第7号の実行計画案の1 (1) の記載方法に準じて当年度の実行結果を記載してください。なお、当年度より前の年度に採取を終えていた伐区については、伐区面積、採取箇所面積を( )書きで記載し、計及び1 (2) の面積には加えないでください。

2：1 (1) の伐区面積及び採取箇所面積の累計欄には、当年度分も含めこれまでに採取済の面積を記載してください。

- 3：1（1）の搬出完了日、植栽完了日は、当該実行年度に完了した年月日を記載してください。
- 4：1（2）の伐区面積及び採取箇所面積は実行計画に記載した伐区のうち当年度に採取を行ったもののそれぞれの全面積を記載し、1（1）の伐区面積及び採取箇所面積の全面積と一致させてください。
- 5：1（2）の採取方法の列の摘要欄については、別紙様式第7号の実行計画案の1（2）の記載方法に準じて記載してください。
- 6：2については、別紙様式第7号の実行計画案の2の作成方法に準じて作成してください。



(別紙2) ○○樹木採取区○年度取引状況報告

1 取引事業者の過去の事業実績及び目標

(1) 本樹木採取権設定前の過去3か年等の樹木採取権者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量、木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標

区分	氏名又は名称	過去の実績 (～年平均)	目標 (年以降)	単位	備考
樹木採取権者	(うち樹木採取区)		( )	m <sup>3</sup>	
木材利用事業者等					
木材製品利用事業者等					
その他の事業者					

備考

- 1：木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：木材利用事業者等については、記載可能な直近の3か年の木材（原木）消費量の平均実績を記載し、該当する年度を備考欄に記載してください。
- 3：木材製品利用事業者等については、記載可能な直近の3か年の木材製品消費量の平均実績を記載し、該当する年度を備考欄に記載してください。
- 4：単位は立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入することとし、備考欄に原木、製品の別を記載してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 5：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 6：目標については、樹木採取権の設定による目標として、申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量を記載し、該当する期間を表題行に( )書きしてください。なお、卸売業などのその他の事業者については目標の記載を要しません。以下についても2(2)④に係るものを除き同様の取扱いとしてください。

(2) 本樹木採取権設定前の過去3か年等の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績

区分	氏名又は名称	主製品の取扱品目	生産・販売実績 (～年平均)	単位	備考
木材利用事業者等					
木材製品利用事業者等					
その他の事業者					

備考

- 1：木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：記載可能な直近の3か年の平均実績について木材利用事業者等、木材製品利用事業者等ごとに作成してください。
- 3：取扱品目欄に、取り扱っている製材品等の主製品の別に区分して記載してください。
- 4：生産量及び販売量は、取り扱っている販売物のうち主なものについて、立方メートル単位のほか、その態様に応じた的確な単位を用いて記載し、小数点以下は四捨五入してください。単位は単位欄に記載し、備考欄に原木、製品等の別を記載してください。
- 5：木材をエネルギー源として利用する場合には、電力や熱の供給能力を記入してください（電力供給能力はキロワットを、熱供給能力はキロワット、ギガジュール毎時を単位としてください）。
- 6：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間

(1) 取引関係に関する事項

木材（原木）の取引関係に関する事項			
樹木採取権者	その他の事業者	木材利用事業者等	期間
			年 月 日～ 年 月 日
木材製品の取引関係に関する事項			
木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	期間
			年 月 日～ 年 月 日

備考

- 1：木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、2により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：樹木採取権者と木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等、その他の事業者との間で、協定書等により合意形成された取引の内容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法等を含めて記載してください。

(2) 事業の計画量等

① 素材生産量

(単位：m<sup>3</sup>)

	区分	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度 以降)	備考
計画	全体 うち樹木採取区								
実績	全体 うち樹木採取区								

備考

- 1：計画について、木材取引計画の内容を転記し、実績の具体的な記載事項については、以下の2から4により記載してください。
- 2：区分は、素材別に記載してください。
- 3：計画及び実績量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。また、計画及び実績量のうち樹木採取区に由来する量について（ ）書きで記載してください。
- 4：計画と実績に大幅な乖離があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

② 木材の取引

(単位：m<sup>3</sup>)

	区分	木材利用事業者等	その他の事業者	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度 以降)	備考
計画											
実績											
	合計										

備考

- 1：計画について、木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項については、以下の2から5により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：樹木採取権者から供給する木材（素材）について、木材利用事業者等、その他の事業者別に記載してください。区分欄には丸太、枝条などの区分とともに想定している主な樹種について（ ）書きで記載してください。
- 3：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：主要取引先は氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：計画と実績に大幅な乖離があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

③ 木材製品の取引

(単位：m<sup>3</sup>)

	区分	木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度以降)	備考
計画												
実績												

備考

- 1：計画について、木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：区分は、木材利用事業者等が加工した木材製品別に記載してください。
- 3：計画量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：木材利用事業者等における加工歩留まりを備考欄に記載してください。
- 6：計画と実績に大幅な乖離があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

④ 木材の新規需要開拓の内容

	事業実施者	新規需要開拓の内容
計画		
実績		

備考

- 1：計画について、木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、事業実施者の変更があった場合は、変更のあった事業実施者に係る記載事項について、以下の2及び3により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：新規需要開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を記載してください。
- 3：供給量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。

4：実績については、当年度に行った新規需要開拓の取組について、記載してください。

### 3 木材取引計画の全体概念図

#### 備考

- 1：木材取引計画に記載した内容を記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、関連する記載事項に下線を付した上で、赤字で記載してください。具体的な記載事項については、以下の2から5により記載してください。
- 2：事業者間の取引状況について、協定を結んでいる者が分かるように対応させて記載してください。また、協定に基づく取引数量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）について記載してください。さらに、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等について、主要取引先が分かるように記載してください。
- 3：樹木採取権者は、素材生産量の現状（本樹木採取権設定前の過去3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）、そのうち樹木採取区での素材生産量を明記してください。
- 4：木材利用事業者等は、原木消費量の現状（記載可能な直近の3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を明記してください。
- 5：新規需要開拓の内容と目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）が分かるように記載してください。

○年○月○日

○○森林管理局長 殿

定期報告に係る誓約書（○○樹木採取区）

（樹木採取権者）が提出する報告の内容を確認いたしました。

（また、国による報告徴求、調査（実地調査を含む。）があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。）

住所  
氏名又は名称

各事業者間での協定書については、添付のとおり（既に提出されている場合は除く）。

備考

- 1：（ ）書き内は、新たに取引事業者になった者以外は記載を要しません。また、新たに取引事業者になった場合以外は、代表者ではなく取引責任者名で構いません。
- 2：誓約書は、木材取引計画案に関する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が連名もしくは単独で作成してください。

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

〇〇樹木採取区〇年度実行報告の確認依頼について

別紙のとおり〇〇森林管理局長に〇年〇月〇日までに実行報告を提出したいので、管轄する国有林野に所在する伐区について運用協定第 48 条第 2 項に基づき確認を依頼します。

備考

- 1：提出先が森林管理署支署長又は森林管理事務所長である場合には、「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」又は「〇〇森林管理事務所長」としてください。
- 2：別紙として、定期報告を添付してください。

別紙様式第 26 号（第 48 条第 2 項） 実行報告の確認通知

年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理署長

〇〇樹木採取区〇年度実行報告の確認について

〇年〇月〇日に確認依頼のあった別紙の実行報告のうち当署の管轄の国有林野に所在する伐区に係るものについて確認しました。

なお、本通知にかかわらず実行報告があった場合の〇〇森林管理局長の対応は、運用協定の定めるところによることを申し添えます。

（注 1） 森林管理署の支署にあつては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所にあつては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

（注 2） 別紙として、定期報告を添付すること。



年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

意欲能力経営者等に該当しなくなったことについて

自己が意欲能力経営者等に該当しなくなったことについて、運用協定第 49 条前段に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 自己が意欲能力経営者等に該当しなくなったと認める理由

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

意欲能力経営者等に該当していることについて

意欲能力経営者等に該当していることについて、下記のとおり運用協定第 49 条後段に基づき報告します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 意欲能力経営者等に該当していることの証拠書類別紙のとおり。

備考

樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法第 36 条第 2 項に基づき公表された民間事業者である場合は、その公表の事実を示す書類を添付し、それ以外である場合は、樹木採取権設定申請書の申請様式 2 の 3、4、5、9、11、12、13、14 の事項を記入し添付してください。

別紙様式第 29 号（第 50 条第 1 項）木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

木材の安定取引の目標に関する報告について

木材の安定取引の目標に関して、下記のとおり運用協定第 50 条第 1 項に基づき報告します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 報告事項  
別紙のとおり。

(別紙)

## ○年度木材の安定取引の目標に関する報告 (○○樹木採取区)

## 1 樹木採取権者等の経営状況等

## (1) 樹木採取権者の素材生産量

(単位：m<sup>3</sup>)

	区分	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度 以降)	備考
計画	全体 うち樹木採 取区								
実績	全体 うち樹木採 取区								

## 備考

- 1：計画については、申請書類等（変更があった場合は変更後のもの）の内容を転記し、実績の具体的な記載事項については、以下の2から6により記載してください。
- 2：報告の前年度までの実績を記入してください。
- 3：素材生産量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。
- 4：素材生産量は2段書きとし、上段に樹木採取権者の素材生産量の全体量を、下段に素材生産量のうち樹木採取区からの素材生産量を記載してください。
- 5：過去の実績は、原則として申請書類等に記載したものを記載してください。
- 6：計画から大きな乖離があった場合は備考欄にその理由を記載してください。
- 7：運用協定第48条に規定する定期報告の提出と同年度中に本報告を提出する場合は、本表の記載を省略することができます。

## (2) 木材利用事業者等の前年度の木材消費量の実績

(単位：m<sup>3</sup>)

年度 氏名	(参考) 過去の実績	前年度の計画 (年度)	前年度の実績	備考
	(～年度平均)			
	(～年度平均)			
	(～年度平均)			

## 備考

- 1：計画については、申請書類等（変更があった場合は変更後のもの）を基に記載し、実績の具体的な記載事項については、以下の2から5により記載してください。
- 2：丸太（素材）について、木材利用事業者等ごとに記載してください。

- 3：木材消費量は立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：過去の実績は申請書類等に記載したものを原則として、該当する年を（ ）書きで記載してください。
- 5：計画から大きな乖離があった場合は備考欄にその理由を記載してください。

(3) 前年度までの木材の新規需要開拓の実績

	事業実施者	新規需要開拓の内容及び数量
計画		
実績		

備考

- 1：計画については、申請書類等（変更があった場合は変更後のもの）の内容を転記し、実績の具体的な記載事項については、以下の2から4により記載してください。
- 2：木材の新規需要の開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の量（報告の前年度のもの）を記載してください。
- 3：量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。
- 4：計画から大きな乖離があった場合はその理由を記載してください。

〇〇森林管理局長 殿

木材の安定取引に係る誓約書（〇〇樹木採取区）

（樹木採取権者）が提出する報告の内容を、確認いたしました。

（また、国による報告徴求、調査（実地調査を含む。）があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。）

住所  
氏名又は名称

各事業者間での協定書については、添付のとおり（既に提出されている場合は除く。）。

備考

- 1：（また、国による報告徴求、調査（実地調査を含む。）があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。）は、新たに取引事業者になった者以外は記載を要しません。また、新たに取引事業者になった場合以外は、代表者ではなく取引責任者名で構いません。
- 2：誓約書は、木材取引計画案に係る木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が連名もしくは単独で作成してください。

別紙様式第 30 号（第 50 条第 2 項）主要取引先の変更

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

主要取引先の変更

申請書類等における取引事業者に当たるものに変更があったので、下記のとおり運用協定第 50 条第 2 項に基づき届け出ます。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 取引事業者の変更時期及び内容
- 3 変更の理由
- 4 変更後の安定取引協定書及び変更した申請書類等別紙のとおり。

備考

4 には変更した取引事業者の誓約書を添付してください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

支配権の異動について

支配権の異動があったことについて、下記のとおり運用協定第 51 条第 1 項に基づき報告します。本事業を実施する能力等を維持し、申請書類等、運用協定、実施契約その他の契約に従い本事業を継続することについて、誓約します。

記

- 支配権の異動の内容を証明する書類別紙のとおり。

備考 支配権の異動の内容を証明する書類を添付してください。



年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

樹木採取区内の採取跡地に係る分収造林契約の締結について

〇〇樹木採取区において下記のとおり樹木の採取跡地における分収造林契約の締結を希望しますので、分収造林契約申請書の案を添付の上運用協定第 58 条第 2 項に基づき通知します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 分収造林契約の締結を希望する伐区  
別紙 1 のとおり。
- 3 分収造林契約申請書の案  
別紙 2 のとおり。

備考

- 1 : 2 については、実行計画案を添付すること等により分収造林契約の締結を希望する伐区を明らかにしてください。
- 2 : 3 については、国が定める分収造林契約申請書の様式に必要な事項を記載したものを添付してください。

別紙様式第 33 号（第 58 条第 3 項）分収造林契約の締結の可否

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

分収造林契約の締結の可否について

〇年〇月〇日付けで通知のあった採取跡地に係る分収造林契約の締結希望について、下記のとおり締結の可否を判断したので運用協定第 58 条第 3 項に基づき通知します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 分収造林契約の締結希望のあった伐区
- 3 分収造林契約の締結の可否
- (4 3 において否とした理由)

(注) 4 については、3 において否とした箇所についてのみ記載すること。

別紙様式第 34 号（第 63 条第 2 項）樹木採取権消滅（移転）後の報告の評価

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権消滅（移転）後の報告の評価について

〇年〇月〇日付けで提出のあった樹木採取権消滅（移転）後の報告について評価した結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認められるため、樹木採取権の消滅（移転）（〇年〇月〇日）から 2 年以内に国有林野管理経営法第 8 条の 8 第 1 項の申請を行ったときは、当該評価を踏まえて同法第 8 条の 10 第 2 項の評価を行うことについて、運用協定第 63 条第 2 項に基づき通知します。

（注）消滅（移転）となっている箇所については、「消滅」又は「移転」のうち該当するものを記載すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

樹木採取権放棄届出書

〇〇樹木採取区に係る樹木採取権の（全部・一部）を下記のとおり放棄しますので、運用協定第 79 条第 1 項の規定に基づき提出します。

記

- 1 放棄に係る樹木採取区の所在地
- 2 放棄に係る樹木採取区の面積  
〇〇〇. 〇〇ha
- 3 放棄する理由

備考

- 1：抵当権が設定されている樹木採取権については、抵当権者の同意を確認できる書類を添付してください。
- 2：一部放棄の場合は、放棄に係る樹木採取区の区域を示した図面を添付してください。
- 3：2の面積については、面積の算出根拠、面積を計測した時点を備考として記載してください。

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権放棄確認通知書

〇年〇月〇日付けで提出のあった樹木採取権放棄届出書につき、当該届出が運用協定に従ったものと認め、樹木採取権の（全部・一部）の放棄を下記のとおり承認しましたので、運用協定第 79 条第 2 項に基づき樹木採取権放棄確認通知書を送付します。

記

- 1 放棄に係る樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 放棄に係る樹木採取区の所在地  
別紙 1 のとおり。
- 3 放棄に係る樹木採取区の面積  
〇〇〇. 〇〇ha  
備考：面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。
- 4 権利設定料の返還の有無
- （5 放棄後の樹木採取区の所在地及び面積について）  
別紙 2 〇年〇月〇日付け〇〇樹木採取区の変更の公示のとおり
- 6 その他

（注 1） 3 の面積は、面積の算出根拠、面積を計測した時点を備考として記載すること。

（注 2） 5 は、一部放棄の場合にのみ記載し、別紙 2 として樹木採取区の変更の公示の写しを添付すること。

別紙様式第 37 号（第 85 条第 1 項、第 3 項）資料提供貸与申請書

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

〇〇樹木採取区に係る資料の提供又は貸与申請書

資料の提供又は貸与について、運用協定第 85 条（第 1 項・第 3 項）に基づき以下のとおり申請します。

提供又は貸与を希望する資料		
提供又は貸与の方法 (希望する方法にチェック)	<input type="checkbox"/> 〇〇森林管理局〇〇課において受領 <input type="checkbox"/> 郵送（資料送付先住所を記載してください）	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

別紙様式第 38 号（第 85 条第 7 項）貸与資料の破棄の報告

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

〇〇樹木採取区に係る貸与資料の破棄の報告

〇年〇月〇日付けで資料の貸与を受けましたが、下記のとおり運用協定第 85 条第 7 項前段に基づき貸与資料を破棄しましたので、同項中段に基づき報告します。

記

破棄した資料	
破棄日	
破棄の方法	

別紙様式第 39 号（第 85 条第 7 項）破棄義務の延期に関する申請書

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

〇〇樹木採取区に係る貸与資料の破棄義務の延期に関する申請書

貸与資料の破棄につき、運用協定第 85 条第 7 項に基づき以下のとおり延期を申請  
します。

記

延期に係る 貸与資料	
破棄期限	
延期後の破棄期限	
破棄の延期理由	



樹木採取権設定申請書作成要領（標準例）

1 申請書の構成

樹木採取権設定申請書の構成は、次のとおりとします。

- (1) 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針

（国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 9 第 1 項第 1 号関係）

申請様式 1：事業の基本的な方針

- (2) 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実にを行うに足りる経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項

（法第 8 条の 9 第 1 項第 4 号関係）

申請様式 2：経営管理の状況

（国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和 26 農林省令第 40 号。以下「規則」という。）第 28 条の 7 第 1 号関係（規則第 28 条の 9 第 2 号及び第 3 号の内容を含む。））

申請様式 3：資産及び収支その他の経理の状況

（規則第 28 条の 7 第 2 号関係）

- (3) 樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額

（法第 8 条の 9 第 1 項第 5 号関係）

申請様式 4：樹木料の算定の基礎となる額（申請額）

- (4) 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との取引関係、木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

（法第 8 条の 9 第 1 項第 6 号関係、規則第 28 条の 8 関係）

申請様式 5：木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項

- (5) 事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項

（法第 8 条の 9 第 1 項第 7 号関係）

申請様式 6：地域の産業の振興に対する寄与に関する事項

（規則第 28 条の 9 第 1 号関係）

申請様式 7：雇用管理の改善に関する事項

（規則第 28 条の 9 第 3 号関係）

申請様式 8：国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

（規則第 28 条の 9 第 4 号関係）

申請様式 9：参加資格要件に関する誓約書

（規則第 28 条の 9 第 4 号関係）

申請様式 10：欠格事由に関する誓約書  
(規則第 28 条の 9 第 4 号関係)

- (6) 樹木採取権実施契約に関する事項  
(法第 8 条の 14 関係)  
参考様式：採取希望時期

## 2 留意事項

- (1) 申請書のサイズは日本産業規格 A 4 とします。
- (2) 申請書の記載内容は、簡潔に記載してください。
- (3) 申請書の提出に当たっては、申請書及び申請様式において添付することとされた書類を添付して提出してください。

## 3 提出先

(注) 郵便番号、住所、提出部局、電話番号等提出に必要な情報を記載すること。

#### 4 申請様式の内容

記載に当たっては、公募において示された法第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針及び参加資格要件の内容のほか、以下に留意してください。

記載事項	内容に関する留意事項
事業の基本的な方針 (申請様式1)	<p>以下の項目に関して、具体的内容を記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 樹木採取区における樹木の採取に関する方針              公募時に示された法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画を踏まえ、樹木の採取に関する方針及び事業実行上の工夫等について記載してください。              (記載事項例)              施業の方法(伐区面積、保護樹帯、路網開設・維持、地形・地質、降水量等への配慮等)、自然環境への配慮、安全対策</li> <li>2 木材の安定的な取引関係の確立に関する方針              連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他事業者による国産材の新規需要開拓に係る主要な取組等について記載してください。              * 既存の国産材需要に悪影響を与えない工夫があれば記載すること。</li> <li>3 その他              事業を実施する際の林業経営の改善・向上、人材の育成・確保等の取組・工夫について記載してください。              (記載事項例)              効率的な作業システムによる生産性の向上、生産工程の分析、適切な原価計算等を通じた生産管理、研修への参加及び雇用管理の改善等</li> </ol>
経営管理の状況 (申請様式2)	<p>以下の項目に関して、数値又は具体的内容を記入するほか該当する項目に☑してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林経営管理法に基づき都道府県に公表されている事実              公表されている場合には、上欄にチェックをしてください。</li> <li>2 生産性の向上又は素材生産量の増加              現状及び目標とする事業年度の見込みを記載してください。</li> <li>3 適切な生産管理又は流通の合理化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業日報の作成・分析による進捗管理及び生産工程の見直し</li> <li>・ 作業システムの改善</li> <li>・ 製材工場等需要者との直接的な取引</li> <li>・ 木材流通業者、森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷</li> <li>・ 森林所有者、工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通の合理化等</li> </ul> </li> <li>4 造林・保育の省力化・低コスト化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採・造林の一貫作業システムの導入</li> <li>・ コンテナ苗の使用</li> <li>・ 低密度植栽</li> <li>・ 下刈りの省略</li> </ul> </li> <li>5 主伐後の再造林の確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制                  (造林を他の事業体と連携することも可)</li> <li>・ 主伐後の適切な更新</li> </ul> </li> <li>6 同種事業の実績             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 素材生産に関して3年以上の事業実績を有しているか、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上あるか。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者が直接雇用している現場作業職員による施業の実績</li> <li>・ 申請者から他者への請負による施業の実績</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合等である場合、組合員による施業の実績</li> <li>(2) 農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村における素材生産事業の受注の実績の有無（過去3年間）。</li> <li>7 技術者（現場代理人）の事業実績 農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の人数（過去5年間）。</li> <li>8 技術者等の保有資格 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター（森林総合監理士）について、複数の資格を有している人数（申請様式2-2と整合させてください。）</li> <li>9 伐採・造林に関する行動規範の策定等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自の行動規範等の策定</li> <li>・ 所属する団体、都道府県、市町村等が策定した行動規範等の遵守</li> </ul> </li> <li>10 現場作業員等の技術の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場従事者等への技術指導</li> <li>・ 研修会・講習会の開催・参加</li> <li>・ 「緑の雇用」事業の活用</li> <li>・ 資格取得への支援</li> </ul> </li> <li>11 労働安全対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働災害の発生頻度 直近3年間に休業4日以上労働災害発生の事実があるか。</li> <li>・ 現場作業職員等への安全衛生教育、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断、リスクアセスメント等の取組の有無</li> </ul> </li> <li>12 雇用管理の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職金共済への加入などの福利厚生の実施</li> <li>・ 労働者災害補償保険への加入（一人親方等の特別加入を含む。）</li> <li>・ 以下の届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</li> <li>・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</li> <li>・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</li> </ul> </li> <li>・ 現場作業職員の常用化など雇用の安定化</li> <li>・ 現場作業職員への月給制度、週休2日制の導入、賃金水準の向上などの雇用条件の改善</li> <li>・ 退職金共済への加入などの福利厚生の実施</li> </ul> </li> <li>13 労働福祉の状況 林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済契約の締結実績の有無（申請様式7-1と整合させてください）。</li> <li>14 コンプライアンスの確保 該当していなければチェックをしてください。</li> <li>15 常勤役員の設置状況 常勤役員の人数等を記入してください（申請様式2-1と整合させてください）。</li> </ul>
--	--

<p>常勤役員の設置状況 (申請様式2-1)</p>	<p>常勤役員の役職、氏名、住所、生年月日等を記載してください。 申請様式2で「樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき公表された民間事業者である。」にチェックした場合は提出不要です。</p>
<p>技術者等の保有資格 (申請様式2-2)</p>	<p>現場作業員等の資格取得の状況を記載してください。</p>
<p>生産の実施体制の確保 (申請様式2-3)</p>	<p>実施体制及び直近3事業年度の素材生産の事業実績を記載してください。</p>
<p>資産及び収支その他の経理の状況 (申請様式3)</p>	<p>1 経理状況 該当するものにチェックし、必要事項を記載してください。 2 経理の分離 該当する場合はチェックしてください。</p>
<p>樹木料の算定の基礎となる額（申請額） (申請様式4)</p>	<p>1 樹木料の算定の基礎となるべき額（A） 当該樹木採取区に係る公募時に提示された樹木料の算定の基礎となるべき額を転記してください（森林管理局において記載します。）。 2 申請額（B） 基礎額算定林分に係る申請額（基礎額算定林分の合計額。税抜き。）を記載してください。なお、林道の開設・改良の計画がある場合においても、計画を勘案せず、林道の現況を前提とした申請額としてください。 3 割増率 申請額（B）を樹木料の算定の基礎となるべき額（A）で除した値（<math>B \div A</math>）（小数点以下第9位を四捨五入する。）を記載してください。なお、この割増率は、樹木採取権の存続期間中の樹木料算定に固定して用いられます。</p>
<p>木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項 (申請様式5)</p>	<p>以下の項目に関して、数値又は具体的内容を記載してください。</p> <p>1 申請者等の経営状況</p> <p>(1) 過去3か年の申請者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量及び木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標</p> <p>(2) 過去3か年の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績</p> <p>(3) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類をいう）、社会保険の加入状況</p> <p>2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間</p> <p>(1) 取引関係に関する事項</p> <p>(2) 事業の計画量</p> <p>① 素材生産量</p> <p>② 木材の取引</p> <p>③ 木材製品の取引</p> <p>(3) 木材生産流通改善施設の整備</p> <p>(4) 木材の新規需要開拓の内容</p> <p>(5) 木材利用事業者等であって木材の引取りを行うものの所在地</p> <p>(6) 木材製品利用事業者等であって木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域</p> <p>(7) 実施期間</p> <p>3 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>4 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図</p>

<p>木材の安定取引の 確実性 (申請様式 5-1)</p>	<p>以下の項目に関して、数値を記入するほか、該当する項目に☑してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在の素材生産量に占める、協定に基づく取引量の割合</li> <li>2 連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について、計画する量の、取引量の増加量に占める割合</li> <li>3 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者として認定を受けている木材関連事業者が、申請者又は協定者である木材利用事業者等に含まれるか。</li> </ol>
<p>木材利用事業者等、 木材製品利用事業者 等及びその他の事業 者の誓約書 (申請様式 5-2)</p>	<p>安定取引協定を締結している協定者が連名又は単独で作成する誓約書を、申請者が徴し、提出してください。</p>
<p>地域の産業の振興に 対する寄与に関する 事項 (申請様式 6)</p>	<p>以下の項目に関して、数値又は具体的内容を記入するほか、該当する項目に☑してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 雇用の増大       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新規雇用の計画</li> <li>② 新規雇用の実績</li> </ol> </li> <li>2 作業員の地元雇用 事業に従事する作業員のうち申請に係る樹木採取区を管轄する森林管理署（森林管理署の支署及び森林管理事務所を含む。）管内に居住している者の割合</li> <li>3 本店、支店又は営業所の所在地 樹木採取区の所在する都道府県及び市町村内に本店、支店又は営業所がある場合、都道府県名及び市町村名を記載してください。</li> <li>4 民有林との連携 当該地域の民有林における施業の実施状況等について、該当する都道府県名又は市町村名を記載してください。</li> <li>5 災害協定等の有無       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村との災害協定の締結</li> <li>② 国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村からの防災活動に関する表彰の実績</li> <li>③ 植林活動、国又は地方公共団体との分収林等の国土緑化活動に対する取組実績</li> <li>④ 防災に資するボランティア活動の実績</li> </ol> </li> </ol>

<p>雇用管理の改善に関する事項 (申請様式7)</p>	<p>以下の事項について、該当する項目に☑してください。</p> <p>1 作業員の雇用形態 申請に係る樹木採取区における事業に配置を予定する全ての作業員の雇用について、直接雇用かつ常用雇用の者の割合(申請様式7-1と整合させてください。)</p> <p>2 ワーク・ライフ・バランス等の推進 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定を受けている場合、該当する項目欄にチェックしてください。 (2) 常用雇用者が300人以下の事業主である場合、女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画を策定している場合は、項目欄にチェックしてください(申請時点において計画期間が満了していない行動計画を策定している場合に限る。) (3) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定を受けている場合は、該当する項目欄にチェックしてください。 (4) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定を受けている場合又は若者の採用・育成に取り組んでいる場合は該当する項目欄にチェックしてください。</p>
<p>雇用の状況 (申請様式7-1)</p>	<p>雇用の状況、社会保険・労働保険等への加入状況等について記載してください。</p>
<p>国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項 (申請様式8)</p>	<p>以下の項目に関して、具体的内容を記入するほか、該当する項目に☑してください。</p> <p>1 樹木採取区における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案 2 その他樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫 3 過去の事業における不誠実な行為 以下の事項について、該当する項目にチェックしてください(※事実関係を森林管理局長が調査します。) (1) 過去5年間に、国から法第8条の21に基づく指示を受けたものの国から改善が不十分との指摘を受けた又は指示を受けたこと等により樹木採取権を取り消されたことがある。 (2) 過去2年間に、樹木採取権消滅又は移転後の評価の結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認める旨の通知を受けたことがある。 (3) 過去2年間に、国有林材の安定供給システムによる販売に係る直近の国との協定において改善の指導を受けたものの十分な対応をせず、国が意図した結果にならなかったことがある。 (4) 過去2年間に、国有林野事業の素材生産事業、造林請負事業、立木販売又は製品販売において、指名停止の処分を受けたことがある。</p>
<p>植栽の意思表示表明書 (申請様式8-1)</p>	<p>必要事項を記入してください。</p>
<p>参加資格要件に関する誓約書 (申請様式9)</p>	<p>必要事項を記入してください。</p>
<p>欠格事由に関する誓約書 (申請様式10)</p>	<p>必要事項を記入してください。</p>

採取希望時期 (参考様式)	必要事項を記入してください。本様式の提出は任意であり、提出しないことで不利な扱いを受けることはありません。また、樹木採取権の設定時点で希望を変更してもかまいません。
------------------	--



〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

樹木採取権設定申請書

樹木採取権の設定を受けることを希望しますので、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）第8条の8第1項及び第2項の規定により、下記により申請いたします。

なお、提出する書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 樹木採取権の設定を受けることを希望する樹木採取区

名称：〇〇樹木採取区

所在地：〇年〇月〇日付け〇〇号〇〇森林管理局長の公示のとおり

2 問合せ先

担当者名：

部 署：

電話番号：

備考

1：必要な書類は添付してください。

2：本申請書の大きさは日本産業規格A4としてください。

3：本申請書様式には法第8条の9第1項第2号及び第3号の内容を含みます。

4：申請者が法人（宗教法人以外）である場合は、以下一及び二の書類を添付してください。

一 定款

二 本申請が法人の議決機関の議決を要する事項に係るものであれば、その議決書の謄本

※ 国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林水産省令第40号。以下「規則」という。）第3条関係。宗教法人の場合、同令第2条に定める議決書の謄本を添付してください（定款は添付不要）。

5：申請者が個人である場合、「2 問合せ先」には電話番号のみ記載してください。

(注) 所在地は森林管理局で記載して示すこと。

申請様式 1 : 事業の基本的な方針  
(法第 8 条の 9 第 1 項第 1 号関係)

1 樹木採取区における樹木の採取に関する方針（施業の方法、自然環境への配慮、安全対策）
2 木材の安定的な取引関係の確立に関する方針
3 その他（林業経営の改善・向上、人材の育成・確保等の取組・工夫等）

申請様式2：経営管理の状況

(規則第28条の7第1号関係(規則第28条の9第2号及び第3号の内容を含む。))

<p>1 森林経営管理法に基づき都道府県に公表されている事実</p>	<p>以下のいずれかの項目にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項に基づき公表された民間事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外</p> <p>※ 1つ目の選択肢をチェックした場合、公表の事実を示す書類を添付してください。</p> <p>※ 1つ目の選択肢をチェックした場合、以下の3、4、5、6の上段、9、11のうち労働災害の発生頻度以外、12、14、15については記載を要しません。</p>			
<p>2 生産性の向上又は素材生産量の増加</p>	<p>生産性</p>	<p>現状(○年度)</p>	<p>目標(○年度)</p>	<p>備考</p>
		<p>間伐 ○m<sup>3</sup>/人日 主伐 ○m<sup>3</sup>/人日</p>	<p>間伐 ○m<sup>3</sup>/人日 主伐 ○m<sup>3</sup>/人日</p>	
	<p>素材生産量</p>	<p>○m<sup>3</sup></p>	<p>○m<sup>3</sup></p>	
<p>目標達成に向けて、今後事業体として取り組む具体的内容を記述してください。</p>				
<p>3 適切な生産管理又は流通の合理化</p>	<p>以下で実施している取組にチェックしてください(※以下のいずれにも該当しない場合、1年以内にいずれかを実施することの誓約書を提出すること)。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システム等の改善等の適切な生産管理</p> <p><input type="checkbox"/> 製材工場等需要者との直接的な取引、取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者、工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通の合理化等</p> <p>上記について具体的内容を記述してください。</p>			
<p>4 造林・保育の省力化・低コスト化</p>	<p>以下で実施している取組にチェックしてください(※以下のいずれにも該当しない場合、1年以内にいずれかを実施することの誓約書を提出すること)。</p> <p><input type="checkbox"/> 伐採・造林の一貫作業システムの導入</p> <p><input type="checkbox"/> コンテナ苗の使用</p> <p><input type="checkbox"/> 低密度植栽</p> <p><input type="checkbox"/> 下刈りの省略</p> <p>上記のいずれも取り組んでいないが、それ以外に実施している取組について具体的内容を記述してください。</p>			
<p>5 主伐後の再造林の確保</p>	<p>以下で実施している取組にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有している。</p> <p>※ 主伐及び再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることが必要です。当該協定等の写しを添付してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 主伐後の適切な更新を行っている(ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること)。</p> <p>上記の両方又はいずれかに該当しない場合、以下にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 1年以内に主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を整え、主伐後に適切な更新を行う。</p>			

	<p>以下で該当する項目にチェックしてください（※以下のいずれにも該当しない場合、1年以内にいずれかの項目に書かれた要件を満たす旨の誓約書を提出すること。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者が素材生産に関して3年以上の事業実績を有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 所属する現場作業職員の素材生産に関する現場従事実績等が3年以上である。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の下請となる事業者が素材生産に関して3年以上の事業実績を有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合等（以下「事業協同組合」という。）である場合、組合員が素材生産に関して3年以上の事業実績を有している。</p> <p>※ 実績とする事業に係る契約書等の写し（事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料）を添付してください。</p> <p>※ 現場作業職員の現場従事実績等については申請様式7-1に記載してください。</p>
<p>6 同種事業の実績</p>	<p>以下で該当する項目にチェックしてください。</p> <p>・過去3年間の農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村における素材生産事業の受注実績（元請又は国有林における下請）の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p>・有の場合、次のいずれかをチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 国有林における元請実績がある。</p> <p style="padding-left: 150px;">事業名： 発注機関：</p> <p><input type="checkbox"/> 国有林以外で元請実績又は国有林における下請実績がある。</p> <p style="padding-left: 150px;">事業名： 発注機関：</p> <p>※ 実績とする事業に係る契約書等の写し（事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料。下請の実績については、元請事業体と交わした契約書又は発注者が発出した下請承認書等の写し）を添付してください。</p> <p>※ 事業協同組合については、当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である者の実績を事業協同組合の実績とすることができます。</p>
<p>7 技術者（現場代理人）の事業実績</p>	<p>過去5年間で、農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業（搬出間伐を含む）を元請で事業実施した現場代理人の人数を記載してください。</p> <p style="text-align: right;">現場代理人の人数 _____人</p> <p>※ 現場代理人として従事したことを証する書類として、従事した事業に係る契約書等の写し（事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料）及び当該事業における現場代理人届等の写し（事業名及び現場代理人氏名が確認できる資料）を申請する技術者1人につき1件添付してください。</p> <p>※ 実績のある現場代理人として申請できる技術者は、申請時点において直接雇用している技術者に限ります。なお、事業協同組合については、当該組合が直接雇用する者又は当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員を直接雇用する者としません。</p> <p>※ 実績とする事業は申請者が受注した事業に限られません。</p>

8 技術者等の保有資格	<p>直接雇用する技術者等のうち、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター（森林総合監理士）について、複数の資格を有している人数を記載してください。</p> <p>なお、事業協同組合については、当該組合が直接雇用する者又は当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員を直接雇用する者とします。</p> <p style="text-align: right;">複数の資格を有している人数 _____人</p>			
9 伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>以下で実施している取組にチェックしてください（※行動規範等を添付すること。以下のいずれにも該当しない場合、1年以内にいずれかを実施することの誓約書を提出してください。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 独自の行動規範等を作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 所属する団体や都道府県、市町村等が策定した行動規範等を遵守している。</p>			
10 現場作業職員等の技術の向上	<p>以下で実施している取組にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場作業職員等への技術指導</p> <p><input type="checkbox"/> 研修会・講習会の開催・参加</p> <p><input type="checkbox"/> 「緑の雇用」事業の活用</p> <p><input type="checkbox"/> 資格取得への支援</p>			
	<p>上記について具体的内容を記述してください。</p>			
11 労働安全対策	<p>労働災害 (休業日数4日以上) の発生頻度<sup>(備考1)</sup></p>	<p>( 年度) 人 ( 人)</p>	<p>( 年度) 人 ( 人)</p>	<p>( 年度) 人 ( 人)</p>
	<p>以下について取り組んでいる場合、チェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場作業職員等への労働安全衛生法に基づく安全衛生教育 ※1</p> <p><input type="checkbox"/> 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導 ※2</p> <p><input type="checkbox"/> リスクアセスメント ※2</p> <p><input type="checkbox"/> 防護具の着用の徹底 ※2</p> <p><input type="checkbox"/> 作業現場の安全巡回 ※2</p>			
	<p>上記の※2のいずれも取り組んでいない場合、それ以外に取り組んでいる労働安全対策があれば、具体的内容を記述してください。 ※2</p>			
<p>※1は必須項目、※2はいずれかを実施することが必須である項目です。 必須項目の全て又はいずれかを実施していない場合、1年以内に必須項目の全てを実施することの誓約書を提出してください。</p>				
12 雇用管理の改善	<p>以下で実施している取組にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 労働者災害補償保険への加入（一人親方等の特別加入を含む。） ※1</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く。） ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</li> <li>・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</li> <li>・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 現場作業職員の常用化など雇用の安定化 ※2</p> <p><input type="checkbox"/> 現場作業職員への月給制度、週休2日制の導入、賃金水準の向上などの雇用条件の改善 ※2</p> <p><input type="checkbox"/> 退職金共済への加入などの福利厚生の実施 ※2</p>			

	<p>上記※2のいずれも取り組んでいない場合、それ以外に取り組んでいる雇用管理の改善があれば、具体的内容を記述してください。</p> <p>※1は必須項目、※2はいずれかを実施することが必須である項目です。 必須項目の全て又はいずれかを実施していない場合、1年以内に必須項目の全てを実施することの誓約書を提出してください。</p>
13 労働福祉の状況	<p>林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済の契約締結について、従業員<sup>(備考2)</sup>の全員について締結しているか、該当する選択肢にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> している。 <input type="checkbox"/> していない。</p>
14 コンプライアンスの確保	<p>以下①から⑤までのいずれにも該当していない場合、チェックしてください。 <input type="checkbox"/> いずれにも該当していない。</p> <p>① 業務に関連して法令に違反し、代表役員等<sup>(備考3)</sup>や一般役員等<sup>(備考4)</sup>が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ④ 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者<sup>(備考5)</sup></p>
15 常勤役員の設置状況	<p>常勤役員の人数を記載してください。 常勤役員の人数 _____人</p> <p>法人であって、常勤役員の人数が0人である場合、以下のいずれかにチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林経営管理法の施行日（平成31年4月1日）から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには常勤役員を設置するよう取り組む。 <input type="checkbox"/> 上記以外</p>

備考

- 1：（   人）は、死亡災害件数を内数で記載してください。
- 2：「従業員」とは、申請者及び下請負者等、実行体制に含まれる全現場作業職員であり、申請様式7-1に記載する現場作業職員とします。
- 3：「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員又は個人事業主とします。
- 4：「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とします。
- 5：「その他・・・（略）・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者等が考えられます。

（注） 樹木採取区の所在する都道府県が、森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知。以下「森林経営管理法運用通知」という。）第13の3に基づき定めた公募要領等における森林経営管理法第36条第2項に規定する要件に該当するか否かを判断する基準の内容に合わせて、項目及び内容を追加修正すること。

申請様式 2-1 : 常勤役員の設置状況

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

申請時に常勤の役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記載してください。

--

※ 申請様式 2 の 1 で「樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法（平成30年法律第 35号）第36条第 2 項に基づき公表された民間事業者である。」にチェックをした場合は提出不要です。

申請様式 2-2 : 技術者等の保有資格

No.	氏 名	技術者数									備考
		フォレストワーカー (林業作業士)	フォレストリーダー (現場管理責任者)	フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター (上級又は中級)	低コスト作業路企画者又は技術者	技術士	林業技士	フォレスタースター (森林総合監理士)	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
計		人	人	人	人	人	人	人	人	人	

備考

- 1 : 「技術者数」欄には、直接雇用する技術者等について申請時点において取得している資格が複数ある者のみ氏名を記入し、該当欄に○印を記載してください。  
 なお、事業協同組合については、当該組合が直接雇用する者又は当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員が直接雇用する者としてください。
- 2 : 「備考」欄には、それぞれの資格についての取得年月日又は修了年月日を記載し、資格者証等の写しを添付してください。
- 3 : フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、研修修了者に係る登録制度の運用について(平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野組第 36 号 林野庁長官通知)に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者をいいます。
- 4 : 森林施業プランナーとは、森林施業の方針や事業収支を示したプランを森林所有者等に提案し、合意形成を図る能力を有する者として、森林施業プランナー協会により認定された者をいいます。
- 5 : 森林作業道作設オペレーター（上級又は中級）とは、林野庁の助成を受けて行われる林業事業体向けの指導者研修上級・中級と初級からなる「森林作業道作設オペレーター研修」のうち、上級又は中級研修を修了した者をいいます。
- 6 : 低コスト作業路企画者又は技術者とは、林業機械化センターで実施された都道府県及び関係団体等の技術者向け研修である「低コスト作業路企画者養成研修」又は「低コスト作業路技術者養成研修」を修了した者をいいます。
- 7 : 技術士とは、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（技術士補を含む。）をいいます。
- 8 : 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士をいいます。
- 9 : フォレスタースター（森林総合監理士）とは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者をいいます。



申請様式 2-3 : 生産の実施体制の確保

1 実施体制

(1) 直近事業年度の作業班体制

区分		班数		人数	
直雇	素材生産班		班		人
	造林班		班		人
下請		○社	班	○社	人
		○社	班	○社	人

備考

- 1 : 樹木採取区における事業に従事するものについて記載してください。
- 2 : 下請の区分欄には素材生産、運材等の業務の種類を記載してください。

(2) 直近事業年度の下請負者との業務分担

工程	申請者による実行	下請負者による実行

備考 : 樹木採取区における事業に従事するものについて記載してください。

2 素材生産の事業実績

区 分		○年度	○年度	○年度
元請	主伐	m3 ( m3)	m3 ( m3)	m3 ( m3)
	間伐	m3 ( m3)	m3 ( m3)	m3 ( m3)
	作業道開設	m ( m)	m ( m)	m ( m)
	その他 ( )			
下請	主伐	m3 ( m3)	m3 ( m3)	m3 ( m3)
	間伐	m3 ( m3)	m3 ( m3)	m3 ( m3)
	作業道開設	m ( m)	m ( m)	m ( m)
	その他 ( )			

備考

- 1 : 直近で事業を実施した過去3年度分の実績を記載してください。3年は連続していることを要しません。
- 2 : 事業実績には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載し、うち国有林野事業（立木の購入、請負事業の元請）に係るものについては（ ）書内数として記載してください。
- 3 : 主伐及び間伐については、素材材積としてください。

申請様式3：資産及び収支その他の経理の状況  
(規則第28条の7第2号関係)

以下該当する項目にチェックをし、表中に必要事項を記入してください

1 法人の場合

(1) 経理状況

- 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好である。
- ※ 直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び直近3年間の事業年度の経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が全てマイナスという状態になっていないことが必要です。
- 中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる。

① 貸借対照表の要旨

区分		( 年度)	( 年度)	( 年度)
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
純資産合計				
負債及び純資産 合計				

② 損益計算書の要旨

区分	( 年度)	( 年度)	( 年度)
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

③ 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	( 年度)	( 年度)	( 年度)
自己資本比率 (%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

備考

- 1：直近3年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出した場合は①及び②の記載を省略できます。
- 2：設立後3年に満たない法人については、設立後の過年度分の経理状況を記載してください。
- 3：設立後間もなく過年度分の財務諸表等がない法人については、経理状況が分かる書類を提出してください。

(2) 経理の分離

- 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理は、他の事業実施に関する経理と分離可能である。

2 個人の場合

(1) 経理状況

- 経理状況が良好である。
- ※ 直近の事業年度の資産状況において、負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないことが必要です。
- 中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる。

納税状況

区分	( 年度)	( 年度)	( 年度)
所得税納付状況			

備考：直近3年分の納税証明書の写し等を提出した場合は納税状況の記載を省略できます。

(2) 経理の分離

- 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理は、口座を分けるなどにより収支を明確にすることが可能である。

(注) 樹木採取区の所在する都道府県が、森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知。以下「森林経営管理法運用通知」という。）第13の3に基づき定めた公募要領等における森林経営管理法第36条第2項に規定する要件に該当するか否かを判断する基準の内容に合わせて、項目及び内容を追加修正すること。

申請様式4：樹木料の算定の基礎となる額（申請額）  
 （法第8条の9第1項第5号関係）

区 分	総 額
樹木料の算定の基礎となるべき額 (A)	円
申請額 (B)	円
割増率 (B) ÷ (A)	

備考

1：金額は税抜きで記載してください。

2：割増率は、申請額を樹木料の算定の基礎となるべき額で除した値で、小数点以下第9位を四捨五入してください。

(注) 樹木料の算定の基礎となるべき額は、樹木採取権設定申請書作成要領の作成時に森林管理局で記載すること（税抜き）。

申請様式 5：木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項

(法第8条の9第1項第6号関係、規則第28条の8関係)

以下に留意して提出してください。

※ 樹木採取区から供給される素材の量は、〇〇〇m<sup>3</sup>/年として各欄を記載してください。

※ 申請者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条第1項の認定（木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画に係るものに限る。以下「木安法認定」という。）を受けた者である場合であって、当該木安法認定に係る事業計画（森林の区域に申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。）の写しを提出したときは、本申請様式の記載を省略することができます。

ただし、当該事業計画の期間と設定申請に係る樹木採取権の存続期間が異なる場合、当該事業計画を共同して作成した者と本申請に当たり協定を締結した者が同一でない場合等、当該事業計画の写しだけでは選定ができないと国が判断したときは本様式に基づく追加資料提出の期限を定めて求めることとなります。

このため、当該木安法認定を受けた者でも上記に該当すると想定される場合は、あらかじめ本様式により提出してください。

※ 樹木採取権設定後の申請書類等記載事項変更申請（以下「変更申請」という。）に係る申請については、当初の申請から変更した箇所に下線を付して赤字で記載してください。

1. 申請者等の経営状況

(1) 過去3か年の申請者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量及び木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標

区分	氏名又は名称	過去の実績				目標 (年度以降)	単位	備考
		年度	年度	年度	平均			
申請者								
木材利用事業者等								
木材製品利用事業者等								
その他の事業者								

備考

- 1：申請者については、過去3か年の素材生産量の実績（各年度及び平均）を記載してください。
- 2：木材利用事業者等については、過去3か年の木材（原木）消費量の実績（各年度及び平均）を記載し、該当する年度を表題行に記載してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 3：木材製品利用事業者等については、過去3か年の木材製品消費量の実績（各年度及び平均）を記載してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 4：単位は立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入することとし、備考欄に原木、製品の別を記載してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 5：主要取引先（別紙○「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分に関する審査基準等」（以下「審査基準等」という。）第1の1（1）ウ（オ）の要件に係る木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）は、氏名又は名称に※印を付してください。

(注) 別紙○には公募要項において対応する別紙番号を記載すること。適用条項については審査基準等に合わせて適宜修正すること。

6：目標については、樹木採取権の設定による目標として、申請時から5年を経過した年度以降（該当する期間を表題行に（ ）書きしてください。）の年間の計画量を記載してください。なお、卸売業などのその他の事業者については目標の記載を要しません。以下についても2（2）④に係るものを除き同様の取扱いとしてください。

(2) 過去3か年の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績

区分	氏名又は名称	主製品の取扱品目	生産・販売実績				単位	備考
			年度	年度	年度	平均		
木材利用事業者等								
木材製品利用事業者等								
その他の事業者								

備考

- 1：過去3か年の実績（各年度及び平均）について木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに作成してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 2：取扱品目欄に、取り扱っている製材品等の主製品の別に区分して記載してください。
- 3：生産量及び販売量は、取り扱っている販売物のうち主なものについて、立方メートル単位のほか、その態様に応じた的確な単位を用いて記載し、小数点以下は四捨五入してください。単位は単位欄に記載し、備考欄に原木、製品等の別を記載してください。
- 4：木材をエネルギー源として利用する場合には、電力や熱の供給能力を記入してください（電力供給能力はキロワットを、熱供給能力はキロワット、ギガジュール毎時を単位としてください。）。
- 5：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

(3) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類）、社会保険の加入状況

備考

- 1：（1）に記載した申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに、必要な書類を添付してください。
- 2：財務諸表については、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知）の第9で規定する木材産業等高度化推進資金の利用を計画する場合にのみ、3に当該資金の利用を計画すると記載した事業実施者ごとに（1）に記載した過去3か年分に該当するものを添付してください。当該資金の利用を計画しない場合及び当該資金の利用を計画しない事業者は提出の必要はありません。
- 3：社会保険の加入状況については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、申請時点において適正に法定福利費を負担していることが分かる書類（保険料の領収書の写し等）を添付してください。

2. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間

(1) 取引関係に関する事項

木材（原木）の取引関係に関する事項			
申請者	その他の事業者	木材利用事業者等	期間

			年 月 日～年 月 日 (権利設定の日から 年間)
木材製品の取引関係に関する事項			
木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	期間
			年 月 日～年 月 日 (権利設定の日から 年間)

備考：申請者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者との間で、協定書等により合意形成された取引の内容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法等を含めて記載してください。

## (2) 事業の計画量

### ① 素材生産量

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度 以降)	備考

備考

- 1：区分は、素材別に記載してください。
- 2：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。また、計画量のうち樹木採取区に由来する量について（ ）書きで記載してください。

### ② 木材の取引

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	木材利用 事業者等	その他の 事業者	現状	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度 以降)	備考
合計											

備考

- 1：申請者から供給する木材（素材）について、木材利用事業者等及びその他の事業者別に記載してください。区分欄には丸太、枝条などの区分とともに想定している主な樹種について（ ）書きで記載してください。
- 2：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 3：現状は、過去3か年の単純平均値を記載してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

③ 木材製品の取引

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	現状	年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度以降)	備考
合計													

備考

- 1：区分は、木材利用事業者等が加工した木材製品別に記載してください。
- 2：計画量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 3：現状は、過去3か年の単純平均値を記載してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：木材利用事業者等における加工歩留まりを備考欄に記載してください。

(3) 木材生産流通改善施設の整備（木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に記入すること）

事業実施者	実施時期	施設等種類 (所在地等)	整備する施設等の規模 (機械設備、能力)	事業費 (千円)

備考：「施設等種類」の欄は、所在地のほか製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠点施設等の別を記載してください。

(4) 木材の新規需要開拓の内容

事業実施者	新規需要開拓の内容

備考

- 1：連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について記載してください。
- 2：新規需要開拓とは、既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの（例：CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等）、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの（例：2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等）又はその他の取組（例：地元産材の活用により差別化を図る取組（顔の見える木材での家づくり等）、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等）を指します。
- 3：新規需要開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標（申請時から5年を経過した年度後以降の年間の計画量）を記載してください。
- 4：供給量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。



(5) 木材利用事業者等の事業所であって申請者が生産した木材の引取りを行うものの所在地

木材利用事業者等	所在地

(6) 木材製品利用事業者等の事業所であって木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域

木材製品利用事業者等	所在地又は区域

備考：原則として、木材製品利用事業者等の事業所であって木材製品の引取りを行うものの所在地を記載してください。ただし、事業所と異なる場所で木材製品の引取りを行うことがある場合には、木材製品利用事業を行う区域を市町村名まで記載してください。

(7) 実施期間 自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日  
(権利設定の日から 年間)

3. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

年度	事業実施者	資金 区分	施設等種類	資金調達先別金額（千円）				
				木材産業等高度化推 進資金		その他金 融機関資 金	その他	合計
				短期資金	長期資金			
第1年度 年度		設備 資金						
		運転 資金						
第2年度 年度		設備 資金						
		運転 資金						
第3年度 年度		設備 資金						
		運転 資金						
第4年度 年度		設備 資金						
		運転 資金						
第5年度 年度		設備 資金						
		運転 資金						

備考

- 1：事業実施者（借受者）ごとに作成してください。
- 2：施設等種類の設備資金欄には、製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠点施設等を記載してください。
- 3：施設等種類の運転資金欄には、素材・製品の購入代金及び輸送費、機械・施設の使用料、作業労賃、木材の流通に係るコーディネート費、権利設定料、樹木料等必要とする資金を記載してください。
- 4：その他欄には、木材産業等高度化推進資金以外の制度資金、県単補助金、自己資金等を記載してください。
- 5：木材産業等高度化推進資金を借り入れる場合には、所要資金額算出基礎を添付してください。

#### 4. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図

##### 備考

- 1：事業者間の取引状況について、協定を結んでいる者が分かるように対応させて記載してください。また、協定に基づく取引数量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）について記載してください。さらに、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等について、主要取引先が分かるように記載してください。
- 2：申請者は、素材生産量の現状（記載可能な直近の3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）、そのうち樹木採取区での素材生産量を明記してください。
- 3：木材利用事業者等は、原木消費量の現状（記載可能な直近の過去3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を明記してください。
- 4：新規需要開拓の内容と目標（申請時から5年を経過した年度後以降の年間の計画量）が分かるように記載してください。

申請様式 5-1 : 木材の安定取引の確実性

以下該当する項目に関して数値を記入するほか、該当する項目にチェックをしてください。

<p>木材の安定取引の 確実性</p>	<p>ア 現在行っている協定に基づく取引が素材生産量に占める割合はどの程度ですか。 現状の素材生産量 (B) のうち、協定に基づく取引量 _____ m<sup>3</sup> (D)</p> <p><input type="checkbox"/> 協定に基づくものが 7 割以上 ( (D)/(B) ≥ 0.7 )</p> <p><input type="checkbox"/> 協定に基づくものが 3 割以上 7 割未満 ( 0.3 ≤ (D)/(B) &lt; 0.7 )</p> <p><input type="checkbox"/> 協定に基づくものが 3 割未満 ( (D)/(B) &lt; 0.3 )</p> <p>※ 当該協定書の写しを添付すること。</p> <p>※ 「現在行っている協定」とは、申請時点において既に協定に基づく取引を行っているもので、樹木採取権設定後の安定取引協定とは別の協定です。</p> <p>イ 連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓<sup>(備考)</sup>の内容について、計画する量の、取引量の増加量に占める割合はどの程度ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の過半を占める。</p> <p><input type="checkbox"/> 新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の半分以下である。</p> <p><input type="checkbox"/> 新規需要開拓の計画量が、計画にない(国産材需要のある分野での量的拡大計画である。)</p> <p>ウ 樹木採取区由来の木材が樹木採取区の所在する都道府県内の連携する木材利用事業者等に供給される割合はどの程度ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 8 割以上</p> <p><input type="checkbox"/> 5 割以上 8 割未満</p> <p><input type="checkbox"/> 3 割以上 5 割未満</p> <p><input type="checkbox"/> 3 割未満</p> <p>エ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。)に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者として認定を受けている木材関連事業者(以下「合法木材供給事業者」という。)が、申請者又は協定者である川中事業者等に含まれますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法の登録木材関連事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者又は協定者である木材利用事業者等が合法木材供給事業者として認定を受けている木材関連事業者である。</p> <p>※ 合法木材供給事業者であることが確認できる合法木材供給事業者認定証の写しを添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者も協定者である木材利用事業者等もクリーンウッド法の登録木材関連事業者又は合法木材供給事業者でない。</p>
-------------------------	---

備考：新規需要開拓とは、既存の国産材需要に悪影響を与えないと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例：CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野)、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例：2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具)又はその他の取組(例：地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出)を指します。

木材の安定取引に係る誓約書

申請者が提出する申請書（申請様式 5 及び 5-1）の内容は、当社の事業内容、事業計画と相違ないことを証します。また、申請者に樹木採取権が設定された際には、国による報告徴求、調査（実地調査を含む。）があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

（住所）

（氏名又は名称）

安定取引協定書については、添付のとおり。

備考

- 1：審査基準等第 1 の 1（1）ウ（エ）の安定取引協定に係る協定書（申請者が樹木採取権の設定を受けることを条件に発効することとされているものを含む。）の写しを添付してください。
  - 2：誓約書記載の住所氏名は添付した協定書と一致させてください。
  - 3：誓約書は、関係する木材利用事業者等、木材製品事業者等及びその他の事業者が連名又は単独で作成してください。
- （注）適用条項については審査基準等に合わせて適宜修正すること。

申請様式6：地域の産業の振興に対する寄与に関する事項

(規則第28条の9第1号関係)

以下の項目に関して、数値又は具体的内容を記入するほか、該当する項目にチェックをしてください。

項目	具体的な内容
1 雇用の増大	<p>① 新規雇用の計画</p> <p><input type="checkbox"/> 今後5年間で現場作業職員の新規雇用（直接雇用かつ常用雇用者）の計画がある。 ※ 新規雇用計画を添付してください。</p> <p>② 新規雇用の実績</p> <p><input type="checkbox"/> 過去1年間に新規雇用（直接雇用かつ常用雇用）があり、申請の日まで雇用が継続している。 ※ 雇用した日が確認できる資料を添付してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請の日において、ハローワーク等により求人活動をしている。 ※ 求人活動が確認できる資料を添付してください。</p>
2 作業員の地元雇用	<p>樹木採取権に係る事業に従事する作業員のうち申請に係る樹木採取区を管轄する森林管理署（森林管理署の支署及び森林管理事務所を含む。以下同じ。）管内に居住している者の割合（申請様式7-1と整合させてください。） _____ % ※ 樹木採取区を所管する森林管理署の管内については別添を参照してください。</p>
3 本店、支店又は営業所の所在地	<p>樹木採取区の所在する都道府県に本店、支店又は営業所がある場合、都道府県名及び市町村名を記載してください。</p> <p>本店所在都道府県名及び市町村名： _____</p> <p>支店所在都道府県名及び市町村名： _____</p> <p>営業所所在都道府県名及び市町村名： _____</p>
4 民有林との連携	<p>① 樹木採取区の所在する市町村又は旧郡において、森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けている場合、市町村名を記載してください。 市町村名： _____ ※ 経営管理実施権の設定を受けていることを証明する書類の写しを添付してください。</p> <p>② 樹木採取区の所在する市町村を含む地域において、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林経営計画を作成し、市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣から当該森林経営計画の認定を受け、民有林の施業を行っている場合、当該市町村名を記載してください。 市町村名： _____ ※ 申請者が認定を受けた森林経営計画書の写し及び当該森林経営計画に係る森林において施業を行っていることを証明する書類の写しを添付してください。</p> <p>③ 樹木採取区の所在する市町村又は旧郡において、森林経営計画策定森林の施業を受託している場合、当該市町村名を記載してください。 市町村名： _____ ※ 当該森林に係る森林経営計画書の写し及び当該森林において施業を受託したことを証明する書類の写しを添付してください。</p> <p>④ 樹木採取区の所在する都道府県において、民有林の施業を実施している場合、都道府県名を記載してください。 施業を実施している都道府県名： _____ ※ 樹木採取区の所在する都道府県において、民有林の施業を実施していることを証明する書類の写しを添付してください。</p>

<p>5 災害協定等の有無</p>	<p>① 国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村と申請時点において災害協定を締結している場合、協定相手方を記載してください。  協定締結相手：_____</p> <p>※ 締結している災害協定等の写しを添付してください。</p> <p>② 防災活動に関する表彰を国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村から受けた実績がある場合、具体的に記載してください。  表彰の名称：_____</p> <p>※ 表彰の実績を証明する書類の写しを添付してください。</p> <p>③ 国土緑化活動の取組として、植林活動、国又は地方公共団体等との分収林等の取組実績がある場合、実施相手先を記載してください。  実施相手先：_____</p> <p>※ 植林活動の実績を証明する書類の写し又は分収林等の契約書等の写しを添付してください。</p> <p>④ 防災に資するボランティア活動を実施した実績がある場合、具体的に記載してください。  ボランティア活動の具体的内容：_____</p> <p>※ 防災に資するボランティア活動を実施した実績を証明する書類の写しを添付してください。</p>
-------------------	---

(注) 樹木採取区を所管する森林管理署の管内の市町村がわかる書類を添付すること。

申請様式7：雇用管理の改善に関する事項

(規則第28条の9第3号関係)

以下該当する項目にチェックしてください。

<p>1 作業員の雇用形態</p>	<p>申請に係る樹木採取区における事業に配置を予定する全ての作業員の雇用について、以下のいずれに該当しますか（申請様式7-1と整合させてください。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業員の7割以上が直接雇用かつ常用雇用者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業員の5割以上7割未満が直接雇用かつ常用雇用者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業員の過半数が臨時雇用者であるか、または下請の雇用者等である。</p>
<p>2 ワーク・ライフ・バランス等の推進</p>	<p>① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定を受けていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「プラチナえるぼし認定企業」である。（注1）</p> <p><input type="checkbox"/> 「えるぼし3段階目認定企業」である。（注2）</p> <p><input type="checkbox"/> 「えるぼし2段階目認定企業」である。（注2）</p> <p><input type="checkbox"/> 「えるぼし1段階目認定企業」である。（注2）</p> <p>※ 「プラチナえるぼし認定企業」又は「えるぼし認定企業」の認定証の写し及びその実績を厚生労働省のウェブサイト公表していることを証明する書類を添付してください。</p> <p>注1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定</p> <p>注2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 (労働時間等の働き方に係る基準を満たしている場合に限る。)</p> <p>② 常用雇用者が100人以下の事業主である場合、女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画を策定していますか（申請時点において計画期間が満了していない行動計画を策定している場合に限る。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 行動計画を策定している。</p> <p>※ 策定した行動計画の写しを添付してください。</p> <p>③ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定を受けていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「プラチナくるみん認定企業」である。（注1）</p> <p><input type="checkbox"/> 「くるみん認定企業（令和4年4月1日以降の基準）」である。（注2）</p> <p><input type="checkbox"/> 「くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）」である。（注3）</p> <p><input type="checkbox"/> 「トライくるみん認定企業」である。（注4）</p> <p><input type="checkbox"/> 「くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準）」である。（注5）</p> <p>※ 「プラチナくるみん認定企業」、「くるみん認定企業」又は「トライくるみん認定企業」の認定証の写しを添付してください。</p> <p>注1 次世代法第15条の2の規定に基づく認定</p> <p>注2 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定</p> <p>注3 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、注5の認定を除く。）</p> <p>注4 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定</p>



注5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

- ④ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けていますか。また、若者の採用・育成に取り組んでいますか。
- 「ユースエール認定企業」である。
    - ※ 「ユースエール認定企業」の認定証の写しを添付してください。
  - 過去3年間に若手（35歳未満）の新規雇用があり、申請の日まで雇用が継続している。
    - ※ 雇用した日が確認できる資料を添付してください。
    - ※ 雇用した日に35歳未満であることが必要です。
  - インターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種の資格取得支援等若手の技術の確保・育成に取り組んでいる。
    - ※ 上記の取り組みが分かる資料を添付してください。
    - ※ インターンシップの受入れや合同説明会への実績は、申請年度を含む直近3事業年度に取り組んだ実績が該当します。
    - ※ 各種資格取得等支援等については申請時点も継続して支援する体制を整えている場合が該当します。

申請様式 7-1 : 雇用の状況

1. 雇用の状況

雇用形態	現場作業職員数	事務系等職員数	計
常 用 (うち 通 年)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
臨 時 ・ 季 節	人	人	人
そ の 他	人	人	人
計	人	人	人

備考

- 1 : 「事務系等職員数」には、現場作業職員以外の全ての雇用労働者数を記載してください。
- 2 : 「常用」には、雇用契約において雇用期間の定めのない又は4か月以上の雇用期間が定められている雇用労働者数を記載してください。「通年」には、常用のうち1年以上継続雇用している人数を記載してください。
- 3 : 「臨時・季節」には、雇用契約において定められた雇用期間が4か月未満の雇用労働者数を記載してください。
- 4 : 「その他」には、常用及び臨時・季節のいずれにも当てはまらない雇用労働者数を記載してください。

2. 社会保険・労働保険等への加入状況等

No	現場 作業職員 氏 名	雇用形態			地元雇用		社会保険・労働保険等への加入状況					実績	備考	
		直雇/ 下請	常用/ 臨時	適否	居住地	適否	労災 保険	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金 保険	退職 金共 済等	現場 従事 年数		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
計														

備考

- 1 : 申請時における全ての現場作業職員について記載してください。
- 2 : 「直雇/下請」欄には直接雇用者又は下請企業等の雇用者の別を記載し、「常用/臨時欄」には直接雇用者に限り、常用又は臨時の別を記載してください。なお、事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者を直接雇用者とし、当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員が直接雇用した者については下請企業等の雇用者としてください。
- 3 : 「直接雇用かつ常用の者」の場合には雇用形態の「適否」欄に「適」と記載してください。
- 4 : 「居住地」欄には、現場作業職員の居住する市町村名を記載してください。なお、居住地(市町村名)が証明できる資料を添付してください。
- 5 : 現場作業職員のうち、申請に係る樹木採取区を管轄する森林管理署管内に居住している者には、地元雇用の「適否」欄に「適」と記載してください。
- 6 : 雇用形態及び地元雇用の「適否」欄の「計」には、「適」とする現場作業職員数が現場作業職員数の計に占める割合を%で記載してください。
- 7 : 「社会保険・労働保険等への加入状況」欄には、社会保険・労働保険等の加入状況について、該当欄に○印を記載するとともに、加入状況が確認できる資料を添付してください。なお、当該資料において被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、保険者番号及び当該記号・番号にマスキングを施したものを添付してください。
- 8 : 「現場従事年数」欄には、素材生産に関して現場従事実績が直近年度末までに3年以上ある場合は○印を、2年以上3年未満の場合は「2」を、1年以上2年未満の場合は「1」を、1年未満の場合は△印を、実績がない場合は×印を記載してください。素材生産に関する現場従事実績が1年以上3年未満の場合は、林業大学校等で2年間の課程を修了しているなど作業の質や安全性等に関して現場従事実績が3年以上ある者と同程度以上の能力を有していることを証する書面を

添付してください。現場従事実績を1年以上有するとした現場作業職員については●●県（樹木採取区の所在する都道府県名を記載すること。）の認定基準と同等の、現場従事実績を証する資料を添付してください。

9：「備考」欄には、当該作業員について特記すべきことがあれば記載してください。

(注) 社会保険・労働保険等への加入状況が確認できる資料について、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない場合は、当該資料を確認した者においてマスキングを施すこと。

申請様式 8 : 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項  
 (規則第28条の9第4号関係)

	<p>1. 樹木採取区における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案 (例: 苗木の調達、一貫作業による再造林の工夫等)</p>
	<p>備考: 申請様式 8-1 「植栽の意思表明書」を添付してください。</p> <p>2. その他樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫 (例: 自主的な林道の草刈、樹木採取区以外の国有林野の巡視報告、独自に取得した空中写真や測量データ等の国への提供、施業又は森林の保護における先進的な取組及びその結果の報告等)</p>
<p>3. 過去の事業における不誠実な行為</p>	<p>以下に該当している場合はチェックしてください (※事実関係を森林管理局長が調査します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 過去5年間に、国から法第8条の21に基づく指示を受けたものの国から改善が不十分との指摘を受けた又は指示を受けたこと等により樹木採取権を取り消されたことがある。</li> <li><input type="checkbox"/> 過去2年間に、樹木採取権消滅又は移転後の評価の結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認める旨の通知を受けたことがある。</li> <li><input type="checkbox"/> 過去2年間に、国有林材の安定供給システムによる販売に係る直近の国との協定において改善の指導を受けたものの十分な対応をせず、国が意図した結果にならなかったことがある。</li> <li><input type="checkbox"/> 過去2年間に、国有林野事業の素材生産事業、造林請負事業、立木販売又は製品販売において、指名停止の処分を受けたことがある。</li> </ul> <p>備考: 国からの通知等の写しを添付してください。</p>

申請様式 8-1 : 植栽の意思表示書

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

植栽の意思表示書

下記の樹木採取区内の樹木の採取跡地における植栽について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の7の公募において示された樹木採取権運用協定書案及び樹木採取権実施契約書案のとおり樹木採取権運用協定及び樹木採取権実施契約を締結し、当該植栽を実施する旨表明します。

記

○ 樹木採取区の名称

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

### 参加資格要件に関する誓約書

〇〇樹木採取区に係る国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の7の公募において示された参加資格要件を充足していること及び樹木採取権に係る一切の事業が終了するまで充足することを誓約します。

下記1から6までについて誓約するとともに、下記5に掲げる事項の公表に同意し、下記7及び8のいずれにも該当せず、また樹木採取権に係る一切の事業が終了するまで該当しないことを誓約します。

また、貴庁の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、公募において示された樹木採取権運用協定書の案の内容で樹木採取権運用協定を締結すること。
- 2 樹木採取権が設定された際には、公募において示された樹木採取権実施契約書の案の内容で樹木採取権実施契約を締結すること。
- 3 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しないこと。
- 4 申請書の内容に即して事業を行うこと。
- 5 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意すること。
- 6 森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している要件に適合すること。  
(注) 森林管理局において要件を具体的に定めること。なお、この要件の設定は、樹木の採取跡地において造林を行う必要のない間伐のみの樹木採取区の場合は不要とする。

7 樹木採取権者として不適当な者

- (1) 法人等（個人又は法人をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

8 樹木採取権者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等その他樹木採取権に係る業務を行う者の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

申請様式10：欠格事由に関する誓約書  
(規則第28条の9第4号関係)

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

欠格事由に関する誓約書

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の11各号に定める欠格事由に該当せず、樹木採取権に係る一切の事業が終了するまで該当しないことを誓約します。

備考：局審査基準等通知第1の1（3）エ（キ）から（ヌ）において該当する事項があれば、その事項と該当する理由について、別に記載して提出してください。

（注）適用条項については局審査基準等通知に合わせて適宜修正すること。





## 別紙9（第4の3）樹木採取権設定候補者等選定委員会設置要領例

### 樹木採取権設定候補者等選定委員会設置要領例

#### （目的）

第1条 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の10第2項に基づき〇〇森林管理局長が〇〇樹木採取区に係る樹木採取権者の設定を受ける者の選定等を行うに当たり、公平・公正を期するために設置する樹木採取権設定候補者等選定委員会（以下「委員会」という。）の運営については、この要領の定めるところによる。

#### （委員会の事務）

第2条 委員会は、国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について（令和2年8月3日付け2林国経第38号林野庁長官通知。以下「設定通知」という。）第4の1（3）、（4）及び2、第17の1（1）ウ、2（1）ウ又は3（4）アの事務を行い、その結果を森林管理局長に報告する。

#### （委員会の委員）

第3条 委員会の委員は、森林管理局長が、関係部課長等の森林管理局職員を指定する。この場合において、森林管理局長は、経理課長を委員として指定しなければならない。

2 第12条に該当する場合その他委員（委員長を除く。）がその職務を行えないときは、森林管理局長は、他の者を委員に指定するものとする。

3 前項に規定する場合においては、第1項後段の規定は適用しない。

#### （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は森林整備部長とする。

2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

3 第12条に該当する場合その他委員長がその職務を行えないときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### （招集）

第5条 委員会は、第2条に定める事務を行う場合その他委員長が必要と認める場合に、委員長が招集する。

#### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、森林管理局〇〇課において処理する。

- 2 庶務は、委員会までに、設定通知第4の1(3)及び(4)、第17の1(1)ウ、2(1)ウ又は3(4)アの事務を行い、案を作成する。

(評価)

第7条 委員は、当該委員会が設定通知第4の2の事務を行うために招集されたものであるときは、当該委員会の開催前に設定通知第4の2の事務を行い、庶務に提出する。ただし、委員長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 前項本文の場合において、庶務は、前項本文により提出された結果をとりまとめ、案を作成する。

(委員会の議事)

第8条 委員は委員会において、前2条により作成された案を踏まえ、各申請に対する意見交換を行う。

(報告)

第9条 委員長は、委員会終了後、別添により報告書を作成し、森林管理局長に提出する。

(会議の公開)

第10条 会議は、非公開とする。

(委員の秘密保持義務)

第11条 委員又は委員であった者は、委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員の除斥)

第12条 委員は、自己又は三親等内の親族の利害に関係ある事案については、議事に加わることができない。

(雑則)

第13条 その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

- 2 委員会は、森林管理局長がその必要があると認めるときは、書面会議又はウェブ会議により開催することができる。

(注) 選定委員会は、設定通知第4の1(3)、(4)及び2、第17の1(1)ウ、2(1)ウ又は3(4)アの事務ごとに設置すること。

別添  
年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

〇〇森林管理局樹木採取権設定候補者等選定委員会  
委員長 (役職・氏名)  
委員 (役職・氏名)

### 報告書

下記により樹木採取権設定候補者等選定委員会を開催したので、その結果を別紙2の  
おり報告する。

### 記

- 1 日時 年 月 日
- 2 場所
- 3 出席委員
- 4 議題となった申請の根拠条項

別紙1 申請者一覧表

樹木採取区の名称	担当署等	申請者		備考
			番号	

別紙2 結果一覧表

樹木採取区 の名称	担当 署等	申請 者	申請の形 式上の要 件への適 合	法第8条 の11の 欠格事由 (注1)	法第8条 の10第 1項の審 査(注2)	法第8条の10第2項の評 価				法第8 条の17 第5項 の基準 (注3)	法第8条 の18第 2項の基 準(注3)
						価格 点	加算 点	減点	合計		

(注1) 欠格事由に該当している場合は、該当の事項を記載すること。

(注2) 適合しない審査基準があった場合は、該当の事項を記載すること。

(注3) 適合しない基準があった場合は、該当の事項（法第8条の10第1項各号及び法第8条の11各号のいずれかに係るものを含む。）を記載すること。

(注4) 結果の詳細が分かる書類等を添付すること。

別紙様式第1号（第1の1（2）、2）森林管理署長への基礎額算定林分の調査等の指示

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

（基礎額算定林分・樹木採取権運用協定第15条に基づき国が通知する伐区）の  
収穫調査等について（樹木採取権関係）

貴管内の国有林野において、下記のとおり〇〇樹木採取区の（基礎額算定林分・樹木採取権運用協定（以下「運用協定」という。）第15条に基づき国が通知する伐区）を選定したので、（具体的な区画内での基礎額算定林分・運用協定第15条に基づき国が通知する伐区）及び採取箇所的位置を決定した上で、（基礎額算定林分・運用協定第15条に基づき国が通知する伐区）の収穫調査等を行い、報告期限までに下記の事項について報告すること。

記

1 （基礎額算定林分・運用協定第15条に基づき国が通知する伐区）

以下の一覧及び別紙のとおり。

〇〇国有林〇〇林班〇小班

〇〇国有林〇〇林班〇小班

〇〇国有林〇〇林班〇小班

〇〇国有林〇〇林班〇小班

2 報告事項

- （1）（具体的な区画内での基礎額算定林分・運用協定第15条に基づき国が通知する伐区）及び採取箇所的位置
- （2）収穫調査等の結果
- （3）収穫調査の使用機材等
- （4）その他

### 3 報告期限

○年○月○日

- (注1) 別紙として、指定通知第1の4(2)により公示した区域図に基礎額算定林分又は運用協定第15条に基づく国が通知する伐区の対象小班として選定された小班を明示し、添付すること。また、想定伐区を基礎額算定林分として選定した場合は、当該想定伐区を当該区域図に明示すること。
- (注2) 2(2)は、国有林野情報管理システムにおいて、立木販売予定価格評定調書の作成を行うことによるものとし、これ以外に基礎額の算定に必要な事項があれば、2(4)で、その提出を具体的に森林管理署長に指示すること。
- (注3) 運用協定第15条に基づき国が通知する伐区の場合は、2(4)で区域標示について指示すること。
- (注4) 森林管理署の支署に対しては「○○森林管理署長」を「○○森林管理署○○支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「○○森林管理署長」を「○○森林管理事務所長」と変更して使用すること。
- (注5) 基礎額算定林分であって、樹木採取権運用協定第15条に基づき国が通知する伐区については、「基礎額算定林分」と「樹木採取権運用協定第15条に基づき国が通知する伐区」を併記すること。



別紙様式第2号（第1の1（3）、2）基礎額算定林分の収穫調査結果等の報告

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

〇〇森林管理署長

（基礎額算定林分・樹木採取権運用協定第15条に基づき国が通知する伐区）の  
収穫調査結果等の報告について（樹木採取権関係）

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号により指示のあった（基礎額算定林分・樹木採取権運用協定  
（以下「運用協定」という。）第15条に基づき国が通知する伐区）の収穫調査等を行い、  
下記の事項をとりまとめたので報告する。

記

- 1 （具体的な区画内での基礎額算定林分・運用協定第15条に基づき国が通知する伐区）  
及び採取箇所の位置  
別添の調査復命書の添付図面のとおり。

2 収穫調査等の結果

（基礎額算定林分・運用協定第15条に基づき国が通知する伐区）

林班	小班	調査 方法	伐採 方法	樹種	材積 (m <sup>3</sup> )	面積 (ha)	復命書 番号	評定 番号	備考

### 3 収穫調査の使用機材等

### 4 その他

(注1) 国有林野産物収穫調査規程準則の制定について（昭和42年4月17日付け42林野業第193号）別紙第7条の調査復命書を添付すること。

(注2) 2の報告に当たっては、国有林野情報管理システムにおいて、立木販売予定価格評定調書の作成を基礎額算定林分又は運用協定第15条に基づき国が通知する伐区ごとに行い、該当する評定番号を記入すること。

(注3) 2以外で森林管理局長から基礎額の算定に必要な事項について報告の指示があった場合は、4で報告すること。

(注4) 運用協定第15条に基づき国が通知する伐区の場合は、1の調査復命書の添付図面に区域標示の結果について明示すること。

(注5) 森林管理署の支署にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

(注6) 基礎額算定林分であって、樹木採取権運用協定第15条に基づき国が通知する伐区については、「基礎額算定林分」と「樹木採取権運用協定第15条に基づき国が通知する伐区」を併記すること。

別紙様式第3号（第2の2（1））公募要項の承認申請

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

公募要項の案について（樹木採取権関係）

下記の樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募に当たり、公募要項の案を作成したので提出する。

記

- 1 樹木採取区の名称  
〇〇樹木採取区
- 2 公募要項の案  
別紙のとおり。

別紙様式第3号の2（第2の2(2)）同時公募を行う樹木採取区の一覧

同時公募を行う樹木採取区の一覧

1. 公募の期間

○年○月○日から○年○月○日まで

2. 公募を行う樹木採取区

公募を行う樹木採取区は以下のとおりです。詳細は各樹木採取区の公募要項に掲載しています。

番号	樹木採取区 の名称	樹木採取区 の所在地	樹木採取区 の面積(ha)	樹木採取権 の存続期間	権利設定 料の額	備考

(注1) 「番号」には、樹木採取区ごとに連番を記載すること。

(注2) 「樹木採取区的面積」には、区域面積を記載すること。

(注3) 「備考」には、各樹木採取区の所在する森林計画区名等を記載すること。

(注4) その他表記事項については、各樹木採取区の公募要項に掲載している内容を記載すること。

別紙様式第4号（第2の2（3））関係都道府県知事への公募開始の通知

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の7に基づき〇〇樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募を開始したので、通知します。

（注）参考資料として、公募要項及び同時公募を行う樹木採取区の一覧並びに局審査基準等通知を添付すること。

別紙様式第5号（第4の1（1））形式不備による設定の拒否

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の設定をしないことについて

〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇樹木採取区に係る国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の8第1項の申請について、下記のとおり法令に定められた申請の形式上の要件に適合しないため、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に基づき、樹木採取権の設定をしないことを通知します。

なお、本処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に林野庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、本処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、本処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、本処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、本処分があったことを知った日から6か月以内に、国（法務大臣）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、本処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、本処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

○ 法令に定められた申請の形式上の要件に適合しないと認める理由

（注）理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨で記載されるものであり、申請のどの箇所について、どの条項に定められた形式上の要件に適合しないのか、適合しないと認めるのはなぜか等可能な限り具体的に記載すること。

別紙様式第6号（第4の1（2）、第17の1（1）、3（4））追加の書類の求め

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

### 追加書類の提出について

〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇樹木採取区に係る国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）（注1）について、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）（注2）に基づき下記の追加書類を求めますので、下記の提出期限までに下記の提出先に提出してください。

### 記

- 1 追加提出書類
- 2 提出期限
- 3 提出先

（注1）「第8条の8第1項の申請」、「第8条の17第2項の申請」又は「第8条の18第1項の届出」のうち該当するものを記載すること。

（注2）「第28条の10第2項」、「第28条の14第2項」又は「第28条の15第2項」のうち該当するものを記載すること。

別紙様式第7号（第5の1（2））関係都道府県知事に対する協議（樹木採取権の設定）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の設定について（協議）

下記のとおり樹木採取権の設定に当たり、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）第8条の12第2項に基づき協議しますので、〇年〇月〇日までに任意様式により回答をお願いします。

なお、意見等がある場合は、回答に併せてその理由を示すほか、根拠となる資料を添付してください。

記

1 公募の内容

別紙1のとおり。

2 樹木採取権の設定を受ける者

（1）樹木採取権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所

（氏名又は名称）

（住所）

（2）選定結果

項目	樹木採取権の 設定を受ける者	それ以外の者		
		申請者A	申請者B	申請者C
氏名又は名称				
申請の形式上の要件への適合				
法第8条の11の欠格事由				



法第8条の10第1項の審査						
法第8条の10第2項の評価	価格点	申請額				
	加算点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保				
		事業の実施体制				
		地域における産業の振興に対する寄与の程度				
		林業経営の改善に関する事項				
		雇用管理の改善				
	減点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保				
合計						

(3) 申請書

別紙2のとおり。

(注1) 別紙1として公募要項を、別紙2として添付書類を含めた、樹木採取権の設定を受ける者に係る申請書類の写し一式を添付すること。

(注2) 参考資料として、局審査基準等通知を添付すること。

別紙様式第8号（第5の1（5））樹木採取権設定候補者への通知

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長  
（登録番号 T8000012050001）

樹木採取権設定候補者に選定されたことについて

〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇樹木採取区に係る国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）第8条の8第1項の申請について、貴殿を法第8条の10第2項の樹木採取権の設定を受ける者（樹木採取権設定候補者）として選定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権の設定予定
- 3 樹木採取権の存続期間
- 4 権利設定料の予定額及び納付期限の予定

権利設定料の予定額	納付期限の予定
円 （うち消費税及び地方消費税 円・ 消費税率 %）	樹木採取権の設定の日から 30日以内

備考：樹木採取権の設定と同時期に納入告知書が送付される予定です。

（注）3には、公募時に示した内容を記載すること。

別紙様式第9号（第5の1（5））運用協定書の送付

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

#### 樹木採取権運用協定の締結について

〇〇樹木採取区に係る樹木採取権の設定に伴い、貴殿と別添樹木採取権運用協定書のとおり樹木採取権運用協定を締結したいので、2部ともに押印の上、〇年〇月〇日までに返送ください。樹木採取権運用協定書2部に双方とも押印した後は、1部を貴殿に送付します。

なお、樹木採取権運用協定を締結した後は、本協定に基づき樹木採取権実施契約の締結手続を行うこととなります。また、本協定の別紙5において、樹木料の算定を行う際に適用する割増率を示しています。

（注）樹木採取権運用協定書を2部添付し、同協定書別紙5に樹木採取権者に適用する割増率を記載すること。

別紙様式第 10 号（第 5 の 2 （ 1 ）） 樹木採取権の設定の通知

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長  
（登録番号 T8000012050001）

樹木採取権の設定について

〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇樹木採取区に係る国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 8 第 1 項の申請について、下記のとおり貴殿に樹木採取権の設定をしましたので、法第 8 条の 12 第 3 項の規定に基づき通知します。

記

1 樹木採取権に係る樹木採取区

（1）樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区

（2）樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

（3）樹木採取区の面積

〇〇〇.〇〇ha

（注）面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。

（4）区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

2 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の存続期間は、〇年〇月〇日（法第 8 条の 12 第 1 項の設定の日）から〇年〇月〇日の〇年〇月とする。

3 権利設定料の納付

- (1) 権利設定料を歳入徴収官の発行する納入告知書の定めるところにより次に掲げる納付期限までに納付すること。

権利設定料の額	納付期限	備考
円 (うち消費税及び地方消費税 円・ 消費税率 %)	○年○月○日	権利設定料の算定方法は別添のとおり

- (2) 納付期限までに権利設定料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数について、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率により算定した金額を延滞金として支払わなければならない。
- (3) 樹木採取権者が権利設定料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が権利設定料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

#### 4 事業を開始しなければならない期間

樹木採取権の設定のときは、○年○月○日から○年○月○日までとする。樹木採取権実施契約の契約期間が満了したときは、当該契約期間の満了日から○年間（ただし、法第 8 条の 18 第 2 項の基準に適合しないと認められたときを除く。）とする。

#### 5 その他

- (1) 樹木採取権者は、やむを得ない理由により 4 の期間内に事業を開始できない場合又は事業を開始した後、引き続き 1 年以上事業を休止しようとする場合は、法第 8 条の 13 第 2 項又は第 3 項の規定により、事業開始延期又は事業休止について、森林管理局長の認可を受けなければならない。
- (2) 森林管理局長は、法第 8 条の 13 第 1 項の事業の開始、同条第 2 項の規定に基づく事業開始延期及び同条第 3 項の規定に基づく事業休止の認可手続の状況を定期的に点検することから、森林管理局長から調査があった場合、真摯に協力すること。

(注 1) 1 は公示されている内容を転記するとともに、別紙 1 として公示されている指定通知別紙様式第 6 号、別紙 2 として公示されている指定通知別紙様式第 7 号を添付すること。

(注 2) 2 は、樹木採取権の設定の日を開始日として、公募において示した存続期間の末日を終了日とすること。

(注 3) 3 (1) の権利設定料の額については、別紙 2 の 3 の場合を除き、公募において示したものとする。

(注 4) 3 (1) の権利設定料の納付期限については、第 2 の 1 (13) イに係る公募での記載を踏まえ、具体的な日付を示すこと。

(注5) 3 (1) の備考については、別紙2の3の場合のみ記載し、別添として当該再算定に係る算定方法を示すこと。

(注6) 4は、公募において示した期間を具体的な日付とともに示すこと。

(注7) その他樹木採取権者に通知すべき事項がある場合は、5に記載すること。

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の設定をしないことの決定をしたことについて

〇年〇月〇日付けで提出のあった〇〇樹木採取区に係る国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 8 第 1 項の申請について、下記のとおり樹木採取権の設定をしないことの決定をいたしましたので、法第 8 条の 12 第 3 項に基づき通知します。

なお、本処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に林野庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、本処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、本処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、本処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国（法務大臣）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、本処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、本処分の日から 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

○ 理由

（注）理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨で記載されるものであり、処分の原因となる事実、審査基準の適用関係等がその記載自体から了知しうるものとなるよう可能な限り具体的に記載すること。

別紙様式第 12 号（第 5 の 2 （ 2 ）） 樹木採取権の設定の林野庁長官への報告

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の設定について

下記のとおり、樹木採取権の設定を行い、併せて樹木採取区管理簿を作成したので、報告する。

記

1 樹木採取権の設定  
別紙 1 のとおり。

2 選定結果の概要

項目	樹木採取権者	それ以外の者		
氏名又は名称				
申請の形式上の要件への適合				
法第 8 条の 11 の欠格事由				
法第 8 条の 10 第 1 項の審査				



法 第 8 条 の 第 10 第 2 項 の 評 価	価 格 点	申請額				
	加 算 点	国有林野の適切かつ 効率的な管理経営の 実施の確保				
		事業の実施体制				
		地域における産業の 振興に対する寄与の 程度				
		林業経営の改善に関 する事項				
		雇用管理の改善				
	減 点	国有林野の適切かつ 効率的な管理経営の 実施の確保				
	合計					

3 都道府県知事協議の結果

4 樹木採取区管理簿  
別紙2のとおり。

(注1) 別紙1として、樹木採取権の設定の通知の写しを添付すること。

(注2) 別紙2として、作成した管理簿（別紙を除く。）の写しを添付すること。

別紙様式第 13 号（第 5 の 2（3）、第 17 の 1（1））樹木採取権の設定又は移転の許可の  
関係都道府県知事への通知

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の（設定・移転の許可）について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）（第 8 条の 12 第 2 項・第 8 条の 17 第 4 項）に基づき〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で協議を行った件につき、下記の者に対し、（同条第 1 項・同条第 2 項）に基づき、樹木採取権（を設定・の移転の許可を）したので、通知します。

下記の者が、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により都道府県が公表する民間事業者でなくなった場合は、連絡をお願いします。

記

- 1 樹木採取区の名称  
〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権者の氏名又は名称
- 3 樹木採取権の存続期間

別紙様式第 14 号（第 5 の 3）選定結果の公表

下記の樹木採取区に下記のとおり樹木採取権を設定したので、選定結果を下記のとおり公表する。

年 月 日  
〇〇森林管理局長

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取区の所在地及び面積
- 3 選定された樹木採取権者の氏名又は名称

#### 4 選定結果

項目			樹木採取権者	それ以外の者		
氏名又は名称				申請者A	申請者B	申請者C
申請の形式上の要件への適合						
法第8条の11の欠格事由						
法第8条の10第1項の審査						
法第8条の10第2項の評価	価格点	申請額				
	加算点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保				
		事業の実施体制				
		地域における産業の振興に対する寄与の程度				
		林業経営の改善に関する事項				
		雇用管理の改善				
	減点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保				
	合計					

(注1) 樹木採取権者以外は匿名とすること。

(注2) 2は、樹木採取区の最新の公示に係るURLを記載すること。

樹木採取区管理簿

〇〇森林管理局  
 〇年〇月〇日時点

樹木採取区の名称	樹木採取区 の所在地	樹木採取区の面積	樹木採取権の 設定の日	樹木採取権の 存続期間	採取箇所面積 (〇年〇月〇日時点実績)	備考

(注 1) 樹木採取区管理簿の様式には、樹木採取権者等の氏名又は名称及び樹木採取権登録令（令和元年政令第 148 号）第 9 条の権利部に係る事項は追加しないこと。

(注 2) 樹木採取区の名称及び樹木採取区的面積の欄には、最新の公示の内容を転記するほか、樹木採取区の所在地については、最新の公示に係る指定通知別紙様式第 6 号及び別紙様式第 7 号に関する URL を記載するか、又は別紙として、公示されている指定通知別紙様式第 6 号及び別紙様式第 7 号を添付すること。

(注 3) 採取箇所面積の実績は、時点も合わせて記載すること。

樹木採取区管理簿原簿

1 総括表

樹木採取区の名称	森林管理署	樹木採取区の所在地	樹木採取区の面積	樹木採取権の設定の日	樹木採取権の存続期間	権利設定料の額及び算定方法	採取箇所面積（実績）	樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができる見込みの面積	樹木採取権者の氏名又は名称	備考
〇〇樹木採取区										
〇〇樹木採取区										
〇〇樹木採取区										
〇〇樹木採取区										
〇〇樹木採取区										

（注 1）樹木採取区の名称及び樹木採取区的面積の欄には、最新の公示の内容を転記するほか、樹木採取区の所在地については、最新の公示に係る指定通知別紙様式第 6 号及び別紙様式第 7 号に関する URL を記載するか、又は別紙として、公示されている指定通知別紙様式第 6 号及び別紙様式第 7 号を添付すること。

（注 2）権利設定料の額は、樹木採取権の設定の通知に記載した納付すべき権利設定料の額について、総額並びに消費税及び地方消費税の額を記載すること。権利設定料の算定方法については、当該額の算定方法として別紙を添付すること。

（注 3）採取箇所面積（実績）及び樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができる見込みの面積の欄には、括弧書きで時点を記載すること。

（注 4）樹木採取権者の氏名又は名称の欄には、3 の樹木採取区の樹木採取権者の履歴の最新の情報を反映すること。

（注 5）備考には、抵当権の設定その他必要な事項を記載すること。ただし、樹木採取権登録令（令和元年政令第 148 号）第 9 条の権利部に係る事項については公表してはならない。

2-1 樹木採取権実施契約の締結期間、事業の開始等

樹木採取権実施契約の締結期間			事業を開始しなければならない期間	〇〇樹木採取区
	始期	終期		事業開始期間延長の認可、事業休止の認可等の状況
第〇期				
第〇期				
第〇期				
第〇期				

(注) 樹木採取権実施契約の締結期間の欄には、実際に樹木採取権者と締結した実施契約の始期及び終期について記載すること。

2-2 樹木採取区の変更履歴

設定日又は変更日	内容			〇〇樹木採取区
	事由	(変更の場合) 減少面積	設定時点又は 変更後の樹木採取区 の面積	備考
	樹木採取権の設定	—		

(注) 事由の欄には、樹木採取権の設定、一部の取消し、一部の放棄等を記載すること。また、事由については公表してはならない。

3 ○○樹木採取区の樹木採取権者の履歴

			○○樹木採取区
設定日又は変更日	内容		備考
	事由	樹木採取権者の氏名又は名称	

(注) 事由の欄には、設定、移転の許可又は一般承継の別を記載すること。



別紙様式第 17 号（第 5 の 4（3））樹木採取区管理簿の変更時の林野庁長官への報告

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区管理簿の変更について

本日付けで下記樹木採取区の樹木採取区管理簿を変更したので、報告する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 変更の箇所
- 3 変更後の樹木採取区管理簿  
別紙のとおり。

（注 1） 2 には、変更した管理簿の項目名を記載すること。

（注 2） 別紙として、変更後の管理簿の写しを添付すること。

別紙様式第 18 号（第 5 の 4（3））樹木採取区管理簿の変更時の森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区管理簿の変更について

本日付けで下記樹木採取区の樹木採取区管理簿を変更したので、通知する。

また、樹木採取区管理簿は森林管理署の庁舎において縦覧に供することとされているので、対応すること。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 変更の箇所
- 3 変更後の樹木採取区管理簿及び樹木採取区管理簿原簿別紙のとおり。

（注 1） 2 には、変更した管理簿及び管理簿原簿の項目名を記載すること。

（注 2） 別紙として、変更後の管理簿及び管理簿原簿の写しを添付すること。

（注 3） 森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

樹木採取区の採取面積等の情報の交付の申請について

下記の樹木採取区の最新の採取面積等に係る情報の交付について、下記のとおり申請  
します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 交付を希望する情報
- 3 連絡先

備考

- 1 : 交付を希望する情報には、「関係森林管理署名」、「権利設定料の額及び算定方法」、「採取箇所面積」、「樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができる見込みの面積」、「樹木採取権実施契約の締結期間」、「事業を開始しなければならない期間」、「事業開始期間延長の認可、事業休止の認可等の状況」、「樹木採取区の変更履歴」、「樹木採取権者の履歴」のうち交付を希望するものを記載してください。
- 2 : 連絡先には、電話番号、メールアドレス等について記載するほか、法人の場合は担当者名及び部署名についても記載してください。
- 3 : 本申請書の大きさは日本産業規格 A 4 としてください。

別紙様式第 20 号（第 5 の 4（6））樹木採取区管理簿原簿の情報の交付

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取区の採取面積等の情報の交付について

〇年〇月〇日付けで申請のあった、下記の樹木採取区の情報を交付します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 交付する情報

（参考） 2 の情報の時点

（注） 2 には交付の希望のあった「関係森林管理署名」、「権利設定料の額及び算定方法」、「採取箇所面積」、「樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができる見込みの面積」、「樹木採取権実施契約の締結期間」、「事業を開始しなければならない期間」、「事業開始期間延長の認可、事業休止の認可等の状況」、「樹木採取区の変更履歴」、「樹木採取権者の履歴」について、情報の時点とともに記載すること。

別紙様式第 21 号（第 6 の 2（2））樹木採取権の設定及び運用協定締結の森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の設定及び樹木採取権運用協定の締結について

下記の樹木採取区において樹木採取権の設定を行い、樹木採取権運用協定の締結を行ったので、通知する。

また、当該樹木採取区に係る樹木採取区管理簿及び樹木採取区管理簿原簿を作成したので、送付する。樹木採取区管理簿は森林管理署の庁舎において縦覧に供することとされているので、対応すること。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権の設定  
別紙 1 のとおり。
- 3 締結した樹木採取権運用協定  
別紙 2 のとおり。
- 4 樹木採取区管理簿及び樹木採取区管理簿原簿  
別紙 3 のとおり。

（注 1）別紙 1 として樹木採取権の設定の通知の写しを添付すること。

(注2) 森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権実施契約の締結について

下記の樹木採取区の樹木採取権実施契約（第〇期）の（締結・変更）を行ったので、通知する。

また、これに伴い当該樹木採取区に係る樹木採取区管理簿原簿を変更したので、送付する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 （締結・変更）した樹木採取権実施契約  
別紙 1 のとおり。
- 3 樹木採取区管理簿原簿  
別紙 2 のとおり。

（注 1）別紙 1 として、締結の場合にあっては、樹木採取権実施契約書の写しを添付し、変更の場合にあっては変更後の実施契約書の写しを変更箇所を明示して添付すること。

（注 2）本文また以降及び記の 3 は、管理簿原簿の変更がある場合のみ記載すること。

（注 3）森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 23 号（第 8 の 2（3）、3（1）、5（1））実行計画案の承認の森林管理署長  
への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

### 実行計画案の承認について（樹木採取権関係）

下記の樹木採取区の〇年度の（実行計画案・変更に係る実行計画案）を承認したので、  
通知する。ついては、下記の事項を実施するほか、下記の事項について報告すること。

加えて、跡地検査職員を下記のとおり任命したので、添付する跡地検査職員任命書を跡  
地検査職員に手交すること。

### 記

1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区

2 承認した実行計画  
別紙のとおり。

3 実施又は報告すべき事項

以下の表の区分に従い、以下の（1）から（3）までのそれぞれに定める事項を実施  
又は報告すること。

（1）国が収穫調査等を行う伐区

当該伐区に係る収穫調査等を樹木採取権運用協定（以下「運用協定」という。）第  
21 条の定めるところにより実施し、以下の事項について以下の期限までに報告するこ  
と。

ア 報告事項

（ア）収穫調査等の結果

（イ）収穫調査の使用機材等

（ウ）区域標示及び現地確認等の結果



(エ) その他

イ 報告期限

○年○月○日

(2) (1)のうち、国が伐区及び採取箇所的位置、伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認等を行う伐区

(1)の伐区のうち、伐区及び採取箇所的位置、伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認並びに当該伐区に係る区域標示を運用協定第21条第3項に基づき、(1)の収穫調査に際して行うこと。

(3) 樹木採取権運用協定第23条に規定する伐区

当該伐区に係る樹木料評定額の算定に必要な事項として、以下の事項について、以下の期限までに報告すること。

ア 報告事項

イ 報告期限

伐区	区分

#### 4 跡地検査職員一覧

担当伐区	官職	氏名

(注1) 3(1)ア(ア)の報告は、国有林野情報管理システムにおいて、立木販売予定価格評定調書の作成を行うことによるものとし、これ以外に樹木料評定額の算定に必要な事項があれば、3(1)ア(エ)で、その提出を具体的に森林管理署長に指示すること。

(注2) 3の表の区分の欄には、(1)から(3)までの区分を記載すること

(注3) 森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 24 号（第 8 の 2（4））跡地検査職員任命書

跡 地 検 査 職 員 任 命 書

検査職員  
（官職）  
（氏名）

国有林野の産物処分等に伴う跡地検査について（昭和 34 年 11 月 17 日付け 34 林野業第 5219 号林野庁長官通知）第 9 の 2 に基づき、〇〇樹木採取区の〇年度の実行計画に計上された伐区のうち下記の伐区に係る跡地検査を命ずる。

樹木採取権者から搬出済届の提出があった場合は速やかに跡地検査を行い、復命されたい。採取済届の提出後の検査の実施については、必要に応じて別途指示する。

記

○ 担当伐区

〇年〇月〇日

〇〇森林管理局長

（注 1）実行計画を添付すること。

（注 2）当該年度の実行計画に計上されたが樹木の採取が行われなかった伐区であって、次年度の実行計画に計上されなかった伐区については、次年度の任命の際に検査の必要がないことを通知すること。

別紙様式第 25 号（第 8 の 3（2）、4（3）、5（2））伐区の収穫調査結果又は樹木料評  
 定額の算定に必要な事項の報告

番 号  
 年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

〇〇森林管理署長

収穫調査結果等の報告について（樹木採取権関係）

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で報告の指示を受けた事項について、下記のとおり報告し  
 ます。

記

1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区

2 収穫調査結果等

(1) 収穫調査の結果等

伐区	林班	小班	調査 方法	伐採 方法	樹種	材積 (m <sup>3</sup> )	面積 (ha)	復命書 番号	評定 番号	備考

(2) 収穫調査の使用機材等

(3) 収穫調査による区域標示及び現地確認等の結果

別添の調査復命書の添付図面のとおり実施。

#### (4) その他

(注1) 国有林野産物収穫調査規程準則の制定について（昭和42年4月17日付け42林野業第193号）別紙第7条の調査復命書を添付すること。第8の4（3）の報告の場合は、樹木採取権者からの収穫調査結果の報告を添付すること。

(注2) 2（1）の報告に当たっては、国有林野情報管理システムにおいて、立木販売予定価格評定調書の作成を伐区ごとに行い、該当する評定番号を記入すること。

(注3) 2（1）以外で森林管理局長から樹木料評定額の算定に必要な事項について報告の指示があった場合は、2（4）で報告すること。

(注4) 森林管理署の支署にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。また、第8の4（3）の報告の場合は、「〇〇森林管理署長」の箇所に、審査等職員の官職及び氏名並びに〇〇森林管理署長経由である旨を記載すること。

別紙様式第 26 号（第 9 の 2）樹木料の確定通知の森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

樹木料の確定通知の発出について

下記の樹木採取区について、下記のとおり樹木料の確定通知を発出したので、通知する。また、当該通知により、伐区の採取期間及び搬出期間を指定したので、当該事項について、跡地検査職員に対し通知すること。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木料の確定通知  
別紙のとおり。

（注）森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

（住所）

（氏名又は名称）

（事業開始期間延長・事業休止）の申請について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 13 第（2・3）項に基づき、（事業開始期間の延長・事業の休止）について申請します。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 （事業開始期間延長・事業休止）をしようとする期間
- 3 （事業開始期間延長・事業休止）をしようとする理由

備考

- 1：3 の理由について記載された事項を証明する書類を添付してください。
- 2：本申請書の大きさは日本産業規格 A 4 としてください。

別紙様式第 28 号（第 10 の 2（2））事業開始期間延長又は事業休止の認可

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

（事業開始期間延長・事業休止）の認可について

〇年〇月〇日付けで申請のあった（事業開始期間延長・事業休止）について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 13 第（2・3）項に基づき、下記のとおり認可したので、通知します。

なお、本処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に林野庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、本処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、本処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、本処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国（法務大臣）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、本処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、本処分の日から 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 認可期間
- 3 その他

- (注1) 認可期間は、特に必要な場合を除き、法第8条の13第2項の事業開始期間延長の認可にあつては1年以内、同条第3項の事業休止の認可にあつては2年以内の期間とすることとし、認可の始期は次のとおり取り扱うこと。
- ア 事業開始期間延長の場合は、森林管理局長が通知した法第8条の13第1項の事業を開始しなければならない期間の満了の日の翌日とする。
- イ 現に事業開始期間延長又は事業休止の認可を受け、その認可期間の満了後に重ねて期間の延長をしようとする者については、現に認可を受けている期間の満了の日の翌日とする。
- (注2) 認可期間について、申請された期間よりも短い期間とした場合は、通知文の本文に括弧書きの記載を追加し、2にその理由について記載すること。この理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨で記載されるものであり、期間を短縮した理由がその記載自体から了知しうるものとなるよう可能な限り具体的に記載すること。
- (注3) 事業開始期間延長の認可又は事業休止の認可に伴い運用協定第29条第6項に基づき搬出期間を延長したときは、3に延長した期間を伐区ごとに記載すること。



番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

（事業開始期間延長・事業休止）の不認可について

〇年〇月〇日付けで申請のあった（事業開始期間延長・事業休止）については、下記理由により認可しないこととしましたので、通知します。

なお、本処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に林野庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、本処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、本処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、本処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国（法務大臣）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、本処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、本処分の日から 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区

2 不認可の理由

（注）不認可の理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨で記載されるものであり、判断の理由、審査基準の適用関係等がその記載自体から了知しうるものとなるよう可能な限り具体的に記載すること。

別紙様式第 30 号（第 10 の 2（2））事業開始期間延長又は事業休止の認可の森林管理署長  
への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

（事業開始期間延長・事業の休止）の認可について（樹木採取権関係）

下記の樹木採取区の事業について、（事業開始期間延長・事業の休止）を認可したので、通知する。

また、これに伴い当該樹木採取区に係る樹木採取区管理簿原簿を変更したので、送付する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 認可の通知  
別紙 1 のとおり。
- 3 認可期間
- 4 樹木採取区管理簿原簿  
別紙 2 のとおり。
- 5 その他

- (注1) 事業開始期間延長の認可又は事業休止の認可に伴い運用協定第29条第6項により搬出期間を延長したとき又は実施契約第18条第6項により採取期間を延長したときは、5に延長した期間を伐区ごとに記載すること。
- (注2) 森林管理署の支署にあつては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所にあつては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

事業の開始について

〇年〇月〇日付けで事業休止の認可のあった件について、下記のとおり休止した事業を開始しましたので、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 13 第 4 項に基づき届け出ます。

記

- 1 樹木採取区の名称     〇〇樹木採取区
- 2 事業を開始した日

備考：本届出書の大きさは日本産業規格 A 4 としてください。

別紙様式第 32 号（第 10 の 2 （3））事業の開始の森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

事業の開始について（樹木採取権関係）

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号により事業休止を認可したと通知した件について、樹木採取権者から下記のとおり事業を開始した旨届出があったので、通知する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権者からの届出  
別紙のとおり。
- 3 事業を開始した日

（注）森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 33 号（第 10 の 3（1）、（2）、（3））樹木料納付済届等の森林管理局長への進達

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

〇〇森林管理署長

（樹木料納付済届・着手届・採取済届）の提出について（樹木採取権関係）

下記のとおり（樹木料納付済届・着手届・採取済届）の提出があったので、進達する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 提出があった（樹木料納付済届・着手届・採取済届）別紙のとおり。
- 3 （樹木料納付済届・着手届・採取済届）に係る伐区

（注 1）樹木料納付済届の提出の場合には、樹木採取権者から提出された樹木料納付に係る納入告知書領収証書の写しを添付すること。

（注 2）3 は、樹木料の確定通知の文書番号及び対象となる伐区の番号を記載すること。

（注 3）森林管理署の支署にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

〇〇森林管理署長

樹木採取区における跡地検査の復命について

跡地検査職員から下記の樹木採取区に係る跡地検査復命書の提出があったので、進達する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 跡地検査に係る伐区
- 3 搬出済届及び跡地検査復命書  
別紙のとおり。

（注 1） 2 は、樹木料の確定通知の文書番号及び対象となる伐区の番号を記載すること。

（注 2） 森林管理署の支署にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所にあっては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 35 号（第 10 の 3（6））搬出期間延長の森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

搬出期間の延長について（樹木採取権関係）

下記のとおり、搬出期間を延長したので、通知する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権者に送付した搬出期間の延長に係る通知  
別紙のとおり。
- 3 搬出期間を延長した伐区
- 4 延長期間  
年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）

（注 1）別紙として、運用協定第 29 条第 1 項による搬出期間の延長の承認通知、同条第 6 項による承認通知、又は同条第 7 項に基づく搬出期間の延長を樹木採取権者に通知した書面の写しを添付すること。

（注 2）3 は、樹木料の確定通知の文書番号及び対象となる伐区の番号を記載すること。

（注 3）森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。



別紙様式第 36 号（第 10 の 3（6））採取期間延長の森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

採取期間の延長について（樹木採取権関係）

下記のとおり、採取期間を延長したので、通知する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権者に送付した採取期間の延長に係る通知  
別紙のとおり。
- 3 採取期間を延長した伐区
- 4 延長期間  
年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）

（注 1）別紙として、実施契約第 18 条第 1 項による採取期間の延長の承認通知、同条第 6 項による承認通知、又は同条第 7 項に基づく採取期間の延長を樹木採取権者に通知した書面の写しを添付すること。

（注 2）3 は、樹木料の確定通知の文書番号及び対象となる伐区の番号を記載すること。

（注 3）運用協定第 29 条第 5 項により採取期間の延長に伴い搬出期間が延長される場合は、その旨を 4 に記載すること。

(注4) 森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 37 号（第 10 の 3（8）、第 17 の 3（4）） 弁明の機会の付与に係る通知

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

弁明の機会の付与について

不利益処分をしようとするに当たり、弁明の機会の付与を行いますので、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 30 条の規定により、下記により通知します。

記

- 1 予定される不利益処分に係る樹木採取区の名称、所在地及び面積
  - （1）名称
  - （2）所在地  
別添 1 及び別添 2 のとおり。
  - （3）面積
- 2 予定される不利益処分の根拠となる法令の条項
- 3 不利益処分の原因となる事実及び予定される不利益処分の内容
- 4 弁明書の提出先
- 5 弁明書の提出期限

( 留意事項 )

- 1 弁明の機会の付与とは、あなたに、どのような事実を根拠として行政庁が処分をしようとするのか(処分の原因となる事実)を示し、その事実に対して弁明の機会を与えるものです。あなたは、弁明書(別紙)及び証拠書類等を提出期限までに提出することができます。
- 2 あなたは、代理人に弁明に関する一切の行為を委任することができます。この場合は、委任状の写し等代理人の資格を証明する書面を提出してください。代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を届け出てください。

(注1) 1には、本処分に係る樹木採取区の名称、所在地及び面積を記載すること。

(注2) 別添1として、公示されている最新の指定通知別紙様式第6号、別添2として公示されている最新の指定通知別紙様式第7号を添付すること。

(注3) 2には、可能な限り処分基準についても示すこと。

(注4) 3には、処分の理由と同様に処分の原因となる事実、処分基準の適用関係等がその記載自体から了知しうるものとなるよう可能な限り具体的に記載すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

弁明書

〇年〇月〇日付け第〇号で通知された件に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）第29条の規定により、下記のとおり弁明書（及び証拠書類等）を提出します。

記

- 1 不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見の有無  
有 ・ 無
- 2 弁明書に係る事案についての意見  
(意見は具体的に記載するようお願いします。)

備考

- 1：意見の根拠となる証拠書類又は証拠物があるときは、本文括弧書を追記し、当該証拠書類又は証拠物を併せて提出してください。
- 2：本弁明書の大きさは日本産業規格A4としてください。

別紙様式第 38 号（第 11 の 2（2））造林事業請負契約の調整結果

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

造林事業請負契約締結に係る樹木採取権者との最終の確認及び調整の結果について

下記の樹木採取区に係る造林事業請負契約締結に係る樹木採取権者との最終の確認及び調整の結果について、下記のとおり通知する。樹木採取権者と造林事業請負契約を締結するよう必要な準備を行うこと。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権者  
(住所)  
(氏名又は名称)
- 3 造林事業請負契約の対象となる伐区
- 4 本年度の造林事業請負契約の締結の意向
- 5 4で造林事業請負契約の締結を行うとした場合の植栽の時期
- 6 4で造林事業請負契約の締結を行うとした場合の造林事業請負契約の締結予定日
- 7 その他特記事項

(注1) 3は、樹木料の確定通知の文書番号及び対象となる伐区の番号を記載すること。

(注2) 森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 39 号（第 12 の 1）国有林野の使用の承認の森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

国有林野の使用の承認について（樹木採取権関係）

下記のとおり運用協定第 34 条第 1 項に基づき国有林野の使用（国有林野の使用又は無料利用）を承認したので、通知する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権者に送付した承認に係る国有林野の使用申請書の写し別紙のとおり。

（注 1）別紙には、添付資料の図面も含めること。

（注 2）森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。



別紙様式第 40 号（第 12 の 3）路網等新設協定等の締結の森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

（路網等新設協定・林道改良協定）の締結について（樹木採取権関係）

下記の樹木採取区に係る樹木採取権者と別添の（路網等新設協定書・林道改良協定書）  
のとおり協定を締結したので、通知する。

記

○ 樹木採取区の名称      〇〇樹木採取区

（注）森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署  
長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事  
務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 41 号（第 13 の 1 （2））定期報告の森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

定期報告について（樹木採取権関係）

下記の樹木採取区に係る〇年度の定期報告の提出があったので通知する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 定期報告  
別紙のとおり。

（注）森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 42 号（第 15 の 1（1））聴聞通知書

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

聴聞通知書

不利益処分をしようとするに当たり、意見陳述の機会として聴聞を行いますので、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項の規定により、下記により通知します。

記

- 1 聴聞の件名
- 2 予定される不利益処分に係る樹木採取区の名称、所在地及び面積
  - （1）名称
  - （2）所在地  
別添 1 及び別添 2 のとおり。
  - （3）面積
- 3 予定される不利益処分の根拠となる法令の条項
- 4 不利益処分の原因となる事実及び予定される不利益処分の内容
- 5 聴聞の期日  
年 月 日 時 分から
- 6 聴聞の場所、公開非公開の別  
（公開・非公開）

7 聴聞の主宰者

(職名)

(氏名)

8 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(組織) ○○森林管理局○○部○○課

(所在地)

(電話番号)

備考

- 1 : あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出するか、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書（別紙1）及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 : あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。この場合は、文書等閲覧請求書（別紙2）により請求してください。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて閲覧の請求が必要となった場合には、口頭で閲覧の請求をすることができます。
- 3 : その他聴聞に際しての留意事項は以下のとおりです。

( 聴聞に際しての留意事項 )

- 1 聴聞とは、あなたに、どのような事実を根拠として行政庁が処分をしようとするのか(処分の原因となる事実)を示し、その事実に対して口頭による意見陳述、質問等の機会を与えるものです。
- 2 あなたは、やむを得ない理由がある場合は、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。この場合は、聴聞の期日の○日前までに、聴聞期日変更申立書（別紙3）により申立てしてください。また、聴聞の期日は森林管理局長が職権で変更する場合があります。
- 3 あなたは、代理人に聴聞に関する一切の行為を委任することができます。この場合は、委任状の写し等代理人の資格を証明する書面を提出してください。代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を届け出てください。
- 4 あなたは、聴聞の期日に補佐人とともに出頭することができます。この場合は、聴聞の期日の10日前までに補佐人出頭許可申請書（別紙4）により申請してください。
- 5 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書と本人であることを証するもの（運転免許証、健康保険証など）を持参してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、備考1の陳述書及び証拠書類等を提出しない場合は、聴聞を終結することがあります。
- 7 あなたは、行政手続法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の閲覧を求めるこ

とができます。この場合、聴聞調書等閲覧申請書（別紙5）により申請してください。

- 8 聴聞の主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、陳述を制限することがあります。また、聴聞の主宰者は、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他聴聞の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることがあります。

(注1) 1には「樹木採取権の※の取消しに係る聴聞」と記載すること。※には、「全部」又は「一部」を選択して記載すること。

(注2) 2には、取消しに係る樹木採取区の名称、所在地及び面積（一部の取消しの場合には、所在地及び面積については、取消しに係る樹木採取区の一部の所在地及び面積）を記載すること。

(注3) 別添1として、公示されている最新の指定通知別紙様式第6号、別添2として公示されている最新の指定通知別紙様式第7号を添付すること。

(注4) 3には、可能な限り処分基準についても示すこと。

(注5) 4には、当事者が適切に聴聞に臨むことができるよう、別紙様式第45号における取消しの理由と同様に処分の原因となる事実、処分基準の適用関係等がその記載自体から了知しうるものとなるよう可能な限り具体的に記載すること。

(注6) 8の組織の欄には、当事者が連絡に支障を来すことがないように、基本的に担当課室名まで記載すること。

年 月 日

(聴聞の主宰者) 殿

(住所)

(氏名又は名称)

陳述書

○年○月○日付け第○号で通知された※に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）第21条第1項の規定により、下記のとおり聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出します。

## 記

- 1 不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見の有無  
有 ・ 無
- 2 陳述書に係る事案についての意見  
(意見は具体的に記載するようお願いいたします。)

## 備考

- 1 : ※には、通知書に記載された聴聞の件名を記載してください。
- 2 : 意見の根拠となる証拠書類又は証拠物を併せて提出してください。
- 3 : 本陳述書の大きさは日本産業規格A4としてください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)  
(氏名又は名称)

文書等閲覧請求書

〇年〇月〇日付け第〇号で通知された聴聞に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）第18条第1項の規定により、次のとおり文書等の閲覧を請求します。

記

- 1 閲覧をしようとする資料の標目
- 2 閲覧を希望する日時  
年 月 日 時 分

備考：本請求書の大きさは日本産業規格A4としてください。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

## 聴聞期日変更申立書

〇年〇月〇日付け第〇号で通知された聴聞に関し、農林水産省聴聞手続規則（平成6年農林水産省令第62号）第3条第1項の規定により、次のとおり期日の変更を申し立てます。

## 記

- 1 既に通知されている聴聞の期日  
年 月 日 時 分
- 2 変更を希望する期日  
年 月 日 時 分
- 3 変更の申立てを行う理由

備考：本申立書の大きさは日本産業規格A4としてください。



年 月 日

(聴聞の主宰者) 殿

(住所)

(氏名又は名称)

## 補佐人出頭許可申請書

○年○月○日付け第○号で通知された聴聞に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）第20条第3項の規定により、次のとおり補佐人とともに出頭することを申請します。

## 記

- 1 補佐人の氏名
- 2 補佐人の住所
- 3 樹木採取権者との関係
- 4 補佐人が補佐する事項
- 5 補佐人を必要とする理由

備考：本申請書の大きさは日本産業規格A4としてください。

年 月 日

(備考1) 殿

(住所)

(氏名又は名称)

## 聴聞調書等閲覧申請書

○年○月○日付け第○号で通知された聴聞に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）第24条第4項の規定により、次のとおり聴聞調書又は報告書の閲覧を申請します。

## 記

- 1 閲覧をしようとする聴聞調書・報告書  
(該当する聴聞の件名及び期日を明記してください。)
- 2 閲覧を希望する日時  
年 月 日 時 分

## 備考

- 1 : 聴聞の終結前の場合は聴聞の主宰者名を、聴聞の終結後の場合は○○森林管理局長と記載してください。
- 2 : 本申請書の大きさは日本産業規格A4としてください。

別紙様式第 43 号（第 15 の 1 （ 1 ）） 聴聞手続参加要請書

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

（聴聞の主宰者）

聴聞手続への参加について

下記件名の聴聞につき、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、あなたに参加人として当該聴聞への参加をお願いします。（注 1）

記

- 1 聴聞の件名
- 2 不利益処分の名宛人となるべき者
- 3 予定される不利益処分に係る樹木採取区の名称、所在地及び面積
- 4 予定される不利益処分の根拠となる法令の条項
- 5 不利益処分の原因となる事実及び予定される不利益処分の内容
- 6 聴聞の期日  
年 月 日 時 分から
- 7 聴聞の場所、公開非公開の別  
（公開・非公開）
- 8 聴聞の主宰者

(職名)

(氏名)

9 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(組織) ○○森林管理局○○部○○課

(所在地)

(電話番号)

備考

- 1 : あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出するか、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書（別紙1）及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 : あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。この場合は、文書等閲覧請求書（別紙2）により請求してください。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて閲覧の請求が必要となった場合には、口頭で閲覧の請求をすることができます。
- 3 : その他聴聞に際しての留意事項は以下のとおりです。

(聴聞に際しての留意事項)

- 1 聴聞とは、不利益処分の名宛人となるべき者に、どのような事実を根拠として行政庁が処分をしようとするのか（処分の原因となる事実）を示し、その事実に対して口頭による意見陳述、質問等の機会を与えるものです。
- 2 森林管理局長は、不利益処分の名宛人となるべき者の申立てにより又は職権で聴聞の期日を変更する場合があります。
- 3 あなたは、代理人に聴聞に関する一切の行為を委任することができます。この場合は、委任状の写し等代理人の資格を証明する書面を提出してください。代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を届け出てください。
- 4 聴聞の期日に補佐人とともに出頭することができます。この場合は、聴聞の期日の10日前までに補佐人出頭許可申請書（別紙3）により申請してください。
- 5 あなたは、聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書と本人であることを証するもの（運転免許証、健康保険証など）を持参してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、備考1の陳述書及び証拠書類等を提出しない場合は、聴聞を終結することがあります。
- 7 あなたは、行政手続法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の閲覧を求めることができます。この場合、聴聞調書等閲覧申請書（別紙4）により申請してください。
- 8 聴聞の主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述す

るときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、陳述を制限することがあります。また、聴聞の主宰者は、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他聴聞の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることがあります。

(注1) 樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者として登録されている者に対する通知には、「なお、本通知は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の22第2項の通知を兼ねるものです。」と記載すること。

(注2) 1には、別紙様式第42号と同内容を記載すること。

(注3) 2には、樹木採取権者の氏名又は名称を記載すること。

(注4) 3～9は、別紙様式第42号と同内容を記載すること。

(注5) 別紙様式第42号の別紙1及び別紙2をそれぞれ別紙1及び別紙2とし、別紙様式第42号の別紙4を「樹木採取権者」とあるのは「参加人」とした上で別紙3と、別紙様式第42号の別紙5を別紙4とし、それぞれを添付すること。

第〇回 聴聞調書

1 聴聞の件名

2 聴聞の期日及び場所

(1) 聴聞の期日

年 月 日 時 分から 時 分まで

(2) 聴聞の場所

3 聴聞の主宰者

(職名)

(氏名)

4 出頭した当事者等の氏名及び住所並びに聴聞の期日に出頭した森林管理局職員の氏名及び職名

(1) 当事者等

(住所)

(氏名)

(2) 森林管理局職員

(職名)

(氏名)

5 出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無

6 当事者等及び森林管理局職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

7 提出された証拠書類等の標目

資料の名称	提出者名	提出日	備考

## 8 その他参考となるべき事項

(注1) 1の聴聞の件名は、別紙様式第42号と同一の件名とすること。

(注2) 4から6までの「当事者等」とは、当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人をいう。

(注3) 聴聞の期日における審理が行われなかった場合は、4の項目の記載は不要とする。

(注4) 本調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付することができる。

(注5) その他聴聞調書の作成等については、行手法施行通知第3の十によること。

## 聴聞報告書

- 1 聴聞の件名
- 2 聴聞の主宰者  
(職名)  
(氏名)
- 3 当事者等の氏名等
- 4 聴聞の経過
- 5 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
- 6 5の主張に理由があるか否かについての主宰者の意見及び理由
  - (1) 意見
  - (2) 意見についての理由

(注1) 1の聴聞の件名は、別紙様式第42号と同一の件名とすること。

(注2) 3及び5の「当事者等」とは、当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人をいう。

(注3) 6については、客観的な証拠の有無、当事者等の主張に関する心証等に基づいて、公正・中立的な立場から、当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載すること。

(注4) その他聴聞報告書の作成等については、行手法施行通知第3の十によること。



別紙様式第 45 号（第 15 の 1（2）、2（1））樹木採取権の取消しの通知

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長  
（登録番号 T8000012050001）

樹木採取権の取消しについて

下記のとおり国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 22 第 1 項（（注 1））の規定に基づき樹木採取権の（注 2）を取り消したので通知します。（注 3）

なお、本処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に林野庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、本処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、本処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、本処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国（法務大臣）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、本処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、本処分の日から 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 不利益処分の内容

- （1）取り消された樹木採取権に係る樹木採取区の名称
- （2）取り消された樹木採取権に係る樹木採取区の所在地及び面積
- （3）取消しの理由

## 2 権利設定料の返還額（注6）

権利設定料返還額	備考
円 （うち消費税及び地方消費税 円・ 消費税率 %）	権利設定料返還額の算定 方法は別添のとおり

（注1）該当する号（例えば、第1号イ、第2号等）を記載すること。

（注2）「全部」又は「一部」のいずれかを記載すること。

（注3）樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者に対する法第8条の22第1項第2号に係る取消しの通知には、「当該樹木採取権の取消しに係る同法第8条の23第1項による補償金の供託をしなくてもよい場合は、○年○月○日までに任意様式により申出をしてください。」と記載すること。

（注4）1（2）には、取消しに係る樹木採取区の所在地及び面積（一部の取消しの場合には、取消しに係る樹木採取区の一部の所在地及び面積）を記載すること。

（注5）1（3）の取消しの理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨で記載されるものであり、処分の原因となる事実、処分基準の適用関係等がその記載自体から了知しうるものとなるよう可能な限り具体的に記載すること。

（注6）樹木採取権者に対する法第8条の22第1項第2号に係る取消しの通知のみ記載すること。記載する場合には、事務連絡等により、権利設定料の振込先口座の名義、金融機関名、支店名、口座の種類及び口座番号を確認する振込先確認書の作成を依頼すること。

別紙様式第 46 号（第 15 の 2（2））補償の対象となる損失及び補償金額の算定方法の提示

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

補償の対象となる損失及び補償金額の算定方法について

樹木採取権の（注 1）による損失について、下記のとおり国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 23 第 1 項の規定による補償の対象となる損失及び補償金額の算定方法を提示します。これらに同意いただける場合は、〇年〇月〇日までに以下に記名の上、御返送ください。同意いただけた場合には、追って補償金額につき協議させていただきます。（注 2）

記

- 1 補償の対象となる損失
- 2 補償金額の算定方法

---

〇〇森林管理局長 殿

上記について同意します。

（住所）

（氏名又は名称）

(注1) 「全部の取消し」、「一部の取消し」、「全部の消滅」、「一部の消滅」のいずれかを記載すること。

(注2) 補償金額の算定に、樹木採取権者からの書類の提出が必要な場合は、「補償金額の算定に必要となりますので、〇〇について提出をお願いいたします。」と記載すること。〇〇には具体的な書類名を記載すること。

別紙様式第 47 号（第 15 の 2（2））補償金額の協議

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

補償金額の協議について

樹木採取権の（注）による損失について、下記のとおり 月 日に同意をいただいた算定方法等により算出した補償金額について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 23 第 2 項の規定に基づき協議します。同意いただける場合は、〇年〇月〇日までに以下に記名の上、御返送ください。

記

1 補償の対象となる損失

2 補償金額の算定方法

3 補償金額 円

---

〇〇森林管理局長 殿

上記について同意します。

（住所）

（氏名又は名称）

（注）「全部の取消し」、「一部の取消し」、「全部の消滅」、「一部の消滅」のいずれかを記載すること。

別紙様式第 48 号（第 16 の 2 （ 1 ）） 樹木採取権の消滅に伴う権利設定料の返還額の通知

番 号  
年 月 日

(住所)  
(氏名又は名称) 殿

〇〇森林管理局長  
(登録番号 T8000012050001)

樹木採取権の消滅に伴う権利設定料の返還額について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 22 第 3 項の規定による樹木採取権の（注 1）の消滅に伴う権利設定料の返還額を通知します。

記

- 1 消滅した樹木採取権に係る樹木採取区の名称
- 2 権利設定料の返還額

権利設定料返還額	備考
円 (うち消費税及び地方消費税 円・ 消費税率 %)	権利設定料返還額の算定 方法は別添のとおり

(注 1) 「全部」、「一部」のいずれか記載すること

(注 2) 本通知に加え、事務連絡等により、権利設定料の振込先口座の名義、金融機関名、支店名、口座の種類及び口座番号を確認する振込先確認書の作成を依頼すること。

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

樹木採取権の移転について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 17 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 樹木採取権に係る樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権の移転の原因
- 3 樹木採取権の移転の原因を証する書類  
別紙 1 のとおり。
- 4 法第 8 条の 17 第 3 項の申請書  
別紙 2 のとおり。
- 5 樹木採取権に係る権利義務の引継ぎに関する事項  
別紙 3 のとおり。

## 備考

- 1：2は、売買契約の締結等、樹木採取権の移転の原因となった事実について記載してください。
- 2：別紙1として、樹木採取権の移転の原因が滞納処分に係る公売に関するものであるときは、売却決定通知書を添付してください。また、移転の原因が競売に関するものであるときは、期間入札調書又は特別売却調書の謄本等、申請者が競落人となったことを証する書類を添付してください。その他、2で記載した移転の原因を証する書類を添付してください。
- 3：別紙2として、公募において示された樹木採取権設定申請書作成要領における申請様式1から申請様式10まで及び参考様式並びに樹木採取権設定申請書及び申請様式1から申請様式10までにおいて添付することとされているものを添付してください。買受適格証明書を得て競売又は公売により競落人となった者が申請しようとする場合、添付すべき書類で当該買受適格証明書に係る買受適格証明願に添付して提出された書類については、当該提出時点からこの申請時点までに記載内容を変更すべきものがないときは、末尾に買受適格証明願に添付して既に提出したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し支えありません。
- 4：別紙3には、3のほかに樹木採取権運用協定、樹木採取権実施契約等に係る権利義務の引継ぎに関して樹木採取権者と約定している場合にはその内容を記載し、当該約定に係る書類がある場合は、その書類の写しを添付してください。当該約定又は書類がない場合には、記載又は添付する必要はありません。
- 5：本申請書の大きさは日本産業規格A4としてください。



別紙様式第 50 号（第 17 の 1 （1））関係都道府県知事に対する協議（樹木採取権の移転）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の移転の許可について（協議）

下記のとおり樹木採取権の移転の許可に当たり、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 17 第 4 項に基づき協議しますので、〇年〇月〇日までに任意様式により回答をお願いします。

なお、意見等がある場合は、回答に併せてその理由を示すほか、根拠となる資料を添付してください。

記

- 1 樹木採取権の移転を受けようとする者の氏名又は名称及び住所  
（氏名又は名称）  
（住所）

2 審査結果

項目		樹木採取権の移転を受けようとする者
申請の形式上の要件への適合		
法第 8 条の 17 第 5 項第 1 号の基準への適合	法第 8 条の 10 第 1 項各号に掲げる基準への適合	
	法第 8 条の 11 各号の欠格事由	

法第8条の17第5項第2号の基準への適合	
----------------------	--

3 申請書  
別紙のとおり。

(注1) 別紙として添付書類を含めた、樹木採取権の移転を受けようとする者に係る申請書類の写し一式を添付すること。

(注2) 参考資料として、局審査基準等通知を添付すること。

別紙様式第 51 号（第 17 の 1 （1））樹木採取権の移転の許可

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の移転の許可について

〇年〇月〇日付けで申請のあった樹木採取権の移転については、下記により許可します。

記

1 樹木採取権に係る樹木採取区

（1）樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区

（2）樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

（3）樹木採取区の面積

〇〇〇.〇〇ha

（注）面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。

（4）区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

2 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の存続期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの〇年〇月〇日間とする。

3 事業を開始しなければならない期間

樹木採取権の移転のときは、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日とする。樹木採取権実施契約の契約期間が満了したときは、当該契約期間の満了日から〇年間（ただし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 18 第 2 項の基準に適合しないと認められたときを除く。）とする。

#### 4 許可の条件

本許可に係る移転前の樹木採取権者（以下「旧樹木採取権者」という。）が森林管理局長と締結した樹木採取権運用協定、樹木採取権実施契約等（以下「運用協定等」という。）の規定により運用協定等のうち存続することとされた条項が規定する事項の取扱いについて、森林管理局長並びに森林管理局長及び旧樹木採取権者から協議の要請を受けたときは、これを拒んではならない。

#### 5 その他

樹木採取権者は、やむを得ない理由により3の期間内に事業を開始できない場合又は事業を開始した後、引き続き1年以上事業を休止しようとする場合は、法第8条の13第2項又は第3項の規定により、事業開始の延期又は事業の休止について、森林管理局長の認可を受けなければならない。

森林管理局長は、法第8条の13第1項の事業の開始、同条第2項の規定に基づく事業の開始の延期及び同条第3項の規定に基づく事業の休止の認可手続の状況を定期的に点検することから、樹木採取権者は森林管理局長から調査があった場合、真摯に協力すること。

(注1) 1には、公示されている内容を転記するとともに、別紙1として公示されている最新の指定通知の別紙様式第6号、別紙2として公示されている最新の指定通知の別紙様式第7号を添付すること。

(注2) 2の始期は、可能な限り確定年月日で記載することとするが、これによることが難しい場合には、客観的に樹木採取権の存続期間を了知可能な方法で記載することができる。

(注3) 3は、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、原則1年とすること。また、樹木採取権の移転のときの期間は、2の始期を確定年月日で記載するときは確定年月日で記載することとするが、これによることが難しい場合には、樹木採取権の移転の許可の日から〇年間という形で記載すること。

(注4) 4には、上記のほか必要な条件を付すこと。

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

### 樹木採取権の移転の不許可について

〇年〇月〇日付けで申請のあった樹木採取権の移転については、下記理由により許可しません。

なお、本処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に林野庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、本処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、本処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、本処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国（法務大臣）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、本処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、本処分の日から 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 記

1 樹木採取権に係る樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区

2 不許可の理由

（注） 2 の不許可の理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨で記載されるものであり、処分の原因となる事実、審査基準の適用関係等がその記載自体から了知しうるものとなるよう可能な限り具体的に記載すること。

別紙様式第 53 号（第 17 の 1 （1））樹木採取権の移転の許可の林野庁長官への報告

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の移転の許可について

下記のとおり、樹木採取権の移転の許可を行ったので報告する。

記

- 1 樹木採取権の移転の許可
  - (1) 樹木採取権の移転の原因
  - (2) 許可の内容  
別紙のとおり。

2 審査結果の概要

項目		許可を受けた者
申請の形式上の要件への適合		
法第 8 条の 17 第 5 項第 1 号の基準への適合	法第 8 条の 10 第 1 項各号に掲げる基準への適合	
	法第 8 条の 11 各号の欠格事由	
法第 8 条の 17 第 5 項第 2 号の基準への適合		

### 3 都道府県知事協議の結果

(注) 別紙として、樹木採取権の移転の許可の通知を添付すること。

別紙様式第 54 号（第 17 の 1 （2））樹木採取権の移転後の運用協定締結の森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

### 樹木採取権運用協定の締結について

下記の樹木採取区において樹木採取権の移転があり、樹木採取権運用協定の締結を行ったので、通知する。

また、これに伴い当該樹木採取区に係る樹木採取区管理簿原簿を変更したので、送付する。

### 記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権の移転の許可  
別紙 1 のとおり。
- 3 締結した樹木採取権運用協定  
別紙 2 のとおり。
- 4 樹木採取区管理簿原簿  
別紙 3 のとおり。

（注 1）別紙 1 として樹木採取権の移転の許可の通知の写し、別紙 2 として運用協定書の写し、別紙 3 として変更した当該樹木採取区に係る樹木採取区管理簿原簿の写しを添付すること。

（注 2）森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。



年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

買受適格証明願

樹木採取権の（競売・公売）に参加したいので、競落人となった場合には、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 17 第 2 項の許可を得られるものであることを証明願います。

記

- 1 樹木採取権に係る樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 （競売・公売）について
- 3 法第 8 条の 17 第 3 項の申請書別紙のとおり。

備考

- 1 : 2 は、競売又は公売を行う機関の名称、事件番号、物件番号その他の公告記載事項等、競売又は公売を特定するに足りる情報を記載してください。
- 2 : 3 は、公募において示された樹木採取権設定申請書作成要領の申請様式 1 から申請様式 10 まで並びに樹木採取権設定申請書及び申請様式 1 から申請様式 10 までにおいて添付することとされているものを添付してください。
- 3 : 本申請書の大きさは日本産業規格 A 4 としてください。

別紙様式第 56 号（第 17 の 2（1））買受適格証明を行う際の関係都道府県知事への意見聴取

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇森林管理局長

買受適格証明書の発行について（意見聴取）

下記の樹木採取区に係る樹木採取権の（競売・公売）に際し、以下の者に買受適格証明書を交付するか否かの判断のため意見聴取を行いますので、〇年〇月〇日までに任意様式により回答をお願いします。

なお、意見等がある場合は、回答に併せてその理由を示すほか、根拠となる資料を添付してください。

記

1 樹木採取区

〇〇樹木採取区（別紙 1 の公示のとおり。）

2 買受適格証明書発行予定者

（1）氏名又は名称及び住所

（住所）

（氏名又は名称）

（2）審査結果

（3）買受適格証明願

別紙 2 のとおり。

（注 1）別紙 1 として最新の樹木採取区の公示を添付すること。

（注 2）別紙 2 として買受証明書発行予定者全員の買受適格証明願を添付すること。

（注 3）参考資料として、局審査基準等通知を添付すること。

別紙様式第 57 号（第 17 の 2（1））買受適格証明書

番 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

買受適格証明書

下記の樹木採取区に係る樹木採取権に関し、下記 2 に係る（競売・公売）について、買受適格を有することを証明します。

記

1 樹木採取区

- （1）樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- （2）樹木採取区の所在地  
別紙 1 及び別紙 2 のとおり。
- （3）樹木採取区の面積  
〇〇〇. 〇〇ha  
（注）面積は、〇〇（〇年〇月〇日時点）の計測による。
- （4）区域図及び区域位置図  
別紙 2 のとおり。

2 （競売・公売）について

- （注 1）別紙 1 として、公示されている最新の指定通知の別紙様式第 6 号、別紙 2 として公示されている最新の指定通知の別紙様式第 7 号を添付すること。
- （注 2） 2 には、買受適格証明願の記の 2 に記載された内容を転記すること。

別紙様式第 58 号（第 17 の 2 （1））買受適格証明書を交付しないことについての通知

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

買受適格証明書を交付しないことについて

〇年〇月〇日付けで申請のあった買受適格証明願について、買受適格証明書を交付しないこととしたので、通知します。

記

- 1 樹木採取権に係る樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 交付しないこととした理由

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

樹木採取権の一般承継について

一般承継によって樹木採取権を取得したので、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 18 第 1 項に基づき以下のとおり届け出ます。

記

- 1 樹木採取権に係る樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 一般承継があったことを証する書類  
別紙 1 のとおり。
- 3 法第 8 条の 9 第 1 項各号に掲げる事項を記載した書類  
別紙 2 のとおり。

備考

- 1：2 は、法人の場合は登記事項証明書等、個人の場合は遺産分割協議書の写し等を添付してください。
- 2：3 は、公募において示された樹木採取権設定申請書作成要領の申請様式 1 から申請様式 10 まで並びに樹木採取権設定申請書及び申請様式 1 から申請様式 10 までにおいて添付することとされているものを添付してください。
- 3：本申請書の大きさは日本産業規格 A 4 としてください。

別紙様式第 60 号（第 17 の 3 （2））一般承継の届出に係る林野庁長官への報告

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の一般承継について

下記のとおり国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 18 第 1 項の届出が一般承継によって樹木採取権を取得した者からあったので、報告する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 一般承継によって樹木採取権を取得した者  
(住所)  
(氏名又は名称)
- 3 届出  
別紙のとおり。

別紙様式第 61 号（第 17 の 3（2））一般承継の届出に係る森林管理署長への通知

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の一般承継について

下記のとおり国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 18 第 1 項の届出が一般承継によって樹木採取権を取得した者からあったので、通知する。

また、これに伴い当該樹木採取区に係る樹木採取区管理簿原簿を変更したので、送付する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 一般承継によって樹木採取権を取得した者  
(住所)  
(氏名又は名称)
- 3 届出  
別紙 1 のとおり。
- 4 樹木採取区管理簿原簿  
別紙 2 のとおり。

(注) 森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。

別紙様式第 62 号（第 17 の 3（3））一般承継の届出に係る関係都道府県知事への通知

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の一般承継について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）法第 8 条の 18 第 1 項の届出が一般承継によって樹木採取権を取得した者からあったので、通知します。

下記の者が、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により都道府県が公表する民間事業者でなくなった場合は、連絡をお願いします。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 一般承継によって樹木採取権を取得した者  
(住所)  
(氏名又は名称)



別紙様式第 63 号（第 17 の 3（4））一般承継の適合通知

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 18 第 2 項各号に掲げる基準に適合すると認めることについて

〇年〇月〇日付けの樹木採取権の一般承継についての届出（樹木採取権に係る樹木採取区の名称〇〇樹木採取区）につき、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 18 第 2 項各号に掲げる基準に適合すると認めますので、同項に基づきその旨通知します。

別紙様式第 64 号（第 17 の 3（4））一般承継の不適合通知

番 号  
年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

〇〇森林管理局長

国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 18 第 2 項各号に掲げる基準に適合しないと認めることについて

〇年〇月〇日付けの樹木採取権の一般承継についての届出（樹木採取権に係る樹木採取区の名称〇〇樹木採取区）につき、下記のとおり国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 18 第 2 項各号に掲げる基準に適合しないと認めます。ついては、本通知が到達した日から 1 年以内に樹木採取権を譲渡しなければなりません。

以上、同項に基づき通知します。

なお、本処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に林野庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、本処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、本処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、本処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、本処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国（法務大臣）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、本処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、本処分の日から 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

○ 法第 8 条の 18 第 2 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由

(注) この理由は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨で記載されるものであり、処分の原因となる事実、処分基準の適用関係等がその記載自体から了知しうるものとなるよう可能な限り具体的に記載すること。

別紙様式第 65 号（第 17 の 3（5））一般承継の不適合通知に係る林野庁長官への報告

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の一般承継に係る国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 18 第 2 項に掲げる基準の不適合通知について

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号の件について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 18 第 2 項各号に掲げる基準に適合しないと認め、下記のとおり樹木採取権者に樹木採取権を譲渡すべき旨を通知したので報告する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権者  
(住所)  
(氏名又は名称)
- 3 通知  
別紙のとおり。

(注) 樹木採取権者に通知した別紙様式第 64 号の写しを添付すること。

番 号  
年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

〇〇森林管理局長

樹木採取権の一般承継に係る国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 18 第 2 項に掲げる基準の不適合通知について

〇年〇月〇日付け〇〇第〇号の件について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）法第 8 条の 18 第 2 項各号に掲げる基準に適合しないと認め、下記のとおり樹木採取権者に樹木採取権を譲渡すべき旨を通知したので通知する。

記

- 1 樹木採取区の名称 〇〇樹木採取区
- 2 樹木採取権者  
(住所)  
(氏名又は名称)
- 3 通知  
別紙のとおり。

(注 1) 樹木採取権者に通知した別紙様式第 64 号の写しを添付すること。

(注 2) 森林管理署の支署に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理署〇〇支署長」と変更し、森林管理事務所に対しては「〇〇森林管理署長」を「〇〇森林管理事務所長」と変更して使用すること。